

令和 3 年

第 1 回臨時会

会 議 録

第 2 回定例会

奄美市議会

第1回臨時会

会議録目次

第2回定例会

○第1回臨時会

議事日程・付議事件	1
-----------	---

5月28日（金）

出席議員及び欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	3
職務のため出席した事務局職員	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
報告第2号～第5号（4件） 上程	5
議案第35号（1件） 上程	13
議案第36号（1件） 上程	14



○第2回定例会

議事日程・付議事件	17
第2回定例会一般質問通告	20

6月15日（火）（第1日目）

出席議員及び欠席議員	29
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	29
職務のため出席した事務局職員	29
会議録署名議員の指名	31
会期の決定	31
議案第37号～第47号（11件） 上程	31
議案第48号（1件） 上程	33
奄美大島地区介護保険一部事務組合議会議員の選挙	33

6月16日（水）（第2日目）

出席議員及び欠席議員	35
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	35
職務のため出席した事務局職員	36

一般質問

川口 幸義 君（自由民主党）	37
多田 義一 君（自民党奄美）	45
関 誠之 君（立憲民主党）	55
弓削 洋平 君（チャレンジ奄美）	66

6月17日（木）（第3日目）

出席議員及び欠席議員	77
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	77
職務のため出席した事務局職員	78

一般質問

崎田 信正 君（日本共産党）	79
荒田 幸司 君（日本共産党）	89
林山 克巳 君（自民党奄美）	99
栄 ヤスエ 君（公明党）	110

6月18日（金）（第4日目）

出席議員及び欠席議員	125
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	125
職務のため出席した事務局職員	126

一般質問

竹山 耕平 君（自民党奄美）	127
奥 輝人 君（自由民主党）	138
橋口 耕太郎君（公明党）	148

6月22日（火）（第5日目）

出席議員及び欠席議員	161
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	161
職務のため出席した事務局職員	162
議案第37号～第47号（11件）上程	163
議案付託	171
陳情付託	171

7月1日（木）（第6日目）

出席議員及び欠席議員	173
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	173
職務のため出席した事務局職員	173

議案第 37 号～47 号（11 件）上程	175
請願第 2 号，請願第 1 号（2 件）上程	180
陳情第 4 号，陳情第 2 号（2 件）上程	182
発議第 6 号（1 件）上程	184
議案第 49 号～第 51 号（3 件）上程	186
発議第 2 号（1 件）上程	187
発議第 3 号（1 件）上程	188
発議第 4 号（1 件）上程	188
発議第 5 号（1 件）上程	189
閉会中の継続審査について	190

別紙

各常任委員会審査報告書	191
閉会中の継続審査の申出について	194
参考資料（意見書等）	195

会期・議事日程 付 議 事 件

令和3年第1回奄美市議会臨時会議事日程及び付議事件

○令和3年5月21日 奄美市議会第1回臨時会を招集した。

○会 期 1日間

○議事日程

月 日	曜	区 分	日 程				
5月28日	金	本会議	1 会議録署名議員の指名				
			2 会期の決定（1日間）				
			3 報告第2号～5号（専決）	上程	説明	質疑	討論 採決
			4 議案第35号	上程	説明	質疑	討論 採決
			（教育委員会教育長の任命について）	上程	説明	質疑	討論 採決
			5 議案第36号				
			（固定資産評価員の選任について）	上程	説明	質疑	討論 採決

○ 付議事件は、次のとおりである。

番 号	議案等番号	件 名	議決年月日	議決結果	付託委員会
		専決処分の報告について （専決第7号 市営住宅明渡し等請求に関する訴訟の提起について）			
		専決処分の報告について （専決第8号 市営住宅明渡し等請求に関する訴訟の提起について）			
		専決処分の報告について （専決第9号 市営住宅の使用料滞納に係る訴え提起前の和解申立てについて）			
		専決処分の報告について （専決第11号 和解及び損害賠償の額を定めることについて）			
(1)	報告第2号	専決処分の承認を求めることについて （専決第4号 奄美市税条例等の一部を改正する条例の制定について）	R3. 5. 28	承認	本会議
(2)	報告第3号	専決処分の承認を求めることについて （専決第5号 奄美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について）	R3. 5. 28	承認	本会議
(3)	報告第4号	専決処分の承認を求めることについて （専決第6号 奄美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）	R3. 5. 28	承認	本会議
(4)	報告第5号	専決処分の承認を求めることについて （専決第10号 令和3年度奄美市一般会計補正予算（第1号）について）	R3. 5. 28	承認	本会議

(5)	議案第 35 号	教育委員会教育長の任命について	R3. 5. 28	同意	本会議
(6)	議案第 36 号	固定資産評価員の選任について	R3. 5. 28	同意	本会議

第 1 回 臨 時 会
令和 3 年 5 月 28 日
(第 1 日 目)

5月28日(臨時会1日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	正 野 卓 矢 君	2 番	弓 削 洋 平 君
3 番	永 田 清 裕 君	4 番	奥 晃 郎 君
5 番	荒 田 幸 司 君	6 番	崎 田 信 正 君
8 番	橋 口 耕 太 郎 君	9 番	栄 ヤ ス エ 君
10 番	大 迫 勝 史 君	12 番	林 山 克 巳 君
13 番	西 公 郎 君	14 番	関 誠 之 君
15 番	奥 輝 人 君	16 番	川 口 幸 義 君
17 番	伊 東 隆 吉 君	18 番	元 野 景 一 君
19 番	与 勝 広 君	20 番	竹 山 耕 平 君
22 番	多 田 義 一 君		

○ 欠席議員は、次のとおりである。

11 番	松 山 さ お り 君
------	-------------

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	東 美 佐 夫 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	住用総合支所事務 所 長	弓 削 洋 一 君
笠利総合支所事務 所 長	濱 田 洋 一 郎 君	総 務 部 長	三 原 裕 樹 君
総 務 課 長	向 井 渉 君	企画調整課長	國 分 正 大 君
財 政 課 長	永 田 公 洋 君	市 民 部 長	石 神 康 郎 君
税 務 課 長	保 金 満 君	保健福祉部長	山 下 能 久 君
福祉事務所長	永 田 孝 一 君	福祉政策課長	寿 山 一 昭 君
健康増進課長	徳 永 明 子 君	商工観光情報部長	平 田 宏 尚 君
農林水産部長	竹 元 康 晴 君	建 設 部 長	保 浦 正 博 君
教 育 部 長	徳 永 恵 三 君	教育総務課長	重 信 竜 昇 君

5月28日(臨時会1日目)

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	島	袋	修 君	議 会 事 務 局 次 長 兼 調 査 係 長 事 務 取 扱	池 田	忠 徳 君
主 幹 兼 議 事 係 長	押	川	治 君	議 事 係 主 査	堀	健 太 郎 君

議長（与 勝広君） おはようございます。ただいまの出席議員は19人であります。会議は成立いたしました。

これから、令和3年第1回奄美市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（与 勝広君） 日程に入ります前に、諸般の報告をいたします。

去る第1回定例会において可決されました第63回奄美群島市町村議会議員大会に伴う議員派遣につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりましたので、御報告させていただきます。

また、安田壮平君の議員辞職に伴い、令和3年4月28日付けでチャレンジ奄美会派より推薦のありました正野卓矢君を、委員会条例第8条第1項の規定により、議会運営委員会委員に指名いたしましたので、御報告を申し上げます。

次に、市長から地方自治法第180条第2項の規定に基づき、専決処分4件の報告がありました。

その内容は、お手元に配付いたしました文書のとおりであります。

○

議長（与 勝広君） 日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に弓削洋平君、栄 ヤスエ君、伊東隆吉君の3名を指名いたします。

○

議長（与 勝広君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期として、お手元に配付の議事日程表のとおり、会期は本日1日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間とすることに決定いたしました。

○

議長（与 勝広君） 日程第3、報告第2号 専決第4号 奄美市税条例等の一部を改正する条例の制定について、報告第3号 専決第5号 奄美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、報告第4号 専決第6号 奄美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、及び報告第5号 専決第10号 令和3年度奄美市一般会計補正予算（第1号）についてまでの専決処分の承認を求めることについての4件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。ただいま上程されました報告第2号から報告第5号までの専決につきまして、提案理由を御説明いたします。

まず、報告第2号 奄美市税条例等の一部を改正する条例の専決につきましては、地方税法等の一部改正に伴い軽自動車税における環境性能割の税率区分の改正や、個人市民税における住宅ローン控除の見直しなど、所要の規定の整備を行ったものでございます。

報告第3号 奄美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決につきましては、放課後児童健全育成事業実施要綱の一部改正に伴い、放課後児童支援員の要件を緩和するため、所要の規定の整備を行ったものでございます。

次に、報告第4号 奄美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、低所得者に係る税額軽減の見直しを図るため、所要の規定の整備を行ったもの

でございます。

報告第5号 令和3年度奄美市一般会計補正予算（第1号）の専決につきまして、主な内容を御説明いたします。

新型コロナ緊急対策事業の第6弾として、4月28日に専決処分いたしました予算につきまして、歳出の主な内容を申し上げます。

総務費の総務管理費におきまして、ワクチン接種業務に係る経費やPCR検査委託料を計上するとともに、子育て世帯生活支援特別給付金事業に要する経費を新たに計上いたしております。

次に、歳入の主な内容について申し上げます。

国庫支出金におきまして、歳出予算に要する財源といたしまして、1億5,826万6,000円を計上いたしております。

また、繰入金におきまして、今回の事業に要する財源といたしまして、財政調整基金繰入金5,136万3,000円を計上いたしております。

以上が主な内容であります。今回の補正で2億962万9,000円を追加することにより、令和3年度奄美市一般会計予算の総額は317億3,398万6,000円となります。

以上、報告第2号から報告第5号までの提案理由を申し上げましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでございましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決いたし、同条第3項の規定により報告を行い、承認をお願いする次第でございます。

何とぞ御審議の上、御承認くださいますよう、お願い申し上げます。

議長（与 勝広君） これから、質疑に入ります。

通告がありましたので、関 誠之君の発言を許可いたします。

なお、関 誠之君から質疑中の資料投影のため、書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

なお、同資料は事前にお手元にも配布しております。

14番（関 誠之君） 市民の皆さん、議場の皆さん、おはようございます。社会民主党から4月1日付けで立憲民主党に移籍をいたしましたので、詳細については次期定例会の一般質問の冒頭で皆さんにお願いをしたいというふうに思います。これ以上言いますと、議長にお叱りをいただくかも分かりませんので、是非、御理解をいただきたいと思います。

改めて立憲民主党の関 誠之でございます。早速、専決処分に対する質疑を行いたいと思います。

先ほど市長からありました報告第5号、専決の承認を求めることについて、いわゆる専決第10号、令和3年度奄美市一般会計補正予算（第1号）について、質疑をいたします。

お手元の予算書の8ページから9ページ、2款1項17目新型コロナウイルス感染症緊急対策事業について。

まず一つ目には、1節報酬1,139万4,000円は、会計年度任用職員として採用する一般事務補助、看護師の報酬のようでありますけれども、採用方法、採用条件、報酬の内訳についてお示しをいただきたいと思います。

二つ目は、3節期末手当103万1,000円の予算が計上されておりますけれども、その支給条件、内容についてお答えをいただきたいと思います。

三つ目は、7節報償費報償金、看護師謝金756万円の内訳をお示しいただきたいと思います。

四つ目は、12節委託料、ワクチン接種業務5,933万8,000円の委託先と委託契約の内容をお示しください。財源の財政調整基金4,956万3,000円は、コロナ交付金組み替え予定と、全員協議会で御説明がありました。交付金の交付決定はいつで、交付額は幾らぐらいになるのか、お示しをいただきたいと思います。

五つ目は、PCR検査の助成対象を100人と想定しているということですが、感染者が確認

された施設の関係者（65歳以上の希望者）ともなっております。この対象予定者を説明するとともに、何名予想されるのか。国の示しているPCR検査ができる補助対象の基準はどのようなになっているのか、お答えいただきたいと思います。

お答えの答が間違っておりますけれども、訂正方お願いいたします。

6番目は、13節使用料及び賃借料のバス借上げ料1,200万、会場借上げ料250万について、契約の方法と借上げ料の詳細な内容について、お示しをいただきたいと思います。

最後になりますけれども、18節負担金補助金及び交付金9,700万円の子育て世帯生活支援特別給付金の支給は、類似を合わせて今回で4回目となりますけれども、複数回支給する根拠、支給対象者の条件、支給方法、支給の現況を示すとともに、児童扶養手当受給者等以外のいわゆる住民非課税の子育て世帯の把握は非常に難しいと思いますけれども、その把握の方法、申請方法についてお答えをいただきたいと思います。

以上です。よろしくお願いします。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

健康増進課長（徳永明子君） おはようございます。健康増進課から御質問にお答えいたしたいと思えます。

まず1の（1）の①会計年度任用職員として採用いたします一般事務補助職員と看護師についてお答えいたします。

計上いたしました会計年度任用職員は、新型コロナワクチン予約受付コールセンターに従事する一般事務補助職員と、ワクチン接種会場で従事する看護師となっております。採用方法は市のホームページやハローワークを通じて募集を行い、面接を行った後、採用決定をいたしております。採用条件は特に設けてはおりませんが、こちらの示した期間や内容について従事可能かということについては、面接時に確認を行っております。報酬につきましては、市が定めております会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき決定をしており、月額報酬額は経験年数により異なってはまいります。一般事務補助がひと月14万1,387円、看護師が19万935円となっております。

続きまして、1の（1）の②期末手当103万1,000円の支給条件、内訳についてお答えいたします。

期末手当につきましては、6月支給分は6月1日、12月支給分につきましては12月1日が基準日となっており、看護師分として46万7,000円、一般事務補助分として56万4,000円を計上しております。

続きまして、1の（1）の③報償費・報奨金、看護師謝金についてお答えいたします。

7節の看護師謝金につきましては、ワクチン接種会場で従事する看護師の謝金として計上しております。看護師の1日の謝金は1万円としており、第1弾、第2弾の84日分を計上しております。1日当たりの看護師は9人として計上いたしましたが、6月14日からの第2弾の接種では、接種対象を大幅に増やしたため、従事する看護師の人数についても増やして対応することが必要だと、現在、考えているところでございます。

続きまして、同じく④になります12節委託料、ワクチン接種業務についてお答えいたします。

本市におきましては、奄美文化センターを中心拠点として集団接種を進めているところでございます。ワクチン接種業務につきましては、当初、集団接種に係る医師の調整や集団接種会場における医師が行う業務については、大島郡医師会への委託を考えていたところではございましたが、現在、医師の調整については大島郡医師会の協力をいただき、医師の業務に関する準備、また、謝金等の経費の支出等は市で行うこととなり、今回、委託料で計上いたしましたが、7節報償費へ流用し、支出を行っているところでございます。

続きまして、⑤PCR検査の助成事業についての御質問にお答えいたします。

本事業につきましては、令和2年度に計上した事業となりますけれども、今年度の事業として再度計上いたしました事業となります。本事業は、高齢者施設等において感染者が確認された場合に、行政検査の対象とならなかった高齢者や65歳以上の介護従事者を対象としております。想定人数の100人は、市内で一番規模が大きい介護施設の入所者数と、その施設の65歳以上の介護従事者数を参考に算出しております。国が示す補助対象者の基準としましては、65歳以上の高齢者や基礎疾患を有する者となっておりますが、本事業は管轄保健所との協議を行った上で実施することと定められており、名瀬保健所への相談や5市町村での協議を踏まえ、本事業の対象者を決定したところでございます。また、国のPCR検査の基準単価は、2万円の2分の1補助となっております。

次に、1の⑥13節使用料及び賃借料のバス借上げ料及び会場使用料についてお答えいたします。

新型コロナワクチン接種会場が奄美文化センターであるため、住用地区、笠利地区、名瀬地区の一部については送迎バスを運行しております。送迎バスにつきましては、貸切バスを保有する市内2業者と随意契約を行っております。契約金額につきましては、九州運輸局の定めている運賃料金の額の範囲内において示された額で契約を行ったところでございます。会場借上げ料につきましては、ワクチン接種会場として使用している文化センター内のギャラリーホワイエ、接種従事者の控室として使用している楽屋について、条例で定められた使用料を計上しております。以上になります。

企画調整課長（國分正大君） おはようございます。それでは1の（1）の④中の財源の財政調整基金のコロナ交付金への組み替えにつきまして答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち国の第3次補正分につきましては、これは令和2年度に国のほうで編成して、本省の繰り越しになっている分でございます、につきましては、本市への交付限度額として3億7,466万2,000円が示されております。交付の決定時期につきましては、国が示す現時点でのスケジュールとしましては9月頃とされておりますが、今後、改めて国から詳細スケジュールが提示されるものと考えております。

福祉政策課長（寿山一昭君） おはようございます。それでは、⑦の子育て世帯生活支援特別給付金についてお答えいたします。

議員御案内のとおり、子育て世帯を対象とした新型コロナの影響による給付金につきましては、令和2年度に実施した給付金事業としては、市独自で実施したひとり親世帯への臨時特別給付金、国事業で実施しましたひとり親世帯臨時特別給付金事業があり、また、児童手当に上乘せする給付金事業として国事業で実施しました子育て世帯への臨時特別給付金事業がございました。これらの給付金事業により、新型コロナの影響に伴う子育て世帯への経済的な支援を実施してまいりました。しかしながら、未だ新型コロナによる影響が長期化する中、収入減少などの経済的影響を受け、かつ子育てに係る食費等の支出が増加するなど、家計収支の悪化が長期化している子育て世帯の状況を鑑み、低所得の子育て世帯を支援する観点から、国は本事業の実施を決定しております。本市におきましても、新型コロナの影響が長期化している状況を鑑みますと、国の目的と一致することから、本事業を実施するものでございます。

続きまして、本事業について御説明いたします。

まず、支給対象者は令和3年4月分の児童扶養手当を受給しているひとり親世帯や、それらに準ずるひとり親世帯、またはひとり親世帯以外の住民税非課税世帯で児童等を監護している父・母などとなっております。支給額は1児童当たり5万円を支給し、原則、口座への振込を行います。

次に、支給状況についてですが、ひとり親世帯のうち令和3年4月分の児童扶養手当受給者におきましては、申請を必要としないため既に5月11日に支給済みでございます。その他のひとり親世帯については、今後申請を受け付け、随時支給する予定でございます。

次に、ひとり親世帯以外で住民税非課税の子育て世帯の把握方法についてですが、国の要綱に基づき児童手当や特別児童扶養手当受給世帯の非課税世帯をリストアップすることで、対象世帯の約8割程度の把握が見込まれております。これらの世帯につきましては、申請不要で振り込みを行うよう適宜事務を進めているところでございます。残りの約2割につきましては、児童手当を受給しておらず、高校生などのみを監護している非課税世帯等を想定しており、この世帯につきましては市の窓口等での申請が必要となっております。

周知についてですが、現在、鹿児島県におきまして県内にある高校を通じたお知らせの配付などにより周知を検討しており、また、本市におきましても本事業全体の周知としまして市ホームページや奄美市だより、地元紙などでの広報で可能な限りの周知を行い、適正な給付事務を行うよう努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

14番（関 誠之君） 担当課におきましては、大変お忙しい中、大変適切な答弁をいただき、ありがとうございます。少し市民を含めてですね、知りたいことを再質問させていただきますけれども、先ほど回答がありましたけれども、1、2について、一般事務補助職員、看護師は何名採用できたのかということと、現人員を増員しないと業務に支障が出るのではないかという声をよくお聞きしますけれども、その辺についての見解がありましたらお答えをいただきたいというふうに思います。

二つ目は、期末手当の基準支給日は6月1日、12月1日ということで回答がありました。いわゆる6か月以上の勤務期間が目安だというように理解をしておりますけれども、その基準額、いわゆる基準日、支給割合等、会計年度任用職員の条例によるんだとは思いますが、再度、具体的な取り扱いをお示しをいただきたいというふうに思います。

二つ目は、看護師の謝金、先ほどお話がありましたけれども、この謝金についてですね、大変、前段申し上げました看護師がなかなか見つからないという話も聞いておりますが、どのような事例を参考にこの謝金の決定をしたのかということをお願いをいたしたいと思っております。

四つ目の関連でありますけれども、今回の接種の状況、地元の報道によりますと、5月3日から16日、奄美ワクチンセンターで龍郷を除いた数字を出しますと2,220名、確実な数字かどうか分かりませんが、そういうふうに書いてありました。5月の17日から5月19日までは笠利で75歳以上は93名、それに5月23日には住用で75歳以上、これが199名ということで、地元の報道によりますと23.09パーセントの接種率があったというふうになっておりますけれども、令和2年の住基台帳が65歳以上1万3,516名というふうに調べてみますとありますが、これに合わせますと22.2パーセント、大体同じような数字でありますから、おそらくそういった形で接種がされたものだというふうに思っております。

そこで、この接種対象者の順番について、国が示したマニュアルに基づいておられると思っておりますけれども、基づいて接種をしておられるのか、この国の示している接種者の順番マニュアル等について、そちらのほうで分かっているならばお示しをいただきたいということと、自治体で接種対象の順位等が決定できるのかを、お伺いをいたしたいと思っております。

二つ目は、2回目の接種にキャンセル等が出た場合の対応について、どのように対策を立てているのか。1回目はすぐできると思うんですけれども、2回目は2回目の方、1回打った人を対象にしなければ2回目のキャンセルができませんので、少し手間がかかるものがあるのかなと思ひまして御質問させていただきます。

あと⑤についてですけれども、奄美市におけるPCR検査の現況と検査能力、中には市民の中にもPCRをやりたいんだけど、高いなという方々もおありまして、そういった中でですね、どういう状況に、この奄美市ではなっているのか知りたいということでありますから、現況と検査能力、そしてPCR検査希望者に対して市独自の補助制度、例えば屋仁川でクラスターが起こっておりますけれども、あいったところを集中的に何かPCR検査をしていただくとかですね、そういう状況ができないのかど

うか、そういうことについてお伺いをいたしたいと思います。

あと少し、やっぱり気になりますのは、この子育て世帯の支援給付金、先ほど出していただきましたけれども、いわゆる児童扶養手当等の8割は把握できるけど、あと2割がなかなか困難だということがありますから、これの広報、周知徹底をする中で、この2割をしっかりとカバーしていくということでもありますから、是非ですね、この周知徹底、いわゆる広報活動を今日の議会も通じてですね、記者も来ておりますから、しっかりと宣伝をしていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

健康増進課長（徳永明子君） 御質問にお答えいたします。まず1についての再質問、一般事務補助員、看護師の採用人数と今後についてお答えいたします。

ワクチン予約コールセンター従事の一般補助事務員は4人、4名です。ワクチン接種会場従事の看護師は2名を採用しております。会計年度職員として計上している看護師はワクチン接種のリーダー看護師として雇用しているところでございます。現在、ワクチン接種会場には受付や誘導など、多くの職員の動員をいただいております。また、受付につきましても今回、職員のかかなり大人数の協力をいただいているところでございます。接種につきましては、6月14日から始まる第2弾においては、接種人数を大幅に増やしての実施を考えているところです。また、集団接種期間も長期にわたるため、職員の負担も大きくなることが予想されております。そのため、新たな会計年度任用職員の雇用も必要であると考えているところでございます。

2についての質問にお答えいたします。

期末手当についてでございます。期末手当の基礎額は月額報酬額となっております。基準日時点での在職期間によって、また期間割合と支給率が決まっており、それに基づいて支給することとなっております。例えば、在職期間が3か月未満であれば期間割合が0.3となり、月額報酬に期間割合の0.3と支給率を掛けて算出をするというようなこととなっております。

次に、看護師謝金の決定についてですけれども、当初、集団で接種を行うという県内においての自治体の事例がほとんどなく、情報も少ない中ではございましたけれども、県内幾つかの自治体から謝金について、また大島郡医師会との協議の中で謝金額を決定をしております。責任の重さ、接種も行いますし、健康観察、救急対応の補助も行いますので、通常の看護師の謝金と比べて高く設定をしているところでございます。

続きまして、接種対象者の順番についてお答えいたします。

国が示す予防接種の手引きによりますと、接種者の順位は、まず医療従事者、次に高齢者、その次に基礎疾患を有する者、そして同順位で高齢者施設等の従事者、その次に60から64歳の者、最後に上記以外の者となっております。現在はファイザー社のワクチンを想定して16歳以上となっているところでございます。本市におきましては、その国から示されたマニュアルに示された接種順位に基づいて、現在医療従事者、そしてその次の高齢者について接種を進めているところでございます。接種対象者の順位の決定は、自治体独自での接種順位が認められておらず、国が示すマニュアルに基づき実施することとされております。

次に、2回目の接種にキャンセルが出た場合の対応についてでございます。

国は、ワクチンが余った場合、破棄することなく接種をすることとしております。現在、2回目接種が実施されておりますが、集団接種に従事する市職員のリストを作成しておりますので、そのリストに添って接種を行っております。ただし、そのキャンセルが出たときの市職員の接種については1回目ということで、2回目の1回目の接種の方が混在する形とはなりますが、そのような形で進めているところでございます。

続きまして、奄美市におけるPCR検査の現況と検査能力、また、希望者に対する補助制度についてお答えをいたします。

現在のPCR検査体制について、まず御説明いたします。現在、県において体調に不安がある方は、まずかかりつけ医に相談することとされております。そのための体制整備として県において公表はされておきませんが、奄美市内におきましても、PCR検査ができる医療機関や診療所は相当数あると伺っております。そのため不安のある方はかかりつけ医において検体採取を行い、鹿児島県の検査機関へ送って結果が判明するという、現在はそのような状況になっております。また、感染症指定病院である県病院では、緊急性の高い方や必要性の高い方は、院内のPCR検査機器において検査を行い、即日で結果が出る体制となっております。今回、多くの感染者が確認されましたが、県病院だけではなく市内の医療機関での検体採取の方も多くいらっしゃっておりまして、その中で緊急性を踏まえながら検査を実施し、連携した対応が行えたということを聞いているところです。また、PCR検査の希望者に対する検査の補助につきましては、早期の感染確認につながることは十分理解をしているところではございますが、対応できる検査体制等について、名瀬保健所や医療機関との協議を行いながら検討してまいりたいと思います。以上になります。

福祉政策課長（寿山一昭君） 閣議員のほうからはひとり親以外の非課税世帯への支給についての児童手当を受給している方以外の分、端的に言いますと、16歳以上ですね、高校生などを扶養している家庭が主な対象者になってくると思いますが、現時点では国などから、その把握方法などは詳細については示されてはおりませんが、先ほども言いましたように、広報につきましてはホームページ、広報紙、そして地元紙の広告、あるいは記事などによりまして広く市民の皆さんに広報していきたいと思っておりますので、まだ、先ほど言いましたように、まだ詳細について国などから示されておきませんので、今後、対応していきたいと思っております。以上です。

14番（関 誠之君） ありがとうございます。是非、漏れのないようにですね、頑張ってくださいというふうに思います。職員も大勢動員をしてですね、この未曾有の大事業に取り組んでいるということは、よく理解をしておりますので、我々議会も協力できることがあればしっかりと協力してまいりたいというふうに思います。

最後になりますけれども、ちょっと映像を映していただきたいんですけども、これがちょっと昨年、令和2年の4月から今年の5月23日までの統計を取りまして、年齢別感染者数、それと奄美市の月別の感染状況をちょっとグラフにしたものです。皆さんのお手元のほうに参考資料として出しておりますので、そちらを見ていただきたいと思います。これを見ますとですね、5月の23日の発表まで感染者が119名、年齢別感染者、奄美市の感染者状況、右左119名ということで一致しておりますが、119名のうち年齢別を見ますと60歳以上というのは16名で13.4パーセントでございます。それに20代、30代、40代というのを計算しますと76名で、全体の63.8パーセントが感染をしているということが分かります。そういう中でですね、先ほど質問をいたしましたけれども、PCR検査の問題等も出てきますけれども、統計から見ますと30代が左の年齢別感染者数のほうを見ていただければ分かりますとおり46名、20代が16名と、この若者全体で52.1パーセント、半数以上がこの30代、20代で感染しているという状況が分かるわけでありまして。それで、この統計から若者が感染状況が多いということであれば、若者を中心に接種を、もちろん今の高齢者というのは、国の方針ですから、それはそれでしっかりやっただかんといかんというのは前提でありますけれども、若者を中心にワクチン接種を始めることも考慮すべきではないかなと思っておりますが、見解をお示しいただきたいということと、先ほどありました国の方針等も含めた今後の接種日程、また国のワクチンがなかなか入らないという声も聞きますけれども、そういったことを含めてお示しをいただきたいというふうに思います。

せっかくですから市長のほうで総括指揮を取って、この感染防止を一生懸命頑張っておられるようですので、併せて見解があればお聞きをいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

健康増進課長（徳永明子君） まずはじめに、議員から本市の感染状況について、若者の感染の占める割合が高いという御案内がありました。私たちも本市の4月以降の感染状況につきましては、若者の感染率が非常に高いということは認識をしているところであり、対策も今後さらに強化していく必要があると感じているところでございます。

その若者に対するワクチン接種につきましてですけれども、接種につきましては、先ほど説明をしましたように、国が示す接種順位に基づいて行う必要があります、これは重症化のリスクの高さで決定をされているところです。ワクチン接種につきましては、国が示す接種順位を遵守しながら、しっかりと進めていくと、早期の段階で一般のほうに入れるように、関係機関の協力をもらいながら着実に進めてまいりたいと思います。

ただ、若い世代の感染を一方ではきちんと防止しなくてはならないと感じています。職場や飲食店、それから学校などの感染防止対策を徹底していくことを関係機関と改めてしっかりと取り組んで、連携をさらに強化をしていきたいと思っております。

最後に、今後の接種日程について、少し説明をさせていただきます。接種日程につきましては、国が示すように7月末までに高齢者の接種を完了することを目指し、現在進めているところでございます。現在、5月3日から始まった第1弾については、先ほども説明いたしましたけれども、2回目の接種がワクチンセンターにおいて実施されており、順調に進んでいるところでございます。第2弾につきましては、今週25日から予約を受け付けておりまして、第2弾の予約対象枠を9,600人としましたが、昨日現在の段階で、受付人数の実人員が7,001名となっております。第1弾で接種見込みが先ほど議員からもございましたけれども3,012名、第2弾の予約完了者数が7,001名となっておりますので、合わせると合計1万13人が7月、現在のところですね、予約接種を終了する見込みとなっております、これは高齢者人口の73パーセントに当たります。第2弾の後半におきましては、今後ですね、要介護認定を受けている方の予約を受け付けますので、さらに増えていくものと考えております。

また、集団接種と並行して6月には高齢者施設等の入所者や介護従事者、また在宅で訪問診療を受けている方の接種を予定をしています。それに続きまして、病院で入院されている方の接種も病院内で進めていけるよう、現在、医師会と協議を進めているところでございます。また、第2弾において高齢者の接種のめどが立った時点で、65歳以下の基礎疾患を有する方への呼びかけを行いたいと思っております。

そのように、国の接種順位を遵守しながらしっかりと進めてまいりたいと思っているところでございます。しかしながら、議員からもありましたように、現在、国からワクチンの供給量について、高齢者につきましては十分なワクチンの供給が示されているところでございますけれども、高齢者以外の接種に係るワクチンの供給計画がまだ示されていないため、その供給量を確認しながら進めることになります。また、医療機関における個別接種につきましては、ワクチンの状況等を踏まえ、現在、医師会と協議を行い決定してまいりたいと思っております。

このように感染防止対策とワクチン接種、両方とも着実にしっかりと進めてまいりたいと思っているところでございます。以上になります。

議長（与 勝広君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

この専決処分は、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、この専決処分は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから、報告第2号から第5号までの4件について、一括して採決いたします。

お諮りいたします。

以上の4件は、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、報告第2号から報告第5号までの専決処分の承認を求めることについての4件は、いずれも承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。（午前10時17分）



議長（与 勝広君） 再開いたします。（午前10時30分）

日程第4、議案第35号 教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） ただいま上程されました議案第35号 教育委員会教育長の任命につきまして、提案理由を御説明いたします。

現在、教育委員会教育長であります要田憲雄氏の任期が令和3年6月2日をもって満了になりますことから、新たに村田達治氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

何とぞ御同意くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（与 勝広君） これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、議案第３５号について採決いたします。

この採決は、電子表決による無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの議長を除く出席議員は１８人です。

この際、念のため申し上げます。

本案を可とする諸君は賛成のボタンを、否とする諸君は反対のボタンを押してください。

なお、出席議員が投票機の賛成のボタンと反対のボタンのいずれも押していないときは、会議規則第７３条第５項の規定によりその議員は投票機の反対のボタンを押したものとみなします。

（表決）

ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

押し忘れなしと認めます。

電子表決を終結いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開場）

投票の結果を御報告いたします。

投票総数１８票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、賛成１８票、反対０票。

以上のとおり賛成多数であります。

よって、議案第３５号 教育委員会教育長の任命については、同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。（午前１０時３４分）

○

議長（与 勝広君） 再開します。（午前１０時３７分）

日程第５、議案第３６号 固定資産評価委員の選任についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） ただいま上程されました議案第３６号 固定資産評価員の選任につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

令和３年４月１日付の人事異動に伴い税務課長となった保 金満を固定資産評価員に選任いたしました。地方税法第４０４条第２項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

何とぞ御同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（与 勝広君） これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託及び討論を省略いたします。

これから、本案について採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第36号 固定資産評価員の選任については、同意することに決定いたしました。

以上で、本臨時会に付議された事件は議了いたしました。

これをもって令和3年第1回奄美市議会臨時会を閉会いたします。（午前10時39分）

○

以上、本会議の次第を記載し、相違なかったことを認め、ここに署名する。

奄美市議会議員 与 勝 広

奄美市議会議員 弓削 洋平

奄美市議会議員 栄 ヤスエ

奄美市議会議員 伊東 隆吉

会期・議事日程 付 議 事 件

令和3年 第2回奄美市議会定例会議事日程表

○令和3年6月1日 奄美市議会第2回定例会を招集した。

○会 期 17日間

○議事日程

月 日	曜	区 分	日 程
6月15日	火	本会議	1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定（17日間） 3 議案第37号～第47号（11件） 上程 説明 4 議案第48号（1件） 上程 説明 質疑 討論 採決 5 奄美大島地区介護保険一部事務組合議会議員の選挙
6月16日	水	本会議	1 一般質問 - 川口議員，多田議員，関議員，弓削議員（質問順）
6月17日	木	本会議	1 一般質問 - 崎田議員，荒田議員，林山議員，栄議員（質問順）
6月18日	金	本会議	1 一般質問 - 竹山議員，奥（輝）議員，橋口議員（質問順）
6月19日	土	休 会	
6月20日	日	休 会	
6月21日	月	休 会	
6月22日	火	本会議	1 議案第37号～第47号（11件） 上程 質疑 付託 ☆ 付託 区分 { - 総務企画－議案第39号，46号，47号（3件） - 文教厚生－議案第38号，40号～43号，45号（6件） - 産業建設－議案第44号（1件） - 全委員会－議案第37号 令和3年度一般会計補正予算（第2号）は，所管する各常任委員会に付託。
			※ 請願・陳情付託報告（前議会からの継続審査事件を含む。） 総務企画－陳情第4号（1件） －（継続分）陳情第2号（1件） 文教厚生－請願第2号（1件） －（継続分）請願第1号（1件） 産業建設－陳情第3号（1件）
6月23日	水	休 会	※ 各常任委員会審査（文教厚生）
6月24日	木	休 会	※ 各常任委員会審査（産業建設）
6月25日	金	休 会	※ 各常任委員会審査（総務企画）
6月26日	土	休 会	
6月27日	日	休 会	
6月28日	月	休 会	報告書整理
6月29日	火	休 会	報告書整理
6月30日	水	休 会	報告書整理
7月1日	木	本会議	1 議案第37号～第47号（11件） 上程 報告 質疑 討論 採決 2 請願第2号，請願第1号（2件） 上程 報告 質疑 討論 採決 3 陳情第4号，陳情第2号（2件） 上程 報告 質疑 討論 採決 4 発議第6号（1件） 上程 説明 質疑 討論 採決 5 議案第49号～第51号（3件） 上程 説明 質疑 討論 採決 6 発議第2号（1件） 上程 説明 質疑 討論 採決 7 発議第3号（1件） 上程 説明 質疑 討論 採決 8 発議第4号（1件） 上程 説明 質疑 討論 採決 9 発議第5号（1件） 上程 説明 質疑 討論 採決 10 閉会中の継続審査について ※本会議終了後，議場にて永年在職議員表彰状及び感謝状の伝達

○ 付議事件は、次のとおりである。

番 号	議案等番号	件 名	議決年月日	議決結果	付託委員会
		令和2年度奄美市一般会計予算繰越明許費 繰越計算書			
		令和2年度奄美市水道事業会計予算繰越計 算書			
		令和2年度奄美市下水道事業会計予算繰越 計算書			
		令和2年度奄美市債権管理条例第17条第1 項に伴う債権放棄報告書			
(1)	議案第 48 号	人権擁護委員候補者の推薦について	R3.6.15	同意	本会議
(2)	議案第 37 号	令和3年度奄美市一般会計補正予算(第2号) について	R3.7.1	原案可決	全委員会
(3)	議案第 38 号	令和3年度奄美市国民健康保険直営診療施 設勘定特別会計補正予算(第1号)について	R3.7.1	原案可決	文教厚生
(4)	議案第 39 号	令和3年度奄美市交通災害共済特別会計補 正予算(第1号)について	R3.7.1	原案可決	総務企画
(5)	議案第 40 号	奄美市特別職の職員で非常勤のものの報酬 及び費用弁償等に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	R3.7.1	原案可決	文教厚生
(6)	議案第 41 号	奄美市特定教育・保育施設及び特定地域型 保育事業の運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例の制定について	R3.7.1	原案可決	文教厚生
(7)	議案第 42 号	奄美市家庭的保育事業等の設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条 例の制定について	R3.7.1	原案可決	文教厚生
(8)	議案第 43 号	奄美市指定居宅介護支援等の事業の人員及 び運営に関する基準等を定める条例等の一 部を改正する条例の制定について	R3.7.1	原案可決	文教厚生
(9)	議案第 44 号	奄美市 WorkStyle Lab 条例の制定について	R3.7.1	原案可決	産業建設
(10)	議案第 45 号	奄美市任期付市費負担教職員の採用, 給与 及び勤務条件等に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	R3.7.1	原案可決	文教厚生
(11)	議案第 46 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策 定について	R3.7.1	原案可決	総務企画
(12)	議案第 47 号	財産の取得について	R3.7.1	原案可決	総務企画
(13)	請願第2号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2分の1復元をはかるための, 2022 年度政府 予算に係る意見書採択の請願について	R3.7.1	採択	文教厚生

番 号	議案等番号	件 名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(14)	陳情第3号	奄美市住用町市湾の沿岸に堆積している土砂の撤去に関する陳情書	R3.7.1	継続審査	産業建設
(15)	陳情第4号	米軍機の奄美市上空での低空飛行禁止を求める陳情	R3.7.1	採択	総務企画
(16)	議案第 49 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	R3.7.1	同意	本会議
(17)	議案第 50 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	R3.7.1	同意	本会議
(18)	議案第 51 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	R3.7.1	同意	本会議
(19)	発議第2号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2022 年度政府予算に係る意見書の提出について	R3.7.1	原案可決	本会議
(20)	発議第3号	陸上自衛隊奄美駐屯地の駐屯地外での訓練や行事等に対し市民向け事前広報を求める意見書の提出について	R3.7.1	原案可決	本会議
(21)	発議第4号	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について	R3.7.1	原案可決	本会議
(22)	発議第5号	奄美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	R3.7.1	原案可決	本会議
(23)	発議第6号	米軍機の奄美市上空での低空飛行訓練に関する意見書の提出について	R3.7.1	原案可決	本会議

※前議会からの継続審査事件

番 号	議案等番号	件 名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(24)	請願第1号	病児の難病治療で抗がん剤治療等による特別な理由で抗体価が低下・消失した場合のワクチン再接種費用助成制度を求める請願	R3.7.1	採択	文教厚生
(25)	陳情第2号	奄美市議会から「駐屯地外・訓練等の市民広報」を求める陳情	R3.7.1	採択	総務企画

第2回定例会一般質問通告

6月16日（水）

◎自由民主党 川口 幸義

1 市長の政治姿勢について

- （1）朝山毅市長次期市長選挙四期に向けての取組について伺う。
- （2）高齢者の接種率について
 - ①電話予約とインターネット予約について
 - ②接種と副反応について伺う
- （3）指名業者のランク付けについて伺う
- （4）地球温暖化と脱炭素へむけての取組について
- （5）農政課と森林組合との関係について伺う

◎自民党奄美 多田 義一

1 市長の政治姿勢について

- （1）本年は改選の年であるが、現在の最重要課題のコロナウイルス対策と世界自然遺産登録に向けての市長としての課題は。

2 新型コロナウイルス対策について

- （1）今回の鹿児島県による時短要請は鹿児島市、霧島市が2週間延長されたが、市内の感染者数と教育、保育現場の状況、観光客入込、医療体制の現状、市内経済状況など、当時かなり厳しい状況にあった。奄美市ではどのような議論がなされたのか。また県からの事前協議などの内容は。
- （2）今回屋仁川を中心とする社交業組合（95店舗）有志の会（飲食店58店舗、接客を伴う店舗27店舗、合計85店舗）など多くの店舗から要望書がだされています。経済対策に多くの意見が取り入れられていると感じるが、奄美市として今の現状をどの様に分析しているのか伺います。（予算、時期、効果、今後）
- （3）今回の第7弾経済対策では補いきれない点は何か。ワクチン接種のスケジュールをお示しく下さい。

◎立憲民主党 関 誠之

1 市長の政治姿勢について

- （1）新型コロナウイルス感染拡大防止の対応について
 - ①県の発表する本市に関する感染状況を詳細かつ迅速に市民に情報伝達することは出来ないのか。
 - ②保育所、幼稚園、小・中学校でコロナ感染者が出たときの対応について

③感染拡大時における市施設の危機管理について。

④新型コロナ感染症緊急対策事業の R2 年度・R3 年度予算の執行状況について

⑤ワクチン接種等・感染防止の今後の具体的取組み

2 教育行政について

(1) 新教育長の教育行政に対する基本的姿勢・考え方

①教育長就任にあたり教育・教育行政に関しての基本的姿勢と考え方について伺う。

(2) 奄美市学校教育ビジョンの取り組み状況について

①確かな学力の向上、豊かな心の醸成など。

3 施政方針の取り組み状況

(1) 住用・笠利地区における保育施設の事業化に向けた検討の現況について

(2) 「漁業担い手育成支援事業」により新規漁業従事者に対する支援について

(3) 奄美黒糖焼酎の海外を含む販路開拓への取組みの促進と引き続き、輸送支援の実施について

(4) 「小宿都市区画整理事業」の導入は、地域での合意形成に向けた支援を行うの実態について

(5) 「奄美市民歌」について、一体感の醸成と市民に広く普及するよう取り組むとのことについて

(6) ふるさと納税の返礼品の更なる充実と「企業版ふるさと納税制度」に取り組み財源の確保を図る。

(7) 広域組合を中心に 12 市町村一体となつての次期奄振の検討についての現況と今後の予定について

◎チャレンジ奄美 弓削 洋平

1 新型コロナ対策について

(1) 新型コロナワクチン接種について

①ワクチン接種の進捗状況について

②副作用について

③今後のスケジュールについて

2 防災対策について

(1) 4 月 2 日の豪雨被害について

①住用町見里集落内の道路冠水について

②三太郎の里前の国道冠水について

(2) 国道など道路沿いの歩道の破損したガードパイプについて

3 観光政策について

(1) 世界自然遺産登録について

- ①世界自然遺産登録の勧告について
- ②三太郎線周辺におけるナイトツアー実証実験について
- ③利用ルールの住民への理解・周知について
- ④世界遺産センターの観光管理について

4 学校教育について

(1) ギガスクール構想について

- ①現状について
- ②教員の ICT 活用指導力の向上について
- ③ロイロノートの効果について
- ④情報モラル教育について
- ⑤教員の働き方改革について

6月17日（木）

◎日本共産党 崎田 信正

1 市長の政治姿勢について

- (1) 南西諸島の自衛隊部隊・基地が増強されるなか、土地利用規制法案が国会で審議されていることについての見解は。
- (2) 奄美市は「デジタル戦略課」を新設し、推進しているが、5月12日に成立した「デジタル改革関連法」はプライバシー権の侵害や地方自治の侵害も懸念されているが見解は。

2 環境問題について

- (1) 戸玉地域の採石問題での住民と業者の話し合いはどうなっているか。あらたな構造物や、相変わらずの赤水汚染があるようだが見解は。

3 奄美和光園の将来構想について

- (1) 現状とこれからの取り組みについて

4 福祉政策について

- (1) 難聴者の生活向上のために
 - ①ヒアリンググループの活用実績と周知方法について
 - ②公共施設やホールなどへの設置計画は
 - ③補聴器購入費の助成制度の創設を

5 ジェンダー平等について

- (1) 奄美市の具体的な対策について

6 SDG s について

- (1) 奄美市の具体的な対策について

◎日本共産党 荒田 幸司

1 市長の政治姿勢について

(1) 安全保障に関して

①2018年7月九州防衛局長あて、奄美大島5市町村長連名で提出した要望書について

②陸自奄美駐屯地への「電子戦部隊」配備について

2 新型コロナウイルス感染症対策について

(1) 4月29日に発生したクラスター感染について

(2) 今後のワクチン接種の見通しについて

(3) ワクチン接種体制について

(4) コロナ禍における、子どもの貧困問題について

3 教育問題について

(1) 2015年11月におきた、奄美市立中学校生徒の死亡事案について

4 生活保護行政について

(1) 生活保護申請時の扶養照会について

5 環境問題について

(1) 市湾沿岸に堆積している土砂の撤去について

◎自民党奄美 林山 克巳

1 コロナ感染終息に向けた展望について

(1) 2021年～2022年の方向性について

①コロナ禍における世界自然遺産登録について

・記念行事・イベント・広報活動の見解

・世界自然遺産登録関連予算規模について

2 フリーランス支援事業について

(1) 株式会社 Schoo(スクー)との包括的パートナーシップ協定について(令和3年5月18日締結)

①株式会社 Schoo(スクー)会社概要説明

②GMO ペパボとの協定(フリーランスが最も働きやすい島化計画)とスクーとの包括的パートナーシップ

③フリーランス支援事業の予算的戦略(個人)についての構想はあるのか伺います。

3 デジタル化にむけた取り組みについて

・IoT(物のインターネット)・クラウド(サーバー)・ブロックチェーン(暗号技術)・電子マネー・AI(人工知能)

(1) 4G→5G への IOT 地方創生について

①マイナンバーカードについて

- ・2021 年度 3 月末現在の加入実績について

②教育現場のオンライン化について

- ・全教員にデジタル指導(専門家最大 9000 人)
ICT 関連企業 OB 派遣(2021 年度スタート)
- ・全児童タブレット設置その後について
- ・電子マネー(デジタル地域通貨)

4 大島紬について

(1) 紬組合と販売組合の統合問題について

- ①昨年の 11 月 12 日付けで販売組合から提出された合併協議会開催のその後について
- ②商工中金との間での損失補償契約について(融資枠)
 - ・令和 2 年度 1 億 8,500 万円(紬組合)
 - ・令和 2 年度 1 億 4,000 万円(販売組合)合計 3 億 2,500 万円
 - ・借入金(販路開拓資金)の推移
- ③合併のメリット・デメリットについて
- ④行政の立場での見解について

◎公明党 栄 ヤスエ

1 市民生活について

(1) コロナ禍における女性の負担軽減について

①生理の貧困について

防災備蓄品の生理用品の無償配布できないか伺う

②市内の小・中学校や公共施設等の個室トイレで生理用品を無償で提供できないか伺う

③困難に直面する女子児童や生徒が、声を上げやすい教育現場の対応について伺う

④若い世代に合ったツールでの相談支援について伺う

⑤本市における相談支援の現状を伺う

(2) 男女共同参画の推進について

2 防災について

(1) 改正災害対策基本法が 5 月 20 日に改正され、災害時に支援が必要な高齢者や障がい者ら災害弱者ごとの個別計画の策定が努力義務になったが、本市の現状を伺う。

(2) 自治体が発令する避難情報が「避難指示」に一本化され、広域避難の円滑化も

図られるとされている。

- ①災害時の避難所の混み具合をスマートフォンなどでも確認できる専用サイトの導入について伺う
- ②災害時の避難所開設を迅速かつ円滑に行うための「初動活動ボックス」設置について伺う
- ③避難所運営マニュアル作成の現状を伺う

3 教育行政について

- (1) 本市における不登校児童生徒の現状について
 - ① 学校以外の居場所について伺う
- (2) 通学路点検の現状について
 - ① 奄美小学校校区内の点検後（交通量が多く、幹線道路以外は狭く歩道と車道との区別がない）ゾーン 30 の標示はできないかを伺う

6月18日（金）

◎自民党奄美 竹山 耕平

1 市長の政治姿勢について

- (1) 笠利・住用保育施設の在り方検討委員会の進捗について
 - ①検討課題はどのように進められているのか
 - ②今後の導入時期について
- (2) 永田墓地の進捗について
 - ①現況について
 - ②水道位置及びその在り方等
 - ③将来的な共同納骨堂の設置
- (3) 令和2年度スポーツ合宿の推移について（今年度の計画）
- (4) コロナ禍における今夏を乗り切るための経済対策について（第8弾導入）

2 教育行政について

- (1) 新教育長として現状の本市教育情勢への認識と課題。また抱負等について
- (2) コロナ禍における予防への取り組みと予算の充実
- (3) 世界自然遺産（見込み）である地を認識・理解・教育するための教育への取り組みや金作原など現地の散策を取り入れた教育の実施（各学校の学習状況）
- (4) 通学路の安全点検と改善への取り組みについて
- (5) 学校施設のバリアフリー化等への取り組みについて
- (6) GIGA スクール進捗状況について
 - ①各学校の現況について
 - ②子供たち・教員の反応
 - ③家庭内の Wi-Fi 環境について

(7) 奄美市緊急対策事業（第4弾）の実施状況と取組み

①「卒業の思い出作り」応援事業の実施状況と成果について

◎自由民主党 奥 輝人

1 新型コロナへの対応について

(1) 今後の対応について

①ファイザー社ワクチンの入荷と接種の加速化について

②各自治体への配分量について

③余剰ワクチンの取り扱いについて

④集団接種場所と個別接種場所の見通しについて

(2) 「自分が感染するかも」への意識について

①市民の関心度及び浸透性について

②若者（若年層）への浸透性について

③感染した場合の危機感について

(3) 感染後の療養・治療等について

①宿泊施設や自宅待機の生活様式について

②医療機関への入院について

③退院後について

2 水産業の振興

(1) 奄美市水産業生産向上対策事業の新規要望について

(2) 効果について

◎公明党 橋口 耕太郎

1 世界自然遺産登録について

(1) 7月に正式決定の見込だが、まだまだ市民の意識、気運の醸成が追い付いていないと考える。今後の行政としての取り組みはどうか。

2 コロナワクチン接種事業について

(1) 6/14から第2弾の接種がスタートしたが、これまでを通しての予約状況、接種会場での状況、接種後の副反応などについて、良かった点、悪かった点、改善すべき点などがあればお示しください。併せて今後のスケジュールについて伺う。

3 若者の孤独・孤立対策について

(1) 高校を中退、あるいは高校卒業後に就職したが、1年も経たずに帰省して、職に就けずにいる若者が本市にもいると聞く。年齢が16歳～19歳の若者の把握と、その若者に対する何らかの支援はできないか。

- (2) 大人に代わって、家族の病気や介護の世話をする中高生いわゆる「ヤングケアラー」が国の調査で 20 人に 1 人いるという結果が出た。本市の現状はいかがか。

4 教育行政について

- (1) G I G A スクールで、本年度からタブレット端末を使用した本格運用が始まっている。現場の児童・生徒の反応、教職員の反応はいかがか。
- (2) 高校学力選抜試験の結果が県教委から公表された。目安点未満（18 点）の状況は前年より改善されたが、県平均と比べるとまだまだ乖離が大きい。この現状についての見解はいかがか。

5 高校医療費無償化について

- (1) 今年度から、高校生の医療費の無償化が始まったが、ホームページの更新も遅く、周知不足と考える。本事業に関するクレーム等の有無と現在の周知状況はいかがか。

第 2 回 定 例 会
令和 3 年 6 月 15 日
(第 1 日 目)

6月15日(1日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	正 野 卓 矢 君	2 番	弓 削 洋 平 君
3 番	永 田 清 裕 君	4 番	奥 晃 郎 君
5 番	荒 田 幸 司 君	6 番	崎 田 信 正 君
8 番	橋 口 耕 太 郎 君	9 番	栄 ヤ ス エ 君
10 番	大 迫 勝 史 君	11 番	松 山 さ お り 君
12 番	林 山 克 巳 君	13 番	西 公 郎 君
14 番	関 誠 之 君	15 番	奥 輝 人 君
16 番	川 口 幸 義 君	17 番	伊 東 隆 吉 君
18 番	元 野 景 一 君	19 番	与 勝 広 君
20 番	竹 山 耕 平 君	22 番	多 田 義 一 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	東 美 佐 夫 君
教 育 長	村 田 達 治 君	住用総合支所事務 所 長	弓 削 洋 一 君
笠利総合支所事務 所 長	濱 田 洋 一 郎 君	総 務 部 長	三 原 裕 樹 君
市 民 部 長	石 神 康 郎 君	保 健 福 祉 部 長	山 下 能 久 君
福 祉 事 務 所 長	永 田 孝 一 君	商 工 観 光 情 報 部 長	平 田 宏 尚 君
農 林 水 産 部 長	竹 元 康 晴 君	建 設 部 長	保 浦 正 博 君
上 下 水 道 部 長	里 嘉 郎 君	教 育 部 長	徳 永 恵 三 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	島 袋 修 君	議 会 事 務 局 次 長 兼 調 査 係 長 事 務 取 扱	池 田 忠 徳 君
主 幹 兼 議 事 係 長	押 川 治 君	議 事 係 主 査	堀 健 太 郎 君

議長（与 勝広君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人であります。会議は成立いたしました。

これから、令和3年第2回奄美市議会定例会を開会いたします。（午前9時30分）
直ちに本日の会議を開きます。

○

議長（与 勝広君） 日程に入ります前に、諸般の報告をいたします。

市長から地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和2年度奄美市一般会計予算繰越明許費繰越計算書並びに地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和2年度奄美市水道事業会計予算繰越計算書及び令和2年度奄美市下水道事業会計予算繰越計算書の以上3件についての報告がありました。また、令和2年度奄美市債権管理条例第17条第1項に伴う債権放棄の報告がありました。

その内容はお手元に配付いたしました資料のとおりであります。

○

議長（与 勝広君） 日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に永田清裕君、大迫勝史君、元野景一君の3名を指名いたします。

○

議長（与 勝広君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期をお手元に配付いたしました議事日程表のとおり、本日から7月1日までの17日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から7月1日までの17日間とすることに決定いたしました。

○

議長（与 勝広君） 日程第3、議案第37号 令和3年度奄美市一般会計補正予算（第2号）についてから、議案第47号 財産の取得についてまでの11件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。ただいま上程されました議案第37号から議案第47号までの提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第37号 令和3年度奄美市一般会計補正予算（第2号）の主な内容につきまして御説明いたします。

第1表、歳入歳出予算補正につきまして、まず歳出の主な内容を申し上げます。

今回の補正におきましては、今年度の会計年度任用職員の配置が確定したことにより、関係する費目において各種経費の増減額を計上いたしております。

総務費の総務管理費におきましては、笠利地区における災害時の情報提供機能の強化を図るため、FM中継局の整備費1,943万6,000円を新たに計上するほか、コロナ禍における地域自治活動の支援事業といたしまして9,734万円を新たに計上いたしております。

商工費におきましては、産業支援センター屋上の修繕料として1,200万円を新たに計上いたしております。

教育費の教育総務費におきましては、生徒指導審議委員会に要する経費を新たに計上するほか、市内各小・中学校ICT化を推進するため、GIGAスクールサポーター配置促進業務650万円を新たに計上いたしております。

災害復旧費におきましては、去る4月の大雨により発生した農林水産業施設及び土木施設の復旧に要する経費として3億2,427万2,000円を追加計上いたしております。

次に、歳入の主な内容について申し上げます。

繰入金におきましては、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業に要する財源といたしまして、財政調整基金繰入金 9,734 万円を追加計上いたしております。

その他歳出予算に要する財源といたしまして、国庫支出金 2 億 3,386 万 5,000 円、繰越金 841 万 7,000 円、市債 1 億 1,380 万円を追加計上いたしております。

以上が主な内容であります。今回の補正で 4 億 5,414 万 7,000 円を追加することにより、令和 3 年度奄美市一般会計予算の総額は 321 億 8,813 万 3,000 円となります。

また第 2 表、地方債補正につきましては、事業の追加等に伴う限度額の変更を行うものでございます。

次に、議案第 38 号 令和 3 年度奄美市国民健康保険直営施設勘定特別会計補正予算（第 1 号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、総務費の施設管理費におきまして、笠利診療所医師住宅を新型コロナ等の発熱者用外来の待合待機室及び診察室に改修するための費用を新たに計上いたしております。

歳入につきましては、歳出に要する財源として、市債を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ 4,316 万 6,000 円の増額となり、令和 3 年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算の総額は 3 億 1,368 万 4,000 円となります。

また第 2 表、地方債補正につきましては、事業の追加に伴う限度額の変更を行うものでございます。

議案第 39 号 令和 3 年度奄美市交通災害共済特別会計補正予算（第 1 号）の主な内容について御説明いたします。

歳出につきましては、事業費におきまして会計年度任用職員の減員に伴い、報酬等を減額計上いたしております。

歳入につきましては、基金繰入金と雑入におきまして同額を減額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ 236 万 4,000 円の減額となり、令和 3 年度奄美市交通災害共済特別会計予算の総額は 547 万 6,000 円となります。

次に、議案第 40 号 奄美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、新たに設置する生徒指導審議委員会委員の報酬等の規定を追加するなど、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第 41 号 奄美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び議案第 42 号 奄美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国の基準改正に伴い連携協力を行う施設等に国家戦略特別区域小規模保育事業所を追加するため所要の規定を整備しようとするものでございます。

次に、議案第 43 号 奄美市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、関係法令の改正に伴い、事業所に虐待防止に対する措置や業務継続計画策定など、国の基準と同様の措置を講ずるため所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第 44 号 奄美市ワークスタイルラボ条例の制定につきましては、奄美市ワークスタイルラボの設置及び管理について、必要な事項を定めることにより、産業の振興や地域の活性化に資するため所要の規定を整備しようとするものでございます。

次に、議案第 45 号 奄美市任期付市費負担教職員の採用、給与及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、任期付市費負担教職員の給与や職員手当の規定を改正するなど、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第 46 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定につきましては、昨年度で名瀬・住用・笠利各辺地における総合整備計画が終了したことから、継続して辺地債を適用するために、必要な新たな総合整備計画の策定について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第４７号 財産の取得につきましては、奄美市消防団住用方面隊の消防ポンプ自動車の老朽化に伴い買い替えを行うため、地方自治法第９６条第１項第８号等の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上を持ちまして議案第３７号から議案第４７号までの提案理由の御説明を終わりますが、何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○

議長（与 勝広君） 日程第４，議案第４８号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） ただいま上程されました議案第４８号 人権擁護委員候補者の推薦につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本市の人権擁護委員が退任したことに伴い、後任の人権擁護委員候補者として新たに勢田哲央氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

何とぞ御同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（与 勝広君） これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託及び討論を省略いたします。

これから、本案について採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第４８号 人権擁護委員候補者の推薦については、同意することに決定いたしました。

○

議長（与 勝広君） 日程第５，奄美大島地区介護保険一部事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

この選挙は指名推選により行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選により行います。

お諮りいたします。

指名については、議長により行いたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議長により指名を行います。

奄美大島地区介護保険一部事務組合議会議員に弓削洋平君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました弓削洋平君を奄美大島地区介護保険一部事務組合議会議員の当選人として定めることに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました弓削洋平君が奄美大島地区介護保険一部事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました弓削洋平君に対しましては、本席から当選の告知をいたします。

以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

明日6月16日午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午前9時46分）

第 2 回 定 例 会
令和 3 年 6 月 16 日
(第 2 日 目)

6月16日(2日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	正 野 卓 矢 君	2 番	弓 削 洋 平 君
3 番	永 田 清 裕 君	4 番	奥 晃 郎 君
5 番	荒 田 幸 司 君	6 番	崎 田 信 正 君
8 番	橋 口 耕 太 郎 君	9 番	栄 ヤ ス エ 君
10 番	大 迫 勝 史 君	11 番	松 山 さ お り 君
12 番	林 山 克 巳 君	13 番	西 公 郎 君
14 番	関 誠 之 君	15 番	奥 輝 人 君
16 番	川 口 幸 義 君	17 番	伊 東 隆 吉 君
18 番	元 野 景 一 君	19 番	与 勝 広 君
20 番	竹 山 耕 平 君	22 番	多 田 義 一 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	東 美 佐 夫 君
教 育 長	村 田 達 治 君	住用総合支所事務 所 長	弓 削 洋 一 君
笠利総合支所事務 所 長	濱 田 洋 一 郎 君	総 務 部 長	三 原 裕 樹 君
企 画 調 整 課 長	國 分 正 大 君	財 政 課 長	永 田 公 洋 君
契約・検査指導 課 長	平 井 東 君	プロジェクト推 進 課 長	當 田 栄 仁 君
市 民 部 長	石 神 康 郎 君	環 境 対 策 課 長	大 山 茂 雄 君
市 民 福 祉 課 長	山 下 克 蔵 君	保 健 福 祉 部 長	山 下 能 久 君
福 祉 事 務 所 長	永 田 孝 一 君	福 祉 政 策 課 長	寿 山 一 昭 君
健 康 増 進 課 長	徳 永 明 子 君	いきいき健康課長	喜 納 祐 司 君
商工観光情報部長	平 田 宏 尚 君	商 工 政 策 課 長	畠 山 正 明 君
紬 観 光 課 長	川 畑 博 行 君	農 林 水 産 部 長	竹 元 康 晴 君

6月16日(2日目)

農林水産課長	用 稲 工 巳 君	建設部長	保 浦 正 博 君
都市整備課長	藤 原 俊 輔 君	土木課長	平 山 光 二 君
教育部長	徳 永 恵 三 君	学校教育課長	末 吉 正 承 君
生涯学習課長	大 庭 勝 利 君	スポーツ推進課長	田 中 巖 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	島 袋 修 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	池 田 忠 徳 君
主幹兼議事係長	押 川 治 君	議事係主査	堀 健 太 郎 君

議長（与 勝広君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人であります。

会議は成立いたしました。（午前9時30分）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、一般質問であります。

○

議長（与 勝広君） 日程に入ります。日程第1、一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますよう、質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう、時間配分をよろしくお願い申し上げます。更に、当局におかれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔、明瞭に行われますよう、予めお願いをしておきます。

通告に従い、順次、質問を許可いたします。

最初に、自由民主党 川口幸義君の発言を許可いたします。

16番（川口幸義君） 市民の皆様、議場の皆様、おはようございます。令和3年第2回定例議会にて一般質問をいたします、自由民主党会派の川口幸義でございます。

質問の前に、私の所見を少々述べさせていただきます。一昨年、1月に中国武漢市で発生した新型コロナウイルス、世界を震撼させた悪性ウイルスは終息の兆しも見えない中、新たな感染力が強いとも言われているインド型変異株、イギリス型などのウイルスが感染拡大し、世界中で数1,000万人の方々が犠牲になられたとの報道があります。また、日本でも1万3,000を超える方々が亡くなられたと報道がなされております。犠牲になられた方々の御冥福をお祈りいたします。また、来月開催されるオリンピック・パラリンピックに各国の役員や選手団が入国されます。諸外国の感染状況を踏まえて、入国制限しつつ、水際対策に全力で取り組んでもらいたいものだと思います。国籍も持たない、国境も持たない新型コロナウイルスは容赦なく侵入し、国民を恐怖に陥れる悪性ウイルスとの戦いは一日も早く全ての国民へワクチン接種が急がれる思いでいっぱいです。

これから、質問に入ります。

1番目に、市長の政治姿勢について伺いいたします。去る3月議会において、朝山市長の施政方針演説を聞きながら、私自身、奄美市としての歩みを振り返る機会になりました。特に朝山市政の12年間で振り返ったとき、真っ先に思い浮かぶのが奄美豪雨災害であります。道路をはじめ、生活のライフラインが分断され、住民誰もが大きな不安を感じておりました。職員も何から手を付ければよいか、不安もあったでしょうが、そのような非常事態こそトップの資質、リーダーシップが発揮されるのだろーと思います。朝山市長におかれましては、豪雨災害発生直後からの迅速な対応に加えて、復興に向けて、直ちに60億円規模というかつてない大規模な補正予算を編成し、単に復興のみならず、より強靱なまちづくりを強力に推進してこられました。また、豪雨災害直後でありましたが、朝山市長がトップセールスで誘致を進めた横浜DeNAベイスターズが初めて秋季キャンプを行い、豪雨災害により、落ち込む住民に勇気と希望を与え、特に子どもたちの満面の笑顔を印象深く覚えております。また、この豪雨災害を教訓に、まずは住用・笠利両地域の新たな庁舎整備に着手されました。市長は就任当時から奄美市としての一体感の醸成ということを訴えられてこられました。この庁舎整備は住用・笠利、多くの住民の方々に防災拠点としての安心感と今後の地域振興にける期待感を与えたものと考えます。加えて、奄美豪雨災害、災害支援で訪れた自衛隊が大きな力となってくれました。島嶼防衛強化の必要性が叫ばれる中、私ども市議会においても自衛隊誘致の必要性を訴えてきたものであります。朝山市長におかれましては、国防における南西諸島の防衛の強化の必要性などに加えて、災害における自衛隊常駐による地域の安心・安全の確保など、様々な観点から熟慮され、受け入れを決断されたものと思います。駐屯地開設から早2年が経過し、地域の防災力の向上に貢献していただいているほか、既に市税にも好

影響があるとの報告もありますが、これから発表される国勢調査においても、良い影響があるものではないかと期待をしております。また、末広・港土地地区画整理事業も令和２年度末で事業費ベースとして９２．４パーセント進んでいると伺っております。マリンタウン地区についても、民間企業による工事も始まり、新しい町の形成が着実に進んでおります。また、長期間、事業をストップしていた国道５８号おがみ山バイパス事業についても、朝山市長の粘り強い県への働きかけなどにより再開いたしました。そのほかにも、名瀬地区の水瓶である平田浄水場の更新や笠利赤木名地区における下水道事業の推進など、住民生活を下支えする重要な生活の基盤整備もしっかりと推進して来られました。このようなハード事業を推進しながらも、特筆すべき福祉制度、特に子育て支援の充実であるかと思います。朝山市長に就任された当時、国の制度に基づき未就学児まで医療費助成の対象でありましたが、これを奄美市の独自の取組として小学生、中学生と段階的に引き上げ、今年度から高校生までの対象とするように拡充されました。そのような中、今年度からは住民から長年要望のあった高校生の通学費助成制度が市内全域で実施されることになり、家計負担を大いに軽減するものと期待しております。これは、朝山市長が奄美群島広域事業組合の管理者として、奄美群島のリーダーとして、世界自然遺産登録実現などに向けて国や鹿児島県、沖縄県、関係市町村とともに尽力されてこられた賜物と思います。また、平成２６年には奄振法の改正が実現し、奄美群島振興交付金も創設されました。それまでは約６億円程度であった奄振非公共事業予算が、当時、異次元の要求と言われた約３倍の２１億円程度まで増額されたものであります。その予算を有効に活用し、私たち奄美群島に住む住民の悲願であった航路・航空路の運賃軽減、農林水産物の本土出荷に係る輸送コストの支援が実現されました。朝山市長におかれては、この奄振改正に向けて、奄美群島成長戦略ビジョンの策定をはじめ、これまでに成し得なかった交付金制度を盛り込んだ法改正へ、奄美群島のリーダーとして大きな成果を残されたものと思います。合併当初の奄美市の財政調整基金は約２億円程度でなかったかと記憶しております。これが、令和元年度末には約３４億円まで増加しております。また、起債額については、合併当初、約５６２億円から、令和元年度末残高で約５６３億円と、ここまでの大型事業を進めた中でも微増となっております。市民に求められた施設整備をしっかり行いながら、また、子育て世代への支援をはじめとする市民サービスを拡充させながら、基金の造成と起債の抑制の両立を実現してきたことは、朝山市長の行政経営手腕を示すものであると考えます。そして、今、新型コロナウイルスというこれまで誰もを経験したことがない困難に直面しています。前例のない対応が求められている、まさに非常事態です。朝山市長はこのような状況の中で、感染防止対策は当然のことながら、地域に寄り添った経済対策を矢継ぎ早に展開してこられました。鹿児島県内の自治体を見たとき、これほど充実した、また、タイミングに応じた施策を展開しているところはないのではないかと考えております。新型コロナという非常事態に対応しながら、地域にとっての光となる世界自然遺産の効果をどのように発揮して、地域経済の回復を図っていくこと。このことを、今、行政に求められているのだらうと思います。一つ目は、非常時にこそ発揮される強いリーダーシップ。二つ目は、様々な困難を乗り越えてきた経験と、それに裏打ちされた国・県との信頼関係。三つ目は、優れた行政手腕であります。そして、最後の四つ目は、常に市民とともにある姿勢であります。これまで述べてきたとおり、朝山市長におかれては、この四つの要素を満たす稀有な人材であり、まさに余人をもって代えがたいと評価しております。それでは、率直にお尋ねいたします。難局の中、朝山市政の継続を望む多くの市民の声が私に届いておりますが、市長のお考えをお聞かせください。

２番目に、①朝山 毅市長、次期市長選挙へ、４期に向けての取組について伺います。

このあとは、発言席にて質してまいりたいと思います。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。ただいま、議員のお話を賜り、過分にして恐縮を覚えながらも、ありがたく拝聴させていただきました。議員御案内のとおり、私も市長職をいただき、１１年余に

なりました。その間、振り返りますと、議員がお話になった各種の施策、事業について、私なりに思いがあり、感慨深いものを感じております。特に就任1年間もない頃、未曾有の豪雨災害がありました。議員おっしゃるとおり、私自身、大変動揺し、果たしてと思うところがありましたが、これも市民、議会、職員、相互の力が結集し、しかも3地域の思いが一体となり、この困難を乗り越えてまいったところでもあります。その後、その教訓を持って、あらゆる施策を講じてまいったところでもあります。そして、今、議員がお話にありましたとおり、まさに新型コロナウイルス対策。かつて国においても、県においても、誰もが経験したことのないこの感染症であります。我々も戸惑いながらも、まず外海離島である私どもは、水際対策を、空港を、港を万全として、対策を講じていかなければいけないと。県並びに大島本島5市町村が一体となり、対策を講じてまいり、また、コロナ対策に係る各種施策も講じてまいりました。御案内のとおり、経済界、医療関係者、市民はもとより、多くの皆様方が困難に遭っております。それらのことを少しでも和らげようと、市民生活の支援策、経済対策を講じてまいったところでもあります。しかしながら、未だ抜本的な対策というには至っていない現状であります。その間、御苦勞いただいた市民の皆様方はじめ、事業者の皆様方に心から御理解いただいたことに対し、感謝を申し上げます。また、万全でないと言われる医療環境の中において、現場において、市民の命、健康を守っておられる医療関係者、御尽力いただけてますことに対し、衷心から敬意と感謝を申し上げるところであります。また、その間において、救急搬送により県本土の医療機関に搬送していただいた海上保安部、自衛隊、消防団員の皆様方にも、心からお礼を申し上げたいと存じます。そのような中でありますが、今、ワクチン接種が順調に進んでいると理解しております。市民等しく、誰もが一日も早く接種を終え、以前のような安全・安心した生活が送れるように、一生懸命、引き続いて努力をしてみたいと存じます。議会の皆様方、御協力を、御理解をよろしくお願い申し上げ、市民の健康をみんなで、自ら守ると同時に、行政においてもしっかりフォローしてみたいと存じます。そのような豪雨災害、そして、12年目を迎えようとする私の任期の終わりに際し、このような事案が発生したこと。私なりに思いもあります。そういう中ではありますが、ただいま議員がお話いただいた、私の出処進退について、このお世話になった議員各位、厳粛なる議場において、次期市長選挙に出ないことを表明したいと存じます。愛郷心、情熱を持つ後進に期待を寄せ、私はあと残された5か月余を、市政の中心は、主人公は市民であるという私の認識の下、任期、しっかり努めて、お世話になった皆様方に感謝の思い、私なりの思いを市民の皆様、議会の皆様にお届けできるように頑張ってみたいと存じます。長い間、大変お世話になりました。ありがとうございました。まだ、若干の時間があります。皆さんと、また、懇親や手簡の中でお話する機会もあろうかと存じます。よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

16番（川口幸義君） 市長選の、感慨深いだろうと思いますけれども、私は4期へ向けての挑戦の取組ということで、一応質問させていただきましたが、あと一汗をとったんですが、市長の決意もどうやら固いようですので、また、新たな市長さんに委ねると、こういう御答弁がございましたので、これは致し方ないな、このように思っておりますので、また、どうぞ、また、市長、これからもですね、また、残された数か月ございますので、その間はしっかり、次の新しい市長さんに引き継ぎができるように、よろしくお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、（2）番、高齢者の接種率について伺いたいと思います。高齢者の接種率をですね、①電話予約とインターネットの予約についての、このパーセントなどがお分かりでしたら、お聞きしたいと思っております。

保健福祉部長（山下能久君） おはようございます。高齢者のコロナワクチン接種の申し込み状況、また、質問内容の聞き取りの中で、予約受付時におけるトラブル等についてもお聞きしておりますので、併せて答弁いたします。

高齢者のコロナワクチンの集団接種につきましては、5月3日から開始いたしました第1弾と、6月14日から開始いたしました第2弾で、接種を希望する方の申し込みを全て受け付ける体制を整えています。集団接種の申し込み状況につきましては、6月15日現在、1万757名の予約を受け付けております。内訳といたしましては、電話予約5,375名、インターネット予約5,382名となっており、本市の高齢者約1万3,700人に対しまして78.5パーセントとなっております。また、老人ホームなどの高齢者施設に入所している方は施設内での接種を、訪問診療を受けている方は訪問接種を行っていく予定でございます。7月末までには、高齢者のコロナワクチン接種が完了する見込みとなっておりますが、できる限り希望する全ての高齢者が接種できますよう、関係機関と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、第1弾の予約受付時におけるトラブル等につきましては、電話が通じず、何度も電話をかけたとの声も多数ございました。この件につきましては、市民の皆様にご迷惑をおかけし、大変申し訳なく思っているところでございます。このようなことから、第2弾の予約受付につきましては、支所ごとの対応を検討いたしました。まず、電話予約につきましては、名瀬地区において、第1弾の8台から30台に増設いたしました。また、笠利地区では新規に8台設置し対応するとともに、住用地区においては、住用総合支所での受付と各集落を巡回して予約を受け付けました。更に、インターネット予約マニュアルの周知を図り、24時間対応するインターネット予約を勧めるための周知を広報紙などで行ったところでございます。第2弾の予約受付開始の5月25日の午前中は申し込みの電話が集中して電話がつながりにくい状況が発生いたしましたが、午後にはこのような状況も解消され、スムーズな予約受付につながっております。結果といたしまして、5月25日から5月27日までの3日間で、電話予約3,251名、インターネット予約3,624名、合計6,875名の予約を受け付けたところでございます。以上でございます。

16番（川口幸義君） 当初のトラブルはね、初めてのことでですから、いろいろありましたと思いますけれども。その後は電話の台数も増えて、スムーズに流れている、こういう状況ですけれども、今後、これを100パーセント目指してね、1人も残さず、ワクチンの接種、進めていただければありがたいかなと、このように思っております。この施設については、まだどの程度の割合で、ワクチンの接種は進んでいる。それが、把握はできておりますかね、施設の。

保健福祉部長（山下能久君） 高齢者施設の接種の状況についてお答えいたします。高齢者施設の接種につきましては、高齢者施設の、介護事業所も含めまして、協議をこれまで進めてきたところでございます。現在、19施設が施設内接種を計画しておりまして、現在、調整しています高齢者の数につきましては、658名となっております。以上でございます。

16番（川口幸義君） 何とかスムーズに流れているような気がしますので、取り敢えず皆さん大変だろうと思うんですけれども、頑張ってくださいたいと思っております。

それから、②の接種のですね、副反応についてちょっと伺いたいんですが、2回目の接種についての副反応、そういったものは奄美市に寄せられていらっしゃるのか。そういった案件がありますか。

保健福祉部長（山下能久君） コロナワクチン接種による副反応についてお答えします。コロナワクチン接種による副反応につきましては、発熱、全身倦怠感、頭痛などが出ることが先行接種対象者の国による調査で報告されております。これによりますと、1回目よりも2回目の接種のほうが副反応が多く見られ、若年者や女性の方が副反応が多く見られることも併せて報告されております。議員御指摘のとおり、今後、一般の方のコロナワクチン接種が始まりますと、副反応が現れる方が増えることが想定され、副反応に対してどのように対処すればいいのか、相談が増えることも予想されます。本市のほうに

おきまして、微熱が出たという相談が数件寄せられているところでございます。以上でございます。

16番（川口幸義君） 副反応についてはですね、若い方は高熱、熱が、高熱が2・3日続くとか、そういった事例等などがよく聞かれますけれども、この高熱が2・3日続くと、そういった想定の中ですね、解熱剤、熱を下げる薬について、これについては皆さんは、例えば役所に問い合わせをして相談をした方がいいのか、あるいは病院に行くのか、薬剤師、薬局に行くのか。こういったものもしっかり行政として押さえた方がいいんじゃないかと思って、一応質問しているんですけども、どのようにお考えをしているのか。

保健福祉部長（山下能久君） 副反応に対する相談先につきましては、まずはかかりつけ医療機関があればそちらのほうに相談していただきたいと存じます。または、県がワクチン接種後の副反応などの相談窓口として設置しておりますコロナ相談かごしまにて相談をしていただければと考えております。市としては、これらの情報につきまして、引き続きホームページや広報紙等により周知をしてみたいと考えております。以上でございます。

16番（川口幸義君） このですね、例えばこの副反応についての薬の争奪戦などがもしあるとするならば、ないとも言えないでしょう。そうなったときの、いわゆる対応について、こういったものは予め備蓄をしておく必要があるのではないかな。こういった声もね、薬剤師の皆さんから、よくそういうことを聞かれるんですけども、こういった話は、まだ、県とのやり取りはないんでしょうか。

保健福祉部長（山下能久君） コロナワクチン接種後の発熱や痛みについてですが、市販の解熱剤を使用することや、かかりつけ医の医療機関及び薬剤師に相談していただければと考えております。議員御質問の中で、解熱剤の不足ということがございましたが、解熱剤につきましては、奄美薬剤師会に確認いたしましたところ、コロナワクチン接種による発熱や痛み等に備え、一部の解熱剤が全国的に品薄になりつつあるということをお聞きしております。このようなことから、大島郡医師会と奄美薬剤師会では解熱剤が品薄になったときに備えて、対応を検討しているということでございますので、本市といたしましても、両機関と連携して対応してみたいと考えているところでございます。以上でございます。

16番（川口幸義君） はい、よく理解できました。取り敢えずですね、そういったものは、しっかり横の連携を取りながらね、万難を排して、一応、市民の安心・安全を担保できるように、一つ、取り組んでいただきたいとこのように思っております。

それでは、（3）番、これは電気業界のことなんですけれどもね、土木じゃなくて、指名業者のランク付けについて、ちょっと伺いたいんですが、どちら様が答えるんですかね。総務部長ですか。

総務部長（三原裕樹君） それでは、お答えいたします。本市のランク付けにつきましては、少し一連の作業を、流れを御説明いたしますと、入札参加適格審査、これにおいて、事業所から提出される入札参加資格申請書類、いわゆる指名願いですね、の書類審査を行い、その後、工事施工能力審査において、工事種別ごとに経営事項審査、この客観的要素。それから、過去3年間の工事实績、主観的要素と言いますけれども。それから、災害支援やボランティア活動など、この加点要素について採点、順位付けを行い、これを基に、工事種別ごとに3等級を限度としてランク付けを行うこととしております。御質問の工種、電気のランク付けにつきましては、現在、A・Bの2等級に分類をしております、指名願いの提出があった、現在、20社の施工能力を採点、順位付けしたのち、本市の工事発注予定件数、それから、事業所の専門性、実績等を勘案し、現在、Aランクに10社、Bランクに10社を格付けており

ます。議員御指摘のとおり、Aランクに格付けされた各事業所の技術者数に、現在、ばらつきがございます。指名競争入札ではその年の工事発注量に応じて、ランクごとに一定程度の事業者数も確保する必要もございます。入札参加資格のランク付けにつきましては、事業所の規模、能力に応じた工事を発注するため、事業者の棲み分けを行い、建設業全体の健全な発展を促進することが最終目的でございますので、今後の工事の発注件数や市内事業者数の変動に合わせて、その時点における最適な方法、これについても常に検討していく必要があると考えております。このようなことから、つきましては、これらのことも含めまして、入札制度検討委員会、この中で、御指摘の件について検討させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

16番（川口幸義君） 部長、あのですね、鹿児島県がルールブックでね、2年に一遍、建設業のいわゆる資格審査を行うわけ。もちろん、部長は御存知だと思うんですけども。そして、この奄美市のですね、電気業者の、要するにAランクに何社入ってますか。奄美市が独自でAにした業者。

総務部長（三原裕樹君） 今、20社ございまして、Aランク10社、Bランク10社ということでございます。

16番（川口幸義君） それでね、今、この10社のAランクのこの業者のデータを見ますとね、例えば従業員が2人、中には1級の資格もないんだけど、どういうわけか、A級に上がっているわけよ。こういったものは、やっぱり当局としてはね、ちょっと見直す必要があるのじゃないかなと僕は思うんですよ。やっぱり電気というのは、この目に見えない電流を扱うわけで、やっぱりA級に上がるという条件は最低でも1級管理者、それに従業員でもね、最低でも2・3人は雇用しなければ、A級業者としての取り扱いについては、これは社会的貢献度を果たすという、この認定に立って、始めてA級に県が認定するんだけど、それはなぜかっていったら、家内工業で2人で家族だけで、いわゆる福利厚生を持っている人がA級に上がっても、これは社会的貢献度を果たしているとは言えないんです。だから、私がこれを、今、取り上げているんだけど、こういったものを見ますとね、総合点の評価が800点までは何とかいけるんだと思うんだけど、それ以下、総合点が700点代のこういった業者がね、奄美市もこれ、ちょっと苦しいんだろうと思うんですよ。メンバーが少なくって。こういうことで、Aが10社でBが10社と、このように番組を組んであるんだけど、これは別に僕はね、A級が5社でも、Bが15社でも、Aのメンバーが足りないときにBから上げることはできると思うんですよ。何も無理してAを10社に上げる必要ないと思うよ。これね、僕、問題なのは、本当に家族2人でA級という、これはもう、どうみても僕はちょっと理解し難い点があつてね、これを上げたんですが、ここら辺りは見直し、必要があるのではないのでしょうかね。これは、なぜかと言ったらね、こういったランクで億単位の現場に指名業者がかかって入札するとね、工程ができないわけよ。それで、A級業者と、例えば10名も5名も従業員を抱えて、こうした業者とテーブルについて打ち合わせができないと僕は思うわけ。技術力も違うし、これ、総合点もさることながら、技術点、経審だっけかなり低いよ。経審なんか200点ぎりぎりの業者がいるから。これ、技術点ですからね、経審については。だから、こういったものも勘案をして、もう無理をする必要ないと思う。5社ぐらいが何とか間に合うのじゃないかなと、僕、見ているんだけど、もうそこら辺りはちょっと見直したほうがいいかなと思って質問をいたしました、いかがでしょうか。

総務部長（三原裕樹君） 現在、Aランクは1,000万円以上の工事、Bランクは1,000万円以下というふうに、工事になっておりまして、先ほど少し御説明いたしましたけれども、年間の工事の発注状況、そういったものも年度によって異なる場合がございます。そういうのを含めて総合的に、それは検討する必要があるのかなというふうに考えておりまして、先ほど少し申し上げました、繰り返しにな

りますけれども、入札制度検討委員会の中で、その辺も含めまして検討したいというふうに考えております。以上でございます。

16番（川口幸義君） そのように、一つ、取り組んでもらえればありがたいかと、このように思っております。

それでは、次は（4）番、地球温暖化と脱炭素へ向けての取組、奄美市としての取組がありましたら、よろしくお願いします。

市民部長（石神康郎君） おはようございます。それでは、地球温暖化と脱炭素に向けての取組について。その中で、聞き取り内容の中では、市の考え方、減量化に伴うクリーンセンターの延命化。それと、奄美市が先陣を切って、新たな取組をすることで、注目されるのではないかとというようなことでございましたので、その件について答弁させていただきます。

SDGsは2015年9月に国連が提唱した持続可能な開発目標のことで、17の大きな目標の一つに、気候変動に具体的な対策をとるという目標がございます。議員御案内のとおり、地球温暖化対策のため、脱炭素に取り組むことは、全世界の人々や企業が後世のために行動すべき最重要課題と認識いたしております。そのような中、国内では平成28年5月に地球温暖化対策計画を策定し、2030年度の温室効果ガス排出量削減目標を2013年度比で26パーセント削減と定めましたが、今年の4月22日に本計画を見直し、目標を46パーセント削減に引き上げることを決定いたしております。また、本市が取り組む地球温暖化対策や脱炭素へ向けての方針でございますが。議員御承知のとおり、2018年度から2022年度の5年間に取り組むべき計画といたしまして、奄美市地球温暖化防止活動実行計画を策定し、その計画に基づき、地球温暖化対策に伴う脱炭素へ向け、市民が御家庭や事業所でも取り組めるエコ活動を推奨しているところでございます。具体的な取組の一つになりますが、クリーンセンターに搬入されるごみの構成比で最も多いのが紙、布類で、令和2年度は6割を占めております。これまでも古紙類のリサイクルに取り組んでいるところでございますが、ごみの減量化など小さな取組が広がり、大きな成果を上げることにより、クリーンセンターの延命化にもつながっていくと認識いたしておりますので、市役所内でのペーパーレス化も含め、一層取組を強化してまいりたいと考えております。また、政府が推奨する国民運動の中にクールチョイス、賢い選択運動がございます。身近な実践例といたしまして、冷暖房設定温度の調整、自家用車の運転、アイドリングの抑制。不要電源の削減。シャワー時間の短縮などが示されており、家庭で実践いただけましたら効果も大きいことから、今後とも啓発に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

16番（川口幸義君） これも、国が進める事業でありますけれども、やっぱり奄美市は奄美市で独自で何らかの形でね、それに向けて、やはり、ごみの減量の問題にしても、分別をすることによって、クリーンセンターが延命措置をできるという、こういうことだと思うんですけれども、今日のね、深刻なごみ問題を解決するためには、ごみ増大の原因となっている資源の大量採集や物品の大量生産、大量消費、大量廃棄の社会全体の経済システムと使い捨て、ワンウェイ型の生活様式を根底から改めることで、そのために、もはやどこの、どこにも最終処分場、すべき場所も、廃棄もないという前提に立って、自主的にごみを出さない、出たごみは資源として再使用や再利用などを行う。それができないものは生産を止めるか、できるようになるまで管理、保管するという資源循環型社会経済システムに転換する、もう時期に来ているのではないかと、これからの社会は脱炭素へ向けて、最終処分地の確保策ではなく、思い切って資源の輸入量を半分に減らすなどの方策を社会全体で真剣に考えなければならないときです。脱炭素。国際的には、環境政策の重要問題でもある地球温暖化を防止するためには、日本は焼却や埋め立てによる炭酸ガスや大量に減らす、ガスなどの温暖化もたらす原因物質の排出を率先し

て大幅に減らす責任がある。2050年には地球上の海へ廃棄物が魚の量より多くなると、投棄されると言われております。これは途上国の河川から海へ大量の廃棄物が流れる。こういった懸念があるわけで、だから、再生利用が困難なものについては、焼却や焼却灰の熔融効果などの中間処理、中間処理が一番大事なんですけれども、中間処理やサーマルリサイクルとごみで発電機等、積極的に推進していかなければならない。これらの方策はごみ問題の根本的な解決にはならないばかりか、地球温暖化に一層拍車をかけるという、専門家の話もありますので、やっぱり日本は焼却や埋め立てによる炭酸ガスやメタンガスなどの温暖をもたらす原因物質の排出を率先して大幅に減らす責任があるということが、こう言われておりますので、やっぱり我々、今、奄美市のクリーンセンターにしっかりですね、この、そもそも搬入されるごみの分別によって、また、焼却できないものがどうしてもありますよね。だから、そういったものを、いわゆる有価物として、鉄類とかそういったものは事業者が引き取ると思うんですよ。事業所も引き取らないような、こういった問題がある。こういったものについては、将来はやはりH₂Oの、要するに水素ガスぐらいのね、そういった溶解炉、そういったもので、高熱で処分をしなければならない。そういう時代を、これから担っていかなといけないんじゃないかな。そうじゃないと、この地球温暖化にはなかなか前に進んでいけないと、僕は思ってね、こういったことを今日は皆さんと一緒に共有しようかなと思って、一応、取り上げてみましたが、一つ、よろしく頑張っていたきたいと思っております。ありがとうございます。

それでは、（５）番、農政課と森林組合との連携について伺いたいと思います。部長、新しい部長さんで、まずおめでとうございます。肩の力を抜いてね、一つ、答弁よろしくお願いします。

農林水産部長（竹元康晴君） おはようございます。川口議員から聞き取りの中で、知識や経験が必要で危険の伴う林務関係の業務は、専門家で、森林組合に委託しているのかという点と、２点目に、奄美市有林を含め、山林を守る事業の充実を図れないかという２点についてお聞きしておりますので、その２点についてお答えしたいと思います。

まず、奄美市の約７８パーセントが林野である本市において、森林の有する多面的機能を発揮するため整備を行うことは、議員御案内のとおり、重要であると認識しています。奄美市において、林業技士などの専門技術者を雇用し、鹿児島県知事の認定を受けた認定林業事業体はあまみ大島森林組合のみであり、国有林を利用した造林事業や市有林における森林環境保全直接支援事業などに取り組んでいるところでございます。

次に、山林を守る事業の充実を図れないかっていうことになるんですが、令和３年度からは新規に森林環境譲与税を利用した山林荒廃地整備事業など、森林整備に関する業務をあまみ大島森林組合に委託する計画でいるところでございます。山林に精通しており、森林整備計画策定に協力いただいているあまみ大島森林組合とは、今後も連携を図りながら、森林の有する多面的機能である生物多様性の保全。土砂災害の防止。水源の涵養などの保全に努め、森林整備の充実に取り組んでいるところでございますので、御理解をいただきたいとお願いいたします。以上です。

１６番（川口幸義君） はい、どうもありがとうございました。それでね、この奄美市が要する間伐、間伐材のいわゆる予算をね、森林組合に毎年どれぐらいの予算を委託していらっしゃるのか、ちょっとそれを伺ってみたいと思いますけれども。

農林水産部長（竹元康晴君） 森林組合との予算に関しまして、今年度はですね、先ほど申しました植林地の管理業務、造林事業ですね、及び市有林の管理。あと、松くい虫の枯損木の処理などを合わせまして、約１、６００万円ほどを予算計上しています。以上です。

１６番（川口幸義君） １、６００万円程度。これは、森林組合に毎年、市から委託をされているわけよ

ね。これは、ちょっと待って、市有林、いわゆる市有林、奄美群島の場合は市有林と民有林が90パーセントぐらいありますから、国有林というのが僅か6パーセントぐらいしかないわけよ。だから、それについては、この1,600万円の。いわゆる森林を保全する、要するに間伐をして、老木はもう切り倒して、新しい若い木を植えて、植林をして、山を若返らす。これが、一応森林組合との、市との連携だと思っているんですけども。それで、この予算は、今、これで間伐材の予算として出しますけれども、要するに多面的機能支払交付金は、これ、今、書いていないんですけども、あなたが所管する。これは、今年は何の程度の予算が。それから、それとね、それは結構、結構、それはいいですから、いわゆる地籍の、奄美市、名瀬・笠利・住用のこの三つの地籍についての予算が、今年はまだ見えていると思うんですけども、どれぐらいありますか。

農林水産部長（竹元康晴君） 申し訳ございません。地籍の予算については、資料として、今回、持って来ておりませんでした。

16番（川口幸義君） ごめんね。よろしくお願いします。議長、どうもどうも。これ、今年は大体8,000万円ぐらいあると思うんですけども、これを名瀬と住用と笠利と、これを三つに分けて、いわゆる地籍を発注すると思うんですけども、これについては、僕、頭にあったんですけども、ちょっとそっちに、質問に出していなかったから申し訳ないなと思っているんですけども、一応そういうことでね、取り敢えず地籍もかなり遅れていますので、これはあなたの所管だから、取り敢えず取り組んで、頑張ってくださいと思っています。よろしくお願いします。

それでは、これをもちまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（与 勝広君） 以上で、自由民主党 川口幸義君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。

午前10時45分に再開いたします。（午前10時26分）

○

議長（与 勝広君） 再開いたします。（午前10時45分）

引き続き、一般質問を行います。

自民党奄美 多田義一君の発言を許可いたします。

なお、多田義一君から一般質問中の資料投影のため、書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可します。

22番（多田義一君） 市民の皆様、議場の皆様、おはようございます。自民党奄美の多田義一でございます。令和3年第2回定例会、一般質問を行いたいと思います。

質問に入ります前に、所見を述べさせていただきます。まず、私も先ほど川口議員の質問があったとおり、朝山市長におかれまして、この4期目へ向けての出馬をとの思いもありました。それで、このような質問を前段に持ってきたわけではありますが、先ほど市長のほうからあったとおり、今回は出馬をしないとのことでしたので、そのことを、また、念頭に置きながら質問をしていきたいと思っています。

まずは5月の10日にユネスコ諮問機関より奄美・沖縄の一部を世界自然遺産にふさわしいとの勧告を取りまとめ、7月のユネスコ世界遺産委員会にて正式に決定との報道がなされ、コロナにより厳しい状況に差し込む大きな光となったことは、この奄美市にとって歴史的快挙であり、このことにより、自然との共生、保全を今以上に意識して取り組み、広く市民に周知していく義務を背負ったと認識し、様々な施策に取り組んでいただきたいと思います。また、人の流れも大きく変わっていくと思います。当然、コロナ収束後のことになるかと思いますが、日本国内はもちろんですが、海外からの人の流れも一定数は見込まれることから、今まで以上に多言語表記に対応し、この流れを太い経済の柱として、多

くの課題に向き合い、民間と今まで以上の連携を図り、成功に導いてほしいと願う1人であります。マリンタウン埋立事業もこの勧告により加速していくと思われます。島外資本も注目していると聞きますので、このことが一つの景気回復につながればと思います。コロナにより市内経済に与えた損失は、今は大きくなるばかりで、まだまだ収束までの道は困難である中、同時にしていけないと、全て上手くいかないとは考えております。観光に力を入れるにしても、おもてなす市内事業者が体力を削がれ、そこまで事業を維持、継続できるかの状態まで来ていると思います。昨年2月より影響が出始め、その時期から私は毎回コロナ経済対策について質問をしてきました。多くの事業所を見て、私自身もその大変な現状を目の当たりにし、このままでは市民の皆様がつくり上げられたものが崩れてしまうとの危機感が日に日に強くなりました。昨年4月には最初の非常事態宣言が出され、5月のゴールデンウィークを含む6月までは大変悲惨な現状でありました。少し持ち直し、年末年始に向けやる気を出していた飲食店をはじめ、多くの事業所は、奄美市内での感染拡大を受け、人は動かず、本年の1月25日から2月の7日まで、鹿児島県による時短要請が出される事態となり、今回、奄美市内で多くの感染拡大を招いたクラスターが発生し、5月10日から5月の23日までの2度目となる時短要請が出され、市内経済は大きなダメージを受けています。この現状をどのように支え、経済を前に動かしていくかに、今後の世界自然遺産も関わってくると思いますので、全てを同時に対処していくことが、今、必要とされているとは考えております。奄美市を取り巻く環境の中で、コロナに関わる事項、世界自然遺産に関わる事項、ここが最重要事項との認識の上で、一般質問に入ります。

まずは、市長の政治姿勢についてであります。今回、私がこの質問をするのは、前段述べましたが、奄美市にとって最悪なときでもあり、また、最高なときでもあります。この大変重要な時期に、奄美市長改選時期と重なっていることも、また、事実であり、避けては通れない課題であると、私は思っています。そこで、質問いたしますが、このような課題が多くある中で、市長としての改選を含む課題は何なのかをお伺いいたします。

あとの質問からは発言席にて行います。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） 多田議員にお答えいたします。私の出处進退について、このような時期にどうかという御質問であろうかと存じます。先刻、述べましたけれども、私なりの思いといたしましては、まず、3期を迎えるに当たりまして、私はその都度、皆様方に公約というものを明かしてまいりました。その公約が、私なりの自己評価においては、ほぼ80パーセント以上相当はできたのではないかと思います。私なりの年齢も含めて、併せて、今、議員がおっしゃったように、コロナ禍の中で経済も、市民生活も大変な時代にあるということでございます。今、ワクチン接種が始まっております。これが、全ての市民はじめ島民の皆様に行き届きますと、以前のような生活が可能ではないかと思えます。しかしながら、アフターコロナという中において、新しい生活様式、新しい経済環境が訪れてくるであろうというふうな思いもございます。加えて、その中に光明を与えたのが、世界自然遺産登録に向けての勧告であります。このことにより、先人が遺していただいた、この有意な財産が、恐らく奄美の経済資源として、観光資源として、私どもの唯一不二の財産として、恐らく奄美に大きな経済環境、また、新しい経済様式を与えていただけるだろうと。陰の部分と、大きな陽の部分が、今、ここに訪れているような気がいたします。そのような新しい時代の中において、私の年齢や、また、私のここに至る約12年近くの、また、笠利町長時代から考えますと20数年にわたります。その間の思いを考えますと、やはり後進に、時代に沿った愛郷心や情熱や勇気のある後進に道をお譲りすることが最適な時期であると、私なりに思ったところであります。そのような観点から、私はこの際、今期をもって退くということが、私なりに賢明な、しかも冷静な判断であると考えたところでありますので、御理解をいただきたいと存じます。議会の皆様方には大変お世話になりました。今後もお世話になります。皆さ

んの友情、また、温かい支援に対しては、心から感謝の気持ちでいっぱいであります。今後とも皆さんとともに市政の揺るぎない発展を願いながら、あと、残された期間を全うしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

2 2 番（多田義一君） 市長、ありがとうございました。思い返すと、僕も笠利町は手花部で母がずっと育ち、僕も小学校の上がる前まで笠利町でいました。恐らく、市長が笠利町長の最後の選挙だったと思いますが、ちょうど手花部の手前の橋の上で、僕たち家族がいたときに、覚えてらっしゃるかどうかわかりませんが、そこで下りて握手をした、あれが多分笠利町長としての最後の選挙だったんじゃないかなという記憶がありますが、いろんな思いがある中で、実際、やはり奄美市長になり、先ほど来、話があったとおり、大変大きな水害もありました。そしてまた、様々な大きなイベントもある中で、やはりこの、今年でいうと、やはりコロナと世界自然遺産と、この本当にいいことと、大変きつことが重なっている、市長職としては大変厳しい時代の市長となったのかなという思いがありますが、私の個人的な意見としては、やはり頑張っただけだったというのは、思いとしてあります。そういう思いもあって、今回、最初のほうに質問、項目として入れさせていただきましたが、先ほど市長からも説明があったとおり、様々な理由があって、市長なりに大変大きな決断であつただろうと思いますので、残された任期期間は、まだ本当に、あと5か月ほどあるかと思います。また、その5か月も、通常の多分2年近い仕事を、この5か月の間にしないといけない、すごい多忙な期間だろうと思いますので、しっかりと、また、そこは市民に向けて道筋をつくっていきけるように、是非、頑張ってくださいたいと、このように思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。2 番目の新型コロナ対策について、質問をいたします。今回、鹿児島県による2 度目となる時短要請が出されました。4 月から感染者が出始め、飲食店など多くの店が大きく売上を落とし、ビジネスや観光客等以外の市民は感染防止の観点から密を避け、感染予防に大きく貢献していただいたものと感じております。一方では、売上が大幅に落ち込む事態となり、度重なるこの状態に、不安を感じた方々がほとんどだと思います。更に、感染拡大を受け、医療体制もかなり逼迫し、県立大島病院から市内の病院へ転移や鹿児島搬送などもあったと聞いております。また、学校や保育所、保育現場においても休校や休園を行い、感染拡大を防ぐ取組がなされています。しかし、観光客の受入は止めるわけにはいかず、各店舗において厳しい判断を行うしかない状態でした。その影響は様々な分野に広がり、市内経済に深いダメージを与えました。そのような中で、鹿児島市、霧島市の時短要請が延長され、感染者が落ち着かない中での時短要請終了に、市民の多くは不安と疑問を持たれたと思います。その後も、当然、屋仁川などには人は戻らず、大変厳しい経済状況が続いたわけでありましたが、ここで質問いたしますが、今回、先ほど申し上げたとおり、鹿児島市と霧島市が2 週間延長ということになりました。市内の感染者数、また、教育、保育の現場の現状だったり、観光客の入込、また、医療体制の現状、更には市内経済の状況など、当時、かなり厳しい現状にあったと認識をしておりますが、奄美市ではどのような議論がなされたのか。また、鹿児島県から事前協議などの内容は、どのような内容だったのかをお伺いいたします。

保健福祉部長（山下能久君） 本市における新型コロナの感染防止対策につきましては、市内のあらゆる団体、事業所と連携し、また、協力をいただき実施しているところでございます。特に飲食店における感染防止対策につきましては、昨年7 月の鹿児島市におけるクラスターが飲食店で発生したことから、市内における店舗対策、店舗掲示用ポスター、来店者カードの提供を行っております。この周知方法につきましては、市の飲食店における感染防止対策の説明会等において、奄美大島商工会議所、あまみ商工会などの協力をいただいて実施をしております。今年1 月には、本市における感染者の急増及び時短要請などを受けまして、市内の飲食店を対象に、感染防止チェックリストによる訪問の呼び掛けや、4 月の感染者の急増におきましては、市長を先頭に屋仁川を中心とした飲食店に対し、感染防止対策の啓

発チラシの訪問配布を実施いたしました。その際においても、奄美市社交業飲食業組合の協力の下、実施しているところでございます。今後の感染防止対策につきましても、関係する団体等と連携、協力を密にし、効果的な対策と実施してまいりたいと考えております。議員御案内の県による時短要請につきましては、5月7日に県が警戒基準のステージを3に引き上げるに当たり、5月10日から23日までの2週間、本市を含む5市町へ飲食店に対する営業時間の短縮についての要請が出されております。その際、前日の5月6日に県から本市が時短要請の対象になることについて連絡をいただきましたが、本市の状況といたしましては、4月29日に本市初のクラスターが発生し、30日には1日の感染者が13人となるなど、感染の拡大が続いており、奄美大島の新型コロナ警戒レベルを5へ引き上げ、拡大防止の対策を全庁挙げて行っている状況でございました。時短要請につきましては、接触の機会を減らし、感染拡大を防ぐための措置としてなされたものと認識しております。その間、本市の対策本部会議において、情報共有を図りながら、全庁的に対策を強化し、また、県と連携し、飲食店における巡回調査などを行ってまいりました。飲食店の時短要請の解除につきましては、2市の時短延長と、本市を含め、1市2町が解除になったことを県対策本部会議の資料送付により把握したところでございます。解除の理由といたしましては、知事のメッセージから奄美市、和泊町、知名町については、感染の状況がクラスターが発生時に比べ、一定程度落ち着いており、営業時間短縮を要請するまでには至らないとの理由を確認いたしましたところでございます。5月20日時点の感染状況につきましては、感染拡大の傾向は収まってきておりましたが、断続的に複数人の感染者が確認されており、また、医療体制といたしましては、一時期に比べると減少傾向にございましたが、県本土の医療機関や宿泊施設への入院、入所が続いている状況でございました。また、学校や保育所等におきましても、クラスター発生時から学校や園におけるマニュアルに基づいた対応をしております。保育所においては、自宅保育の協力のお願なども行うなど、感染拡大防止への対応を全庁挙げて行っている状況にございました。飲食店における営業時間短縮の措置につきましては、法、これは新型インフルエンザ等特別措置法になりますが、に基づき、都道府県の権限によって行われます。今回の時短措置の解除につきましては、県による理由として、繰り返しになりますが、感染状況が一定程度落ち着いたことが理由として示されておりますが、決定の前に県と自治体による協議を踏まえた上で判断をしていただいたかったとの思いはございます。このことを受けての協議につきましては、市対策本部会議において情報を共有し、断続的に続く感染状況に対して、感染防止対策を引き続き強化していくことを決定したところでございます。以上でございます。

22番（多田義一君） 今の御答弁の中で、やはり幾つかの問題点が僕はあると感じるんですが、まず大きな問題点として、その鹿児島県のほうから、今、部長もおっしゃいましたけれども、事前な協議はなかったってことですよね。その2週間延長されている地域、鹿児島市、霧島市。奄美市はこれで終わりますっていうのは、その会議の文書をもって、あと知事のその発表をもって知ったというところでしょうか。確認です。

保健福祉部長（山下能久君） 本市が時短要請の解除の、県からの通知につきまして、うちのほうで確認できましたのは、県から届きました、県の対策本部会議資料の送付が本市のほうにございました。その中で確認したということでございます。

22番（多田義一君） 再度、確認です。事前協議、若しくは事前な連絡はなかったってことでいいですか。

保健福祉部長（山下能久君） 繰り返しになりますが、時短要請を開始するときは事前に連絡がございました。時短要請を解除するに際しましては、繰り返しになりますが、県からの、県の対策本部会議の資

料の送付によって確認したところでございます。

2 2 番（多田義一君） 僕は、ここは非常に問題があつて、これは鹿児島県のやり方に少し疑問を感じます。申し上げますのも、全ての地域において一律終了であれば、今の流れでいいかと思いますが、鹿児島市、霧島市、ここ2市は、確か要望書をあげているんですよね。鹿児島市、霧島市の市長名で要望書を知事室のほうに行つて手渡したと。それは、報道によって知りましたけれども、結果、その2日後にこの両市を延長すると、鹿児島市、霧島市ですね。そこには、当然、奄美市は入っていなかったと。実は、僕もこの流れには疑問がありましたので、鹿児島県のほうにも、そのこれで終わる理由ですね、具体的な理由、何か明確な基準があるのかどうか、確認をしたんですが、そこでお話を伺えたのは、人口10万人に対する感染者数などのお話がありました。しかしながら、その数で言いますと、奄美市は必ずしも低くなかつたんですよね。その2週間延期かどうかの話で言ったらですね。それともう一つ、ここが大変重要なんです、離島であるというところを、少し考慮が足りないのかなと、県がですね。むしろ、ここで終わりますと、あとの両市は延長しますっていう話は、僕は事前に、やはり奄美市に何らかの協議が必要じゃないかなって思うんですよ。それもなく、突然、文書によって、これで終わりますというもの、本当にこの感染状況、僕は先ほど聞きました、学校の状況ですね、保育の状況。その後に、恐らく高等学校、大島高校さんか奄高さんでも感染者の方が出て休校になった、1日か2日ぐらいですね、休校になったっていうお話も聞きましたが、それはもう既に時短要請の終わったあとの話なんですよ。終わったあとの話で、実際はまだ感染者が、市中感染が広がりつつある中でのことだったんですよ。その、いろいろ考えたときに、やはりもっと県は市のほうからいろんな状況を聞き取りする必要があると思いますが、この辺はどうお考えですか。

保健福祉部長（山下能久君） この時短要請につきましては、県のほうで発表しております内容見ますと、まず、過去最多となる60人の新規感染者が確認され、その後も40人を超える感染者が確認されていると。また、クラスターも発生しているということで、この感染者の状況とクラスターの状況を一番重要視して、時短要請を出していると考えているところです。また、クラスターにつきましては、4月の29日以降なんですけれども、鹿児島市が4件、クラスター発生しております。うち、飲食店2件。霧島市におきましては4件クラスターが発生しております、飲食店1件。時短につきましては、出水市も時短要請がなされているんですけれども、出水市も2件クラスターが発生しております、うち1件が飲食店のクラスターとなつているところでございます。また、医療機関の話がございましたが、本市のほうからも、奄美大島からも鹿児島のほうに搬送された事例を聞いておりますが、医療機関につきましては、保健所も含めて、県のほうでその状況が一番把握しているものと考えております。そういった総合判断の中で、時短要請の解除がなされたものと考えているところでございます。以上でございます。

2 2 番（多田義一君） 今の答弁を聞く限り、今回の県の判断は妥当であつたというふうなお考えなのか。要は、僕が聞きたいのは、この手順ですね。この手順に何ら問題はなかつたのかどうかっていうところなんです。こういうやり方を毎回されて、奄美市としてこれが普通でいいんですかっていうことなんですけれども、その辺、どうなんですか。

保健福祉部長（山下能久君） この解除の手順につきましては、本市のほうも事前に関係する自治体と協議をしていただいて、その解除っていう流れをつくつていただきたい、思いはございます。その後におきましては、県の担当部局とも連絡をとり、今後については、連携を密に進めていこうと確認したところでございます。

22番（多田義一君） 分かりました。僕はこの件は奄美市としては猛抗議をするべきだと思っていました。実際、そういう話の流れでですね。何も連絡もせず、協議もせず、状況的なことはなく、一方的に時短を2週間で切られて、かといって鹿児島市、霧島市は要望書が出されたのち2日後になってくると、結局明確な基準は僕はないんじゃないかなって思ったんですよ。早い話、その知事に対する要望書が出された、このことが2週間延長につながったのも事実だと思いますし、何もこちらからアクションがなかったら終わりですよと、こういうふうなやり方では、僕はかなり問題があると思うんですよね。ましては、その連絡は何もなく、突然、解除ですというふうなお話でした。今、先ほど出水市の話がありましたが、その2市延長のときの段階では、出水市は入ってなかったんですよ。まだ、入ってなくて、その後に出水市でクラスターが発生し、追加で出水市を入れたっていう状況だと思いますけれども。何かしら、そのクラスターが一つの判断材料となっているのであれば、これはおかしいと僕は思います。なので、その辺は含めた上で、今後ですね、県ともしっかり協議をしていってほしいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、その学校のお話もありましたけれども、先ほど対応マニュアルということでマニュアルを作って、子どもたちの安全を図っていったらと思いますが、実際、いろんな声が聞かれました。各学校によって対応が違うんじゃないかとかですね。と申しますのも、子どもたちを取り巻く環境の中で、やはり親が陽性になった、要はコロナに罹った方。今度は、濃厚接触者となった方。また、濃厚接触者にはなっていないけれども、PCR検査を受ける検査の順番を待っているという方。今回、恐らくPCR検査を受けた人数っていうのは、僕は1,000人を超えていると思っているんですよ。数千ですよ。恐らく県立大島病院のほうで、ドライブスルー方式みたいな感じで、中には入らず、車で待機しながら、どんどん検査を行っていくというような状況でありましたけれども。今回、すごく多かったので、検査するのにも日数がかかる。また、検査結果が出るのにも1日半ぐらいの時間がかかると。トータルで最大三日かかるとしたときに、子どもたちは学校に行っていけないのかですね。学校に行ったときに、今日は休みなさいねってちゃんとねばいいですけども、結局、それが欠席扱いになるのか、出席扱い、これは恐らく出席扱いになると思いますが、その辺の対応が、各学校によっては統一されてなかったようなお話も聞きます。なので、今回のように、いろいろ一気に増えたときには、いろんなところでやはり問題、課題は出てくるなと思いますので、その辺を常に認識、また、想定をしながら動いていただきたいなと思います。

また、もう1点ですね、これもあった課題のうちのひとつだと思いますが、飲食店、または、クラスターが発生した店舗、また、従業員が陽性となった店舗。いろんな形でそういう、今回、皆さんが出てきておられますが、その消毒であつたりとか、店のですね、店の消毒とか、建物の消毒。それは、ビルオーナーであつたり、要はその店舗運営者の責任で行うべきだとも思いますけれども、これは必ずしも義務化されているんですか。義務化にされているのかどうか。その辺、分かりませんか。

保健福祉部長（山下能久君） 新型コロナ感染者が発生した建物、部屋の消毒につきましては、議員御案内のとおり、その所有者だったり使用者のほうで消毒をしていただくことになってますが、消毒に対しましては、必要があれば保健所も出て行って、市の担当も出て行って消毒するような形をとっております。以上でございます。

22番（多田義一君） はい、分かりました。今、必要であればっていうことでしたけれども、ということは義務ではなく、その人たちが必要と感じたときに、そういう相談があつたら一緒に行っているということですよ。その辺りがですね、基準がちょっと、判断が分からない。それで、一番迷惑をするのが、その周辺の店舗の皆さんなんですよ。例えば、ビル全体的に消毒をして、このビルは安全ですよと言える状況なのか。若しくは、消毒をしたかどうかすら、行政も分からない。むしろ、そのお客さんも分からない。そのビルで働いている方も分からない。そうなったときに、誰が一体音頭をあげて、ち

ちゃんと消毒はしましょうねという指導を行うのかというところが、今回、はっきり分からなかったんですよね。ってお話も、実は多く聞きました。なので、これも一つの僕は課題だと思っています。ですので、ここも踏まえて、やはり、今後、また出ないと限らないので、その辺もしっかりとマニュアルを作っていったほしいなと思います。それで悩む人、戸惑う人が出ないように、なるべく寄り添った形での対応をお願いしたいなと思います。

それでは、次の質問に移ります。（２）の質問ですが、今回、屋仁川を中心とする社交業組合、新聞報道により９５店舗ということでした。また、有志の会、飲食店５８店舗、接客を伴う店舗２７店舗、合計８５店舗などの多くの店舗から要望書が出されています。この出されている状況で、経済対策に多くの意見が取り入れられていることは、大変すばらしく、また、スピード感を持った施策の展開だったなと高く評価できると私は感じております。そこで、お聞きいたしますが、多くの市民の方から、やはり奄美市は今回、実際には僕も感じているんですが、事業所に直接的な金銭支援っていうのは、その事業者支援金っていう形でありましたけれども、実質、あの制度自体は５０パー以上下がっているところは対象外なので、ほとんどが国の支援制度を使っていると。全体でいうと、３百数十件で止まっているかのように僕は確認していますけれども、結果、今回の制度は本当に裾野が広く、多くの事業者の下に直接的な支援ができる、僕は最初の制度だと思っています。また、店舗所有者、要は店舗を買い取って営業されている方にも、今回は支援の対象となっているようでございます。また、実際にもう支援金が支給されている話も伺っていますので、この対応の早さには市民の多くの皆さんから感謝の声が届いているところであります。そういう中でありますが、やはり、次、こういうことが起きたらどうなるんだろうとか、また、奄美市はこれでお金を結構使ったから、予算的には大丈夫なのかとか。ありがたいことに、こう財布の事情まで心配される市民の皆さんも多くいらっしゃるのも、また、事実です。ですので、今回、市としてのいろんな現状があると思いますが、予算、また、時期、タイミングでしたり、効果検証も当然、必要になってくると思います。また、今後、同じようなことが起きた場合の対応も、当然ながら考えていかないといけないと思いますが、その辺りを含めて、まとめてお伺いいたします。

商工観光情報部長（平田宏尚君） おはようございます。まず、私のほうから時期と効果についてお答えさせていただきたいと思います。

まず、時期についての御質問でございますが、今回、奄美市社交飲食業組合及び屋仁川飲食有志の会の方々からいただいた時短要請に関する要望書をはじめ、多くの関係者から御意見や御相談をいただいております。これらを踏まえ、時短要請に協力したことにより、売上減少等、深刻な影響を受けた飲食店や関連事業者の方々に対し、本市独自の支援策といたしまして、営業時短要請協力店舗緊急支援事業、営業時短要請関連事業者緊急支援事業及びタクシー事業者等支援事業の三つの事業を計画させていただいたところでございます。御質問の実施時期につきましては、店舗営業に深刻な影響を受けている方々にできる限り早く支援金をお届けしたいとの思いから、時短要請解除後に速やかに対策が行えるよう、庁内で制度設計を協議し、先日、全員協議会においても、新型コロナ緊急対策事業第７弾として、議員の皆さんに御説明させていただいたところでございます。各事業における支援金の支給につきましても、申請から実際に支給されるまでの期間を可能な限り短縮できるよう、事務処理に努めているところでございますので、御理解をお願いしたいと思います。なお、三つの事業の進捗状況を御説明させていただきます。営業時短要請協力店舗緊急支援事業は先週火曜日の６月８日から申請受付を開始し、昨日時点で申請受付１４０件、支給済み４７件、支給金額５９０万円の実績となっております。タクシー事業者等支援事業は先週金曜日、６月１１日から申請受付を開始し、申請受付が５件となっております。営業時短要請関連事業者緊急支援事業につきましては、昨日の６月１５日から申請受付を開始しているところでございます。

本事業の効果についての御質問でございますが、本年の１月から２月にかけて、時短要請に続き、２度目の時短要請となり、大変厳しい経営状況におかれている飲食店や関連事業者の方々に対し支援を行

うものでございます。今回の支援金の申請に当たりまして、県の協力金申請書類の一部を使用するなど、申請者の手続き上の負担軽減を図り、県の協力金の交付決定を待たずに、スピード感をもって対象者に支援金の給付を行うこととしたところでございます。本市といたしまして、今回の支援金を1日でも早く給付することにより、今後の事業継続にしっかりと結び付くよう、効果を期待するところでございますので、御理解をよろしくお願いいたします。以上でございます。

総務部長（三原裕樹君） 予算の関係で、御質問ございましたので、お答えをいたします。御質問の新型コロナ緊急対策事業第7弾につきましては、事業者支援といたしまして1億3,750万円を計上しており、令和2年度からの繰越予算の一部を組み替えて対応をしております。本市では、この6月議会への補正予算を含め、新型コロナ対策予算の累計総額が約6億7,700万円となっております。財源といたしましては、国・県補助金、新型コロナ臨時交付金、一般財源となっており、5億6,500万円ほど財政調整基金から繰入を行っております。御承知のとおり、新型コロナにつきましては、市民の皆様への給付金をはじめ、感染症対策、生活支援、事業者支援、そして、経済支援など、幅広い分野で多くの事業を実施してきております。先日開催されました雇用対策協議会の中で、ハローワークから奄美市の新型コロナ対策の取組は多岐にわたりメニューが多く、市民や事業者の皆様へもきめ細かく対応されているという、大変心強い評価もいただいたところでございます。いずれにいたしましても、新型コロナ対策はこれからも最優先と認識をしております。まずはそのための財源確保が最も肝要であります。これまでも緊急対策事業を実施するに当たっては、国の新型コロナ臨時交付金はもとより、毎年確実に積立を行っております財政調整基金など、財源の裏付けによるものが大きいと、改めて思うところでございます。今後につきましても、地域の実情をしっかりと踏まえながら、時期を逸することなく、必要な財政出動を適切に行い、迅速なコロナ対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

22番（多田義一君） はい、ありがとうございます。実際、この要望書が提出されたのが、恐らくちょっと日にちが忘れちゃったけれども、月曜日だったんですよね。月曜日で、僕も実はこれ、取りまとめにお手伝いをさせていただいて、実際、一緒に同行してまいりましたが、そこから発表までに、実際、10日ちょっとですね、の間で取りまとめ、僕も内容については、もう全員協議会で初めて知ったわけですが、あの短期間でよくここまで本当に練り上げたものだとか凄く感銘いたしましたし、また、その間、多くの職員の皆さんが恐らく昼夜を問わず頑張って骨子づくりに励んだものだと思います。このことは広くやはり市民の皆様にも、当然、届いておりますので、今後もですね、皆様とともに進んでいくというところで考えますと、やはり今回のコロナは一種の災害でもあるというふうに私は感じていますので、その災害があったときに、いかに寄り添えるかっていう行政のあり方っていうのが、今、問われているのかなという気がいたします。そのような中で、今回、いろいろなこう支援策を打ち出させていただいておりますが、一つ、ここでちょっと事実としてですね、鹿児島県の今回の時短要請は、前回の1月と大きく違う点がありまして、前回は1日当たり4万円で2週間で56万円の支給と別に、また、時短要請を受けたところに対して、県のほうが追加で20万円でしたかね、20万円。時短要請を受けていないところに関しては30万円の支援金ということで、合計、時短要請が出ているところに対しては、前回は76万円ほどの支援があったという状況であります。今回は売上に応じて、最低が2万5,000円、最高が7万5,000円ぐらいでしたかね。それと別に、また、その大宴会場を有しているところに関しては、計算方式がまた違うようではありますが、実際、今回の県の計算方式が、売上が300万円だったと想定すると、これ、割る日数っていうのは、通常は営業日数で割るんですよねと僕は思っているんですよ。例えば、月25日の営業であれば、25日でそれを割るものだと思っていましたけれども、実際のところは売上に対して月日数で割るんで、実際に出てくる売上っていうのは、本当の売上よりか、低くなっているんですよね。それに、0.4掛けているんで、実際、前回同様に4万

円、もし仮に支給されるとすれば、前々年度の売上ってというのは、1か月300万円ないで4万円の支給はないってことなんです。しかも、5月の売上ですから。5月の1か月で300万円を売り上げるお店ってというのは、僕はそれほどないと思っています。ということは、実際、今回は98パー、若しくはそれ以上が、恐らく前回よりかなり落としているというのが、もう想定できますので、そう考えますと、奄美市が今回、支援をしていただいておりますが、それでもまだまだ前回に比べると低い水準ってというのは、頭の片隅に置いていただきたいと思いますので、是非、それも参考にしながら、また、取り組んでいただきたいと思います。やはり多くの皆さんが、今後、同じような状況が起きたときに、奄美市はサポートしてくれますかっていう問い合わせは結構来ます。その都度、僕としては、やはりそれは市は当然ながら対応すると思います、そのように答えています。やはり、今、市民に必要なのは、少しの光であると思いますので、その光を塞がないように、常に照らし続けるような奄美市であっていただきたいなと思います。

それでは、次の質問に移ります。この(3)の質問ですが、二つに分けて質問いたします。今回、第7弾の経済対策として、いろいろ、縷々、先ほどからありましたとおり、支援策が発表され、また、早い給付もスタートしているようでございます。そこで質問いたしますが、この第7弾では補い切れていない点は何か。その辺の認識はどうかをお伺いいたします。まず、ここを一つ、質問させていただきます。

商工観光情報部長（平田宏尚君） ただいま、御質問にお答えいたしますが、聞き取りの際に、屋仁川の方に人を呼び込む施策も含めてございまして、よろしいでしょうか。それでは、お答えさせていただきます。第7弾の経済対策では、県の時短要請により影響を受けた飲食店の方々の支援に特化した事業を制度設計させていただいたところでございます。今回の経済対策の次の取組として、人を呼び込むような施策も必要ではないかとのことでございましたが、現在、本市では利用者が安心して会食を楽しめるよう、また、その店舗の従業員等が安心して働ける環境づくりを目的に、現在、飲食店等の感染防止対策支援事業も実施しているところでございます。今後につきましては、新型コロナの感染状況、ワクチン接種状況や経済状況、期待される世界自然遺産登録による人の動きなど、社会情勢も見極めながら、人を呼び込む施策も含め、経済対策について、適時適切にしっかりと対応できるよう検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

22番（多田義一君） すいません、私、聞き取りで全部喋ってましたので、人を呼び込むっていうお話、確かにそうなんです。僕が今回、少しく、今、不安に感じるのは、今の屋仁川の現状ですね。それを少し皆さんにお見せをしたいなと思いますので、それでは写真のほう、お願いしたいと思います。これは5月の28日、金曜日、夜の7時半前ぐらいですね。これは、屋仁川の金久公園の前の通り、ちょうどメグミスーパーのほうから写した写真ですが、御覧のとおり、雨のせいもあり、人が1人も歩いていないっていう現状です。それでは、次、お願いします。これも同じ5月28日、金曜日ですね。同じく7時半ぐらいの、これは屋仁川の通りのほうです。ここも人が全く歩いていない状況です。それでは、次、お願いします。これは5月29日、土曜日の8時頃です。土曜日の8時ぐらい。通常であれば、8時ぐらいの時間帯っていうのは、6時から飲食店入って、大体8時過ぎに出てきて、スナックであったりとか、いろんなところに出ていくような、ちょうど8時過ぎの時間っていうのは、建物から人が出る時間でもあるんですが、実際に見て分かるとおり、誰も歩いていないのが現状です。次の写真、お願いします。これも同じく、5月29日、土曜日、これも8時過ぎです。この通りも1人もいないという状況ですね。それでは、次、お願いします。これは5月の31日、月曜日、夜8時の、これ、駐車場の様子ですが、通常、やはりこの駐車場って、車をよく市民の方が止めるんですよね。あまり観光客の方は止める場所ではないんですよ。なので、一種の一つの、こう、屋仁川にどれだけ人が来ているかっていうバロメーターにもなるんですが、見てのとおり、もう車は数台しか止まっていないという

現状であります。次、お願いします。これはちょうどソーシャルビル前の、同じく時間は8時です。これは、これ、5月31日、月曜日ですね。それでは、次、お願いします。これは6月の1日、火曜日、夜の7時。少し人が歩いているようにしていますが、恐らくですけども、観光客の方だと思います。次の写真、お願いします。これも、午後7時過ぎですが、時間を変えたような状況ですが、もうこの時間になると、人は歩いていないという状況です。次、お願いします。これは、6月4日、午後8時ぐらいですね、金曜日です、金曜日の午後8時。次、お願いします。これは、その同じ日の6時ですね、6時になります。次、お願いします。これも6時の段階での駐車台数ですね。金曜日なので、徐々にですが、増えている状況ではありますけれども、まだまだ戻っているという、全体でいうと恐らく2・3割、2割ぐらいですよ。写真、まだありましたっけ。はい、これも駐車場ですね。同じく、駐車場です。これも、6時ぐらいですね。屋仁川通りのほうです。いいですかね、はい、ありがとうございます。今、見ていただいて分かるとおり、各事業所の支援は、ある程度、その金銭的な部分でカバーはできると思います。しかし、人の動きってというのはなかなかやはり、今の状態ではつくりづらいつて申しますのも、この今回のクラスターは身近なところで大分感染者の方が出ているので、皆さん、凄く不安に思われ、なかなか屋仁川に出てきづらい状況になっているのも実情です。また、更に言うと、完全にゼロになって、もう1か月とかというわけではないので、やはり市中感染なり、1人だったりとかという感染者が、たまに出たりしますよね。そういう状況では、なかなかやはり以前のように繁華街に繰り出そうっていう状況にはなっていないと、僕は思っています。仮に世界自然遺産登録に7月になった。これが、地元民が屋仁川に出る一つのきっかけになるのかというと、僕はこれ、また別の話だと思いますので、今のままではなかなか足が遠のいている状況を、いかに中心の部分に人を集めるのかっていうのが、僕は、これ、今、今後の課題になると思いますので、是非、この人を動かす、今度は、施策を展開していただきたいと。また、更に言いますと、前回、プレミアムの券で、飲食店応援っていうことでありましたけれども、やはり屋仁川での使用率が非常に低いというのが結果として出ていると思います。なので、やはり支援をするのであれば、そのあり方もですね、前回と同じやり方をするかどうかと思いますので、その辺もいかに地域にそのお金を落とすかという流れをつくるために、是非、勉強して取り組んでいただきたいと思います。また、時間はそう多くないので、また、迅速な対応をお願いしたいなと思います。

それでは、この残っている次の質問です。ワクチン接種のスケジュールについてお伺いいたします。

保健福祉部長（山下能久君） 本市が計画しております新型コロナワクチン接種のスケジュールについてお答えいたします。本市では、奄美文化センターを拠点として集団接種を行い、4月19日から医療従事者を対象として、5月3日からは高齢者を対象として、住用地区、笠利地区への巡回接種も実施しながら進めているところでございます。6月14日からは計画の第2弾といたしまして、1日の接種人数を増やして接種を行っております。希望する高齢者を全て接種できるよう、予約を受け付けておりましたが、予約枠に余裕ができたため、50歳から64歳の方のうち、基礎疾患がある方について、予約を開始することといたしました。また、現在、集団接種と並行いたしまして、介護施設等の入居者及び施設従事者、訪問診療を受けている方、医療機関に入院している高齢者についての接種を行っております。第3弾以降は、今回、予約を受け付ける50歳から64歳のうち、基礎疾患のある方の予約状況を踏まえまして、接種順位を検討しながら、迅速に進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

22番（多田義一君） はい、分かりました。僕は少し気になるのは、今、高齢者の方々の接種は順調であると。その空きが少しずつ出てきている状況だということでありました。そこに、50歳から64歳の、までの基礎疾患を持たれている方を優先して打っていく。もうもう、ここも当然なことだと思います。しかし、僕は1点、ちょっと思いますのは、今回、7月に世界遺産、もし登録っていうことで、国

内外から注目されると。国外に関しては別として、当然、いろんな規制等もあるので、日本国内に今の現状から考えると、なかなか入れないと。しますと、国内の方は、やはり少なからず動くと思います。したときに、今回のやはりクラスターであったり、いろんな状況を考えますと、この観光とか、飲食業、サービス業に従事している皆さんを先に打つ必要が、僕はあると感じています。それと、もう1点は、前回の一般質問でも行いましたが、やはり子どもの安心・安全は大人が守る必要があるんですよね。そこで、持ち込まないためにも、やはり保育所や幼稚園、小学校の教員などですね、優先して打っていく必要があると考えておりますが、その辺はいかがお考えですか。

保健福祉部長（山下能久君） 議員御質問の保育所等の接種につきましては、現在、基礎疾患を持たれた方に案内を出しているところでございます。その後の優先接種につきましては、現在、保育所、幼稚園、学童、また、高校を卒業される高校3年生等を含めまして、部内のほうにおいて検討を進めているところでございますので、御理解、よろしくお願いいたします。

22番（多田義一君） はい、分かりました。あと2分ありますので、少し僕の思いだけ話させていただきますが、実際、このワクチン接種っていうのは、大きな影響を僕は地域に及ぼす、大変貴重なものだと考えております。ただ、この打っていく順番ですよね。打っていく順番を、しっかりとやはりその地域に沿ったような形で。こういう離島ですから、やはり、感染者が出ると、もうすぐ人が動かなくなっちゃうんですよね。当然ながら、医療機関のひっ迫はすぐ起きると思います。また、経済の崩壊もすぐ始まると思います。そう考えると、やはりどこを優先して打っていくかっていうのを、もう一度考える、僕はきっかけになっているのかなっていう気がするんですよ。片方では、7月には世界自然遺産、これは恐らく決まると思います。でなったときに、また、島外から多くの人があると。恐らく、また、そのタイミングで、恐らくコロナを持たれている方が来ないとは言えないわけですから、来たときにどう広がるかっていうのは、今回のことである程度想定はつくと僕は思っていますので、そこも踏まえた上で、いろんなところで協議をしていただきたいと思うのが一つ。それともう一つなんですが、インターネットを介して予約する場合、パソコン1台、メール1本から1人の予約しかできないんですよね。その確認だけ、すいません。

保健福祉部長（山下能久君） インターネットによるワクチン接種の予約方法につきましては、第1弾においても分かりづらいという声を多くいただきましたので、より分かりやすいマニュアルを作成して、ホームページで広報して周知しているところでございます。メールアドレスにつきましては、メールアドレスを打たなければですね、1台のパソコンで数件の予約ができる状況でございます。以上でございます。

22番（多田義一君） ありがとうございます。ありがとうございます。

議長（与 勝広君） 以上で、自民党奄美 多田義一君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。

午後1時30分、再開いたします。（午前11時45分）

○

議長（与 勝広君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き、一般質問を行います。

立憲民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。なお、関 誠之君から一般質問中の資料投影のため、書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

14番（関 誠之君） 市民の皆さん、議場の皆さん、そして、インターネットでお聞きの皆さん、こんにちは。私は立憲民主党の関 誠之でございます。

一般質問の前に若干の所見を述べさせていただきます。午前の同僚議員の一般質問に対して、勇退の意を表明されました朝山市長に対して、心から感謝と敬意を表したいと思います。任期が11月30日までとなっておりますので、引き続き市長として市民の命と暮らしをしっかりと守っていただくことをお願いを申し上げます。さて、私、関 誠之は2021年4月1日付で社会民主党から立憲民主党へ移籍し、奄美市議会に立憲民主党の会派届を提出、立憲民主党会派の代表に就任をいたしました。私が名瀬市役所に入庁した1975年当時の政治勢力は自民党、社会党の2大政党と言われる時代で、労働組合は働く仲間を代表する社会党との支持協力関係を堅持し、賃金、労働条件、福利厚生、住民運動等の、党県会議員、県議会、国会での解決を図るため、その先頭に立ち、私たちのことを代弁する代議士議員を誕生させるため頑張ってまいりました。私たちは働く労働者であり、労働組合との支持協力関係である社会党を支持することはごく自然な流れであったかと思います。その社会党が生まれて75年。社民党に名を変えて25年。100年間の歴史を持つ政党が時代の流れに抗い、社会党時代の1983年には168名の国会議員、衆議院112名、参議院40名を要していました。1996年に社民党と党名を変えて以降、その所属員は年々減少し、国会議員が4名となってしまいました。このような状況の中、社民党は昨年11月14日に臨時大会を開催し、立憲民主党に合流する議員や地方組織の離脱を容認する議決を、議案を可決しました。社民党の一部の議員と立憲が合流する背景には、地方公務員ら約79万人を抱える自治労の存在があると言われていています。自治労は、今回の社民党大会を機に、支援先が立憲民主党に一本化されれば、組織の強化にもつながり、一本化は歓迎するところであるとの見解を示しています。一方で、立憲民主党との合流問題は社民党を取り巻く危機的な状況が背景にありました。公職選挙法の政党要件は国会議員が5人以上か、直近の衆議院か参議院で2パーセントの得票率と定められています。社民党は一昨年の参議院比例区で投票率2パーセントをぎりぎり超えたため、2022年度までは政党を維持できますが、展望はかなり厳しい状況であります。このような状況の中、社民党で学んだ護憲、平和、反戦、また、反核、脱原発、人権、民主主義と民主教育を守るなど、多くの運動課題を更に発展、強化させるためには、立憲民主党に合流し、多くの同志をつくり、国政・県政の仲間とともに解決していく苦渋の選択をいたしました。これからは本籍地社会党、社民党、現住所立憲民主党の立場で頑張ってまいりますので、市民の皆様、同僚の皆様の御理解をよろしくお願い申し上げます。

それでは、一般質問通告に従い、順次質問をしてまいりますので、市民に分かりやすく、簡潔にお答えください。

最初に、市長の政治姿勢についてであります。（1）新型コロナウイルス感染症、感染拡大防止の対応について、質問をいたします。通告してあります①から③までの質問は、多くの市民から寄せられた疑問であります。

①県の発表する本市に関する感染状況を詳細かつ迅速に市民に伝達することはできないのかを伺います。奄美市における変異株、死亡者数など、具体的な情報があれば、個人個人においても感染防止対策、自己防衛ができるのではないかと。正確な情報がないと、より不安に駆り立てられるとのことでもあります。

②保育所、幼稚園、小・中学校でコロナ感染者が出たときの対応について伺います。保育所、幼稚園、小・中学校において、コロナ感染者が確認できたときの対応は、それぞれ統一したマニュアルは作成されているのか。行政としての助言、かわりにはどのようなになっているかを伺いいたします。それぞれの施設において、午前もありましたように、対応に多くの食い違いがあるとの市民の声があります。

次の質問からは発言席にて行います。よろしくお願い申し上げます。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

保健福祉部長（山下能久君） 新型コロナウイルス感染者についての情報提供についてお答えいたします。新型コロナを含む感染症につきましては、感染症法に基づいて情報の公表に関わる基本方針が定められております。公表される情報といたしましては、一つ目に感染症に関する基本的な情報。二つ目に、感染源との感染歴に関わる情報。三つ目に、感染者の行動歴等の情報となっており、いずれにおいても、感染拡大防止と個人情報保護の観点から、県が判断を行った上で公表されております。本市の感染者情報につきましては、県の発表後、速やかにホームページにて公表を行っております。公表している内容につきましては、県の発表に基づき掲載を行っております。今回はクラスターの発生もあり、不安を感じた市民も多かったと考えております。市民の皆様におかれましては、日常生活を送る上で感染のリスクが常にあるという認識の下、感染防止対策を行っていただくことが重要であると考えております。本市といたしましても、市民への正しい情報の提供や、それに基づく迅速な感染防止対策は非常に重要だと考えております。感染への不安や恐れから様々な憶測が飛び交うことにつながると考えられますが、感染者や医療関係者への不当な差別や偏見は許されることではないため、感染者や感染の危険と隣り合わせで御尽力いただいている多くの方々が不当な人権侵害を受けることのないよう、市といたしましては、今後とも正しい情報の速やかな提供に努めてまいりたいと存じます。

続きまして、変異株のことがございましたので、変異株について御答弁、お答えいたします。変異株につきましては、県が公表をしております。直近の公表では6月4日公表しております。1週間ごとの感染者のうち、これ180名なるんですけれども、うち150名の変異株検査を実施しており、その150名のうち、135人、率にしまして90パーセントが変異株に置き換わっているという状況でございます。

次に、本市における死亡者数につきましては、これまで報告はされておられません。0ということで御理解いただきたいと思います。以上でございます。

福祉事務所長（永田孝一君） それでは、議員からお尋ねの保育園、幼稚園、小・中学校で新型コロナ感染者が出たときのマニュアルについてということでしたので、私のほうからは保育所について、保育所等について答弁したいと思います。まず、保育所等につきましては、保護者が働いているため、家に1人であることができない年齢の子どもが利用するものであるという前提があります。感染の予防に最大限配慮しながら、原則、開所するという国の方向に沿って対応しておるということをまず御理解いただきたいと思います。発生時の対応については、同じく子どもへの対応が必要な教育委員会ともすり合わせを行っております。対策本部での協議を経て対応マニュアルを作成しております。具体的に申しますと、公立の保育施設の話ですが、場合ですけれども、関係者からの第一報で園児、職員がPCR検査陽性者であったという場合には、施設の消毒が必要になりますので、約3日間、臨時休園とし、消毒後に開園をします。園児、職員が濃厚接触者であると、結果、PCR検査の結果、陰性となった場合は、本人は健康観察のために2週間お休みとなりますけれども、保育施設自体は閉園をせず、感染拡大の防止に対応しつつ、できる限り開所するようにマニュアルの作成を行っております。なお、臨時休園中も保護者が医療、介護従事者であるときは、他の施設等を利用するなどして、できる限り受入を行う体制整備を行っております。私立の保育施設につきましては、公立保育所用のマニュアルを配布しており、参考にさせていただくという、いただいた上で、最終的には各施設で休園や自宅待機の要請について判断することとなっておりますが、その際においても、必ず市へ連絡や相談をしていただくこととしております。市から必要な助言等を行っているというのが現状でございます。以上です。

教育部長（徳永恵三君） それでは、議員の御質問にお答えいたします。本市の公立幼稚園、小・中学校でコロナ感染者が確認されたときの対応につきましては、市対策本部で承認されました令和2年9月8日付新型コロナウイルス感染症に係る感染症及び濃厚接触者発生時の学校等の対応についてを各学校に

周知し、新型コロナ対応フロー図のマニュアルに沿って対応するよう指導しているところでございます。マニュアル等につきましては、県下各自治体の対応状況や保健所の助言等をいただき、作成しております。具体的には、園児や児童・生徒が感染した場合は、本市の感染状況等を踏まえ、保健所や学校医等との連携を図りながら、臨時休業の期間やその範囲を判断しております。できる限り、子どもたちの学びの保障や心身への影響の観点から、臨時休業の期間を最小限にとどめていきたいと考えております。更に、感染症の予防に対しましては、文部科学省の指針である学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに基づいた対策を講じるように指導しております。こうした取組の成果もあり、公立幼稚園、小・中学校での感染の広がりは見られておりません。

続きまして、感染拡大時における市施設の危機管理についてですが、社会体育施設の取り扱いについてお答えいたします。よろしいですかね、はい。

14番（関 誠之君） はい、ありがとうございました。はい、保育所は、原則、開所ということで、今、やっている対応がよく理解できますけれども、あまり細かいことを言うといけませんが、それぞれ、この私立の各施設のこともですね、やっぱりある意味統一をしておいたほうがいいのかな。それぞれの管理者はそれぞれの施設の長でありますから、なかなか難しいかも分かりませんが、地方自治体としてのですね、取組が必要じゃないかというふうに思います。それと、学校の対応については、今、原則保育所は開所ということでありましたけれども、憲法上の学びの保障というのがありますから、非常に難しいことではありますけれども、学校が休校になるというような状況というのは、どのような状況なんですか。

教育部長（徳永恵三君） 教育委員会としまして、その学校の臨時休業についての段階的な基準を設けております。まず、4段階あるんですけれども、4段階目が、市内一斉の臨時休業。3段階目が地区、名瀬・住用・笠利地区ごとの臨時休業。第2段が中学校区の臨時休業。そして、第1段が学校の臨時休業。これにつきましては、場合によっては学級や学年単位も含めて、できるだけ学習、学びの場を保障するような形をとらせていただいております。内容につきましては、大規模なクラスターとか、そういう学級でかなりの生徒の陽性感染者が出た場合等につきましては、この段階に応じて判断をしております。以上です。

14番（関 誠之君） はい、ありがとうございました。小・中学校についてはですね、やはり相当なことがない限りは、休校という措置がとりにくいかも知れませんが、それが学びの保障につながっていくことですから、その辺はしっかりと、今、言ったことをですね、各学校にも理解をしていただいて、あとまた校長判断もあるんでしょうけれども、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

それでは、感染拡大時における市の施設の危機管理について、お伺いをいたします。奄美市の施設は5月の1日から23日、ほとんどが休止、休館になっておりましたが、名瀬運動公園、名瀬古見方多目的広場、旧工業高等学校の体育施設、名瀬中学校プール等が予約のみの受付ということになっていました。新聞のほうにもそういうふうな広告が載っておりましたが、感染が拡大している中、危機管理の面から問題があったのではないかとという市民からの電話をいただきました。また、予約のみの受付とした理由と、予約のみ受付とした理由として、休館していた他の施設との均衡をどう捉えているのかとの市民の声も寄せられました。予約の受入、実態はどうであったのか。私も名瀬市の体育館のほうには行ってですね、確認をしてきておりますが、併せてお答えをいただきたいことが1点と、④の新型コロナ感染症緊急対策事業のR2年度、R3年度の予算執行状況について、具体的に、3点についてお伺いしたいと思います。いわゆる繰越明許費になった主な事業、若しくは多額を繰り越した事業の残額を含め、お示しをいただきたいと思います。その2番目は、その後に繰越明許費を財源とする組替事業について、具体的に御説明ください。組替事業というのは、議案としてなかなか提案できるものではありません。

なので、正式な場で議論を交わすことができません。今回の新型コロナ感染症対策事業の内容が多岐にわたり、具体的に見えない欠点があると。具体的に見えない欠点がありますけれども、何らかの対策をとるべきではないかと考えておりますので、それに対する見解があれば、お聞かせをいただきたいと思います。三つ目は、R2年10月29日、議会のほうからもお願いをしたと思いますが、専決20号の7節報償費44万9,000円の執行状況と、新型コロナ対策官民連絡協議会の設立について、どのようになっているのか、現況をお知らせください。以上ですが、よろしくお願いをいたします。

教育部長（徳永恵三君） それでは、議員御指摘の社会体育施設の取り扱いについてお答えいたします。奄美大島コロナ警戒レベルのレベル5に基づき、本年5月1日から同月30日まで、原則、休館措置としたところでございます。この間、議員御指摘のとおり、一部の予約につきまして、感染症対策を徹底することを条件に施設の使用を許可しております。詳細を申し上げますと、島外からの遠征を伴う大会及び合宿等については、施設の使用を許可しており、これは直前の休館措置に伴う利用者の経済的負担などの多くの影響を考慮しての対応でございました。この間の施設利用実績は4団体による4回の使用でございますが、団体は市の状況をしっかり踏まえた上で説明し、対応を行っております。また、2度目の期間延長になった5月17日以降につきましては、児童・生徒に限り学びの保障や心身への影響を考慮して、学校における部活等と同じく、徹底した新型コロナ感染症対策が行えると判断し、スポーツ少年団による学校体育施設の使用及びその他学生スポーツ団体による社会体育施設の使用について、必要最低限の範囲で使用を許可していたところでございます。なお、閉館措置が解除となりました5月31日以降につきましても、これまでの対応に加え、1施設当たりの時間制限。使用中はもちろん、使用前、使用後の換気徹底。使用者名簿の作成など、制限を設けながら施設を開放しております。いずれにいたしましても、社会体育における施設の役割、市民の皆様の心身の健康を考慮し、関係機関と連携しながら、施設の管理運営に努めてまいりますので、御理解をお願いしたいと思います。

総務部長（三原裕樹君） それでは、私のほうから繰越予算について、答弁させていただきます。昨年度、令和2年度から繰り越しました新型コロナ緊急対策事業、この繰越事業につきまして、国の補助事業といたしまして、新型コロナ感染症観光対策事業、これ3億3,841万9,000円、予算計上しておりましたが、そのうち繰越額が1億8,479万2,000円、奄振分でございます。それから、同様にワクチン接種推進事業。これは4,423万1,000円。このうち2,910万7,000円、補助事業につきましては、総額50億5,505万円のうち、繰越額が2億2,539万9,000円でございます。また、市の単独事業といたしまして、事業所支援給付金事業、これ、3億1,920万円、予算計上しておりましたが、そのうち1億9,263万1,000円。それから、感染症対策事業、1億6,598万円。そのうち、3,701万9,000円。それから、感染防止対策宣言店舗等応援事業、これは2,500万円のうち2,098万4,000円など、市の単独事業総額といたしまして13億4,592万6,000円。このうち、3億8,660万1,000円、この額を繰り越しまして、御案内のとおり、繰越総額といたしまして6億1,200万円となっております。その繰越額の財源内訳につきましては、新型コロナ臨時交付金、これが1億4,520万9,000円。その他の国・県支出金、これが1億6,421万1,000円。一般財源、これはもう財調の分でございますが、これは3億258万円というふうになっております。

続きまして、この組替予算について御説明いたします。先月、全員協議会におきまして御説明をいたしました緊急対策事業第7弾、この予算につきましては、事業者支援事業として位置付けておりますことから、市の単独事業として実施をしております、先ほど申し上げました事業所支援給付金事業、この繰越額、1億9,263万1,000円の中から予算の一部を組み替えて対応をさせていただいているものでございます。御案内のとおり、コロナ対策事業第7弾につきましては、時短要請に係る支援事業やタクシー・レンタカー支援事業など、事業費総額1億3,750万円でございます、その財源内訳

につきましては、臨時交付金が856万6,000円、一般財源が、これも財政調整基金でございますけれども、1億2,893万4,000円となっております。先ほど、議員からもございましたけれども、繰越予算につきましては、補正予算として議案上程できないことになっておりますから、全員協議会で御説明をさせていただいたところでございますが、なお、この繰越分の予算につきましては、令和3年決算ということで御審議をいただくというふうになりますので、御理解をお願いいたします。

それから、新型コロナ対策官民連携協議会についての御質問でございます。この協議会につきましては、各分野において様々な協議会等が既に設置されている中で、多様な関係者に参加いただく本協議会の役割は、感染防止対策と経済対策を基軸にした情報共有の場であると考えております。このようなことから、最も情報共有に必要な感染状況や、それに伴う医療現場の状況など、医療従事者を含めて開催時期を検討してまいりました。その間、各種団体からの要望や感染拡大、ワクチン接種の開始など、開催時期の判断が難しく、会議開催に至っていない状況でございます。このようなことも踏まえまして、先般、議会のほうからも早期設置に係る要望書もいただいているところでございますので、現在のワクチン接種や感染状況なども落ち着いてきている状況でございます。従いまして、適切な時期の会議開催に向け、具体的に調整をしてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

14番（関 誠之君） はい、ありがとうございました。予算の問題ですね、やはり明許繰越で6億1,200万円か。繰り越して、丁寧に全協で組替予算の事業について、1億3,750万円、先ほどありましたそれぞれの事業について説明いただきましたけれども、この繰り越された分がですね、我々にも細かいことがなかなか知れないと。普通の繰越予算というのは、例えば何々建設予算がぽつと次の年に行くのが、この建設費と。ところが、コロナ問題はいろんな事業に、多岐にわたってありますので、そういった意味で質問をさせていただきましたので、これからどうぞ、丁寧な説明をよろしく願いをいたしたいと思います。

次に、ワクチン接種の感染予防の今後の具体的取組についてということで、午前中、多田議員の質問もありましたので、少しお願いと提案をしたいと思っておりますので、ちょっと投影をお願いいたしますか。年齢別の感染者数、もうちょっとぽつと大きくしていただければ、はい。これが月別のやつですかね。年齢別ですね。左の真ん中にわーっと出ているところがありますけれども、あるいはですね、何かと言いますと、10代、20代、30代のところがぐーっと山になっておりますけれども、そこにですね、あとの右側の50代、60代、70代というのはほとんど感染者がいらないというような状況でありますので、それで提案というのは、国も64歳以下の接種優先、これは自治体に任すということで、独自の優先枠を自治体が設けることができるということで決定をしたと聞いておりますので、是非、この辺の、もちろんあの高齢者の接種も大変重要なことですが、この若い方々の接種というのは、どういうふうな形になっているのか。先ほどのところを見てもあまり出てきませんでしたが、それが1点と、この警戒レベルというのが、最大の5になったときのことはよく理解できますけれども、5以上はないわけでありまして、この辺が市民との、レベル5は、受け方と、委員会の出した5というのが、ちょっとずれがあったんではないかというような市民の声もありましたけれども、その辺についてということと、最後になりますけれども、予防接種済みの証明書というのが、ワクチンの接種券に、右についておりましたけれども、あの2回受けることで、そのワクチン接種済みパスポート的なもの、これを出してですね、屋仁川辺りでは安心だからということで入っていただいて、また、ワンドリンクサービスとか、そういったことも考えられますので、そういったことについて、この当局の御見解をお聞かせください。

保健福祉部長（山下能久君） ワクチンの接種について、まず、お答えいたします。ワクチンの接種につきましては、議員御案内のとおり、その接種順位について国が定めております、まず医療従事者から高

齢者、その後に基礎疾患、介護従事者という順位になっているところでございます。御質問の若い方へのその後の接種につきましては、先ほども答弁いたしました。現在、保育所の、保育所従事者、幼稚園従事者、また、学童、学校従事者、併せまして、今年高校3年生になる方々、試験やら就職で上られることを想定してなんですけれども、そのような方々の接種について、今現在、検討を行っているところでございます。

続きまして、警戒レベルについてお答えいたします。警戒レベルにつきましては、奄美大島内の5市町村において、新型コロナに対して統一した方向性の下、連携した感染防止対策を講じていくための基準として設けております。感染の状況に応じて、レベルを5段階に設定をしております。その中で、レベルごとに住民、事業者、来島者に対する心掛けていただきたい行動目安や、発生市町村における公共施設等の対応についてお示しをしているところでございます。現在の警戒レベルは4ですが、本市において奄美大島初となるクラスターが発生し、4月30日から約1か月間、5段階中最高警戒レベルの5となりました。警戒レベル5の判断につきましては、奄美大島内で集団感染が発生したか、若しくは奄美大島での感染の広がりが認められる状態にあるのか。また、医療体制維持の危機にあるのかという観点から検討し、5市町村長による奄美大島新型コロナ対策本部会議において、5に当たると判断をいたしましたところであります。警戒レベル5へ引き上げを行ったことにつきましては、奄美大島内5市町村長からの共同メッセージにおいて、島民の方、事業者、来島を予定されている方、それぞれに向けた感染拡大防止のための対策の実践について、具体的な行動を示しながら、広く呼び掛けを行い、併せて市のホームページや新聞等の報道、また、行政無線などを通じた周知と感染防止へのお願いを行っております。また、本市の対策本部会議におきましても、市が所管する施設や主催行事についての方針決定や、各部署が関連する関係機関、地域の団体、地区、組織等に向けて、更なる感染防止対策の徹底の働きかけを行うことを決定し、全庁挙げて警戒レベル5に基づいた対策強化に取り組んだところでございます。

次に、パスポート、接種パスポートでいろんな特典をつけられないかということによろしいでしょうか。

14番（関 誠之君） 発行できるかどうか。その予定とか。検討とか。

保健福祉部長（山下能久君） 接種に関わる特典につきましては、現在も高齢者の接種がもう進められております。また、接種をできない方。高度なアレルギー症状とか急性疾患、重篤な急性疾患、そのような方もおられます。そのような中でですね、公平性を踏まえて、今後、検討させていただきたいと存じます。以上でございます。

14番（関 誠之君） はい、ありがとうございました。接種済みのね、パスポート辺りは、すぐに検討していただきたいというふうに思います。

それと、先ほどに申し上げましたが、国のほうもワクチン供給が本格化した5月以降、方針を修正、64歳以下の接種は各市町村の判断に委ねるということで決定しておりますので、6月21日の朝日新聞に出ておりますが、その辺も柔軟によりく対応していただきたいと思います。

次に、教育行政について御質問をさせていただきます。新教育長の御就任、大変おめでとうございます。また、一緒になってですね、教育行政含めて頑張ってもらいたいと思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。それで、新教育長の教育行政に対する基本的姿勢と考え方について、御質問をさせていただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

教育長（村田達治君） 改めまして、5月28日の臨時議会で御承認いただき、6月3日に就任いたしました教育長の村田達治でございます。教育長就任に伴い、市教育行政を担っていくという責任の重さを

感じますとともに、身の引き締まる思いがいたしております。私は生まれも育ちも名瀬であります。これまで37年間の教職経験の中で、24年間を奄美市に在住しながら学校現場と教育行政に携わってまいりました。その間、奄美市の発展をこの目でつぶさに見てまいりました。住みよいまちづくりのために献身的に取り組んでこられている議会や行政、そして、市民の皆様に対しまして感謝の思いでいっぱいあります。私はこのふるさとへの感謝の思いを、私自身の推進力に変えまして、これからの市教育行政のために全力で取り組んでまいりたいと、その覚悟であります。そのためにも、これまでの教育行政の成果を継承しつつ、今日の教育的課題と真正面から向き合いながら、本市の教育行政の基本目標であります、地域の中で教え、学ぶ教育、文化のまちづくりの下、基本方針といたしまして、地域に根差したふるさと教育。奄美の子どもたちを光にをしっかりと踏まえ、各施策等につきまして積極的に展開していきたいと考えている次第でございます。余談になりますけれども、私の座右の銘と言いますか、好きな唄半学になりますけれども、物事（むん）の知り果ては無（ね）んというものがございます。教育行政推進に当たりましては、教育長自らが学び続けることを基本に、自身の資質を高めていくことが大変肝要かと存じております。また、そのように強く考えております。この教育信念をもって、奄美の子どもたち一人一人を光に輝く存在にしていきたいと考えておりますので、これまでと同様、議員の皆様様の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

14番（関 誠之君） はい、ありがとうございました。教育論については、また、9月の議会でも思っておりますので、基本的なことについて伺いをいたしましたので、よろしくお願いをいたします。

次にですね、奄美市の学校教育ビジョンの取組状況についてということで、確かな学力の向上、豊かな心の醸成ということで、伺いをいたします。まず、30人、1・2学年の30人学級、5・6年生の35人学級の達成度について。それと、学校における学校職員等々の定数配置について、実際、実態と定数等がどのようになっているのかということについて伺いをいたします。また、その欠員があるようなところがあれば、その原因までお願いをします。

二つ目は、生徒指導ハンドブックに基づく学校の取組現状と配布場所等について、お知らせいただきたいと思います。

三つ目は、令和2年度4回定例会において、第三者評価委員会の設置を3月中にはしたいと、新年度になるかもしれませんとの答弁がありましたが、現状についてお答えください。

教育長（村田達治君） まず、御質問にありました中から、学力向上対策、授業改善五つの方策についてでございます。お答えをいたします。本市におきましては、学校教育の充実を図るために、奄美市学校教育ビジョンを策定しております。その取組の一つといたしまして、各学校では確かな学力の定着と向上に向けて、学力向上対策、授業改善五つの方策に基づいた学習指導を行っているところでございます。この五つの方策といたしまして、まず一つは教師の一方的な授業ではなく、子どもたちが主体的に学習に取り組む授業を行うこと。二つ目といたしまして、学習のしつけやルールを身につけさせること。三つ目といたしまして、授業を充実させるポイントとして、学習の目標を明確にすること。あるいは、ペア学習やグループ学習など、学び合いを通して問題を解決すること。学習したことの確かめや見届けを行うことの、この三つのポイントを確実にを行うことを、大きく三つ目としております。四つ目といたしまして、机間指導、子どもが学習中に、この教師がですね、机の間をこう、様子を見ながら指導してまいりますが、それを机間指導というふうに呼んでおりますけれども、机間指導では子どもに寄り添った個別指導をすること。最後、五つ目になりますけれども、板書は学習過程や子どもの思考の流れが分かるようにすることということを示してございます。これら五つの方策に基づいた授業を行うことで、子どもたちが主体的で対話的な深い学びが保障され、学習の向上が図られていると考えています。ちなみにですが、令和3年1月に小学5年生と中学1・2年生を対象に行われた、鹿児島学習定着度調査におきましては、小学5年生では4教科のうち2教科が県平均を上回っております。また、中学1年

生、2年生におきましては、ともに5教科のうち4教科で県平均を上回る結果が出ておりまして、この学力向上対策・授業改善五つの方策に基づいた授業改善、これらの効果が表れているのではないかといいうふうに考えているところでございます。

次に、1・2学年の30人学級、あるいは5・6年生の35人学級の達成状況等について、議員の質問にお答えを申し上げます。まず、学級編制の人数についてですが、令和2年度まで国の基準では1年生は35人学級、それ以外の学年につきましては40人の学級となっておりますが、少し長い名前の法律になりますけれども、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律、いわゆる改正義務教育標準法によりまして、令和3年度の2年生から順次35人学級とすることになっております。また、本県ではかごしまっ子すくすくプランとして、小学校1・2年生は30人学級を実施しています。つまり、県費単独の予算で、1・2年生については国が35人であるのに対して、県としては30人学級ということで、県のほうの対応があるということでございます。更に、本市ではあまみっ子すくすくプランとしまして、市単独事業として、小学校5・6年生で35人学級を先進的な取組ということで行っておりまして、令和3年度の現状につきましては、小学校1・2年生において、かごしまっ子すくすくプランの対象になっている学校は、市内で1校1学年で実施されております。また、5・6年生を対象としたあまみっ子すくすくプランにつきましては、二つの学校の6年生で実施しているところでございます。改正義務教育標準法が成立したことで、令和7年度までに全ての学年で35人学級に変わっていきます。本市におきましては、令和4年度に3年生が、令和5年度に4年生が35人学級になります。小学5・6年生については、これまでと同様、1学級は35人学級で変わりませんが、令和6年度をもって、本市のそのすくすくプランの施策は終了するというようになります。令和7年度からは、国の施策で35人になっていくということでございます。

次に、学校職員及び特別支援学級支援員の配置状況についてお答えを申し上げます。学校職員につきましては、あるいは特別支援教育支援員の配置につきましては、まず、学校職員については、現在、小学校で2校、中学校で1校の3名の講師が未配置の状況にございます。特別支援教育支援員につきましては、現在、32名を各学校の実情に応じて、市内19の幼稚園、小・中学校に配置してございます。学校職員の講師の配置につきましては、県としましても、確保が難しい状況にあるところでございます。市教委といたしましても、講師を一刻も早く配置できますよう、県と連携を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、生徒指導ハンドブックに基づく各学校の取組ということで、現状等についての御質問でございました。生徒指導ハンドブックにつきましては、昨年度の3月に各学校に配布し、各学校の研修会等で計画的に活用するように指導、依頼をしたところでございます。本年度につきましては、4月の校長研修会や教頭研修会の管理職研修会におきまして、積極的に活用を図るように指導したところでございます。また、生徒指導主任等研修会において、生徒指導ハンドブックの活用についての参考例を示しまして、各学校で計画を立てて活用を図るように指導したところでございます。市教委といたしましても、学校訪問や指導主事を派遣するなどして、学校に寄り添った丁寧な指導に努め、本市の生徒指導の充実を図っていきたいと考えております。併せて、また、これまでの各報告、委員会の報告等でも指摘されておりますが、教育委員会の取組の強化という点につきましてもですね、全力を挙げて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、第三者評価委員会の設置等についての御質問でございましたので、お答えを申し上げます。第三者評価委員会につきましては、名称を生徒指導審議委員会といたしまして、本年度中に設置いたします。この委員会の目的は、市教委が実施する生徒指導の取組や対策等について審議し、必要な助言を行うこととしております。具体的には、もう二度と大事な子どもたちの命が、平成27年度の11月に起きた、あのようなことで失われることがないように、しっかりと取り組んでいくというような趣旨の取組でございます。具体的には、第三者調査委員会調査報告書や生徒指導ハンドブックの各学校における活用状況等について審議をし、専門的な見地から必要な助言をいただくことで、本市の生徒指導がよ

り一層充実してくるものというふうを考えております。以上でございます。

14番（関 誠之君） ちょっと時間がありませんので、9月議会辺りで、この改正義務教育法、教育標準法ですか、の件については詳しくやりたいと思っておりますし、今の第三者評価委員会のこともその辺でさせていただきたいと思っております。

大変、時間が押してまいりまして、次の項目でありますけれども、今回、この取り上げたのはですね、市長、前のことで、施政方針を含めて評価をいたしましたけれども、もう本当に努力をしたけれども、なかなか進んでないのではないかと、私が思った施政方針の50項目ぐらい出して、それを7項目見ましたら、この七つが、これからかなり頑張っていかなきゃいかんということになりましたので、必ず9月の議会に、時間がないところはやりたいと思いますが、市長ももう御覧になっておられると思いますので、少しこの現況を、まず、住用の保育事業に向けた現況がどうなっているか。特に漁業担い手、これが非常に育って、多く育っておりませんので、そういったことについて。また、この黒糖焼酎、これから世界遺産に向けてですね、販路開拓の絶好のチャンスじゃないかというふうに思いますので、まずこの三つについて、少し現況と、当局について、お知らせください。

住用総合支所事務所長（弓削洋一君） それでは、議員にお答えいたします。住用地区における保育施設の整備につきましては、議員御承知のとおり、令和元年度に住用地区保育施設あり方検討委員会を開催し、住用地区における新たな保育拠点施設のあり方について報告をいただき、令和2年度から施設整備に向け準備を進めております。しかし、建設予定地の一部に国所有の土地が含まれていることが判明し、現在、関係機関と用地取得に向けて協議を進めているところでございます。今後の住用地区の保育施設整備計画につきましては、関係機関との協議状況を踏まえながら進めてまいりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

14番（関 誠之君） 笠利地区にお願いできますか。

笠利総合支所事務所長（濱田洋一郎君） それでは、笠利地区の現況についてお答えいたします。令和2年度に笠利地区保育施設等あり方検討委員会からの報告を受けまして、本年度は保育施設の再編整備、子育て支援策の拡充、保育従事者の確保、それと、児童増加に向けた取組、そして、赤木名幼稚園と赤木名保育所を統合して新設する認定こども園の整備等について、関係部局と協議、調整を図り、保護者や地域住民の理解を得ながら、笠利地区における保育施設等のあり方基本方針というものを策定してまいります。策定に当たりましては、各課題に関し、市全体の横断的な取組が必要でございますので、今年度に入り、関係部局で構成されるプロジェクトチーム、そして、ワーキンググループを立ち上げ、既に複数回の会合を開いております。具体的なスケジュールといたしましては、9月までにこの基本方針を策定をいたしまして、素案を作成いたしまして、その後に保護者や地域住民の方への説明会を行って、今年度中に基本方針を策定するという流れになります。以上でございます。

農林水産部長（竹元康晴君） それでは、奄美市の漁業担い手育成支援事業についてお答えしたいと思っております。奄美市の漁業担い手育成支援事業につきましては、正組合員資格の取得後、3年以内の新規漁業者を対象とした支援事業であります。事業内容といたしましては、就業奨励金や雇用奨励金として、新規就労者に20万円の奨励金の交付や、水揚げ手数料補助金として就業後3年間につきましては、水揚げ額の5パーセント以内で上限5万円を交付する事業内容でございます。平成27年度から令和2年度までの実績といたしましては、新規就労奨励金は6名で120万円。水揚げ手数料補助は12名で60万円の手数料を交付しておる状況でございます。また、その他の新規漁業者への主な支援策といたしましては、鹿児島県や県漁業協同組合連合会にてかごしま漁業学校などを実施し、経験ゼロから

でも円滑に就業できるよう、漁業体験や技術の習得体験などの支援体制の充実、強化を図っているところでございます。本市におきましても、水産業の振興は重要な課題であると認識しており、今後も漁業担い手育成支援事業や国・県の事業を通じて新規漁業者へのサポートに引き続き取り組んでまいりますので、御理解をお願いいたしたいと思っております。以上です。

商工観光情報部長（平田宏尚君） 議員御質問の奄美黒糖焼酎の販路開拓につきましては、国内に向けては鹿児島県酒造組合奄美支部等において、地域団体商標登録やロゴマークによる商標管理、奄美黒糖焼酎の日の制定などの取組を進めております。これまで、海外に向けてはジャパンプランド育成支援事業や地域団体商標海外展開支援事業などを活用した事業を実施しており、英語版ロゴ及びWebサイトの作成を実施しているところでございます。また、今年度につきましても、奄美群島広域事務組合におきまして、酒造組合と連携した海外展開プロモーションや輸出に係る勉強会などを実施、引き続き海外へ向けた取組を行うと伺っております。本市といたしましても、世界自然遺産登録、先ほど議員もおっしゃいましたように、こういった機会を捉え、国内外から注目を集める絶好の機会を生かし、関係機関との連携を図り、国内外へのPRを展開してまいりたいと考えております。

次に、輸送コスト支援事業の黒糖焼酎の実績についてでございますが、令和元年度から令和2年度までの黒糖焼酎の利用実績は、取り扱い量が9万9,507リットル、補助額が100万9,707円となっております。本支援事業につきましても、引き続き県、酒造組合等との関連団体との連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

14番（関 誠之君） はい、ありがとうございました。時間がありませんけれども、特に気になっております、奄美市民歌についてですね、これが、現状どうなっているかということと、あと、小宿の都計が、現状、どうなっているか。2点について、ちょっとお答えいただけますか。

教育部長（徳永恵三君） それでは、議員お尋ねの奄美市民歌の普及について、御説明いたします。まずは、次世代の子どもたちにつないでいけるよう、各小・中学校を中心に学校現場での活用を図り、児童・生徒が歌える環境を整えてまいります。また、FMラジオを通しての普及、啓発活動や奄美市のホームページにて、奄美市民歌の音源や楽譜を掲載し、市民の皆様や出身者等へ広く活用できる環境をつくってまいります。更に、奄美市少年少女合唱団の活用を図り、市が主催する大会や各種イベント等において、広く普及に努めてまいりたいと思っております。以上です。

14番（関 誠之君） はい、ごめんなさい。小宿の件とふるさと納税と広域の件については9月の議会でさせていただきますので、よろしく願いをいたしたいと思います。市長、私が考えている施政方針の中でですね、なかなか進展していないが大変重要であるというふうなことでこの七つを選びましたけれども、あと1分ぐらいございますので、是非、市長がですね、次の道筋をつくっていただいて、是非、市長なりの見解なり感想があれば、お聞かせをいただき、私の一般質問を締めさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

市長（朝山 毅君） 私の任期も、先般、申し上げていますように、あと5か月近くなりました。まずは、当面の喫緊の課題である新型コロナウイルス対策に万全を期すこと。そして、朗報である世界自然遺産登録が確実なものになること。加えて、現在、大型事業を進めております交流センターの完成を。そして、皆様方からいただいた議決、令和3年度の事業を確実に進めていく。これが、私に課せられた残る期間の最も重要な課題であると認識いたしております。その他、先ほど議員がお話になりました各種の施策については、いずれの時期かにお話することがあるかと思いますが、まずは議会からいただいた採決の要点を踏まえながら、しっかり事業執行に万全を期してまいりたいと思っております。

で、御理解いただきたいと思います。以上です。

14番（関 誠之君） はい、ありがとうございました。立憲民主党 関 誠之の一般質問を終了いたします。大変申し訳ございませんでした。よろしくお願いいたします。

議長（与 勝広君） 以上で、立憲民主党 関 誠之君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時45分、再開いたします。（午後2時30分）

○

議長（与 勝広君） 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き、一般質問を行います。

チャレンジ奄美 弓削洋平君の発言を許可いたします。なお、弓削洋平君から一般質問中の資料投影のため、書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

2番（弓削洋平君） 市民の皆様、議場の皆様、インターネット中継を御覧の皆様、こんにちは。チャレンジ奄美の弓削洋平でございます。

最初に、質問通告書の字句の訂正をお願いいたします。1の（1）の②副作用を副反応に訂正お願いいたします。

一般質問に入ります前に、私の所見を述べたいと思います。4月9日に開催されました奄美市転入職員合同着任式に文教厚生委員として出席いたしました。138名の教職員が転入され、地域に根差したふるさと教育、奄美の子どもたちを光にをモットーに御活躍されることを心より期待しております。着任式の出席者の中には、私の中学校時代の恩師も御参列されていました。私の人生の中で、中学校3年間は一番濃く、よい思い出となる日々でございました。恩師は当時、バレーボール部の監督であり、私はキャプテンを務める中で、いろいろと御指導をいただいたものです。私は褒められることより叱られることが多く、大人になってそれが役に立ち、恩師に感謝しているところでございます。恩師のような教職員を目指したこともありました。奄美市の各学校においては、大規模校、小規模校があり、また、子どもたち一人一人の個性、性格も違います。叱ることだけではなく、一人一人の個性、性格をしっかりと見極め、時代の流れに応じた対応が必要だと思えます。子どもは大人であるという言葉どおり、子どもは大人がかける言葉に対して、本当に心の底から自分のために言っているのか、いないのか、見抜く力があります。その見抜いたことを上手く言葉にできないため、態度や服装の乱れという子どもなりの表現となるのです。先に生まれて先生と書きますが、ただ先に生まれただけではなく、子ども一人一人を見つめ、向き合って指導し、教えの師匠として努めていただきたいと思います。私も相撲の外部指導者として、子どもたちの健全育成に力を注いでいるわけですが、常に子どもたちには失敗を恐れず、どんどん失敗し、そこから這い上がる力、そして、生きる力の強さを身につけてほしいと願い、指導に当たっております。10年後、20年後、この奄美を支える子どもたちであります。教職員の皆様には、子どもたちの学校生活の充実に日々努めていただきたいと思いますようお願い申し上げて、質問に入りたいと思います。

厚生労働省において、ワクチン接種に関する地域の負担を軽減し、接種の加速化を図っていくため、職域接種の申請が開始され、全国各地の企業等による接種が始まっております。県においても、総合相談窓口を設置し、早期のワクチン接種に期待されます。1、新型コロナ対策について。（1）新型コロナ対策、新型コロナワクチン接種について。①ワクチン接種の進捗状況について、本市において第1弾が終了し、第2弾が14日から始まりましたが、進捗状況についてお聞かせください。

次の質問から、発言席にて行います。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

保健福祉部長（山下能久君） ワクチンの接種状況について、お答えいたします。高齢者を対象といたしました集団接種につきましては、第1弾を5月3日から6月13日の期間で終了し、第2弾を6月14日から開始しているところでございます。6月13日現在、これ、第1弾分になりますが、高齢者3,029人の接種を終了しております。第2弾の集団接種につきましては、高齢者、介護施設等入所者及び施設介護従事者、訪問診療を受けている方、要介護認定者の方の接種を同時に進めているところでございます。第2弾の予約枠といたしましては、9,600人を設けておりますが、6月15日現在、第1弾と併せまして1万757名の高齢者の予約を受け付けている状況でございます。高齢者約1万3,700人に対しまして78.5パーセントとなります。第2弾においては、主に高齢者を対象として接種を進めていく予定でございましたが、高齢者の予約が落ち着き、枠に余裕があることから、当初第3弾での接種を計画しておりました基礎疾患のある65歳未満の方への予約受付を6月22日から開始する予定としております。以上でございます。

2番（弓削洋平君） はい、了解いたしました。県においては、鹿児島市と鹿屋市に大規模接種会場が設置される予定で、対象者が県内に住所を有する65歳以上の方となっておりますが、奄美市の方が事情により1回目を大規模接種会場で接種し、2回目を奄美市で接種するとなった場合の対応と情報共有について、当局の御見解をお伺いいたします。

保健福祉部長（山下能久君） 議員御案内のとおり、鹿児島県におきましては、鹿児島会場及び鹿屋会場の2か所の大規模接種会場を設置することが決定しております。接種開始日は6月20日となっております。予約につきましては、6月15日午前9時から開始するとしております。また、使用するワクチンにつきましては、モデルナワクチンでございまして、大規模接種でワクチンを接種する場合は、2回とも大規模接種会場で接種を受ける必要があるとしているところでございます。しかしながら、今後、同じワクチンが使用できるという条件が整った場合で、1回目と2回目を別の会場で接種する可能性はございますので、この想定につきましてお答えいたします。通常、ワクチン接種が終了しましたら、国が作成したワクチン接種記録システムで接種情報の読み込みを行い、接種概要の確認を行うことができるようになっております。議員が例に出されました1回目と2回目の接種場所が違う場合であっても、本人が持参している接種券、若しくはワクチン接種記録システムにて、接種履歴の確認ができます。1回目の接種の情報をしっかりと確認した上で、接種間隔を確認し予約を行うこととなります。以上でございます。

2番（弓削洋平君） 大規模接種ではモデルナ製を使用するというので、理解いたしました。先ほど言われました記録システムで内容を確認できるということで、承知いたしました。

次の質問に移ります。②の副反応についてですが、全員協議会において、1名の方が救急搬送されたとお聞きいたしました。その後の副反応の件数と症状、経過について、お聞かせください。また、先ほども川口議員のほうからもありましたが、2回目の接種後に高熱が出ると、私のほうも多くの方々からお聞きいたしております。そのようなことも含めて、御見解をお伺いいたします。

保健福祉部長（山下能久君） それでは、お答えいたします。5月3日から始まりました第1弾のワクチン接種において、救急搬送されたケースは、6月15日現在、3件確認されております。うち2件につきましては、救急搬送されたものの、アナフィラキシーではございませんでしたので、加療や入院の必要もなく帰宅されたと確認しております。残り1件につきましては、現況、確認中でございます。

次に、ワクチン接種の副反応といたしましては、国の実施した調査結果によりますと、接種部位の痛

みや頭痛、倦怠感などが多いと言われており、2回目の接種後や比較的若い方、そして、女性に多く見られる傾向があるとされております。2回目の接種後について申し上げますと、接種部位の痛みは90.8パーセント、倦怠感69.6パーセント、頭痛53.7パーセントに症状が見られたと報告されております。これらの症状の大部分につきましては、接種後数日以内に回復するようでございますが、症状が長く続く場合や、いつもと違う体調の変化がございましたら、かかりつけ医への相談を勧めているところでございます。以上でございます。

2番（弓削洋平君） はい、ありがとうございます。今後も引き続き、副反応の対応にしっかりと努めていただきたいと思います。

③の今後のスケジュールについてですが、多田議員のときもお聞きいたしましたので、省略したいと思います。その中で、ファイザー製のワクチン接種について、対象者が16歳以上から12歳以上に引き下げになりましたが、年度内に接種する見込みはあるのか、お伺いいたします。

保健福祉部長（山下能久君） お答えいたします。厚生労働省はこれまで16歳以上としているワクチン接種の対象年齢を拡大し、12歳以上とすることを令和3年6月1日から適応することとしております。しかしながら、改正が示されたばかりでございまして、今後の接種計画等はこれから協議していくことになります。まずは、国の優先順位に沿って接種を進めていながら、国や県の指針の下、医師会や教育機関などの関係機関と協議を重ねた上で決定していきますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

2番（弓削洋平君） 先ほどもお話もありましたが、高校受験の3年生など、中学校3年生は高校受験もありますし、高校3年生は大学受験、就職等も控えておるということで、また、スポーツや文化、芸術における中高生は最後の大会等も控えております。神戸市では6月11日から24日に16歳から64歳の市民に接種券を発送し、基礎疾患がある方や感染リスクの高い職種、年代別で段階的に予約を受け付け、早ければ6月から接種を受けられ、7月20日には16歳以上の全員が予約できるようになる。こうした中、新たに接種が認められた12歳から15歳の接種も同時並行で進めるため、学校での接種を検討しているとのこと。ただ、接種をするかどうかは最終的に個人の判断となり、保護者の同意も必要となる。学校で集団接種をすることであれば、接種しない生徒が仲間はずれにされたり、部活動で不利益になったりしないような対策も必要となると報じられております。本市においても、このような事例を踏まえ、対象者が一般の方になる際は、行動範囲が活発な中高生や感染リスクの高い職種等を鑑みて、優先順位を判断し、いじめなどの対策等も含めて、早期接種に向けて協議していただきたいと思います。

次の質問です。2、防災対策について。（1）4月2日の豪雨被害について。①住用町見里集落内の道路冠水について。1日から降り続いた雨は、2日午後から激しさを増し、夕方まで降り続け、住用町見里集落において市道が冠水し、被害をもたらしました。写真がありますので、見ていただきたいと思います。これは、通常どおりの現場写真となります。次、お願いします。2日の写真となります。次、お願いします。これも通常の写真でございます。2日の写真はこうなっております。次、お願いします。これ、反対側から写した側溝の被害を写しております。次、お願いします。これも、通常時の写真になります。次、お願いします。これは2日の写真ですね。川のようになっております。次、お願いします。この奥にもですね、民家がある、あるんですが、これも通常のとときで、次、お願いします、これが大雨のときの写真で、川のようになっております。はい、次、お願いします。これが見里川の写真となっております。以上ですね。はい、ありがとうございます。先ほど見ていただいたようにですね、見里集落は地形的にですね、三太郎トンネル側から内海に向けて傾斜が下っており、また、集落内において国道より低い位置に民家があるため、写真のような雨水が集まると同時に、河川や内海の水位

が高くなるため、雨水が捌けない状態となります。民家の方々のお話では、家のすぐ横に見里川があり、水位が高くなり、雨水が捌けないために、逆に向かって逆流して来るとのことでした。このようなことを踏まえて、今後、河川の浚渫などの対策がありましたら、当局の御見解をお伺いいたします。

建設部長（保浦正博君） お答えします。4月2日発生した見里集落の冠水につきましては、短時間の集中した降雨により発生したもので、その後、数時間で収束いたしております。先ほど議員が紹介された写真、あの現状につきましては、私どもが把握しておりますことから、対策といたしまして、見里川の浚渫を5月に発注し、今後、道路側溝の土砂除去などを行い、適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。以上です。

2番（弓削洋平君） はい、5月発注ということで、これからまた、台風シーズンともなりますので、また、早期の浚渫や側溝の土砂除去等も含めて、維持管理の徹底に努めていただきたいと思います。

②の三太郎の里前の国道冠水についてですが、最初に私の認識に誤りがあり、4月2日の豪雨においては、三太郎の里の前の国道は冠水ではなかったということでした。しかしながらも、もう少しのところで冠水状態に近い状態でありました。奄美豪雨でもそうでしたが、たびたび冠水いたします。管轄は県であります。今後の対策も含め、当局の御見解をお伺いいたします。

建設部長（保浦正博君） 三太郎の里の面する国道58号につきましては、管理者である県に伺ったところ、短時間の集中した降雨時などの路面状況は把握しております。そのことから、現在、冠水対策に向け、測量設計を実施しているとのことでございます。市としましても、事業実施時期など県との情報共有に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

2番（弓削洋平君） 見里集落内の冠水のようにですね、やはり受け皿になる内海が、河川が運んだ土砂が堆積しておりまして、水深が浅くなっているわけです。また、初登壇の一般質問でも述べましたが、内海の掘削が必要だと、私は思います。三太郎前の国道が冠水しますと、東城小中学校前の市道も冠水いたします。また、2日の日も東城へき地保育所の児童は早退いたしました。現在、新しい保育施設の議論もされているわけです。このあと質問いたしますナイトツアーの三太郎峠線へ向かう通り道にもなっているわけです。今後、対策が必要だと強く思いますが、そのことについて、御見解があればお願いします。

建設部長（保浦正博君） 今、議員が御指摘のとおり、あの一帯については、台風等、大雨時にはですね、冠水してしまう状況にあると。そのことから、現在、県のほうも対策を急いで、対策に取り組んでいるところだと思っています。今後につきましては、内海の土砂の除却につきましては、国立公園とか、いろいろ問題があるかと思いますが、いろんな工法とかですね、県と改めて協議をやってまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

2番（弓削洋平君） はい。今後ですね、予定している、また、新しい保育所施設等のことも視野に入れてですね、安心・安全な防災対策がとれるよう、関係機関と協議していただきたいと思います。

次の質問に行きます。（2）国道など道路沿いの歩道の破損したガードパイプについて。①和瀬、城、西仲間間の破損したガードパイプについて、写真をお願いいたします。これが、和瀬のガードパイプですね。次、お願いします。こちらの城のガードパイプになります。こちらも城です。こちらも、内海公園、城近くにある内海公園の入り口のガードパイプとなります。次、お願いします。こちらは西仲間間のガソリンスタンド前のガードパイプとなっております。はい、ありがとうございます。私の認識ですと、2・3年はこのような状態であります。車で通りますと目に移り、非常に気になります。破損した

取れかけのパイプも見受けられます。城においては、子どもたちの通学路でもありますし、台風のとくに飛ばないか懸念いたしております。御見解をお伺いいたします。

建設部長（保浦正博君） お答えします。国道58号の破損したガードパイプにつきまして、道路管理者である県に確認したところ、県におきましても現状は把握しているとのことでございます。今後、予算等の検討を行い、計画的に対応していくということでございますので、御理解をよろしくお願いいたします。

2番（弓削洋平君） はい、分かりました。世界自然遺産登録が勧告され、7月には正式な登録予定ということで、国道沿いでもあり、また、観光客がこのような状態を見てどう思うのかが不安でなりません。玄関先の靴が並べられていないと、お客さんはよい気持ちにならないと、同じ感覚だと私は思います。これからさらに注目される奄美であります。県においては予算や優先順位等もあると思われますが、本市においても連携をしっかりととっていただき、対応していただきたいと思います。

次に、3、観光施策について。（1）世界自然遺産登録について、①世界自然遺産登録の勧告について、5月10日に待望の世界自然遺産登録の勧告が出されました。この勧告内容、詳細について、御見解をお伺いいたします。

市長（朝山 毅君） それでは、世界自然遺産の御質問に対して、私のほうで答弁させていただきます。今、議員がお話のとおり、世界自然遺産へ推薦をお願いしておりました奄美大島・徳之島・沖縄島北部・西表島、この4地域について、世界自然保護連合、いわゆるIUCNから世界自然遺産に相当であるという勧告をいただき、郡民等しく喜びを共にしているところであります。環境省の報道発表の内容、資料によりますと、IUCNからはこの遺産の保全に対する決意と完全性に対する疑問に対処するために、当初の推薦を修正した努力を称賛するというふうに記されております。前回の登録延期勧告時の指摘を踏まえて、関係機関とともに連携して対応してきたことを高く評価していただいているところであります。その上で、対応要請事項といたしまして4点ほどございます。まず、1点目に、特に西表島における観光管理の措置。二つ目に、アマミノクロウサギを含む希少種のロードキルを減少させるための取組。3点目に、包括的な河川再生戦略策定の可能性検討。四つ目に、緩衝地帯内での森林伐採の管理の徹底など、4点の対応要請事項があります。これらにつきましては、令和4年12月1日までに対応状況をユネスコに提出した上で、IUCNの評価を受けるよう要請されております。環境省をはじめとした関係機関とともに、勧告内容を分析し、連携して必要な対応を行ってまいりたいと思います。いずれにいたしましても、世界自然遺産登録の実現を目指し、更に、登録後においても、奄美大島の自然環境が次の時代にわたって受け継がれるよう、国・県、関係機関、関係団体と各種の取組を進めてまいりたいと存じますので、どうか御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。以上であります。

2番（弓削洋平君） はい、ありがとうございます。先ほどもありましたが、最近では奄美、徳之島において、アマミノクロウサギ等のロードキルが多発しております。徳之島では今年に入って既に7件確認されています。住用町においても、アマミノクロウサギ等のナイトツアーが盛んになり、ロードキルの件数が多発しないか懸念されています。このよう中で、環境省は住民、観光関係者、自然保護関係者、行政で構成する奄美大島三太郎線周辺における夜間利用適正化連絡会議を設置し、夜間の野生動物観察に特化した利用ルールに取り組んでおり、2回の実証実験が終了しているわけです。②三太郎周辺におけるナイトツアー実証実験について、結果や今後の課題等をお示しください。

総務部長（三原裕樹君） お答えいたします。近年、アマミノクロウサギ等のナイトツアーが盛んな住用地区の市道三太郎線周辺におきましては、ナイトツアーを目的とした夜間の車両通行台数が増加してお

り、野生動物のロードキルの増加や車両の無理な追い越しによる利用者同士のトラブルなど、利用者の自然体験の質の低下が問題となっているところでございます。先ほどもございましたが、IUCNの勧告におきましても、ロードキル対策が求められているところでございますが、世界自然遺産登録が間近に迫り、より一層の利用者の増加、問題の拡大が懸念されることから、住民、ガイド、観光客など、全ての利用者を対象とした自然保護と観光利用の両立を目指す共通のルールを作るため、広く関係者の皆様と意見交換を重ねるなど、検討を進めてまいりました。なお、対象道路は本市の市道でございまして、道路法上に位置付けられた公道であることから、ルールは法的規制には基づかず、利用者の協力を依頼する自主ルールとして検討をしております。具体的にこれまで行われた実証実験について御紹介いたしますと、昨年11月に行われました第1回目の実証実験では、三太郎線では事前予約制での通行。1時間当たり4台の通行車両の台数制限。それから、入り口の指定。通行方向の指定。スタル俣線及び石原栄間線については通行止めにし、スタッフを配置した上で、現地の予約確認を実施いたしました。結果といたしましては、利用台数計87台。予約をしていない、未予約車両、これが2台でございました。次に、今年のゴールデンウィークに行われました第2回目の実証実験でございますが、三太郎線では、これも同様に事前予約制での通行。1時間当たり4台の車両制限。それから、通行方向の、今回、2回目は選択制。それから、スタル俣線は通行止めにし、石原栄間線については、密猟対策への協力を条件とした通行。現地では、今回、スタッフを配置せず、監視カメラの配置のみとして実験をいたしました。結果といたしまして、まだ速報値ということでございますが、利用台数151台。未予約、予約をしていない車両ですね、が49台となっております。実証実験の利用ルールにつきましては、ホームページや広報紙での周知のほか、関係機関や関係団体と連携したチラシの配布等を行ったところでございますが、第2回目の実証実験は未予約の利用が多いという結果になっております。現在は、環境省において、利用者アンケートの集約。それから、実証実験期間中の他林道への分散など、この分析を行っておりますが、その結果も踏まえて、環境省、鹿児島県等の関係機関とともに検討を行い、説明会などを経た上で、夏頃の利用ルールの施行を目指して取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

2番（弓削洋平君） はい、分かりました。1回目が87台、未予約が2台。2回目、利用台数が151台に未予約が49台ということで、結果でも分かりますが、利用台数も増えると同時に、未予約も増えております。周知がまだまだ足りないと、私は考えます。地元住民としては、昔から野生動物と共存してきたわけですから、当たり前すぎて実感が湧かないことや、ルールはいらないのではないかという正直な御意見をおっしゃる方もいます。ハブ捕りに行く方や、お孫さんが帰省されたときに、アマミノクロウサギを見に行く方たちも予約の必要性に疑問を抱く方もいらっしゃいます。どう理解、周知していただくかが、今後、更に重要であると私は考えます。③利用ルールの住民への理解、周知について、当局の見解をお伺いいたします。

総務部長（三原裕樹君） 先ほども少しお答えいたしましたけれども、市道三太郎線周辺におけるナイトツアー実証実験の広報活動につきましては、地元の住民の皆様をはじめ、ホテル、観光施設、レンタカー会社などへのチラシの配布に加え、住民説明会の開催、周知看板の設置、奄美市広報紙やホームページなどへの掲載を行ってきたところでございます。今後の課題といたしましては、比較的関心の薄い方に対して、いかにしてルールの存在を知らせ、御協力いただくか、これが課題であるというふうに認識をしております。世界で奄美大島と徳之島にしか生息しないアマミノクロウサギが観察できる市道三太郎線周辺は、希少動物が生息する貴重な場所であると同時に、アクセスしやすく、利用の集中が起きやすい環境でもあることから、希少野生動物が脅威にさらされる危険性の高い場所とも言えます。世界自然遺産登録を契機として、これまでの先人から受け継いできた豊かな自然環境を次の世代に受け継ぐべきものと再認識していただけるよう、地元住民の皆様と十分な意見交換を行い、環境省、鹿児島県等の

関係機関と連携した広報活動を行うとともに、利用ルールの策定に向けて取組を進めてまいります。また、住民の皆様にとっては、豊かな自然環境が評価をされた結果とはいえ、慣れ親しんできた地元地域への入込が増えたために利用ルールが設定されるという流れ自体に違和感をお持ちの方もいらっしゃるかと存じます。しかしながら、旧国道でもあった三太郎線を中心に、当該道路は、現在、迂回路としても重要な役割を担っており、今後、世界自然遺産に登録されれば、更にナイトツアーの数が増え、夜間交通に支障をきたすだけでなく、騒音などによる生活環境への影響も懸念をされます。そのようなことから、可能な限りの方策を講じる必要があると認識をしております。公道における夜間利用のルールの策定は、これまでに前例がございません。今回の取組が先駆的な取組ということになりますが、関係機関、関係団体、地元住民の皆様の御理解と御協力をいただきながら、全国初の奄美モデルとなる利用ルール策定に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

2番（弓削洋平君） 私のほうも、住民説明会に何度か参加させてもらい、様々な意見がある中で、観光業の方々とも一緒になった議論の場が必要じゃないかと感じております。また、アマミノクロウサギを見れるタイミングもあり、ナイトツアー業同士でのトラブルも懸念いたします。今後、住民や観光業を含めた意見交換会を予定しているのかをお伺いいたします。

総務部長（三原裕樹君） 意見交換会についてでございますけれども、利用ルールを検討する過程におきまして、これまで数回にわたって説明会を実施をしております。しかしながら、生活時間帯の違いもあり、観光関連業と地元住民の方とは、それぞれ個別に説明会を開催をさせていただいております。しかしながら、利用ルールに関しましては、様々な見解の相違がございまして、双方から直接、お話ししたいという、先ほど議員からもございましたが、そういう御意見もございました。そのようなことから、合同の意見交換の場がもてないか、環境省及び鹿児島県等の関係機関で検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

2番（弓削洋平君） はい。コロナ禍でもあり、なかなか大人数での開催が難しいと思われませんが、是非、意見交換をする場をつくっていただき、様々な議論することによって、みんなが納得できる利用ルールの策定に取り組んでいただきたいと思います。世界自然遺産登録になれば、観光客が増え、ナイトツアーも盛んになってきます。経済効果も期待されます。利用ルールをつくることによって、世界に認められたこのすばらしい自然の中の希少野生動物が守られるんだと、もっと謳っていただき、世界に誇れる奄美なんだと、みんなで守るんだと。そして、世界自然遺産登録の価値を住民の方にも再認識していただけるよう。今後も努めていただきたいと思います。

次に、④世界遺産センターの観光管理について。世界遺産センターの役割とナイトツアーなどの観光業との関連について、お伺いいたします。

総務部長（三原裕樹君） 住用地区のマングローブパーク内に環境省が整備をいたします世界遺産センターにつきましては、世界自然遺産の適正な利用促進と普及啓発並びに世界自然遺産国立公園の保護管理の拠点施設との位置付けております。規模といたしましては、木造平屋建て約600平米を予定をしております。展示室、エントランスホール、販売店舗、事務室、倉庫等で構成されており、令和4年夏の開所を目指し、今年度から新築工事に着手をしているところであり、現在は排水工事が行われているところでございます。世界遺産センターに期待される役割といたしましては、マス観光の受入施設として、奄美大島の世界自然遺産の価値の解説。VRを活用した展示。自然体験フィールド等に関する案内。自然観察ルールの周知を行うなど、奄美大島の自然の魅力を多くの皆様に知っていただくとともに、環境への負荷軽減などを図る役割も期待をされます。また、保全管理の拠点といたしまして、環境省の職員もセンター内に業務を行うことで、密猟対策や国立公園の保護管理の取組も期待されるところ

でございます。先ほど申し上げました三太郎線周辺での利用ルールにつきましても、世界遺産センターでの情報発信を行い、希少野生動物の保護と持続可能な観光利用、交通トラブルの防止に貢献できるものと考えております。引き続き、関係機関と連携し、円滑な事業促進に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

2 番（弓削洋平君） はい、承知いたしました。住民の方々や観光業、観光客に親しまれる施設であると期待しております。

次の質問です。4、学校教育について。（1）G I G Aスクール構想について。①現状について。日本は学校の授業におけるデジタル機器の利用時間が先進国で最下位。宿題したり、勉強のためにサイトを見る、授業外での I C T活用も最下位。ゲームやチャットはトップと、文部科学省の調べで分かっております。今や生活でも仕事でも、I C Tは切り離すことではできない時代にあります。このような中で、4月より全国一斉スタートしたG I G Aスクール構想であります。本市の現状について、お伺いいたします。

教育部長（徳永恵三君） それでは、議員の御質問にお答えいたします。現在の状況でございますが、各学校において普通教室、特別教室、体育館等への無線L A Nが整備され、タブレットについても市内全児童・生徒に配布が完了いたしました。児童・生徒や教職員が端末操作に慣れるように4月から使用を開始し、多くの学校で調べ学習や写真を撮る、送るなどの基本的な機能を中心に活用されております。6月には、これまで授業で使用してきた成果や課題を基にした説明会や研修会を開催し、本格的な運用を開始したいと考えております。以上です。

2 番（弓削洋平君） 全児童にタブレットが配備され、授業で取り入れている中で2か月になりますが、市内の学校での利用状況や格差や、先進自治体と比べての格差がないのか、お伺いいたします。

教育部長（徳永恵三君） お答えいたします。現時点におきまして、奄美市内の学校においては、教職員のスキルにも差があり、使用状況に差が見られることも事実です。そのことにつきましては、本市での研修を充実させることで、各学校へ積極的な活用を促し、教員の I C Tスキルの底上げを図ることで、格差等が生じないようにしてまいりたいと考えております。また、G I G Aスクール構想については、先進的な自治体がございますので、そうした先進的な事例等を学びながら、本市のG I G Aスクール構想を推進してまいりたいと考えているところでございます。以上です。

2 番（弓削洋平君） 中学校からはですね、教科担任制でもあり、各教員によつての授業によるタブレット活用回数の差が生じないか懸念されます。配備されて2か月で御苦労されていると思われそうですが、ほとんど先進自治体も出てきているわけですから、教員のスキルの差がなくなるように、研修等も含めて、本市の更なるバックアップにも力を注いでいただきたいと思います。

そのようなことを踏まえて、②の教員の I C T活用指導力の向上について、個人の行動力の向上に向けて、どのような取組をしているのか、お伺いをいたします。

教育部長（徳永恵三君） それでは、議員の御質問にお答えいたします。今年度より、奄美市内の教職員の中から、I C T活用指導員に精通したG I G Aリーダーによる推進会議を開催し、全教職員の指導力向上につなげていく体制づくりをしているところでございます。具体的にはG I G Aリーダーを講師役として、各学校の I C T担当者を対象とした研修会を開催したり、各学校の I C T研修会に参加させたりしながら、全教職員のスキルアップに取り組んでまいります。また、各教職員が目標となる段階ごとのステップを設定するなど、学校や教員による格差が生まれないよう、指導力向上の研修体制を確立し

ていきます。以上です。

2 番（弓削洋平君） はい、是非、お願いいたします。体育の授業においてもですね、マット運動での前転が上手くいかない生徒でも、タブレットを活用して動画を映し、上手くいかない理由や動作を確認できます。更に、克服への加速化にも役に立つわけです。迅速な指導力の向上に向けて、努めていただきたいと思います。

③ロイロノートの効果について。本市が取り入れていますアプリのロイロノートについて、どのような効果があるのか、お伺いいたします。

教育部長（徳永恵三君） それでは、御質問にお答えいたします。ロイロノートとは、児童・生徒が主体的に学び合う双方向の授業を実現するための授業支援システムでございます。これまで教師が配付していたプリントをロイロノートで一斉に配付したり、自分の考えを電子黒板に一斉に映したりすることが可能になります。また、アンケート機能やシンキングツールなど、話し合い活動などの場で意見集約を行ったり、プレゼンテーションの資料を作ったりすることもできるようになります。授業における話し合い活動で、なかなか発信することができなかった児童・生徒が、積極的に参加できるようになることが期待できます。また、教師はそれらの集約結果を即座に手元の端末で確認することができ、より効率的な授業づくりに役立てることができます。以上です。

2 番（弓削洋平君） はい。インターネットを通して、生徒同士が情報を共有し、示された課題に取り組み、電子黒板で映したりもできるということで、それまでに頻繁に使われていなかった電子黒板が、GIGAスクール構想により活用度が増したということもよいことだと私は思います。いろんな要素が期待されるロイロノートであります。今後、子どもたちの更なる学力向上のために、どのようなアプリを追加する予定があるのか、お伺いいたします。

教育部長（徳永恵三君） では、お答えいたします。今年度は、まず、全ての先生がロイロノートを使うことを目標に進めているところでございます。追加アプリについては、現在、学校からの意見を基に選定していきたいと考えております。先進的な自治体の例などを参考に、授業に効率的なアプリの導入を図ってまいります。以上です。

2 番（弓削洋平君） はい、まずは教員全員のロイロノートの活用を目指すということで、承知いたしました。

④情報モラル教育について。ネット利用する中で、どのような情報モラルの指導を進めるのか、お伺いいたします。

教育部長（徳永恵三君） それでは、お答えいたします。新学習指導要領で、情報モラルを含む情報活用能力は、言語能力と同様に学習の基盤となる資質能力と位置付けられております。情報モラルには情報を正しく安全に利用する。情報社会の危険から身を守る。不適切な情報に対応する。情報社会でのマナー、ルール及び法的順守など、様々な項目があることから、各学年に合わせた教材を用いて、情報モラルの学習を進めてまいりたいと考えております。以上です。

2 番（弓削洋平君） 今や小・中学生で携帯電話を持っている生徒は少なくない中で、ネット犯罪、チャットでのネットいじめなどを含め、更なる情報モラル教育の徹底が大切であると思います。小学校低学年のタブレット触りはじめからですね、今後、一生かけて大事なことで、しっかりと情報モラル教育の指導に努めていただきたいと思います。地元新聞にも記載されていましたが、家庭において2割

程度がW i - F i 環境がないとのことで、今後の持ち帰り授業の方向性について、保護者への情報モラル教育も含め、当局の御見解をお伺いいたします。

教育部長（徳永恵三君） それでは、持ち帰り学習に当たっての状況をお答えいたします。タブレットの持ち帰り学習も順次進めていくことを検討しているところでございます。一方で、議員から御指摘のありました、家庭でのW i - F i 環境やセキュリティ等、課題もございます。家庭にW i - F i 環境がない児童・生徒向けに、W i - F i 環境がなくても可能な宿題を与えたり、放課後に教室を開放したりするなど、柔軟に対応して、課題の解決に当たってまいります。また、持ち帰り学習を行うにあたり、児童・生徒だけではなく、保護者を含めて、情報モラルについて考えることが重要となります。保護者の皆様にもG I G Aスクール構想の周知等を行うことで、情報モラルの向上に努めてまいります。以上です。

2 番（弓削洋平君） 持ち帰り学習が可能になれば、保護者の中にはゲームをしているのではないかと誤解を招いたりすることも予想されますので、学校でのタブレットを活用した取組等も含め、持ち帰り学習の重要性を十分理解していただけるよう努めるとともに、生徒全員が持ち帰り学習ができるよう、環境整備の課題解決に努めていただきたいと思います。

⑤教員の働き方改革について。G I G Aスクール構想において、教員の事前準備や設定、管理等による仕事量は多くなっていると思われる一方で、タブレットを利用することで負担がどう軽減されているのか、お伺いいたします。

教育部長（徳永恵三君） はい、それでは、議員の御質問にお答えいたします。現在、導入初期段階ですので、タブレットの事前準備等で時間がかかる場合がございます。一方で、デジタル化したことで、教材準備の時間や印刷、配付の手間が減る等の声があり、また、グループウェア等を利用することによって、業務の質を落とさずに諸会議を軽減化したり、業務の効率化を図ったりすることで時間が生まれ、児童・生徒と向き合う時間が増えている状況もございます。更に、G I G Aスクールサポーター配置促進事業により、外部のI C T知識を有する人材をG I G Aスクールサポーターとして配置し、学校へのサポート体制も充実させていく計画でございます。教育委員会といたしましても、学校と協力してI C Tを活用した教員の働き方改革に取り組んでまいりたいと思います。以上です。

2 番（弓削洋平君） はい、ありがとうございます。先ほどもロイロノートのことでもお話がありましたが、今後、効率化や負担軽減なども含めて、新しいアプリを選定していただき、子どもたちの学力向上につなげていってほしいとお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（与 勝広君） 以上で、チャレンジ奄美 弓削洋平君の一般質問を終結いたします。

これにて、本日の日程は終了いたしました。

明日、午前9時30分、本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。（午後3時39分）

第 2 回 定 例 会
令和 3 年 6 月 17 日
(第 3 日 目)

6月17日(3日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	正 野 卓 矢 君	2 番	弓 削 洋 平 君
3 番	永 田 清 裕 君	4 番	奥 晃 郎 君
5 番	荒 田 幸 司 君	6 番	崎 田 信 正 君
8 番	橋 口 耕 太 郎 君	9 番	栄 ヤ ス エ 君
10 番	大 迫 勝 史 君	11 番	松 山 さ お り 君
12 番	林 山 克 巳 君	13 番	西 公 郎 君
14 番	関 誠 之 君	15 番	奥 輝 人 君
16 番	川 口 幸 義 君	17 番	伊 東 隆 吉 君
18 番	元 野 景 一 君	19 番	与 勝 広 君
20 番	竹 山 耕 平 君	22 番	多 田 義 一 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	東 美 佐 夫 君
教 育 長	村 田 達 治 君	住用総合支所事務 所 長	弓 削 洋 一 君
笠利総合支所事務 所 長	濱 田 洋 一 郎 君	総 務 部 長	三 原 裕 樹 君
総 務 課 長	向 井 渉 君	企 画 調 整 課 長	國 分 正 大 君
プロジェクト推進 課 長	當 田 栄 仁 君	市 民 部 長	石 神 康 郎 君
市民協働推進課長	佐 野 早 苗 君	環 境 対 策 課 長	大 山 茂 雄 君
保 健 福 祉 部 長	山 下 能 久 君	福 祉 事 務 所 長	永 田 孝 一 君
福 祉 政 策 課 長	寿 山 一 昭 君	健 康 増 進 課 長	徳 永 明 子 君
高 齢 者 福 祉 課 長	平 田 博 行 君	保 護 課 長	三 宅 正 剛 君
商 工 観 光 情 報 部 長	平 田 宏 尚 君	商 工 政 策 課 長	畠 山 正 明 君
紬 観 光 課 長	川 畑 博 行 君	デジタル戦略課長	押 川 裕 也 君

6月17日(3日目)

産業建設課長 本田 邦洋 君 教育部長 徳永 恵三 君
学校教育課長 末吉 正承 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 島 袋 修 君 議会事務局次長兼
調査係長事務取扱 池 田 忠 徳 君
主幹兼議事係長 押 川 治 君 議事係主査 堀 健 太 郎 君

議長（与 勝広君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の議事日程は一般質問であります。

○

議長（与 勝広君） 日程に入ります。日程第1，一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は、答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますよう、質問者において、御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう、時間配分をよろしくをお願いいたします。更に、当局におかれましても、答弁については、時間の制約もありますので、できるだけ簡潔明瞭に行われますように、あらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。なお、崎田信正君から、一般質問中の資料投影のため、書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

6番（崎田信正君） おはようございます。日本共産党の崎田信正です。市長におかれましては、昨日、次期市長選には出馬しないことを表明をされました。この間の功績については昨日、川口議員が述べられておりますけれども、私も文教厚生委員会に長く在籍をしていました。特に国保税の収納率、これはもう劇的に改善をしている。そして、累積赤字が解消したこと、更には、子ども医療費が高校生まで無料が拡大されたということは、強く印象に残っております。また、私は、戦争反対を党是とする日本共産党の議員として、奄美が自然豊かな平和な島であり続けることを願って、奄美の軍事利用、軍事化には、反対の立場で臨んでまいりました。この件については、市長とは意見は違うと、また、見解の違いがあるということで、議論を続けておりますけれども、しかし、市長とは、この件については気持ち良く議論をさせていただいたと思っております。まだ、9月議会がありますので、引き続きよろしくお願いをいたします。今回の最初の質問も、基地絡みということになりますが、通告に従って、順次質問を行ってまいります。

最初に、市長の政治姿勢ということで書き出しを始めました。南西諸島の自衛隊部隊・基地が増強される中、土地利用規制法案が国会で審議をされていることについての見解はということでもありますけれども、昨日、国会で残念ながら成立をしております。新聞でも6月3日の朝日の社説では、懸念に応える審議を、と見出しで、恣意的な運用によって人々の権利や生活が不当に制約される恐れもある法案である、にもかかわらず、政府の説明は未だ不十分であり、拙速に成立を目指すべきではないと述べております。振り返ってみますと、2019年3月28日に名瀬大熊に陸上自衛隊奄美駐屯地、瀬戸内町節子に分屯地が開設をされて、2年が経過をいたしました。陸上自衛隊の駐屯地の奄美誘致について、これ、平成26年7月23日に、奄美大島商工会議所など12団体による、奄美市に陸上自衛隊を誘致する連絡協議会が、防衛大臣に要望書を提出をしております。改めて拝見をさせていただきました。その内容は、南西諸島における状況にも若干触れてはいるものの、近年の奄美市を取り巻く環境は、人口減少や経済規模の縮小など、ますます厳しくなるばかりであります。この機会を奄美振興の起爆剤として捉え、市民一致団結し、是非、奄美市に自衛隊の配置を実現したいと切望しております。つきましては、本趣旨に御理解たまわり、未来の子どもたちに安全で安心な奄美市を構築するという観点からも、陸上自衛隊駐屯地の奄美市配備を進めていただきますよう、心からお願いする次第でございます、というものでございます。この文面から私は、人口増加あるいは経済効果を期待したものだと捉えました。しかし、今の状況はどうか。集団的自衛権行使を容認した安保関連法、私たちは戦争法と呼んでおりますけれども、これが強行採決されるもとで、鹿児島の大隅諸島から沖縄県の先島諸島へと連なる南西諸島で中国の軍事的脅威に対抗するため、自衛隊と米軍の基地増強、一体化の動きが急速に進んでおりま

す。馬毛島への米空母艦載機離着陸訓練の移転問題があり、更にそこに、自衛隊の訓練基地まで造る、有事の際の兵站拠点にすることも狙われております。更に、南西諸島防衛のためとして、中国本土にも到達できるような長距離ミサイル、12式地对艦誘導弾能力向上型ということらしいですけれども、この開発も決められております。これまでの軍拡の流れを見ると、今は地对空ミサイルあるいは地对艦ミサイルで航続距離が短いものだと思いますけれども、奄美大島や宮古島などに新たにこのような長距離ミサイルが配置されるのではないかと心配が、この間の軍拡の流れを見ますと払拭しきれません。昨年、10月から11月に日米共同統合実動演習が実施をされ、トカラ列島にある無人島、臥蛇島で、水陸機動団と米海兵隊が水陸両用作戦を訓練をしております。このとき自衛隊は、種子島、奄美大島、徳之島、沖永良部島、沖縄本島、久米島、宮古島、そして、与那国島などで一斉に訓練を実施をしております。東シナ海や南シナ海での中国の覇権主義的行動、これは絶対に許されるものではない。このことは当然であります。しかし、同時にこれに軍事力や軍事態勢の強化だけで対抗すれば、南西諸島を巡る緊張が一層高まることになるのではないのでしょうか。この状況で、昨日、国会で、土地利用規制法案が成立をいたしました。この規制法は政府が安全保障上重要とする全国の米軍基地、自衛隊基地、原発などの周囲約1キロメートル、また、国境離島を注視区域、特別注視区域に指定をし、区域内の土地・建物の所有や利用に関する調査、利用の制限、特別注視区域内の不動産取引の事前届け出の義務付けを行うというものであります。自衛隊の誘致にあたった方も、このようなことが想定されていたかどうかは分かりませんが、奄美の自衛隊の位置付け、どうなるのか。また、この法案についての現在の認識について、伺いをしたいと思います。奄美の位置付けというのは、注視区域にあたるのかどうかですね、こういったことが新聞紙上では明らかにされておられませんので、当事者のほうとしてどう捉えられているのか、伺いをいたします。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。崎田議員に御答弁させていただきます。崎田議員とはこの間において、いろいろと防衛問題等において議論をさせていただきました。議員がただいまお話しになりましたとおり、見解は相違することがあったかもしれませんが、建設的な実りある議論でもあったと私も思っているところであります。そういう中において、今、議員がお話しになりましたとおり、昨日、議員がおっしゃった法案が成立いたしました。この法案の概要につきましては、今、議員がお話しをしたとおりであります。原発などの重要施設の周囲1キロメートルや国境離島を注視区域に指定し、所有者の調査や施設機能を妨害する行為への中止勧告、命令を可能にすること。また、自衛隊基地や海上保安庁の施設などから1キロメートルの周辺地を注視区域に指定すること。その中で、司令部機能を持つ自衛隊基地周辺などは、特別注視区域として一定面積以上の売買に利用目的の事前届け出を義務付けるということでもあります。命令に従わない場合や事前届を怠ったりした場合は、懲罰や罰金を科すことなどが概要であろうかと思います。この法案では、個人情報の保護にも十分配慮することとしており、そのあたりも含めて今後、審議が、議論がなされていくものと存じます。また、奄美駐屯地の規制区域対象の御質問につきましても、今国会で成立したばかりでありますので、情報の収集の最中でございますから、御理解をいただきたいと存じます。いずれにいたしましても、法案の成立直後であり、今後、詳細な情報提供等があるかと存じますので、御理解をいただきたいと存じます。このように、やはり、国防を守るということは、国の責務であろうと私は常に思っておりました。領海・領空・領土を近くする国同士が、価値観が一緒であり、ルールが一緒であれば、議員がおっしゃるように平和と外交で経済社会も、あらゆる社会も成り立っていくかもしれませんが、今、このようなグローバル社会の中において、一国において一国の経済やすべての機能を賄うということは大変厳しい状況にあり、やはり、考えを同じくし、主義主張、そして、ルールを含めて価値観を共有するものが、やはり、お互いに貿易も経済も、そして、福祉も共有していくことということは、社会の流れだろうと思います。そういう中に

において、まだまだ、隣国において、価値観を共有できない、そういう中において、自らをまず律する、守るということは、国是として私は当然のことであろうと思っておりますので、そこら辺が崎田議員と言を異にするところがあるかもしれませんが、御理解をいただきたいと存じますので、よろしくお願いします。

6 番（崎田信正君） 市長、ありがとうございました。まだ、法案が通ったところで、具体的に国会審議の中でも具体化されてないんですね。だから、状況だけを見ると、奄美の基地が特別注視区域に入るとは思わないんですけれども、国境離島とかいうことがありますけれども、入らないと思いますけれども、この法案の一番の問題というのは、住民への調査なんですね。内閣総理大臣が必要と認めた場合、所有者の氏名、住所、その他政令で定めるものを自治体に求めることができるということらしいんです。重要施設の近くに住むだけで個人情報丸ごと政府に収集されること自体、問題だというふうに指摘をされております。私も自衛隊の基地が奄美になればですね、この場で取り上げることはなかったかと思えますけれども、自衛隊に関する出来事というのは、軍備拡張、エスカレートの一途をたどっているということですから、今は、直接関連することはないかも分かりませんが、この先どうなっていくのか大変心配をするわけです。それで、この法案には関心を持って、今後とも、国会論戦に注視していきたいと思いますが、このままで推移するという保障はありませんので。また、この法案の状況を見ますとですね、もう沖縄をターゲットにしてるんじゃないかなという感じがいたします。辺野古の問題であつたり、与那国、国境線のところでもありますから、こういったのが馬毛島の動きも踏まえてですね、どんどん拡張されていくと、奄美の自衛隊駐屯地も現状のまま推移するとは思われないので、是非、そのあたりは、世界自然遺産登録も控えてですね、多くの観光客も迎えようということですから、そのあたりのことも考慮されてですね、国には言うべきことがあればきちっと言ってほしいということをお願いをしたいと思います。1 キロということですから、奄美に適用するということになると大熊のゴルフ場ですかね、そこが利用される方がどうプライバシーが守られるのかという心配もありますので、今後とも注視をしていきたいと。市長は11月で退任ということですから、きちっと新しい市長には引き継いでいただきたいというふうに思います。では、この件についてはこれからはまたまた、議論する機会があるかと思しますので、次の項目に移りたいと思います。

次、市長の施政方針でデジタル担当部署を新設をし、その効果を民間企業にも展開すると述べられております。国も9月にデジタル庁の発足に向け準備を進めておりますが、5月12日にデジタル関連法が成立をいたしております。デジタル技術というのは、日進月歩で私らはとても追いつかない、スマホをいじるのも大変な思いをしているわけですが、ちょっとその技術というのが、行政等の業務や手続きを効率化し、私たちの生活の利便性が高まると、広く普及するということは、これはもう大切なことだと思います。しかし、市長もその思いでデジタル部署を立ち上げられたものと理解をいたしますけれども、この分野はいろんな場面で個人情報の漏洩が問題となってきました。また、今も問題になっております。デジタル改革関連法も国会でも多くの疑念を残したままの成立となったのではないのでしょうか。利便性の向上といっても、そもそもプライバシー権が保護されないような状況でのデジタル化であっては絶対にならないわけでありますが、国民のための利便性向上とは言えません。プライバシー権の侵害や地方自治の侵害にもなるという指摘がされておりますので、このことについての御見解をお伺いをいたします。

商工観光情報部長（平田宏尚君） おはようございます。まずは、御質問のプライバシー権の侵害に関する御指摘についてお答えいたします。デジタル化を推進する上で、個人情報を適正に取り扱うことは極めて重要な責務であり、特にマイナンバー制度における個人情報の管理につきましては、制度面やシステム面において国の指針に基づく保護措置を適切に講じ、安全・安心の確保に向けて着実に対応しているところでございます。なお、行政機関等がマイナンバーを利用して住民情報を照会した場合は、マイ

ナポータルというオンラインサービスに、どの行政機関がいつ、どのように情報を照会したのかという記録が残ります。その記録について、対象者本人がオンラインで履歴を照会できる仕組みが提供されていることから、システム上においても、個人情報の保護に関する対策は取られているものと考えております。今後、市民の皆様からマイナンバー制度について、プライバシーの保護に関する御質問を受ける際には、そういう仕組みにつきましてもしっかりと御説明をさせていただきたいと存じます。

次に、地方自治の侵害に関する御懸念ですが、議員御案内のとおり、現在、国の施策として地方自治体の主要な17業務のシステムの仕様を標準化する取組が進められているところでございます。これは、住民基本台帳、地方税、児童手当等の主に市町村が遂行する業務につきまして、根拠となる法令は同一にもかかわらず、システムや帳票類が地方自治体独自の仕様であったものについて統一を図り、行政業務の標準化やシステム開発及び運用コストを削減することが目的とされております。当市といたしましても、運用コストの削減など、システムの標準化によるメリットは大きいと考えておりますが、今後も国による制度設計を注視しながら、着実に対応してまいりたいと存じますので、御理解よろしくお願いいたします。以上です。

6番（崎田信正君） このデジタル化の問題については、私もいろんな文書、読みますけれども、1回読んですぐ頭に入らないんですね。やっぱり、慣れないところですので。プライバシーとか地方自治権のこと、言いましたけれども、プライバシーにかかわる情報を本人が知らない間に行政から民間へデータを提供するのが、この制度ではないかという文言もあったんですね。個人情報保護法制の一元化によって、地方自治体が独自に制定する個人情報保護の条例でも、縛りがかかってくるんじゃないかという指摘もありますけれども、こういったことになるのか。どうなんでしょう。分かります。

商工観光情報部長（平田宏尚君） ただいまの件は、多分、デジタル関連法に基づく御質問だろうと思いますが、そういうデータの移行等はまずないかと思いますが、今後、そういう法律に基づく、どういう形での情報、あるいはそういったデータ交換とか行われるのかということは、注視しながら、現時点ではまだ、分からないところもございますので、これから、勉強させていただきます。よろしく願います。

6番（崎田信正君） 私もこれから勉強して、また、次の議会でも取り上げることができればと思いますので、今回はこの程度で終わっておきます。

次に、戸玉地域の採石関連についてです。この件については、もう毎議会取り上げるということになりました。なぜ毎議会ということになるかということですが、その1番の問題は、業者と住民との話し合いがなかなか進まないということと、海の赤土汚染ですね、これは県及び市が当事者として対応すべき課題だと私は思いますけれども、現状の改善が進んでいないこともあります。現地を見てみますと、これまでなかった戸玉の岸壁ですね、石積みの壁とも言える新たな構築物が造られたりしていることから、住民との何らかの話し合いが進んだのかなと思いますけれども、この問題解決に向けて、奄美市としてこの動きをどのように捉えられているのか、まず、お伺いをしたいと思います。

住用総合支所事務所長（弓削洋一君） おはようございます。議員御質問の住民と業者との話し合いと新たな構築物については、答弁内容に関連性があるため、一括してお答えいたします。住民と業者との話し合いの場の設定につきましては、これまでの答弁でも述べてきましたとおり、長年にわたる相互の考え方の相違もあり、場の設定に時間を要してまいりましたが、戸玉港における騒音対策に焦点を絞ることにより、本市立ち合いのもと、令和3年5月17日に戸玉集落の代表者と採石業者との話し合いの場を設けたところでございます。これまで、騒音対策につきましては、戸玉集落区長名にて、令和2年11月に公害防止協定書に基づく質問書において、採石業者に対し質問を行っており、採石業者から、騒

音対策は会社においても重要な課題と捉えており、まずは、コンクリート製の防音壁や土堤の設置をし、効果の検証を行いたいと集落に対し回答し、コンクリート製の防音壁や土堤の設置を行っております。コンクリート製の防音壁や土堤の設置の際に、集落側との話し合いがなされぬまま設置されていることから、令和3年5月17日の話し合いの場において、集落側より港の人家近くでの作業の禁止、防音壁の高さ、コンクリート製の安全性及び景観上の問題指摘があり、緑化した土堤での対応が求められたところでございます。これに対し、業者側からはコンクリート製の防音壁はこれで終わりでないということと、採石を生業するものとして、社会的責務を果たしたいとの回答があり、集落が求める形での施工を進めることと、本市、集落、業者による三者立会いのもと、騒音計にて事業検証を行うことについて確認したところでございます。他にも業者と集落間には、考えの相違がございましたが、この騒音対策が話し合いの第一歩となればと考えております。以上です。

6番（崎田信正君） 第一歩ね。本当になれば良いなと思いますけれども、このコンクリート製のブロックと言いますかね、その検証はまだされてないんですよ。まだですよ。はい。これも早く検証をされてですね、次の段階に踏み込んでいくべきだと思いますが、もう1つ問題なのは、住民から提供された写真があります。これ、赤土汚染の写真ですけども、金子川からの赤水で海が赤く汚染されている写真1をお願いいたします。これは、昨年の9月議会でも使った写真ですが、次に、写真2もお願いいたします。これもですね、昨年の9月議会でも使ったものであります。市長は、令和2年第3回定例会、このときの質問のときに答弁をいただきました。そのときのもの、会議録からですけども、それでもやはり、大雨が降ったりしますと、自然流水と言いますか、流れてきているのも実態でございますが、というふうに答弁されたんですね。この写真3をお願いいたします。これ、現地の方も頑張っていて、今度はドローンで撮影されていますが、よく分かりますけれども、次、写真4、お願いいたします。これを見ますと、やっぱり、これ、最近の5月の状況だということですが、金子川からの赤水で戸玉の海が汚染されている状況が、もう一目瞭然ですよ。大雨が降ればということは、一般論としては理解できるんですけども、この戸玉のこの状況について、自然流水との認識なのかどうか、まず、伺いをしたいと思います。

住用総合支所事務所長（弓削洋一君） それでは、議員の御質問の河川への赤土流出の由来につきましては、大雨等の自然現象において生じる場合と、採石場からの土砂流出が原因で起こる場合の両方があると考えております。行政指導につきましては、採石場からの河川への土砂流出が確認された際は、これまで答弁しておりますとおり、本市としましては、河川管理者としての立場から、その都度、事業者に対しまして流出防止対策を講じるよう指導しているところでございます。また、採石業の許認可権者である県に対しても、採石業者への土砂流出防止対策の徹底について要請を行っており、これに対し、採石業者も現在、採石場に新たに沈砂池を設けるなどの措置を講じているところでございます。今後も採石場からの土砂流出が環境に影響を及ぼすことがないように、県とも連携を図り、対応に努めてまいりたいと存じますので、御理解よろしくをお願いいたします。

6番（崎田信正君） 先ほど、ドローンで示したものについては、採石場からの赤土汚染だということの認識をされているのかどうか、もう1度確認をさせてください。

住用総合支所事務所長（弓削洋一君） 先ほども申し上げましたが、大雨等の自然現象並びに採石場からの流出が原因で起こる場合の両方があると考えております。

6番（崎田信正君） まあ、両方原因だというのは分かりますけれども、先ほどの写真についてはですね、どちらが原因になっているのかということについては明確に答えられていないんじゃないかなと思

いますけど、事前に現地の人から写真も見せられているんじゃないですか。そのことについてどうだったんでしょうか。

住用総合支所事務所長（弓削洋一君） 事前に区長さんより写真を見せていただいております。その後、また、私のほうも現場を確認し、河川の管理者である私どもも、業者にまた指導をしたところでございます。以上です。

6 番（崎田信正君） これ、去年の9月議会で取り上げて、それからもう半年以上経つけれども、同じ状況が繰り返されているというふうに、現地の方は困っておられるわけですよね。これがこれから先もずっと続くんじゃないかなという心配がされますけれども、先ほどの答弁でも県河川及び港湾管理者として、赤土流出が環境に悪影響を及ぼすと、これは9月議会の答弁でも同じですよ。それが繰り返されるということについてはですね、定期的にパトロールを行うと、で、県との情報共有を密にすることなど、対応を図っていくというふうに言われているけれども、実効性が見えないんですよ。そういったことでは、口頭で指導してるけれどもということですけども、一步踏み込んだ対策が必要かと。で、これ、住民の方がやるよりは、河川と海の汚染をどうするかですから、市当局の問題だと思うんですよね。ですから、住民が声を挙げなければ、これはそのままになっているのかと、なっていて良いのかという問題じゃないので、きちんとパトロールをしてですね、きちんと環境汚染が進まないように、環境が保たれるようにするのは、市の責任だと思いますので、今後ともこれについては見ていきたいと思います。今回はこれで質問を終わりますけれども、よろしくお願いします。

次に、奄美和光園のことについてお伺いをいたします。奄美和光園の将来構想について、これまでも度々質問を行ってまいりました。平成29年の9月議会でも取り上げ、このときは将来構想策定から7年の現状と今後の見通し、福祉施設としての永続化の可能性、和光園存続の転機となる時期がいつか、和光園の土地利用について、お伺いをして答弁をいただいております。このときの人数は、入所者の方は27名でした。そして、今年の3月にも通告をいたしましたが、時間がなく今回に持ち込んでいるわけですが、そのときは19人ということですが、まず、現在の入所者数と平均年齢、何歳になられているのか、まず、お示ししたいかと思います。

保健福祉部長（山下能久君） 奄美和光園の入所者数等についてお答えいたします。令和3年6月1日現在で入所者は19名、入所者の平均年齢は87歳となっております。以上でございます。

6 番（崎田信正君） それで、平成29年当時の答弁ですが、永続化については国の方針等が示されていない段階で、市の協議も行っていないと。全国13の療養所で最も早く役目を終える可能性があるとしながらも、転機となる時期については国の状況による、土地利用についても国の動向を見ながらの判断となるというのが答弁でいただいているものです。もちろん、旧らい予防法による間違った隔離政策で、人権も踏みにじられた方を最後の一人まできちんと見守り対応するというのを、国は約束をしております。その約束はしっかりと果たしていただくことが大前提でもありますけれども、その一方で和光園の所在地ですね、ここはほかの療養所とは違って、和光トンネルの開通によって中心市街地と5分かからない状況になりました。現在、末広港土地地区画整理事業の完成を見据えて、また、マリンタウン計画も進んでおります。その一体化も含めですね、おがみ山のトンネルはどうなるか分かりませんが、人口減少が進む中、世界自然遺産登録の新たなまちづくりを考えたとき、和光園の広大な土地をどう生かすかは奄美市の大きな課題だと思います。和光園の将来構想の現状とこれからの取組ということですが、前にお伺いしたときに、和光園はまだ、そういった形で入所されてる方がおられますので、その後のことについて議論するのを控えようということでもありますけれども、末広港の計画なども平成16年、その前からいろいろ、話題が上がってきておりますから、広大な土地の利用というのはす

ぐすぐ決まるものじゃありませんから、いろいろと議論を進める必要があると思います。これと、現在入所されている方の人権とか思いとか、それはきちんと配慮しながらですね、進めていくという時期ではないのかなと思いますけれども、これについて、御見解をお伺いをいたします。

保健福祉部長（山下能久君） それでは、前回の答弁と同じ内容となりますが、お答えいたします。奄美和光園の敷地につきましては、国有地であり、国から今後の土地利用にかかわる運用方針なども示されておらず、現在まで具体的な活用方法についての議論は行われてない状況でございます。また、国といたしましても、将来構想にはまず、入所者の皆様と意見交換を重ね、入所者の皆様の意向に沿った施策を実施していくことを基本にするとされているところでございます。本市におきましても、園内にて平穏な療養所生活を営む入所者がいらっしゃる中、将来の活用方法等につきましては協議を行うべきではないと考えております。また、和光園におきましても、一番大切なのは入所者の意向、意見を尊重することであるとお考えも伺っているところでございます。以上のことから、和光園を含めた市としての一体的な土地利用につきましては、検討を行う状態にはないと考えており、今後につきましても、入所者の意向を最大限に尊重しつつ、入所者の方々が穏やかに、安心して暮らしていけることを基本にして、今後、全国ハンセン病療養所所在市町連絡協議会や関係機関と連携を図ってまいりたいと存じます。

6 番（崎田信正君） 入所者の方の意見を聞く機会ということですが、今、どんなふうにそういう意見が、聞く機会がつけられているのか、あります、そういうのが。

保健福祉部長（山下能久君） お答えいたします。本市が直接、入所者の方の意見を聞く機会は今のところございませんが、奄美和光園のほうに問い合わせしてお伺いした話を、答弁として、先ほどしているところでございます。繰り返しになりますが、一番大事なのは、和光園におきましても、入所者の意見を尊重するというのを伺っているところでございます。

6 番（崎田信正君） これについては弁護団の方もいろいろと対応されているようですので、そういった意見も聞きながら、私のほうも次の機会があればですね、もっと踏み込んだ内容で質問できるようにしたいと思いますので、今回はこの程度ということになります。

次に、難聴者の生活向上のためにということですが、難聴者の方の聞こえを支援をするということで、ヒアリングループ、磁気ループというものでありますけれども、この貸し出しが実施をされております。地元新聞でも紹介をされてありましたけれども、この活用の実績について、まず、お示しをいただきたい。また、多くの団体や個人に活用されることが望ましいと思いますけれども、活用実績についての評価ですね、活用したけれどももう一つだったということなのか、良かったということなのかですね。また、その周知方法について、お伺いをいたします。

福祉事務所長（永田孝一君） それでは、議員御案内のヒアリングループについてお答えいたします。ヒアリングループ、まず、説明をいたしますが、マイクを通した音声を直接、補聴器や人工内耳へ伝え、周囲が騒がしい場所での聞き取りにも対応できる設備ということです。磁気による伝達ができるということです。奄美市ほか、4町村等で設置された奄美地区地域自立支援協議会において、令和2年3月に購入しております。移動式のやつでございます。同年4月から無償で貸し付けを行っているということになります。これまでの貸し付け実績です。3回ございまして、あまみ難聴者中途失聴者協会で2回、奄美市で1回、それ以外にも自立支援協議会での会議で5回利用しているということで、合計8回利用していると。利用者の意見としては、聞こえに個人差があるようでございます。中身につきましては、元々の難聴者の方には聞こえづらいと、ただし、高齢者の方は聞こえるとの評価があったみたいです。

が、おおむね好評と伺っております。周知につきましては、奄美地区地域自立支援協議会のホームページにて、貸し出しを含めた周知を行っているという状況でございます。以上です。

6 番（崎田信正君） 難聴者の方、結構多いんじゃないかなと思うんですよね。私もちょっとそういう思いをするときがあるわけですが、8回というのが多いか少ないか分かりませんが、でも、本当はもっとあって良いんじゃないかなと思いますが、周知の方法が今一つ徹底されていないのじゃないかなと思いますので、こちらのほうが何か工夫を重ねてですね、多くの方に利用していただけるようにしていただきたいと思います。私も経験ありますけれども、公共の場ですね、名前を呼ばれる場合に、聞き間違いや聞き漏らししないか、大変気を遣うわけですね。人の名前を言われても自分が呼ばれたと思って行ったら違ったというのはよくあります。そういったことで、ましてや、難聴の方はなおさらの思いで、そういったときには、ある意味緊張して待っている状況かなと思います。文化施設や病院あるいは飛行場の待合所など、公共施設での整備が必要かなと思いますけれども、本庁舎もそうですけれども、現在建設中の市民交流センターやA i A i 広場、奄美博物館など、その対象施設は多くあると思いますけれども、設置の必要性について、御見解をお伺いしたいと思います。

福祉事務所長（永田孝一君） お答えいたします。ヒアリンググループにつきましては、補聴器を使用されている方などの聞こえを改善するということで、非常に有効なものであると考えております。ですが、先ほども答弁いたしましたけれども、奄美地区地域自立支援協議会での貸し出しがございますので、まずは、その活用をしていきたいと思っております。議員から御指摘のあった広報につきましても、確かに、少し周知不足かなという面は否めませんが、奄美市ほか4町村で構成していますので、共有財産みたいな形になっておりますので、それぞれの市町村でも広報ができるような対応をして、まずは、この貸し付け制度の活用ということを考えております。以上です。

6 番（崎田信正君） 今、移動型のものですね。今、望んでいるのは、固定式ですよ。その施設に固定的に設備をするということで、そういった場所はいっぱいあると思うんですよね。民間だったら病院の待合所なんか、是非、付けていただきたいなと思うんですけども、対象者がどのくらいかということが把握できていない状況もあるかなと思いますけれども、せめて、公共の場ですね、もう今だったら、市民交流センター、まさに造っている最中ですから、取り付けたらどうですか、これ。

福祉事務所長（永田孝一君） 議員御案内のとおり、市民ニーズを把握した上で設置については検討したいと思いますが、工事が必要なやつですので、常設は、今現在、市民交流センターで当初から設置予定は伺っておりません。なので、後付けという形だとちょっとそぐわないのかなと思いますので、現時点では貸し出し対応で、繰り返しになりますけれども、していきたいということです。以上です。

6 番（崎田信正君） 全国的にも広く広がっているというわけじゃありませんけれども、徐々に広がっているのは確かなんですね。そういった意味では奄美の場合、難聴者の方、私の周りの方にたくさん、たくさんというか、おられますので、是非、こういったこともきちんと検討していただきたいというふうに思います。

次に、補聴器の購入費の助成制度について、お伺いをしたいと思います。現在、鹿児島県では軽度・中等度の難聴児ですね、子どもさん、18歳未満ということですが、補聴器の助成事業が福祉の増進を図る目的で実施はされております。しかし、対象者は18歳未満ということですから、18歳以上の方は対象外なんですね。身体障害者手帳の交付は70デシベル以上ということになっておりますから、障害での助成もないということになります。世界保健機構のほう、WHOですが、41デシベルから補聴器の装用を、まあ付けると、利用した方が良いということで、推奨しているようでもありますけれども、

聞こえに不安があることから外出を遠ざけるということもあります。認知症対策としても注目をされているようです。国も認知症の発症を遅らせるとともに、認知症になっても希望を持って、日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、共生と予防、車の両輪として施策を推進していることや、国の新オレンジプランでも難聴が認知症の危険因子とされていることから、奄美市での助成制度の創設を求めたいと思いますけれども、御見解をお伺いをいたします。

保健福祉部長（山下能久君） それでは、お答えいたします。議員御案内のとおり、国が定めた認知症施策推進総合戦略、いわゆる、新オレンジプランの中では、難聴は認知症の危険因子の一つとして挙げられております。難聴が危険因子となる理由といたしましては、音や人の声が聞き取りづらくなることで、人とのコミュニケーションが面倒となり、他者との交流の減少や社会参加の喪失といった孤立化を呼ぶということで、認知力を低下させ、認知症につながる可能性を高めるというふうに考えられております。本市におきましては、これまで、引きこもりや認知症予防の問題に関しまして、高齢者の孤立化を防ぐ複合的な取組を重要視し、高齢者の居場所づくりや社会参加の拡充、住民による支え合い体制づくりなど、様々な施策に取り組んできたところでございます。このような中、令和２年度に国において、自治体における難聴高齢者の社会参加等に向けた、適切な補聴器利用とその効果に関する研究が実施されております。その中で、難聴と認知症との関連に関する研究の現状といたしまして、補聴器使用によって認知症の発症率が低下するかについては、明確なエビデンスは現段階では示されていないものの、潜在的に予防可能な認知症の原因の一つとして難聴が挙げられているとしております。また、難聴高齢者の早期発見のための仕組みとして、地域の通いの場などでの難聴高齢者の把握から、難聴が疑われたときに、医療機関への受診勧奨ができるような仕組みづくりや、大分県の先進例として、地域の通いの場においての聞こえに関するヒアリング項目を作成し、ヒアリングフレイルの重要性を地域で認識し、活用する試みについても報告されております。本市におきましても、この先進事例を参考に、地域の通いの場において、聞こえに悩む高齢者の把握に努め、言語聴覚士等による難聴者とのコミュニケーション時の配慮のポイントや、補聴器の活用法などを学べる機会の創設について、検討しているところでございます。また、調査報告によりますと、全国では、聴覚障害手帳の対象外となる中程度難聴者、特に高齢者に対して、補聴器購入費の助成制度が、令和２年度には全国で３６自治体において実施されているとのことでございます。この自治体における助成対象者につきましては、６５歳以上、住民税非課税世帯の方で、耳鼻咽喉科などの医師が日常生活において補聴器を必要と認めた方、としたものが多くございます。議員御質問の補聴器購入費助成制度の創設につきましては、聞こえに悩む高齢者の把握に努めながら、国等による補聴器使用と認知症の研究などを踏まえまして、検討させていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

６番（崎田信正君） 是非、検討していただきたいと思います。私も利用するかも分かりませんので、よろしくお願いいたします。この難聴者のことについてはですね、生活向上のためということで、今回はヒアリンググループ、それから、補聴器の助成について、やっておりましたけれども、これだけでもありませんので、後は手話通訳の問題とか要約筆記なども有効だということになってますが、必要なときに気軽に利用できる状況などについてですね、引き続き取り上げていきたいと。さっきの助成制度も検討課題ということですから、機会あるごとに質問させていただくということになりますので、よろしくお願いいたします。

次に、ジェンダー平等についてお伺いをいたします。ジェンダー平等について奄美市の具体的な対策についてということですが、この件については３月議会でも質問を行いました。時間がなくて具体的な対策まで触れることはできませんでしたが、そのときの答弁、三原部長、答弁ですね、平成２９年度の市民意識調査で、当市でもジェンダーギャップがあることが報告をされました。こっちはあったかな。平成２７年に本市の管理職の女性は、こちらのほうです。女性割合を１０パーセントにするというふうに

定めており、平成18年度の1.3パーセントが令和2年度は6パーセントと、着実に割合が上昇しているとの答弁でした。ここで、時間切れになっちゃったわけですが、この平成18年度の1.3パーセントから令和2年度6パーセント、かなり時間あるけれども、6パーセントになったことで着実に割合が上昇しているという認識自体がどうかというふうに思うんですよ。令和3年度、今年度はまず、何パーセントになっているのか、お示しをいただきたいと思います。

総務部長（三原裕樹君） まず、本市の管理職に占める女性職員の割合につきましては、先ほどございましたが、合併当時が平成18年度が1.3パーセントでございました。平成30年度が7.6パーセント、令和元年度8.3パーセント、令和2年度及び令和3年度が6パーセントというふうになっております。以上でございます。

6番（崎田信正君） 職員の女性割合も30パーセントを超えたということの状況ですが、現在の女性管理職の割合は平成、これ、27年度が10パーセントですが、今もこの数字を維持しているのか、引き上げているのか、まず、お示しをいただきたいと思います。ジェンダー平等に向けて奄美市が今、力を入れて取り組んでいることについても、お示しをいただければと思います。

総務部長（三原裕樹君） 管理職の女性割合の目標につきましては、奄美市特定事業主行動計画、これにおきまして、10パーセントと定めております。10パーセントの根拠につきましては、策定当時の平成27年度当時の管理職の女性割合が4.1パーセントであったことから、今後10年間の全職員に占める女性職員の割合を考慮しながら、まずは、10パーセントを目標に設定をしたものでございます。それから、6パーセントとなっている現状の捉え方ということでお答えをいたしますと、現在の50歳以上の女性職員の割合が20パーセントでございまして、その中で4.1パーセントから6パーセントへと上昇したことは微増ではありますが、増加しているというふうに考えております。しかしながら、近年の本市の採用における女性職員の割合、これにつきましては、平成18年度採用が15.4パーセントから令和3年度採用、本年度採用ですね、は39パーセントと、女性職員の割合が増えております。これに伴いまして職員全体に占める女性職員の割合も、平成18年度の27.8パーセントから今年度、令和3年度につきましては、31パーセントと増加をしております。今後は女性職員の割合も増加していく傾向にあり、これらを見据えた上で新たな目標値の見直しも検討をしてみたいというふうに考えております。今後の取組ということでございますけれども、女性の職務機会の拡大、それから、キャリア形成支援を図りながら、管理職ポストに女性職員を登用することは重要であるというふうに考えておりますことから、現在、女性職員の国・県への研修を今、実施をしております。このようなキャリア形成支援に取り組みながら、今後も意欲と能力開発に努めながら、女性登用の推進に取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

6番（崎田信正君） これ、市独自だけの努力じゃ限界あるんですよ。社会環境が変わらないといかんし、労働者が働く環境とか、いろんなことが関連しての女性の進出だと思います。

次に、SDGsについてですが、SDGsは2015年に国連で全加盟国の合意によって採択をされておりますけれども、この件について、17項目がありますから、これだけで1時間取っても十分な時間帯だと思いますけれども、現在、奄美市でどのような対策をされているのか、時間内だけでもよろしくをお願いします。

総務部長（三原裕樹君） まず、具体的な取組としましては、奄美市攻めの総合戦略、これで対応するSDGsの項目を記載をしております。そのほかにも、奄美市地域福祉計画、それから、第2次奄美市地域情報化計画、この計画においてもSDGsの項目を掲載をしております。今後、これらの取組を進め

ることで、各種計画、これに基づきまして、施策、事業、それを企業や民間団体、地域の取組として進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（与 勝広君） 以上で日本共産党 崎田信正君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前１０時３０分）

○

議長（与 勝広君） 再開いたします。（午前１０時４５分）

引き続き、一般質問を行います。日本共産党 荒田幸司君の発言を許可いたします。なお、荒田幸司君から、一般質問中の資料投影のため、書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

５番（荒田幸司君） 市民の皆さん、議場の皆さん、おはようございます。日本共産党の荒田幸司です。崎田議員に続いて、日本共産党の二人目の質問者となりますが、よろしくお願いいたします。

さて、１月１８日より始まった第２０４回通常国会が、１５０日間の会期を経て、昨日閉会しました。野党４党からは３か月間の会期延長の要求が出されたにもかかわらず、与党はこれを拒否、内閣不信任案が提出され、それを否決した上で閉会となっております。今国会はコロナ禍の克服が最大の課題となる中で、菅政権のコロナ対応の無為無策ぶりが露呈すると同時に、一方で、基本的人権を蔑ろにするなどの問題が多いと思える法案が成立をしており、政治課題を残したと言えるのではないのでしょうか。世論の力で廃案に追い込むことができた入管法の改悪案は、入管の施設内で死亡したスリランカ人女性、ウィシュマ・サンダマリさんのビデオの開示と真相の究明、そして、遺族への謝罪は果たされませんでした。また、政治と金を巡る不祥事や、菅総理の長男が関与をしてた総務省に対する違法接待、学術会議会員の任命拒否問題など、権力の私物化が露呈した国会でもありました。東京オリンピック・パラリンピックについては、国民に向けて、コロナ禍のリスクが高い中で開催しなくてはならない理由が、菅首相の口からは語られていません。菅首相は国民に向き合う姿勢、国民に語る言葉を持ち合わせていないように感じます。微力ではありますが、引き続き、国民が主人公の政治を実現するために、引き続き、力を尽くしてまいりたいと考えております。それでは、質問に入ります。

まず、市長の政治姿勢について、１、安全保障に関連して、２０１８年７月九州防衛局長あて、奄美大島５市町村長連名で提出した要望書についてであります。２０１８年７月１９日付けで、九州防衛局長あて、奄美大島５市町村長連名で、在日米軍機オスプレイによる奄美空港への緊急着陸及び、奄美大島上空における低空飛行にかかる対応についての要望書が提出をされています。要望項目は緊急着陸について、二つ目には低空飛行について、そして、三つ目には速やかな情報の収集と提供についてとなっております。この件については、昨年の６月議会でも質問をさせていただき、九州防衛局から米軍機の飛行に際しては、安全面に最大限配慮をしつつ、地域の方々に与える影響を最小限にとどめるよう求めてまいりたい、要請を真摯に受け止め、しっかりと対応していくとの回答をいただいておりますと、答弁をいただきました。それから１年、市長は現状をどのように捉えているのか、また、何らかのリアクションがあったのかお示しいただきたいと思います。次の質問からは発言席で行います。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、早速お答えさせていただきたいと思います。議員がお話しになりました、５市町村連名でした要望書、また、九州防衛局からの回答については、議員がおっしゃったとおりの文言でありますので割愛いたしますが、その後、米軍機に限らず、航空機の低空飛行への対応につきましては、市民の皆様などから通報や苦情等を受けた都度、県を通して防衛省などの関係機関へ照会を行っております。照会の結果、米軍機と思われる機体については、九州防衛局から米軍側に通報や苦情

等の内容を伝え、住民生活への影響を最小限にとどめるよう、申し入れをいただいているところであります。また、これまでの要望活動を踏まえまして、今年4月19日から23日にかけて、九州防衛局による奄美市における米軍機低空飛行の現地調査も実施され、米軍機の飛行状況、撮影、騒音等を測定を行っております。このほかの対応といたしましては、先般、鹿児島県市長会において、本市からの提案として、奄美大島など米軍機の住宅地上空での低空飛行について、住民の不安防止に向けた航空法などの遵守を、国から米軍へ求めるよう関係機関へ要望したところであります。また、私も自衛隊の皆さん方が表敬訪問などの機会を捉えて、事あるごとに、防衛省に対し、直接口頭で同様の申し入れを行っているとございまして、このように、これまでも国・県と連携した速やかな情報の共有、申し入れなどの対応を行っているとございまして、御指摘のとおり、低空飛行についてはなかなか改善が図られていない状況でありますので、市民の皆様の安全・安心の確保を第一に、引き続き、粘り強く関係機関に要望を重ねながら、対応してまいりたいと存じますので、御理解をいただきたいと思います。以上です。

5番（荒田幸司君） 御答弁ありがとうございます。この間の動きについては理解できましたし、先日の南日本新聞、また、今日の南海日日新聞にも一定、低空飛行についての防衛省の職員の調査については、認識をしているところでした。その中でですね、一つ要望されている中で、こういったリアクションがあったのかなというところでは、低空飛行関係は分かったんですが、この緊急着陸のところですね。奄美空港への緊急着陸が随分あって、そういった要望をしているわけですが、それについては何か、向こうからの説明とか、そういったのはなかったんでしょうか。

総務部長（三原裕樹君） 5市町村の要請内容に緊急着陸、それから低空飛行、速やかな情報の共有というところでございました。その三つを含めてしっかりと対応してまいりたいということでございましたので、そこについては御理解いただきたいというふうにお願いいたします。

5番（荒田幸司君） 了解をいたしました。ただ、先ほど市長の答弁にもありましたように、なかなか低空飛行についてですね、改善が見られないということだったんですが、一応また、私もですね、低空飛行については写真撮影をしたり色々してまして、実態を少し掴んでいます。実質的に、この前の新聞の報道でもありましたように、やはり、2019年が奄美上空では39件ぐらいあったのかな。それで、昨年が90件ぐらいで、かなり増えてるという状況は、一定あったと思うんですけどね。そういった状況を踏まえて、やはり、引き続き取組を強化していかなくちゃならないかなというところで、写真も少し準備をさせていただいておりますので、御覧いただきたいというふうに思います。それでは、写真をお願いします。これはですね、この写真は2020年の8月ですね。朝日町の徳洲会病院の上を通過してるC-130の写真ですね。実質的には動画の一部を切り取ってこういう形で示しておりますけども、かなりやっぱり、低いという状況が確認できるかなというふうに思います。次の写真をお願いいたします。これは大熊方面から結局、山羊島ホテルの上空を通過して奄美市市街地に入ってきてる、旧名瀬市に入ってきてる写真ですね。2020年の11月に写したものです。これも同じように動画を撮ってありますが、その一部ですね。2機編隊でよく皆さんも御覧いただいていると思うんですが、やはり、市役所の上も含めて、ずっと海側から入ってくるというようなコースで、入ってきている状況が見て取れます。それでは、次の写真をお願いします。これについては、左側に写っているのはクリーンセンターなんです。山の上空すれすれをやはり、通ってきているようで、伊津部町、それから、安勝、あの辺の山をずっと山伝いに通っている動画がありまして、その一部ということになります。こういった状況を見るとですね、やはり、全体的にずっと低空飛行と言いますかね、それが続いているという実態が見て取れるんじゃないかなというふうに思います。写真ありがとうございます。以上、御覧いただきましたように、米軍機の低空飛行については、ほとんど改善が見られないというふうに考えてます。県の統計

資料でも、先ほど言いましたように、２０１９年が３９件、２０２０年が９０件ということになってます。したがって、現状を鑑みて、改めてやはり、５市町村による協議を行い、何らかのやっぱり、対応を行うことが必要ではないかというふうに考えていますけれども、いかがでしょうか。

総務部長（三原裕樹君） この件につきましては、防衛省とも連携は取っておりまして、先日、申し入れがございましたけれども、もうそれもすぐに情報を共有いたしました。防衛省につきましても、また、必要に応じて、必要に応じてという言い方が適切かどうか分かりませんが、調査には出向いて伺いたいというふうなことも申ししておりましたので、絶えず連携は取っておりますので、我々もこの低空飛行、先ほどございましたが、昨年度は９０件というような県の発表もございましたので、その辺につきましては、危機感を持って連携を密にして対応してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

５番（荒田幸司君） 分かりました。繰り返しになりますけども、今回の、市長のほうから、７月１日より陸自奄美駐屯地で始まる陸自と米軍との共同訓練、オリエン特・シールド２１に対して、防衛省と陸自中部方面の総監に、市民の安心・安全確保や新型コロナウイルス対策、適宜の情報提供を要求がされております。したがって、低空飛行の問題についても、今、総務部長からありましたけど、市民のやはり、安心・安全を担保する立場から、もう少し強いメッセージを発信していただくことをお願いしまして、この質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

次の質問に移っていきます。陸自の奄美駐屯地への電子戦部隊配備について質問をいたします。この件については、昨年の第４回定例会１２月議会で、当局より２０２１年度、概算要求段階の話として、２０２１年度末に隊員４０名の電子戦部隊を配備をする予定であるとの答弁をいただいております。配備まで１年を切った今、配備に向けた準備状況や配備内容について、変更がないか、お示しいただきたいと思います。

総務部長（三原裕樹君） この件につきまして、再度、九州防衛局に確認をいたしました。確認をした結果、前回、答弁したとおりでございますけれども、平成３０年１２月に策定をされました、防衛大綱中期防衛計画に基づいた新編であり、令和３年度に新設されるのは、北海道、東京、長崎、奄美、沖縄の各駐屯地や分屯地など、全国６か所を予定をしているということでございます。部隊の役割につきましては、電波の収集・分析や、通信電子活動の妨害・無力化を図ることとしており、先ほどございましたが、部隊新編に伴い、奄美駐屯地の定員が３５０名から３９０名程度に増員をされる予定というふうに伺っております。そのほかにはですね、新たな情報は現在入っておりません。防衛省によりますと、現在のところ、計画に変更はなく、仮に大きな変更があった際には、また、防衛省のほうから連絡をいたしますということでございましたので、御理解をお願いしたいというふうに思います。

５番（荒田幸司君） 私がこの質問をしてるのはですね、背景にやはり、この電磁波による健康被害、それが生じないかということで、もちろんやっぱり、基地の強化ということが心配ということで、質問をしているわけですけど、電磁波による健康被害については、九州防衛局からの問い合わせ回答として前回、電波を発する場合には、総務省よりの承認を受けている周波数、出力内容で出力内で行うこととしております。そして、また、保安距離の確保を行い、人体への影響が生じることがないように万全の対策をとるということの答弁をいただいております。電子戦の配備についてはですね、計画を知らない方、本当に電磁波の影響がないのかなと思ったり、また、知ってることにより、その電磁波の健康被害に不安を感じる方、疑問をお持ちの方、市民の方々、やはり、多くいらっしゃると思うんですよね。そういった意味では、やはり、説明会の必要性を感じるんですが、ただ、前回もやはり、コロナ禍の中ということでなかなか説明会の開催は困難かなという御答弁をいただけてます。ただ、だけど、やはり、１年

近くあります。このコロナ禍がですね、どこかで、今、予防接種も進められている中でですね、少し落ち着いたら、何らかの形でやはり、説明会をやるとか、何らかの形でやはり、情報提供するとか、そういったことがどうしてもやっぱり、必要じゃないかなというふうに私は考えてるんですけども、それについては見解はいかがでしょうか。

総務部長（三原裕樹君） 全国、先ほど、6か所と申し上げましたが、その6か所につきましても、含めてですが、現時点で説明会の開催は予定をしてございませんということでございました。奄美駐屯地に対する理解ですね、そういったものにつきましては、防衛省と連絡を取りながら、そういった御意見がありましたら、我々も独自に問い合わせをして、皆さんに情報を共有したいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

5番（荒田幸司君） 説明会が少し難しいということでしたら、その情報提供と言いますか、電子戦部隊がどういった部隊で、その電磁波の影響はどういった範囲で抑えられて、というような、恐らくパンフレットみたいなのはあるかと思うんですよね。そういったことを配布をするとか、後は、市政だよりにするとか、何らかの方法で是非、今後ですね、情報を提供していただいて、やはり、市民の方々が安心して生活できる、そういった環境づくりを是非、やっていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いいたします。この件については、以上で質問を終わります。

次の質問に入ります。奄美の世界自然遺産登録について、5月の10日に奄美の方々が待ちに待った、国際自然保護連合IUCNにより、世界自然遺産への登録がふさわしいという勧告が出されました。コロナ禍の中で多くの方々に元気を与えたニュースとなっております。そのことを踏まえてお伺いをいたします。7月の世界遺産委員会でほぼ遺産登録が確実視される中、奄美の将来について考えることがありましたら、改めてお聞かせいただきたいと思います。また、市長が考えていらっしゃることを実現するために課題となってること、そういったことも含めて。昨日、同僚議員から似たような質問がございましたけども、改めてお伺いします。よろしくをお願いします。

総務部長（三原裕樹君） お答えいたします。奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産登録の可否につきましては、来月開催されます世界遺産委員会において、正式に決定されるというわけでございます。登録が実現いたしますと、奄美大島の自然が文字通り、世界の宝として認められることとなり、本市は関係機関の一員として、遺産価値を守り続ける一定の役割と責任を担うこととなります。先般の登録勧告を受けるまでの長い年月と関係者の御労苦を思い起こしますと、深い感謝と喜びに堪えないところでございますが、同時に、その責任の重さも改めて感じるところでございます。世界遺産の影響力につきましては、勧告の段階でも実感をしたところでございますが、いよいよ登録が実現することとなりますと、特有の生物多様性など奄美大島の自然環境が有する顕著な普遍的価値が全世界に認知されると同時に、人と自然が共有する環境文化の島として、地域全体の魅力が広く注目を集める機会となります。奄美大島の知名度や地域ブランド力の向上を追い風として受け止め、地域経済へ一層の波及効果を図るなど、豊かな地域の形成に資するよう努めるとともに、次世代を担う子どもたちへの環境教育を中心に、地域全体が遺産の島として意識が高まるよう、引き続き、気運の醸成を図ってまいりたいと考えております。それから、環境保全に関する取組につきましては、奄美大島5市町村で連携をし、登録後に増加が見込まれる観光利用に関して、環境に配慮した持続可能な利用の推進と、安全に利用できる道路等の環境整備を進めるほか、盗掘対策のパトロールの実施やセンサーカメラ等による希少種保護、ノネコ対策等の外来種対策、金作原及び住用三太郎線周辺の利用ルールの実行・検討など、関係機関と連携をして、引き続き、取組を継続してまいります。また、普及啓発の取組といたしまして、多言語による奄美大島自然保護ガイドブック、この改定や、コロナ収束後の来島意欲を喚起するメディアジャック事業、ノベルティ、これ、記念品でございますけれども、こういったものの配布等を通じ

て、来島者に地域の魅力を伝える、魅力普及啓発事業などを計画をしているところでございます。いずれにいたしましても、世界自然遺産の登録実現を目指し、更には、登録後においても、奄美大島の自然環境が次世代にわたって受け継がれるよう、国・県、関係機関・関係団体と各種取組を進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

5 番（荒田幸司君） ありがとうございます。やはり、そうですね。地に足をつけてしっかりと取り組んでいこうということの決意が表れた答弁だというように受け取ってます。ありがとうございます。そういった中でですね、今も少し触れられていると思うんですが、2次的、もちろん自然環境をしっかりと守っていくということは一番、基本になることなんですけども、2次的な効果ということで、一定、経済効果がやはり、取り沙汰されている部分がありますけども、それについて少し触れられたと思うんですけど、何かほかに考えているようなことがありませんか。

総務部長（三原裕樹君） 自然環境の保護ということで、先ほど申し上げましたが、その2次効果、これはもう観光含めて、波及効果があるというふうに今、考えております。その上でも、自然観察をする利用者の取組、三太郎線の話、昨日も少し答弁させていただきましたけども、そういったルールをしっかりと定めた上で、皆さんが安心して奄美の自然を観察できる、そういった環境を作りたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

5 番（荒田幸司君） ありがとうございます。そういった意味では皆さん、認識をしていただいているというふうに思いますが、やはり、ある意味ではやっぱり、リスクって言いますかね、そういった意味ではやはり、自然の破壊のリスクとか、それが地元民にやはり、観光客の方がたくさんいることによって、少しやっぱり、いろんな動きが出来なくなったり、そういった懸念とか、それから、管理のための財政確保、そういったことも一定、考えられるんじゃないかなというふうに思います。最終的にはやっぱり、島民一丸となって、しっかりと取り組んでいくということが重要かと思います。最後に少し、私の考え方を述べます。世界自然遺産登録が正式に決定したら、日本では知床、白神山地、そして、屋久島、小笠原諸島に続いて、5か所目の登録地となります。世界遺産という誇りが地元を活気づけることは間違いないというふうに思っています。島民一丸となって乗り越えていかななくてはならない課題は多くありますけども、今を生きる私たちが、そして、将来を生きる人々が誇れる島づくりを目指して、お互いが力を尽くしていけたらと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上で、自然遺産については終わります。

次の質問に移ります。新型コロナウイルス感染症対策について質問をいたします。4月29日に発生したクラスター感染について、奄美市における新型コロナウイルスのクラスター感染が4月の29日に発生し、クラスター感染者数は53名にのぼりました。6月の15日現在の奄美市の感染者の総数は127名。やはり、そこから考えたら、影響が大きいということが分かります。そこでお伺いをします。今回のクラスター感染の事例から、今後の対応について教訓を導き出して、今後に生かしていくことが大変重要だと思いますけれども、それについてはいかがでしょうか。御見解をお願いいたします。

保健福祉部長（山下能久君） 議員御案内のとおり、4月29日に発生いたしました本市のクラスターにつきましては、飲食店を起因とするクラスターで、関連する感染者は53名、内、本市の市民は50名となっております。今回、本市におけるクラスターにつきましては、県から特定された原因等について、公表されていないところでございますが、名瀬保健所からの情報や店舗の利用状況、また、全国における飲食店でのクラスターの原因などから、基本的な感染防止対策の強化とともに、特に徹底すべき対策があると考えております。まず、店舗の対策といたしまして、換気の徹底です。窓がない店舗では換気が行える対策をとることが重要です。次に、マスクの着用の徹底ですが、これは従業員の方が休息

する場所などを含めての飛沫対策が必要でございます。更に、従業員の健康観察を行い、症状がある場合は出勤せず、人との接触を避けることが重要でございます。また、店舗を利用する側の対策といたしまして、アルコールが入った状態で大人数で長時間にわたり談笑することが、感染リスクを高めることにつながることを再認識していただき、少人数、短時間での利用を行うこと。以上の対策を基本的な対策の中の特に徹底すべき対策として、飲食店をはじめとして、利用する市民に対しましても周知を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

5 番（荒田幸司君） ありがとうございます。ポイントとなることを一定、踏まえて、対策ということでお示しをいただきましたけど。その中でですね、全国ではクラスターが発生したときに、やはり、面の検査ということで、PCR検査をその一帯の方々に向けてやったりというような状況がありますけども、その辺についてはいかがですか。

保健福祉部長（山下能久君） PCR検査に対しましてお答えいたします。PCR検査につきましては、保健所が陽性者の行動調査を踏まえ、濃厚接触者として検査が必要な方に対し、実施しております。また、感染拡大防止の観点から、濃厚接触者だけではなく、接触者についても広く範囲を広げて実施していると伺っているところでございます。御質問のPCR検査を重点的に面として実施できないかとのお尋ねにつきましては、今回のクラスター関連の感染者に若い世代の占める割合が多く、若い方の感染防止対策が必要と認識しておりますが、PCR検査につきましては、検体の採取や対応など、保健所や医療機関との、検査、医療体制等の体制確保についての協議が必要となりますので、協議を踏まえながら検討してまいりたいと存じます。

5 番（荒田幸司君） 了解しました。是非、積極的にですね、PCR検査については御検討いただきたいというふうに思います。世界自然遺産登録を控える中で、感染防止対策の中でも、特にやはり、クラスター感染については重視をしていく必要があるというふうに思いますので、引き続きの取組をよろしく願いいたします。これでこの質問については終わります。

次は、今後のワクチン接種の見通しについて質問をさせていただきます。この件については5月の28日の臨時議会で、関係議員からの質疑にもありました。現在の私の認識では、当局及び関係部署の努力によって、65歳以上の高齢者に対するワクチン接種は、見通しが立ったと考えております。また、50歳から64歳までの基礎疾患を有する方については、6月の22日から予防接種予約が開始されて、29日よりワクチン接種が始まるということの確認もいたしております。また、先日の同僚議員からの質問でも一定、その情報を得ることができました。しかし、これまでの当局の説明では、65歳以下の一般の方々のワクチンについて、なかなか見通しが立たないということでしたけども、そこについては、現状についてまだ、変化はないんでしょうか。

保健福祉部長（山下能久君） 一般の方々へのワクチン接種につきましてお答えいたします。第1は、ワクチンの配分、これは国のほうから一般の方々に対する配分状況が示されてない状況でございます。ただ、一般の方々へのワクチン接種につきましては、第1弾から第4弾の中で、第3弾、第4弾で実施をするという計画は立てて進めているところでございます。いずれにしましても、ワクチンの配分が示された段階で、しっかりと準備を進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

5 番（荒田幸司君） ということは、現在、やはり、国からの情報、ワクチンの配分について、まだ降ってきてないということなんですね。分かりました。じゃあとにかく、当局においては、現在でもやはり、十分に頑張っているということをおっしゃるんですけども、やはり、島民の皆様の安心を得るため、また、健康リスクを緩和するために、是非、引き続きの取組をよろしく願いいたします。

それでは、次の質問で、ワクチン接種の体制について質問をさせていただきます。ワクチン接種会場の医師や看護師など、医療スタッフの組織体制はどのようにして組織化を図っているのでしょうか。この件について質問したのは、市内の医療機関の診療体制がやはり、医師を派遣することによって少し、一般診療に支障が生じてないのかとか、そういったことの心配があったものですから、一応、質問させていただきます。よろしくお願いします。

保健福祉部長（山下能久君） それではお答えいたします。奄美市が集団接種を行っております奄美ワクチンセンターでは、医師2名、延べ4名になります。看護師12名から16名、事務スタッフ4名が従事しワクチン接種を行っております。従事しております医師につきましては大島郡医師会が、看護師につきましては市が直接依頼を行っております。医師につきましては、大島郡医師会が希望日を募りシフトを作成を行っております。個人診療の医師の一般診療に影響はないのかという御質問でございますが、ワクチンセンターに従事する日にちにつきましては、大島郡医師会が従事希望日を確認した上でシフトを作成しておりますので、一般診療に影響が出ない日程で従事していただいていると認識しているところでございます。6月14日からは第2弾として、1日あたりの接種人数を増やして高齢者の接種を行っておりますが、引き続き、一般診療に影響が出ないよう、大島郡医師会や関係機関と連携を取りながら、接種がスムーズに実施されるよう努めてまいりますので、御理解のほどお願いいたします。

5番（荒田幸司君） ありがとうございます。私が心配してたのはやはり、医師会任せで、何と言いますかね、医療機関の事情があんまり考慮されていないんじゃないかなと思ったりして、心配をしたんですけども、今お聞きしましたら、それぞれの医療機関の一定の都合を聞いて、その計画を立てているということでしたので、安心をいたしました。ありがとうございます。引き続き、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移っていきます。次は、コロナ禍における子どもの貧困問題について質問をいたします。ある団体がこどもの日に寄せて、コロナ禍におけるひとり親世帯の子どもの状況について調査結果を発表しています。しんぐるまざあず・ふぉーらむというグループなんですけど。その内容を見ますと、米などの主食が買えないことがよくあった、時々あった割合が、東京で30.6パーセント、東京以外では41パーセントとなっております。また、小学生の子どもさんのことで気がかりなことがありましたか、という問いかけについては、子どもの体重が減ったと答えた方が10パーセント弱となっております。加えて、学校の学習についていけない小学生が3割超、学校に行きたがらない、行かなくなった小学生が2割超との報告もあります。報告のまとめには、日本の貧困は食べるものに困るような絶対的な貧困ではなく、相対的な貧困であると言われてきた。しかし、コロナ拡大によって低所得者世帯の子どもたちに出現しているのは、絶対的な貧困ではないか。ひとり親世帯140万世帯の内、少なくとも10パーセントの14万世帯は、子どもたちが十分に食べて、体重を増やせる状況ではないと推測されると、そういった記述があります。そこで質問をいたします。奄美におけるひとり親世帯の生活実態をどのようになっているか、掌握している範囲でお聞かせてください。よろしくお願いします。

福祉事務所長（永田孝一君） それでは、奄美のひとり親世帯の生活実態ということでございます。ただいま、米の話が出ましたので、保護課のほうで生活困窮の方が相談に見えられる、保護課の生活支援係というのがございます。そこでの相談の中身によって、保護申請をしたり、いろんな提案をさせていただくという流れなんですけど、そこに確認をしたところですね、令和2年度にお米の提供、これがコロナによるものかどうかはちょっと判断が難しいとこなんですけども、米の提供をさせていただいたという世帯が、全部で14世帯あったということでした。複数回提供したというところもあったみたいなんですけど、全部で22袋、1袋5合入りのやつを22袋提供したということでした。その14世帯の内、母子世帯、ひとり親世帯ですね、については5世帯あったということでした。生活保護だけの話

をさせていただきますと、保護の認定は61世帯が生活保護を母子世帯として認定をされていると、昨年度、新規世帯として保護申請されて、保護が始まったのが3世帯あるというところでございます。以上です。

5番（荒田幸司君） ありがとうございます。今の説明は少しやはり、断片的なところになるかと思いますが、そういった受け止めをしたいと思います。この質問を行ったのはですね、やはり、奄美の経済状況を考えたときに、私たちがやっぱり、気付いてない中で、貧困に喘いでいる子どもたちがいるのではないかと、その心配があつてのことです。是非、やはり、アンテナを高くして、貧困に喘いでいる子どもたちを救い上げることができる、そういったシステムづくりをですね、是非、御検討いただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。それについて何か、御見解はございませんか。

福祉事務所長（永田孝一君） 貧困世帯の把握というのは議員御案内のとおり、非常に難しいと認識しております。今現在、生活保護、生活困窮に相談に来ていただく、その状態で把握する、それか、民生委員さんからの情報ですとか、そういったところで拾い上げるという形になるのかなと考えております。ひとり親世帯だけでいいですと、これはすべての実数ではないんですが、児童扶養手当を受給している世帯というのが、6月1日現在で630世帯ございます。その扶養手当の対象となる子どもたちは1,033名ということになっております。昨年度になりますが、ひとり親世帯への臨時給付金というものを実施しております。その中で、コロナ禍により収入が減少したという方々につきましては、定期的な支給のほかに追加支給ということで支給を行っております。その世帯が232世帯あったと。それ以外にも所得制限があつて、通常、児童扶養手当を受給しておりませんけども、家計が急変したという場合も、給付金を支給しておりますけども、この世帯が10世帯あったということで。これらの世帯につきましては、すべての世帯が生活困窮状態とは言えないと思いますけども、ひとり親世帯でこのような所得の変化があつた方々がいらっしゃるということは、こういった形で認識ができるということです。それから、婦人相談員への相談というのもございます。それは204件、令和2年度あったという中身で、経済的な相談としては64件あったというところでございます。現状的には相談に来ていただいて初めて分かるというのが現状ではございますが、子どもだけの話ではなく、世帯全体の支援というところで、総合的な対策が必要ではないかと認識をしてるところでございます。以上です。

5番（荒田幸司君） ありがとうございます。非常にデリケートな問題でですね、なかなか難しさも伴うと思うんですけども、引き続きですね、是非、取組をよろしくお願いいたします。

次の質問に移っていききたいと思います。次は、教育問題です。2015年11月に起きた奄美市立中学校生徒の死亡事案について、御存知のように2015年11月4日、奄美市の中学1年生の男子生徒が、担任教諭からの指導を受けた後、自ら命を絶つという痛ましい事案が発生しました。遺族の要望で発足した第三者委員会により、原因は教諭の指導に問題があったことが判明をしております。市教育委員会は再発防止策をまとめ、生徒指導ハンドブックとして各校に配布したと聞いております。そこで質問いたします。教育長はこの事案をどのように受け止めていらっしゃるのか、お聞かせください。よろしくお願いします。

教育長（村田達治君） ただいまの御質問に対しましてお答えをいたしますが、教育長の基本的な考えという視点、それから、生徒指導ハンドブックあるいは第三者委員会の現状についてという、二つの視点からお答えをさせていただきたいというふうに思います。平成27年11月、奄美市立中学男子生徒が自ら尊い命を失うという事案が起きました。当時、私は小学校長でございましたけれども、大変胸の痛い思いがいたしました。改めて心から御冥福をお祈り申し上げたいというふうに思います。教育委員

会といたしましては、二度と奄美の子どもたちが尊い命を自ら失ってはならないという強い覚悟のもと、具体的な再発防止の策定に向けて取り組んでまいりました。このことにつきましては、私の願いでもあり、決意は二度と子どもたちの尊い命を失ってはならないという一点に尽きます。現在、市のホームページに第三者調査委員会調査報告書及び生徒指導ハンドブック、また、再発防止対策検討委員会の議事録が掲載され、どなたでも御覧いただけるようになっております。生徒指導ハンドブックにつきましては、昨年度、各学校に配布し、計画的に活用を図るよう指導したところでございます。また、本年度も校長研修会、教頭研修会、生徒指導主任等研修会、それぞれの研修会におきまして、確実な活用を指導しております。併せて、教育委員会の機能強化につきましても、努力を進めてまいりたいというふうに考えております。児童・生徒の心に寄り添う生徒指導を推進しまして、二度と尊い命が失われることがないように、そのようにすることが教育委員会の責務と考えておりますので、どうぞ御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

5 番（荒田幸司君） 御丁寧な御答弁、ありがとうございました。昨日、関議員の質問にもありましたが、やはり、この生徒指導ハンドブックをしっかりと、やっぱり、生かしていくということでは、この第三者機関を設置をするということを謳われるようですけども、これが来年の3月までには何とか設置をしましょうということだったものですね。是非、そういった意味ではですね、やはり、第三者委員会の報告、そして、生徒指導ハンドブック、これがしっかりと今後、教育活動の中に生かせるように取組を進めていただくことをお願いしまして、この質問については終わりたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、生活保護行政についてお尋ねをいたします。時間がありませんので少し端折りますが、生活保護申請の扶養照会について、これは3月にですね、崎田議員が取り上げを、質問をさせていただいて、御答弁をいただいています。そういった中で、今、奄美市ですね、現状と言いますか、取組については恐らく、しっかりと取り組んでいたということは変わりがないかというふうに思います。ただ、やはり、扶養照会をためらってですね、やはり、保護申請を断念した、そういった事例などないか、少しお尋ねしたいと思います。

福祉事務所長（永田孝一君） それでは扶養照会についてお答えいたします。扶養照会は議員御案内のとおり、生活保護に優先して行うものという認識を、3月議会でも答弁させていただいたところでございます。なので、扶養照会につきましては保護申請時にお話を聞いた上で、実施をしているというところでございます。その中で、国からの通知とかもありまして、扶養履行が期待できないものの判断ができる場合には、しなくてもいいというふうな通知も来ております。現在、ただいまの御質問で、扶養照会をすることで申請をためらったような例があるかということでしたが、担当課、保護課のほうに確認をしたところ、そういった事例はありませんということでございます。以上です。

5 番（荒田幸司君） 分かりました。それで一つだけお尋ねなんですが、この扶養照会についてはですね、こういった対応が変わりましたというのは、市民の皆さんへの周知って言いますかね、それを知らないでいらっしゃる、生活保護申請したいなと思うけど、それがやっぱりネックになってという、ためらってる方もいらっしゃるかもしれないですね。それはこの扶養照会については、こういった考え方で変わりましたということで、市民の皆様への情報提供っていうのは、何らかの形でなさってらっしゃるんですか。

福祉事務所長（永田孝一君） 生活保護につきましては、申請をまずしていただいて、その中で御説明をさせていただくという形になっておりますので、広く市民の方に扶養照会の中身についてということの周知をしたことは、これまでもございませんので、扶養照会に限らずですね、全体的な困窮状態等につ

きましては、迷わず相談していただいて、そこから扶養のことも含めてお話を進めていくという考えでございます。以上です。

5 番（荒田幸司君） 分かりました。今の取組、考え方って言いますかね、そういったところは現状はそうだということですが、ここについてはもう少し、今日は時間がありませんので話を詰めることでできませんけども、再度改めてまた、質問をさせていただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

それでは最後の質問に移ります。環境問題についてです。市湾沿岸に堆積をしている土砂の撤去についてなんですけども、この件については昨年の12月の第4回定例会、そして、今年の3月の第1回定例会でも質問をさせていただいています。今年の1月20日には当局より、大島支庁建設課に堆積の撤去について意見書を述べていただいている、そういったことも承知をしています。しかし、この半年間、大島支庁の動きが見えない状況です。この度、市集落の森紘道区長より、市湾沿岸の土砂の現状を示す写真の提供がありましたので、御覧をいただきたいというふうに思います。写真をお願いいたします。これは市の海岸のずっと奥のほうに岩場があるんですけども、そこに堆積をしている土砂ですね。5月の30日に撮影をしています。土砂が削り取られて堆積している様子が一定、伺えると思います。次の写真をお願いいたします。そこは少しまた、右にずらしたりして、写真というふうになってますが、だから、同じ日の同じ時間帯ということで御覧ください。写真三つ目をお願いいたします。ここも同じような状況ですね。先日、私は市の海岸を下見に行ったんですけども、この土砂の堆積する前方のほうには、集落に近い方、そこには結構、完全に引き潮だったんですけども、波打ち際に行って山のほうを見ると、自分の背の高さ以上に砂浜が盛り上がっているんですね。そこはやはり、恐らく下のほうには土砂が堆積をしてるんじゃないかなということが、十分に推測をされます。そういった意味ではなかなか、この状況はですね、改善をしないということの状況です。写真の4をお願いいたします。これはちょっと白波が立ってますが、少し波が出ると海岸近辺では、下に堆積した土砂が波で浮き上がってくるのかな、そういった状況がずっと続いてるということは、やはり、海岸の海の中の汚染がかなり進んでいるという状況があるんじゃないかなというふうに思ってます。写真ありがとうございました。市湾沿岸の土砂の堆積については、2010年の豪雨災害時に発生した問題です。それから10年余り経過がしてんですけども、業者により一部の土砂の撤去はされたものの、大部分は年月とともに、海の中に流れ出ているものと思われます。したがって、海の汚染という問題も発生をしています。そこで質問いたしますが、この問題を解決していくには、市が中心となって動いていくしかないと思うんですけど、改めて見解をお伺いいたします。

住用総合支所事務所長（弓削洋一君） それでは、お答えいたします。先般の議会から答弁させていただいておりますとおり、市湾の海岸につきましては、県管理の海岸であります。市といたしまして、県に対し令和3年3月に市湾の海岸への採石場からの土砂流出防止対策にかかる指導について、文書にて要請を行ったところでございます。今後も引き続き、パトロールの実施により状況把握に努め、海岸に異常が確認された場合には、海岸管理者である県への連絡及び要請等について、対応を行ってまいりたいと存じます。以上です。

5 番（荒田幸司君） やはり、この問題をですね、解決していくという意味では、大島支庁の担当課、それから、奄美市、それから、市の集落の住民の方々、三者でのやっぱり、話し合いの設定が必要ではないかというふうに考えております。先ほど、崎田議員が戸玉の問題で話し合いの必要性をおっしゃってましたけど、そういった意味では、その話し合いのテーブルを設定するのはやはり、奄美市じゃないかなというふうに考えてますけども、その辺についてはいかがでしょう。

住用総合支所事務所長（弓削洋一君） お答えいたします。採石の許認可である鹿児島県においては、県
なりの考えがあるかと思いますが、引き続き、市集落の皆様の御意見や現状等を県にお伝えするよう
努めるとともに、問題解決に向けて取り組むことができるよう、粘り強く進めてまいりたいと存じます
ので、御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

5 番（荒田幸司君） 是非ですね、そういった解決に向けてイニシアチブを取ってやっていただくという
ことをお願いしたいと思います。それから、2015年5月と12月、それから、2017年5月にで
すね、海の生き物を守る会と日本自然保護協会が、市湾で潜水調査を行い、土砂による海の汚染につい
て警鐘を鳴らしています。今後の対応のですね、方向性を確認する意味でも、市湾の汚染状況につい
て、市としてやはり、調査をして、そういったデータをしっかり示して進めていくということが、非常
に説得力を持つし、また、重要じゃないかなというふうに考えてますけども、それについてはそういう
お考えはありませんでしょうか。御意見をお願いいたします。

住用総合支所事務所長（弓削洋一君） 市湾の汚染状況につきましては、これまでも赤土流出等の防止等
の観点から、本市でもパトロールを継続し、県に対しても今後も情報提供を行い、対応と対策をしてき
たところでございます。本市といたしましても、今後も引き続き、県に対し情報提供と要請等を粘り強
く行ってまいりたいと考えますので、御理解よろしくをお願いいたします。

5 番（荒田幸司君） 調査をしますという形には御答弁いただきませんでしたけども、やはり、これは今
の海岸に堆積している土砂が海の中に入ったら、海の管理責任は市ということになりますよね。私はそ
う認識してますけど。そういった状況ではやはり、先ほどの海岸の土砂の堆積と同時に、海をしっかり
守っていく、環境を保全する、そういった立場でもう少し、やはり、力を注ぐべきじゃないかなとい
うふうに私は考えておりますけども、いかがでしょうか。

住用総合支所事務所長（弓削洋一君） 先ほども申し上げましたが、集落の御意見を聞きながら、県に対
して、また、情報共有を行いながら、市としても精一杯努力をしてみたいと考えてますので、御理
解ください。よろしくお願いいたします。

5 番（荒田幸司君） では是非、集落のですね、皆さんの意見を聞いていただいて、しっかりと対応して
いただくことをお願いをいたしまして、この質問を終わりたいと思います。
これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（与 勝広君） 以上で日本共産党、荒田幸司君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午前11時45分）

○

議長（与 勝広君） 再開いたします。（午後1時30分）
午前に引き続き、一般質問を行います。

自民党奄美、林山克巳君の発言を許可いたします。なお、林山克巳君から、一般質問中の資料投影の
ため、書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

12 番（林山克巳君） 市民の皆様、議場の皆様、インターネット中継で御覧になっている皆様、こんに
ちは。自民党奄美、林山克巳でございます。一般質問に入る前に所見を述べたいと思いますが、その前
に字句の訂正と質問の順番の入れ替えをいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。まず、字
句の訂正は、4番の①の合併協議会開催を、これを合併協議の開催に変更、その後について、変更をお

願ひいたします。順番の入れ替えは、1番はそのまま、質問順番を4の大島紬についてを2番に、3番をフリーランス支援事業について、4番をデジタル化に向けた取組について、変更をお願いいたします。

まずはじめに、昨日、議場におきまして、今期限りの勇退の意を表明されました朝山市長に、長年にわたる経歴と御苦勞に感謝の敬意をいたし、また、残り5か月の任期でございますが、コロナワクチン接種完了や世界自然遺産登録も控え、奄美の新たな未来への架け橋、舵取りを心から切にお願いいたします。また、昨年、コロナ感染が始まり、1年と半年が経とうとしていますが、コロナ感染において、お亡くなりになられた方、感染した方々に、改めて心からお悔やみとお見舞いを申し上げ、そして、コロナ禍において御尽力なされている医療従事者、行政の方々、福祉関係の方々に感謝と、また、御苦勞なさっている経済界、飲食店経営の方々、すべての方々の思いを考えると、コロナ感染の収束を願うばかりです。これが簡単な所見ですが、私個人としての思いを述べさせていただきます。メディアなどを通して広報されていますが、このほど、オリエント・シールド21、日米共同訓練が実施されます。奄美駐屯地、瀬戸内分屯地を有する奄美大島において、初めての大規模な訓練になりますが、国民の生命と財産を守るため、日夜、汗を流している自衛隊員の方々、また、御家族の御苦勞に対して、感謝と敬意の念だけは忘れてはいけないと思います。奄美警備隊員の方々は、地域の行事や催し物にも積極的に参加し、また、災害時においては命を懸け、救助に向かっています。この災害は、台風、豪雨災害、火事、大雪、山での遭難、海での災難、そして、今回のワクチン接種においても、多大な協力体制で臨んでいます。市民の中には見解の違いはありますが、思いは同じ、国・奄美大島の平和と子どもたちの未来を考えての行動であり、同じゴールを目指しているものだと思っております。

それでは、質問に入りたいと思います。1、コロナ感染収束に向けた展望について、(1)2021年から2022年の方向性について、①コロナ禍における世界自然遺産登録について、お願いいたします。次の質問からは、発言席にて行いたいと思います。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、早速林山議員お答えさせていただきます。今、議員がお話しのとおり、今、コロナ禍で大変な市民生活、また、事業者の経済活動、そして、医療福祉関係の皆様方が、大変な御尽力をいただいております。議員と同様に、心からお見舞いを申し上げますとともに、感謝を申し上げたいと存じます。さて、そのようなコロナ禍の中ではありますが、世界自然遺産について、先般、IUCNから奄美、沖縄の自然遺産は登録にふさわしいという勧告がなされました。沖縄県民、鹿児島県民、特に奄美群島、徳之島においては、大変喜んでいらっしゃる朗報でありました。来月の末頃には登録がなされるものと確信をいたして、皆さんとともに喜びを分かち合いたいと思うところであります。そのような中、今回の自然遺産は国内で5番目、最後の自然遺産であろうと言われております。そういうことを考えますと、やはり、先例地を伺いますと、登録されますと、わっと観光、来島者が多くなると言われております。そのような中において、今般の勧告においても、4点ほどの指摘がございます。とりわけ、奄美に捉えてみますと、生態系をしっかり守ろうということ、動植物をはじめ、しっかり保全保護をなささいということ、また、ロードキルなどがないように、しっかり動物等を、クロウサギをはじめ、守っていただきたいと。加えてまた、森林の伐採等についても、しっかりと管理をするようにということがなされております。それらのことを考えますと、やはり、世界自然遺産のこの原点は、我々の先人たちが長い時間と歴史を重ねて守ってこられました。これを我々はしっかりと守りながら保存継承し、そして、次の時代の人々につないでいくという使命を、更に持たなければいけないと、改めて思うところであります。覆水盆に返らずという言葉があります。一度壊れたものは、全く同じような形をつくることはないということであろうと思っております。それだけに、我々はこの自然をしっかりと守っていくということが、最大の責務であるというふうに思うところでございます。そのような中で、やはり、多

くの来島者がいらっしゃる、コロナ禍である、というだけに、なお一層の、我々は自覚を持ちながら、自然を守ること、そして、御来島いただく方々が喜んで奄美にいらしていただき、我々もそれを誇りを持ってお迎えできるような体制づくりのためには、一日も早くコロナ禍が収束するような体制をつくっていかねばいけない。そのためには、国や県と一緒に連携を図りながら、コロナ禍を収束に向けて努めていくということが、やはり、奄美の経済にとっても、将来にとっても、大変重要なことであろうかと思っております。コロナ禍を一日も早く収束していただくように努力をすること、そして、その中において、奄美の自然を先人の命を受け、また、先人に対する畏敬の念を捧げながら、守っていくということが大切であろうと改めて思うところでございますので、行政、官民一体となって、この歴史的な快挙を喜びますと同時に、しっかりと後世につなげていくような環境づくりのために、今後とも努めてまいり所存でございますので、どうか御理解と御協力をよろしくお願い申し上げたいと存じます。以上です。

12番（林山克巳君） ありがとうございます。本当に歴史的、この世界自然遺産登録のその年に、朝山市長が本当に大変な、もう本当、コロナもありましたが、本当に記憶に残る市長であったと言われると、私は思っております。本当にいろいろ大変でしたけど、世界遺産登録によって、本当、奄美が良くなっていくと思っております。本当に、昨年と違うのは、ワクチンが始まり、これがもう本当、始まることによって、今回、いろいろ不安があると思いますが、世界、日本国内から奄美に入ってくる、飲食業協会も経済界も不安はありますが、けどもう、コロナワクチンが進んで完了して、そして、共に、ちょっと言葉があれなんですけど、共に歩んでいかなければですね、いけないなって思っております。もう感染したから増えたからどうのこうの、もうワクチンによって本当に今年は、来年に向けて変わると思ってますので、どうか世界自然遺産登録、明るい話題を本当、目の前にしておりますので、前向きに取り組んでいけたら、本当、そのために頑張っていこうかなと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

②の質問に入ります。それで、いろいろイベントなど、もう本当、中止、いろいろ延期、ありますが、記念行事、イベント、広報活動、こういうのは繊細な中、計画があれば、簡単にお示しください。

総務部長（三原裕樹君） お答えいたします。記念行事といたしましては、鹿児島県と共催で世界自然遺産登録記念式典、この開催を秋頃予定しております。関係機関の代表者やこれまで御貢献いただいた皆様方と登録の喜びを分かち合う場にあることと存じます。イベント関連では7月に、世界自然遺産登録の歴史的瞬間を大型スクリーンで視聴するパブリックビューイング、これの開催、また、年度内に広く島民向けに世界自然遺産登録記念イベントを予定しており、地域の皆様に喜びの輪を広げる機会にしたいというふうに考えております。普及啓発を含む広報活動といたしましては、今月6月20日に予定しておりますけれども、子ども向けワークショップ、NHKダーウィンが奄美大島に来たを開催するほか、7月のパブリックビューイングの前後、奄美市役所の2階ホールにて、世界自然遺産特設展示を開催を予定しております。また、奄美博物館におきましても、登録後も継続的に記念展示等を開催をまいります。また、世界自然遺産登録後、その熱が冷めないように、持続的かつ効果的な広報活動を行い、奄美大島への来島誘致を図ることを目的とした、世界自然遺産登録メディアジャック事業や、登録を契機に奄美大島へ来島された方へのノベルティ提供などを通じて、奄美大島のファンを増やすことを目的とした、奄美大島の魅力普及啓発事業、これを実施いたします。両事業とも、広く世界自然遺産に関する情報発信を行うことで、豊かな生物多様性を誇る奄美大島の自然環境の魅力を伝えると共に、自然観察ルールの周知など、持続可能な観光利用に向けた理解を深めることを目的としております。これらの事業はいずれも、5市町村で構成される奄美大島自然保護協議会の事業として実施をされますけれども、この新型コロナ感染対策を十分に施した上で運営をしてみたいというふうに考えております。以上でございます。

12番（林山克巳君） ありがとうございます。いよいよ、いろいろな行事、何か話を聞いてるだけで、こういうコロナ禍の中ですが、本当、何かこう気持ち的に明るく前向きに、ちょっと気持ちがなっていくような気がいたします。もうそのまま3番の質問に入っていきます。世界自然遺産登録関連事業の予算規模、これ、国と県とそして、市、総額、規模、よろしくお願いいたします。

総務部長（三原裕樹君） まずは、国の予算につきましては、環境省に確認をしましたところ、世界自然遺産登録関連事業の予算といたしまして、総額約8億7,000万円が計上なされております。また、県の予算につきましても、県に確認をしましたところ、関連予算といたしまして、総額約1億円が計上をされております。本市の関連事業予算につきましては、令和3年度予算、これが6,000万円、それに令和2年度からの繰越予算、これ、奄振の補正分でございますが、その8,000万円を加えた、総額約1億4,100万円を計上しており、国・県・市予算総額といたしましては、約11億1,100万円というふうになっております。以上でございます。

12番（林山克巳君） やはり、この世界自然遺産登録の、本当、総額の予算が知りたくて、簡単に、いろいろありますけど、11億というお金が奄美の世界自然遺産に対しての予算で落ちてくるということですので、多い少ないっていうのはまあいろいろ考えがありますが、間違いなくその予算が入ってくるということですので、それは良いことと思います。ただ、ちょっと私、ここでちょっと、あんまりこう不安なことをお話ししたらいけないんですが、その横にですね、後でまたモニターで見せるんですが、国の借金を書いてあると思うんですよ、質問書に。今、1,216兆4,634億円、その内の国債が1,074兆円。3月末残高ですね。どうしてこれ書いてあるかと言いましたらですね、もう本当に日本国内のコロナ、外国もなんですが、コロナに対する予算、支援措置、財政出動というのが、今までにない、計り知れない金額になっているんですよ。考えてくれておられるとは思いますが、これがもしインフレになってですね、パワーインフレになってしまったときに、本当に国から予算が奄美のほうに入ってくる、実質、例えば、300から320、奄振入れて、まあ500。だけど、価値が下がるんで、円の価値が。それを金額を落としたとしても、それが予算を付けたとしても、みんながこう上がるもんだから、そのいろんな公債から何から、上がってくるものは、実質は本当に、まずは補正を組んだりしながら、そういう時がくるんじゃないかなと思って、ちょっと私なりにそういう心配もあるんですが、もうとにかく今、財政出動の分の予算的措置がどういうふうになって、実質の本当の経済がどういうふうに戻っていくかっていうのが、ちょっと私なりにものすごく考えておられるところでございます。この件に関しては、あくまでも私の私見ですので、良いんで。

次に、さっき言いました、もうそのまま2番の大島紬について、質問に入りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。大島紬、これは、議員の方々がもう何回もこの質問はいたしております。この前、新聞のほうですね、本当、5期連続赤字決算って新聞のほうに出てはおりますが、いろいろ御苦労を組合のほうもしておられるし、私自身も父が締機をやっているんで、3名くらいやっていて、私もめくさを巻きながら一生懸命手伝いして、紬のおかげで本当に、この奄美の街ができたと思っております。ですから、いろいろな御苦労があつての、歴史があつてのことなんで、それに対しては話をしませんが、どうしてももう、通らなければいけない道なので、この質問をしたいと思います。昨年末の関議員の質問の回答において、11月12日付けで販売組合から合併協議の開催のお願いが提出されたことについて、その後、これからの計画があればちょっと、お聞かせしていただきたい。お願いします。

商工観光情報部長（平田宏尚君） 紬組合及び販売組合の合併に関する状況につきまして、お答えいたします。議員御質問の、昨年11月12日付けで販売組合から紬組合に合併協議開催のお願いについての

文書が提出されて以降、合併に関する両組合での協議は行われていないとのことでございます。以上でございます。

12番（林山克巳君） まだそれが行われていないということなのですが、本当に株式会社だと、株主以外の人たちに商品を販売して、それを株主に還元するというようなのですが、この組合って言うのはやはり、出資組合員が、事業から商品やサービスが、組合員のほうから提供されるんで、出資をしている人たちの、この組合員が減少すると、運営自体が本当に困難になっていくっていうのは、この考えは間違いないですかね。

商工観光情報部長（平田宏尚君） 今、御質問でございますけれども、基本的に組合員が退所される、要するに減少されるとなると、出資金は払い戻されることとなります。それと同額の資本が減少することになります。そのことが運営自体に影響を及ぼすかは、それは組合側において、事業計画や収支予算を組み立てる中で議論されるものだと考えておりますので、御理解お願いいたします。

12番（林山克巳君） それから、どんどんいきますが、2番の商工中金との間で、これもこの前の定例会で質問をしてるのをちょっと繰り返していきますが、商工中金との間での損失補償契約ですね。融資枠。令和2年度1億8,500万円、紬組合。で、販売組合は1億4,000万円、合計3億2,500万円。で、販路開拓資金、借入推移と売上実績を示してほしいんですが、もうごちゃごちゃなってきますので、まず、紬組合の売上実績と借入金の推移をまず、お答えをお願いいたします。

商工観光情報部長（平田宏尚君） それではまず、紬組合の事業収入、それと、販路開拓資金の残高についてお答えいたします。5年間でよろしかったでしょうか。平成28年度の紬組合の事業収入は3,845万9,207円、29年度の事業収入が3,729万9,179円、30年度の事業収入が3,512万3,145円、令和元年度の事業収入が3,432万561円、令和2年度の事業収入が3,102万7,351円となっております。また、紬組合の販路開拓資金の残高でございます。平成28年度末、1億9,780万9,000円、29年度末、1億9,244万4,000円、30年度末、1億8,581万2,000円、令和元年度末、1億8,032万円、令和2年度末、1億7,358万9,000円となっております。以上でございます。

12番（林山克巳君） それでは、続けて販売組合の売上実績と借入金の推移まで、お願いいたします。

商工観光情報部長（平田宏尚君） 続いて、販売組合のほうをお答えさせていただきます。平成28年事業収入が1,303万1,287円、29年度の事業収入、1,252万9,207円、30年度の事業収入、1,908万258円、令和元年度の事業収入、1,396万6,338円、令和2年度の事業収入、577万1,493円。販売組合の販路開拓融資残高でございます。平成28年度末、1億6,500万円、29年度末、1億6,000万円、30年度末、1億5,000万円、令和元年度末、1億3,200万円、令和2年度末、1億2,500万円となっております。以上です。

12番（林山克巳君） この売上実績と、それとその借入金のその流れをですね、ずっと見て、多少、本当、売上、借入金は少なくはなってはきてはおるんですが、やはり、もう本当、こういう大変な状況の、コロナもここ2、3年ありましたけど、大変な状況の中で、また、着物を販売していくっていう、そういう環境がなかなか今ない中でですね、本当に御苦労なさりながら販売をしていると思います。その中で、いろいろ工夫しながらしてと思いますけど、是非、頑張ってもらいたいんですが、その中で、この販路開拓資金、この融資枠、いわゆる販路、あれですよ、商工中金との、これいつから始まる

んですかね。

商工観光情報部長（平田宏尚君） この件につきましては、昭和53年に始まっております。以上でございます。

12番（林山克巳君） 昭和53年なんですね。そしたらもうその頃からそういう融資枠の流れの中でずっときてるってことなんですね。そしたらちょうど私が昭和41年生まれなんで、1966年ですから76、80、まあ紬のほうも活気があって伸びていって、ちょっとこうありましたけど、良いときのほうにその融資枠ってのが設けられて、本格的にいこうということで設けられたってことですね。これは本当、ものすごくありがたいことになっていると思うんですが、それでまあ、これ、もう本当、これはもう私の個人的な私見なんですが、昔、1997年に、株式会社ですけど、山一証券が倒産したり、銀行が倒産したときに、あそこは株式会社なんで、不良債権が発生したときに公的資金を投入して、引当金を積んで、帳簿から外して、そして、銀行は収益で返していって。銀行なんで大きいんですね、立ち直っていったんですが。組合なんでその株式会社と一緒に考えてもちょっとおかしいところなんですが、私個人としてはですね、市民にもう本当、今、市の予算をつぎ込んでますので、なかなか厳しいんですが、つぎ込んでますので、市民に本当に、紬のことにに関してこれから担うことに関して、本当、そういうことができるかどうか分かりませんが、一旦この、周りに、あれですよ、借金ですよ、これを外さないことには、もう新たな紬組合としての、また、合併してもですね、それが合併してもその融資枠が一緒になって、結局それ一つだったら何も合併の意味がないしですね、それだったら、何か工夫してですね、1回これを帳簿から外して、本当の意味での紬の、その組合の力をしなければ、ここから本当に立ち直らす、その理事の人も含めて、働いてる人も含めて、これ本当に並大抵の誰がやってもなかなか厳しいような気が、私はするんですよ。やっぱり、そういうの中でこの合併のメリット・デメリット、3番の質問に入りますが、合併のメリット・デメリット、あると思うんですが、これ簡単で良いのでちょっと、それも踏まえた上でちょっとお願いいたします。

商工観光情報部長（平田宏尚君） 議員御承知のとおり、両組合は経営状況は依然として非常に厳しい状況が続いており、本市といたしましても、大島紬の今後の振興のために、両組合の意思において、合併の在り方が検討されることを望んでいるところでございます。その協議の中で、合併のメリット・デメリットについても議論されるものと考えておりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

12番（林山克巳君） もう是非、もうこのコロナ禍においてですね、いよいよ本当、本格的にこう時代が変わるときに、やっぱり、きっかけっていうか、そこで変えなければなかなか変えるときっていうのではないと思いますので、ただ、やはり、その組合の人たち、歴史のある組合にどんな事情があろうか、その組合の人たちの、やっぱり、立ち位置とそういう声と、いろんな思いはちゃんとかう残して、一緒になるんならなったり、新しくスタートするなり、そこを進めていかなければ、どっかが駄目でどっかが良いとかなると、本当に何か、活気がなくなっていくしますので、是非そこを考えていただきたいと思いますので、お願いいたします。それで、3番の質問なんですが、行政の立場の見解についてなんですが、このいろいろと理事枠、議員の理事枠、ここに決算書っていうか、二つ、ちょっと私も勉強しながらあれしてるんですが、この理事枠とそれから行政職員の再任用派遣就職で、本当にそこに行って頑張ろう、立て直しのために、ある意味、いろいろ分かってますので、行ってると思うんですが、もう本当、産地を抱えている立場から、いろいろなそういう理事に対しての、何て言うかな、思いとか、また、その再任用派遣就職で行くOBの方なんかに対する思いとか、そういう見解があれば聞かせてください。

商工観光情報部長（平田宏尚君） 今、議員の御質問ございました、令和3年度も再任用職員の派遣を行っており、販売組合の経営改善に取り組むほか、両組合や奄美群島地域産業振興基金協会、龍郷町及び本市で構成する本場奄美大島紬産地再生協議会の事務局長として、協議会の行う紬産地再生に向けた各種事業の推進に取り組んでおり、一定の成果を上げているものと考えております。以上でございます。

12番（林山克巳君） ありがとうございます。もう是非、今からいろんな工夫を努力をして、この紬組合を良い方向に導こうって頑張っておられる議員の方々、また、そういうスタッフの方々、組合員の方々がいらっしゃいますので、是非、一緒になって力を貸して、頑張っていってくれたら、お願いとして、この質問は終わりたいと思います。

それでは、ずっとあの、あれなんですけど、3番の質問に入ります。ここからが本当に私は、何回もこのフリーランス支援事業、いよいよここまで何か進んできて、コロナ禍によって一気に加速したような感じがしますが、ここです、今日は私、議長様の許可を取りまして、携帯電話とマイナンバーカードを持ってここに来ております。まず、その前にですね、昨日は、弓削議員がロイロノートについて質問しておりますが、その前の、正野議員がですね、第1回定例会のときに、L o G oチャットの質問をしたと思いますが、それ、その後、進展はございますか。

商工観光情報部長（平田宏尚君） それでは、L o G oチャットの取組、その後についてお答えさせていただきます。昨年度のトライアル運用期間を経て、本年度から本格運用を開始しており、680名の職員が活用し、職員間の業務連絡や、各課組織の迅速な情報共有ツールとして利用されております。事例といたしましては、昨年より設置されている新型コロナ対策本部における情報共有にL o G oチャットを使用しており、本部を構成する幹部職員への緊急連絡などに活用をいたしております。加えて、昨年の台風10号接近時におきましては、災害現場の把握や避難所の運営職員との連絡ツールとして、迅速な情報共有に生かされたところであり、本年度は新型コロナワクチン接種予約や、接種会場での運營業務に従事する職員との連絡用ツールとして、市民からのお問い合わせ情報の共有や接種会場との連絡に利用し、効果を発揮いたしております。また、奄美大島自然保護協議会を構成する行政団体間におきましては、世界自然遺産推進室が事務局となり、島内での盗掘・盗採発生時の連絡及び対応を、平日・休日を問わず円滑に行い、情報を共有するため、活用いたしております。自治体間の組織横断的な用途といたしましては、R P Aや情報政策などの分野ごとに、L o G oチャット内に設置されているユーザーグループに登録し、ほかの自治体との意見交換にも活用いたしております。職員が庁舎を離れた状況であっても、スマートフォンを活用した迅速な情報共有が可能なツールとして大変有効であり、また、組織横断的な活用も可能な情報共有ツールとなっていることから、引き続き、効果的な運用を図っていきたいと考えております。以上でございます。

12番（林山克巳君） この前の正野議員のあれのときに総務部長もそういうお答えをしたと思っております。これ、9月末、このL o G oチャットを使っているのが518自治体で、令和3年2月で597。市町村数が1,718ありますんで、約37.8パーセントが使用しておりますので、これはそういう意味では、そういう全国的な流れの中でやっておられると思うんですが、実はここからが大事なんですよね。L o G oチャットをやっている運営会社ってどこだか、やっているのか、お答えください。

商工観光情報部長（平田宏尚君） L o G oチャットシステムを運営する会社は株式会社トラストバンクでございます。以上です。

12番（林山克巳君） このL o G oチャットをやっているのがですね、実はトラストバンクなんですよ

ね。トラストバンクってのは、最初、ふるさと納税が出たときはJTBのあれがスタートだったんですよ。今、トラストバンク、これが今おっしゃるように、ふるさと納税の9割を占めてるんですよ、全国の。これ、1,580自治体、21年3月、9割がこのトラストバンクをやってるわけですよ。トラストバンクがやってるんですよ。自治体の9割。それからですね、今度、このチェンジっていう会社があるんですけど、このチェンジってのは社長がまた、鹿児島の人なんですけど、このトラストバンクを吸収して、小っちゃい会社が大きい会社を吸収してですね、いよいよ本格的に進んでいってるんですよ。だから、今回、これ①の質問にも入ってきますけど、S c h o oとの包括的パートナーシップ、この前、5市町村、新聞記事で出ましたが、学習サービス無料提供へ、遠隔教育システム協定締結、これはもう私も画期的なことだなと思って'ren'んですが、このS c h o oですね、包括的パートナーってのは幅広く全体を含んでるんで、このふるさと納税だけじゃなくて、福祉、教育、様々な行政も含めた上で、この包括的パートナー、なかなか包括的パートナーっていう言葉っていうのは、なかなか出てこないんですよ。提携自治体も11。S c h o o、もともとここはこうやってるんですが、この受付ですよ。何か窓口があるっていう、新聞のほうに書いてました。これどうなってますかね。お願いいたします。

商工観光情報部長（平田宏尚君） 今、御質問は受付ということでございますのでお答えさせていただきます。S c h o oサービスの受付方法といたしましては、これは奄美大島のほうに限ってでございますけども、今月末頃に個人向けアカウント登録申請受付及び配布に関する専用サイトを開設しWEB上にて申請受付を実施いたします。その後、事業者向けアカウントの申請受付を行うとともに、登録説明会の実施や専門学校、教育機関との連携、来月オープンするワークスタイル・ラボにおいて、S c h o oサービスを体感できる端末の設置等を検討し、より多くの島民の方がS c h o oのサービスを受講できる環境整備に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

12番（林山克巳君） これはですね、もうまさに世の中から卒業をなくすミッション、任務や使命、本当にコロナ禍の中で、もう本当、もう大学授業も、もうオンライン授業になったりですね、いろいろしていく中、まして、それと同時にですね、昔は頭が良くてもお金がなくて学校に行けなかった方なんかも、本当、80代、90代、もう本当に良い人でも行けなかった時代、今はある程度借入をして、奨学金借りて行ける時代、いろいろこうあります。ですけどですね、このS c h o oのこれっていうのは、無料でこれができることなんですよ。これは是非、もうこれ、半分、できればもう本当に、パソコン持ってる人なんかに、何かこう強制まではいかないですが、何かこう普通に入れるような仕組みをつくってもらえたら良いなと思って'ren'んですよ。この授業料、昔はですね、2017年に終了してるんですが、これ、プランがあって、その録画授業見放題、プレミアムプラン980円とか、1,080円とか、もう2017年で完了してるんですが、この無料以外のあれも、本当このS c h o oと、S c h o oのあれによって、見られるということによろしいですか。

商工観光情報部長（平田宏尚君） 議員お見込みのとおりでございます。

12番（林山克巳君） もうこれは何か、すべての方が大学、お金結構かかりますけど、このオンラインを通じてですね、これを受け、その中でいろいろ考え、事業を起こしたり、また、いろいろ考えたりする力が身に付いていくと思いますので、是非ちょっと、これを積極的に進めてほしいなということがございます。ちょっと最初で出せば良かったんですけど、ちょっと画像を出していただけですか。画像っていうか、あれを。もうちょっと大きくできませんかね。できませんか。すみませんね。これ、一応私もこの1年、コロナのあれで、本当、こういうネットのちょっと勉強をしながら、ずっとやってたんですけど、あれが、左が1Gなんですよ。昔、1985年、1990年、年代で分けてます。10年ごと

に。テクノロジーエボリューション、技術の進化ですよ。で、あそこの1990年、1989年、平成元年なんですよ、あそこが。あのときはもう本当にただ電話をかけるだけ。それから2000年、あれはiモードでメールを打てるようになったんですよ。情報がインターネットとつながることができて。そして、2010年、あそこからスマホができてきて、そして、いよいよ2020年、去年ですよ。これがね、一気にあそこが第3の新しい事業価値、ここに行政も民間も進んでいくという、これ、歴史の流れなんですよ。これ、30年、40年の流れなんですよ。だけど、今回のコロナで、100年がもう先に進んだって言われているんですよ。100年先がもう今、もう進むスピードが早まったって言われているんですよ。というのも、この写真も、私もここに今、携帯持ってますけど、携帯でニュースから1回落とし込んでですね、LINEに落とし込んで、このLINEを事務局に送って、それを送り込んだのがこれなんですよ。写真撮ったとしたら、写真からLINEに送り込んだりできる。これはだけど、その流れなんですけど、ほかでも今のこういう仕組みを使えばですね、家におっても、どこにおってもできる。この携帯ができるというもう一つはですね、パソコンがですね、実は今年の5月に私、パソコンが飛んでしまって。飛んでしまっただけっていうのはちょっと話があれなんですけど、急にインターネットにつながらなくなってですね、こりゃどうしようどうしようって自分で中身をいろいろやっただけど、なかなか悪くなって、今度はアイコンも何も開かなくなってしまっただけ。聞いたら何かバージョンアップを年に2回やるみたいですね。ちょうど今回、大きいバージョンアップ2回だけど、それで結構な人がパソコンが悪くなったんです。だけど、パソコンが悪くなると、自分がやってることとか、こういう質問書とか、いろいろな資料なんかが作れなくなるんですよ。ですけどですね、この携帯があればですね、携帯で一応ある程度はできるんですよ。だから、もうパソコンと携帯が連動する、教育のほうでも連動する、だからこのSchoolとかこの、Schoolもですけどこれからのあれもですね、もうやり方によっては本当、面白い展開が来ていけるって私はそう思ってます。私のはまだ小っちゃいことなんですけどね。だから、そこで、説明、今の質問ですが、それで、これ上手く作ってるのが元職員でですね、オンライン上でムルフィールゼミナールっていう学び舎を開校した方がいるんです。具体的に、デジタルビジネストラנסフォーメーション、データとデジタル技術を活用し、ビジネスモデルを変革し、企業文化・風土を変革し、奄美大島ならではの優位性を確立し、新しい島の産業を起こそうとしている。だから、文化と風土、それをやっていこうと。クラウドファンディングもやって、その資金のこれはもう、オープンにしてから良いと思うんですけど、100万円以上貯まって、寄附が行われて、一生懸命やってるんですよ。そういう方も実際にいらっしゃるんですよ。これ、プラットフォームなんです。プラットフォームをこうやって作っていったら。だからもう是非ですね、応援してほしい。この、何て言うんですかな、これをやっておられる方を。私もあんまり話はしたことないんですが、是非本当に、行政をもって応援してほしいなと思います。それも含めた上で2番のちょっと質問にいけますが、それともう一つSchoolと、これ、どうしても話さないといけないのがこのペパボとの協定、これも包括的、フリーランスが最も働きやすい島化計画、2017年、これもちょっと関連するんで、これもちょっとお答えください。

商工観光情報部長（平田宏尚君） ペパボ株式会社との協定ということでお答えさせていただきます。GMOペパボ株式会社におきましては、ハンドメイド作品販売サイト国内最大手の一つであるminneを運営しており、奄美のハンドメイド作家が作品を島外に展開するノウハウを習得することを主な目的といたしまして、平成28年7月1日に連携協定を締結いたしました。以上でございます。

12番（林山克巳君） このペパボ、この社長が鹿児島県の、この方も鹿児島県の社長でですね、Schoolの社長とはもう本当、親しいんですけど、歳がですね、35歳と40歳なんですよ。もう本当に、なかなか私ももう今、精一杯学んでますけど、本当にこう若い発想の中で、一生懸命取り組んでおられる。これとフリーランス、最も働きやすい島計画はつながってるんですよ。だからもうすべて、こう

いろんなことでつながってますので、是非、市民、分かって取り組むのと、ただただこう協定結んでって取り組むのとは、市民の感覚が違うと思うんですよ。若い人たちも20代、30代、40代の人。分かって、奄美市はこういう方向で持っていくっていうのが、構想が分かれば、そこに、ああ、じゃあ自分もちっちゃなやつになるって思うんですよ。だから、できれば詳しくそういう流れとか、そういうのを本当に幅広く、こう情報発信してほしいなと思うので、私、これを出しております。フリーランス支援事業の予算的戦略、企業で、企業っていうかフリーランスで、500万円と、また、産業支援のあれで、足して1,200万円くらいってのが、全体的なのがあるんですが、個人としてのあれはないんですかね。昔、奄美、何ですかね、専門、パソコンを習う、奄美情報処理、あそこで私の家内もパソコンを打てなくて、1年間通って、そして、収入もあるわけですよ。1年間、パソコンを習って。だから、あれは個人に対しての支援だったんですよ。これ、いよいよこういうのが始まったときに、そういう、こう取り組もうっていう人に対して、個人的なそういうのってのは考えられないんですかね。

商工観光情報部長（平田宏尚君） ただいまのフリーランスの取組とか、これまでの事業費等あるいは個人に対する取組ってことで御質問ございましたので、お答えさせていただきます。フリーランス支援事業につきましては、平成27年度にフリーランスが最も働きやすい島化計画を策定し、これまで相談支援、人材育成、情報発信及び実務を通じたスキルアップや、仕事受注促進に取り組んでまいりました。島化計画第1期、平成27年度から令和元年度の5年間で取り組んだ総事業費は3,274万円であり、202名のフリーランスの育成を行ったところでございます。今後の構想につきましては、7月にオープン予定のワークスタイル・ラボの開所により、仕事場及び学び場の提供を行うとともに、コミュニティーマネージャーを配置することで、フリーランスコミュニティーの形成や更なるビジネス性の向上に加え、業種拡大に取り組んでまいります。議員御質問のフリーランス個人への支援といたしましては、先ほど御答弁させていただきました、株式会社S c h o o、オンライン学習の活用・促進やフリーランス支援事業を引き続き行うことにより、個人の仕事の質の向上、仕事受注案件の増加につながるような取組に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

12番（林山克巳君） ありがとうございます。もう、ちょっと、本当、個人的なものってのはなかなか厳しいと思いますが、やはり、あれば、もっともっとこの事業が、どんどんどんどん推進されるんではないかなと思って、ちょっと質問いたしました。そしたら、もう4番のほうの質問に入っていきます。デジタル化に向けての取組について、この前ちょっと見学しに行きましたが、新設されたデジタル戦略課、役割と計画があれば、簡単にお聞かせください。お願いします。

商工観光情報部長（平田宏尚君） それでは、議員御質問のデジタル戦略課についてお答えいたします。政府におけるデジタル庁新設の動向等にも対応するため、総務部で所管していました庁内の働き方改革関連業務と電算システム管理業務、教育委員会の小・中学校電算機器管理業務と、併せて、商工観光部の情報通信産業関連業務を移管・統合することで、デジタルトランスフォーメーションを推進し、その効果を民間企業にも展開することを役割といたしております。今後の計画といたしましては、庁内における押印見直しなどへのデジタル技術の活用による業務改革、RPAやAI-OCRの庁内普及による職員の働き方改革の推進をはじめ、奄振事業の先進技術習得支援事業による民間デジタル人材育成や情報通信産業の振興、小・中学校教育におけるGIGAスクール端末の適正管理などに取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

12番（林山克巳君） ありがとうございます。いよいよこのデジタル戦略課、ここのスタッフの方なんか、また、これから先ってのは、もうここが一つの大きな核になっていくって私は思ってますので、是非、本当、頑張っていたきたいと思います。その中で、マイナンバーカード、これも簡単に申請率、

市民の申請率、奄美市は良かったんですか。これ何パーセントなんですかね。

市民部長（石神康郎君） それでは、お答えいたします。令和３年３月末時点で既に申請された分では１万５，４７６人，３５．７７パーセント。カードの交付は１万４，７１８人，３４．０２パーセントで、全国１，７４１市町村中の１２５位前後となっております。５月３１日付けの最新データでは、本市の申請率は４０．５８パーセント，交付率が３７．４９パーセントとなっております。なお，交付率は鹿児島県平均が２９．６４パーセントで，全国平均は３１．７３パーセントとなっております。以上でございます。

１２番（林山克巳君） このマイナンバーカード，大変な御苦勞で一生懸命やっておられると思います。給付金にも関係いたしておりますので，いろんな，早急にやったと思いますが，これはどうしても大事なシステム，カードだと思う。今日ちょっとカードも持ってきてますが，どうしても大事なあれなんで，是非，推進のほうをですね，努めていっていただきたいなって。奄美市もずっと上がってきておりますが。実はこの前，日経新聞，６月５日の日経新聞に出てますが，実は１２市町村で普及率５０パーセント，１２市町村，マイナンバーカード，宮崎都城が給付金振込，１週間でもうスタートしておられます。これはもうマイナンバーカードがやっぱり，推進してやったからってのが表れているんですよ。できればもう本当，このマイナンバーカードと連動しながらやっていただきたいなっていうのと，それとまた，いろいろな守秘義務というか，いろいろありますが，実はもう本当に今の通信，電子商取引なんかで，アマゾンなんかで物を買ったりとか，ほかいろいろ買ったら，もうそこにいろいろ，口座のあれとかで，実際はもう本当に，もう既にそういう情報っていうのが，民間のほうは流れ，ただそれをこう守る，そういうクラウド関係，しっかりそれができるかどうかっていうことなんで，そこは大きいとこはものすごい努力して，努力しながらやってると思いますので，是非，このマイナンバーカードですね，推進をどんどん進めていただきたいなと思っております。また，このマイナンバーカードと口座ってのは，連動，銀行の口座ですね，銀行の口座とマイナンバーカードってのは，どうしても連動して，いろんなシステムの中でやっていくような形になると思いますんで，そういうのも説明しながら是非，進めていっていただきたいと思っております。

そしたら次，２番の質問に入っていきます。私が前の質問で，教育現場のオンライン化，タブレット，これはもう配置になっておりますが，昨年末に質問したＩＣＴ関連企業ＯＢが派遣され，全教員の指導に各民間のほうから出すっていう話がありましたが，９月からだったですかね。これどうなってますか。ちょっとお願いいたします。

教育部長（徳永恵三君） それでは議員の御質問にお答えいたします。ＩＣＴ関連企業のＯＢの派遣につきましては，国または県からの案内はございません。国・県の動向を注視しつつ，奄美市のＧＩＧＡスクール構想の計画に沿って人材の活用を検討してまいります。以上です。

１２番（林山克巳君） この前の流れの中で，いろんな方がこのＧＩＧＡ構想についての質問をしておりますので，全教員のいろんな指導のほうもいろんな計画があるって聞いております。是非，大変，先生たちは大変と思いますが，是非，指導をしながら，先生たちの精神的なものも考えながら，是非，進めていっていただきたいなと思います。それが全部つながっていきますので，よろしくお願いします。

３番の質問いたします。この電子マネーですね，デジタル地域通貨計画は，これは商品券が第１次だけど，第１次のその商品券の流通のことなんですけど，これのいろんな計画っていうのはございますか。

商工観光情報部長（平田宏尚君） それでは，お答えさせていただきます。議員御案内のとおり，地域通

貨とは特定の地域や小規模なコミュニティ内において利用できる通貨とされております。主な目的は、地域内における消費の促進と地域コミュニティの活性化であり、地域で資金を循環させるための仕組みづくりとも言われております。本市における地域通貨といたしましては、以前より、市内経済循環の活性化を目的といたしまして、本市内の加盟店で使えるプレミアム商品券を発行してまいりました。プレミアム商品券によって、市民の消費活動を刺激し、域内の経済循環を活性化する取組は、このコロナ禍におきましても重要な施策であると認識いたしております。この商品券のデジタル化についてでございますが、デジタル商品券はスマートフォンを活用し、手軽に支払いができるといった消費者側のメリットや、決済の簡素化や換金の手間がかからないといった、登録店側のメリットが期待されるとともに、紙の印刷等事務コストの削減などの効果も見込まれております。一方で、スマートフォンを持たない消費者やスマートフォンの操作に慣れていない消費者、キャッシュレス未対応の店舗へも配慮する必要があります。このように、商品券のデジタル化につきましては、メリット・デメリットがあることから、全国の先進事例の動向を注視しつつ、関係各所の意見を伺いながら検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

12番（林山克巳君） すみません。猛スピードで質問をしながら答えを聞いておりますが、この電子マネー、私はこの電子マネー、これが本当、これから先、加速、いろんなそのデジタル関係を加速させると私は思っております。南島原市がですね、初めて九州でMINAコインっていうコインをあれしたんですよ。これはもう、島の中で、別に商工会に入っても入っていても、MINAコインに加入したら、それを流通できるんですよ。そういうのを初めて九州でスタートして、これが2月10日なんですよ。今年の2月10日に。だからもう、回るんですよ、お金がそこで。だから、外には出ていけないんですよ。だって、そこでしか使えないんですからね。これですね、ちょっとどうなったか私、お昼、電話したんですよ。その担当の人に。そしたら、今、1万6,800人、今、MINAコインをあれしてるみたいです。申請して、申し込んでおられるみたいですね。この4万人くらいですから、この南島原市っていうのはですね。これは銀行がアプリに、銀行口座からチャージして、そこでMINAコイン、1円対1コインですかね。そうしてやっておられるみたいです。私もこれは良い、本当にこれが、流れかなって思ってます。鹿児島銀行が庁舎のキャッシュコーナーのあれをもう撤去しておりますが、実は本当、いろいろ私も金融機関等の勉強会なんかに行ったりしたときに話聞いたら、何でかなって思ってますよ。1台に300万円くらいかかるみたいですけど、その設置料がかかるのかなって思ったらそうじゃないんですよ。全体的なコスト、いろいろな警備的なコスト含めて、鹿児島県全土の各市町村のあれを撤去、採算合わない、撤去してるんです。それがその始まりがこの、いわゆるキャッシュレスの流れで、もう鹿銀はどんどん行きました。南日本銀行もまた、進めていくような感じで話を聞いております。だから、是非、これにどうしても、このマイナンバーカードはやっぱり、口座、いろんな中でつながってくるんですよ。やっぱり、身分保障みたいなもんでですね、だから、もう先に金融業界は進んでいきますので、是非、このマイナンバーカードの理解、まあだいが奄美市もマイナンバーカードは推進っていうか、増えてきておりますので、もう本当に楽しみは楽しみなんですが、是非、お願いしたいと思います。何かもう、ここ1年、コロナもあって、もう何か急激に今年から、すべてが何か早く進んでいっているような気がしますので、追いつくように私も頑張りますので、どうかよろしくお願いいたします。これで私の質問を終わりたいと思います。以上です。

議長（与 勝広君） 以上で自民党奄美、林山克巳君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午後2時29分）

○

議長（与 勝広君） 再開いたします。（午後2時45分）
引き続き一般質問を行います。

公明党 栄 ヤスエ君の発言を許可いたします。

9番（栄 ヤスエ君） 市民の皆様、議場の皆様、インターネット中継を御覧の皆様、こんにちは。公明党の栄 ヤスエでございます。一般質問に入る前に、少々所見を述べさせていただきます。5月10日に世界自然遺産登録への登録が適当とのICUN国際自然保護連合の評価結果が通知され、今年の7月に開催される世界自然遺産委員会で認められますと、正式に世界自然遺産登録となります。平成15年5月に候補地として選定され17年余り、登録が目前となりました。奄美市長におかれましては、昨日、次期市長選へ出られないということで表明をされました。市長の残されました任期の中で、登録の瞬間を迎えられること、私といたしましては感慨深く感じております。また、本市においては新型コロナウイルス感染症の対策として、65歳以上のワクチン接種が5月3日より始まり、7月末までには完了とする予定としております。国といたしましては、ワクチン接種を希望する人全てが10月から11月にかけて終わられるように取り組むとしております。日々感染リスクを抱えながら医療の現場で働く皆様、介護事業所の皆様、ソーシャルワーカーの皆様、そして、ワクチン接種に携わる全ての皆様へ心から敬意と感謝を表します。接種を希望する市民が誰一人残らずワクチン接種が終了できますよう、関係各位の皆様、よろしくお願いいたします。また、コロナ感染者などへの偏見や差別の声も聞こえてまいりました。一人ひとりが誰かのことではなく自分のこととして考えてまいりたい。誰でも感染する可能性はございます。相手の立場に立った思いやりの心で接してまいりたいと思います。一日も早い収束を祈ります。国連の新たな開発も目標としてのSDGsは、人々にとってより良い世界を作るため、国際社会が2030年までにあらゆる形態の貧困を撲滅し、持続可能な社会を実現するために、誰も置き去りにしないことを約束した国際的な合意となります。

持続可能性の理念として、池田SGI会長は、外から縛り付ける堅苦しいルールのようなものではなく、誰かの不幸の上に幸福を求めない生き方であり、現在の繁栄のために未来を踏み台にせず、子どもや孫たちのために最善の選択を重ねる社会の在り方を示しております。2030年までの後9年、SDGsの理念を学び、一人ひとりが行動に移していかなければと思います。それでは、質問に入らせていただきます。

まず、はじめに、質問の順番の訂正をお願いいたします。（2）の男女共同参画の推進についてを1に、1のコロナ禍における女性の負担軽減についてを2をお願いいたします。

議長（与 勝広君） 質問の順番の変更の際は、あらかじめ議長に許可を得た上でお願いいたしますね。どうぞ続けてください。

9番（栄 ヤスエ君） では続けます。それでは、一つ目の質問でございますが、市民生活について、（1）男女共同参画の推進について、1999年平成11年に男女共同参画基本法が施行され、22年が経ちました。国の第5次男女共同参画基本計画では、すべての女性が輝く令和の社会が、昨年12月25日に閣議決定し、11の分野を掲げてスタートしております。奄美市の男女共同参画計画の後期が令和3年度本年までとなっております。奄美市合併前の旧名瀬市時代にはいち早く条例がつくられており、15年余にあたり、男女共同参画社会の実現に向けて、8分野の計画を立てて取組を進めているものと考えます。質問に入りますが、昨年は本市において、男女共同参画に関する市民意識調査をされておりますけれども、その目的と調査結果について伺いたいと思います。次の質問からは発言席にて行います。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。市民部長。

市民部長（石神康郎君） それでは、男女共同参画の推進について、お答えいたします。御質問の男女共

同参画に関する意識調査につきましては、昨年度住民基本台帳から無作為に抽出された20歳以上の男女2,000人を対象として実施しており、男女共同参画社会づくりの取組を進める中で、市民の意識と実態を把握し、平成29年度の調査結果及び国の内閣府調査、鹿児島県の調査と比較した上で、本市の現状と課題を抽出することを目的に行ったものでございます。この調査は男女平等の意識等6つの項目を調査しており、各分野における男女の地位の平等感の項目では、社会通念、慣習、しきたり等の5つの項目で男女平等であると回答した割合が、内閣府調査と比較して低い結果となっております。また、認知度の項目では、DV防止法や男女雇用機会均等法などについては、聞いたことはあってもよく知っている用語は少なく、認知度は低いとの回答が多く、就業の項目では、子どもができてみずと就業を続けるほうが良いと、男女ともに6割を超える方が回答いたしております。今回の調査結果を踏まえ、今後の施策検討や次期基本計画に反映させてまいりたいと考えております。以上でございます。

9番（栄 ヤスエ君） 御丁寧な答弁ありがとうございました。やはり、本市においては社会通念等、低い状況にあることが現状が分かりましたので、しっかりとまた、この意識調査の男女共同参画に関する施策についての、市が力を入れるべきことってことであったんですけども、その中で、子どもの頃からやはり、男女の平等や相互の理解、また、協力についての学習を充実させる、が42.8パーセントと最も高くなっておりました。しかもまた、この教育現場での学びにも力をいただきたいと思えます。次期計画に生かしていただきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

次に、県の男女共同参画センターの主催で毎年、男女共同参画の基本講座というのが開催をされておりますけれども、皆さん御存知じゃないかもしれませんが、これが4回のシリーズ講座として開催しておりますが、通常は鹿児島市内の会場へ実費での参加をするってことで、結局、お金がかかってしまうということなんですけども、昨年は本市の担当課の配慮で、市役所の会議室において、オンラインで、鹿児島が主会場で、奄美市のほうでオンラインで受講するってことでさせていただきました。この男女共同参画の基礎講座や、また、身近なところで男女共同参画の理解を広げるために、学べる場になると考えます。市民や市職員の学びの場の提供といたしまして、この基礎講座は本当に重要なポイントになると考えておりますが、この件に関してどのように考えて、捉えているか、伺いたいと思えます。

市民部長（石神康郎君） それでは、お答えいたします。基礎講座の取組につきましては、男女共同参画の視点を学ぶ鹿児島県男女共同参画基礎講座として、令和2年度よりオンラインで実施され、8名の方が受講しております。同講座は男女共同参画の基礎知識や理解を広めるための手法を学ぶ貴重な機会であり、受講環境を整えたことで、学びの機会を提供することができたと認識しており、今年度も多くの方に参加いただけるよう、広報・周知に努めているところでございます。以上でございます。

9番（栄 ヤスエ君） ありがとうございます。私も受講生の一人でありますけども、昨年、本当に同じ、鹿児島と同時間を通じながら貴重な学びができたことは、本当に貴重なところだと思いますので、今後もそういった形で継続できたらなというふうに思っております。また、次期計画も策定されるということなんですけども、やはり、全庁的に皆さん、一人ひとりが、職員の皆様はじめですね、そして、議員の皆様も含めなんですけども、必要な学びというふうに考えておりますので、本年は、広報になります、7月10日と11日にオンラインにて受講もできるということでございますので、御案内をさせていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

次に、③の本市の男女共同参画を推進する上で、県の委嘱を受けた皆様がいらっしゃるんですけども、地域推進員ですとか、また、民間団体との連携など、現状どのようになっているか伺いたいと思えます。

市民部長（石神康郎君） お答えいたします。議員御承知のとおり、地域推進員につきましては、市町村

からの推薦に基づき、鹿児島県より委嘱されることになっており、現在、本市では6名の方が地域の実状や特性を踏まえた活動を行っております。また、本島内5市町村の推進員で構成する奄美大島男女共同参画連絡会を立ち上げるなど、広域的な活動を始められたほか、男女共同参画あまみ会議とともに県の啓発週間のパネル展示、及び広報を目的とした地元ラジオへの出演や講演会を開催するなど、精力的に活動されております。本市といたしましても、関係団体と連携を図りながら、学びの場の提供や広報活動に一層取り組んでまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

9番（栄 ヤスエ君） ありがとうございます。しっかりと連携取れているってことと、また、本当に奄美本島内も5市町村で、しっかりまた、連携取りながらですね、いろんな情報交換をしながら、今後も民間とのつながりとか含めてですね、奄美市のほうもですね、主になりながら、啓発、また、この周知に関して、活動をしていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。今後も、本市と地域推進員や民間団体との共同で、市民への、また、啓発・広報など、更に進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次の質問でございますけれども、（2）のコロナ禍における女性の負担軽減についてでございますけれども、①の生理の貧困ということで、今、テレビ報道等でも聞かれると思いますけれども、日本では女性が年間に購入する生理用品のコストは、2万円強というふうに言われております。更に、生理痛ですね、鎮痛剤ですとか、関連用品まで含めると、負担は更に大きくなると言われております。とりわけ、コロナ禍で家計の収入が減った世帯においては、必要な生理用品が買えない女性たちが少なくありません。3月4日の参議院予算委員会で、公明党の佐々木さやか議員が、今、世界各国の女性の月経に関する生理の貧困という問題について動きがありますと。生理の貧困とは、生理用品を買うお金がない、また、利用できない環境にあることを指し、発展途上国のみならず、格差が広がっている先進国でも問題になっています。例えば、イギリスでは2020年から全国の小学校・中学校・高校で生理用品が無償で提供されており、フランス、ニュージーランド、また、韓国などにおきましても、同様の動きとなっております。この問題は、日本でも無関係ではございませんで、日本の任意団体が行ったオンラインアンケート調査によりますと、日本でも5人に1人の若者が金銭的理由で生理用品を買うのに苦労したと、こういった結果が出ております。また、個別事案としても、貧困の中で購入できない、また、ネグレクトなどによって親から生理用品を買ってもらえない、こういう子どもたちがいるということも聞いているところでございます。日本においてもこの生理の貧困問題について、女性や子どもの貧困、児童虐待などの観点から実態を把握し、学校での無償配布など必要な対策を検討していただきたいと思います。ですが、いかがでしょうか、という質問をされました。それに対しまして、丸川担当大臣は、抜粋しますが、我が国でもコロナ感染症拡大によって、女性が大きな影響を受けているということも踏まえ、文部科学省、厚生労働省など、関係省庁とも連携をしながら、今後、何ができるのか検討してまいりたいというふうに答弁をしております。それに伴いまして、3月23日には、政府は新型コロナウイルス対策で個人や事業主への支援策のため、今年度の予備費から2兆円余りの支出を閣議決定いたしまして、その中で、女性に寄り添った相談支援に必要な経費といたしまして、13億5,000万円を計上しております。このことにより、交付金を活用した生理用品の購入も可能というふうになっております。また、5月19日現在におきましては、内閣府男女共同参画局の全国の地方公共団体の取組の調査結果におきまして、取組を実施しているところでは、または、検討しているところの自治体の数は242団体でございまして、また、その生理用品の調達元といたしましては、各自治体で備えております防災備蓄の中に生理用品がありますが、その備蓄用品が277件と。次いで、予算措置が53件となっております。また、企業ではまた、住民からの寄附も42件というふうになっております。そこで、質問でございますが、本市の防災備蓄品の生理用品が無償で配布はできないか、ということなんですが、合わせて、この防災備蓄品の中のローリングですね、ローリングストックで、入れ替え時期も含めてですね、生理用品はじめ、また、紙オムツですとか、粉ミルク、食料等の入れ替えを活用した時期に合わせ

て、そういった必要としている人たちへの無償配布ができる仕組みづくりも提案とさせていただきますが、２つ合わせて伺います。よろしくお願いいたします。

福祉事務所長（永田孝一君） それでは、議員御案内のいわゆる生理の貧困問題についてお答えいたします。備蓄品の話でございましたが、本市におきましては、現在、名瀬総合支所に３０パックの生理用品を、平成３１年より防災備蓄品として保管しております。この間、台風等により開設した避難所及び避難した方たちへ配布を行った実績はございません。生理用品の備蓄品につきましては、使用期限前には買い替えることにしており、その際は議員が提案されますように、生理用品の無償配布も可能であると考えております。今後、備蓄品入れ替えの時期になりましたら、どのようなニーズがあるのか調査した上で、関係機関とも連携しながら検討してまいりたいと思っております。紙オムツと粉ミルクについてはちょっと確認をしております。申し訳ございません。以上です。

９番（栄 ヤスエ君） 失礼いたしました。備蓄品の活用ということで、ちょっと提案をさせていただいたところでございますので、是非、総務のほうで、また、検討いただければと思います。生理のパックが名瀬支所だけ、名瀬総合支所に３０パックということで、少ないか多いかではちょっとあれなんですけども、そういったものをですね、しっかりとまた、活用していただくってことも検討をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

防災備蓄品の活用として、全国の自治体や学校でも、生理用品の無償配布が進められていることは御承知おきだと思いますが、例えば、東京都の品川区におきましては、区役所の窓口ですね、窓口での配布、また、区立小学校・中学校におきましては、生理用品、また、合わせて、８３２パックを配布したそうです。そこでまた、教育委員会は学校の個室トイレの生理用品を置くことによりまして、児童や生徒が生理であることを先生方に打ち明けなくても自由に生理用品が使えるように、また、プライバシーも守られるように、配置した取組をしているとしております。設置を始めてから、およそ２か月余りで２５０個ほどが利用されたということで、生徒や保護者からも、急に学校内で生理になったときに安心して助かったと、有り難いとの声が寄せられたそうです。そこで、質問でございますが、本市の小学校・中学校や、また、公共施設におきまして、この個室トイレで生理用品を無償で提供できないかということで、伺いたいと思います。

福祉事務所長（永田孝一君） 小・中学校や公共施設の個室トイレでの生理用品の無償提供についてお答えいたします。まず、学校において、子どもたちが生理用品についての相談ですとか、悩みについて、声に出すことはなかなか難しい問題かなと感じております。これまで、表面化することがなかったという認識です。本市において、実際にどれくらいの方が悩みを抱えているのか、どれだけの方が無償配布を望んでいるのかが、ちょっと把握できていないのが実状でございますので、御理解いただきたいと思います。また、いわゆる生理の貧困という課題を抱えている世帯においては、そのことだけではなく、食事のことや生活全般に困窮している状況であることが想定をされます。個々のケースについては、総合的な視点からの直接的な支援が必要であるのではないかと考えております。しかしながら、議員がおっしゃるように、学校や公共施設での生理用品の無償の配備が、声を出せずにいる子どもたちをさりげなく支援することにもつながるという、その可能性についても認識をしておりますので、今後、教育委員会や関係機関などとも連携して、実態の把握に努めて、議員御案内の先例都市等の取組なども参考にしながら、検討してまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

９番（栄 ヤスエ君） ありがとうございます。答弁いただきました。現状、急に出してきたものですので、実態把握はできていないというのは重々分かっているところなんですけども、今後の取組として、しっかりと取り組んでいただきたいうことでの質問ですけども、ちなみにですね、配付の方法

例なんですけども、東京都の豊島区におきましては、ちょうど3月8日が国際女性の日ということで、ミモザの日なんですけど、ちなんで、ミモザの花をモチーフにしたカードをですね、区役所の福祉関係の窓口とか、婦人相談員とかですね、そういったところのこういった窓口に置いてですね、言葉を掛けなくても、そのカードをその職員に誰かにお渡しすれば、生理用品の入った袋がそのままいただけるってような、そういった取組もしているそうなんです。なので、袋の中にはですね、生理用品と共に、やはり、市役所、行政ですので、福祉の窓口ということで、食料品、先ほど部長がおっしゃったように食料品ですとか、それにつながる女性のDVですとか、そういったものの相談支援の、どこに連絡をしたら良いかっていう相談支援のパンフレットとかリーフレット、性被害とかもいろいろありますので、そういったものをですね、連絡先が入ったパンフなども一緒に同封して、相談支援にもしっかりと、言葉を交わさなくても、後々、相談支援につながるような工夫もしているということでございましたので、しっかりとそういったことも先進地を調べていただきまして、取組をお願いしたいと思います。また、水戸市におきましては、誰一人取り残さない社会の実現のために、市民と行政がともにこの問題を考えて、ともに明るい社会をつくっていくための取組としまして、水戸市、女性の貧困問題支援プロジェクト実行委員会っていうものを立ち上げてまして、市民の皆様からとかですね、未開封の生理用品、使わなかったりとかする、そういったものの寄附を募りまして、必要な方に届ける、みとちゃん・ミモザ・プロジェクトというものを開始しているそうです。その中で5月23日までには3,000ものセットの寄附が寄せられたとの記事がありましたので、お金を使うだけではないんですけども、こういった市民の方々に働きかけをして、寄附をいただくような取組等もやっているところがございしますので、是非、参考にしていただきたいというふうに思っております。

次の質問ですけれども、困難に直面する、コロナ禍の中で困難に直面する女子児童や生徒が、声を上げやすい教育現場の対応について、伺いたいと思いますが、やはり、生理に特化したあれなんです、生理の早い子どもさんで小学校2年生ぐらいから始まるといわれております。家庭の経済的な問題やネグレクトなどによりまして、十分な生理用品が手に入らないなど、学校でも急に生理が始まってしまって、男性の、例えば担任の先生が男性だったら、やっぱり、思春期の子どもたちっていうのはなかなか声が出にくい。で、男性の先生に言い出しにくいなどで困っている児童・生徒に対しまして、トイレに行けばちゃんとその、必ず生理用品が揃えてあるというふうに、そういったことはもう普通にできるようにすればですね、安心感と、子どもたちがストレスに晒されなく学校生活を過ごせる環境になると思います。今日、上のほうに奄美小学校の子どもたちが来られてますけども、ありがとうございます。そのような中で、やはり、子どもたちが本当に安心・安全で過ごせるような環境になればというふうに思っておりますので、御答弁お願いいたします。

教育長（村田達治君） それでは、議員の御質問にお答えさせていただきます。女子児童や生徒が女子特有の困難に直面し、担任に相談がしづらい状況にある場合は、養護教諭、それから、女性教諭を窓口といたしまして、話を聞いたり、アドバイスをしたりしながら対処をしているところでございます。特に性に関する指導の時間につきましては、養護教諭を中心にしまして、担任と連携を図りながら、正しい知識や対処法について学んだり、それから、お互いの関係性を深めて相談しやすい環境をつくったりしまして、児童・生徒が安心して学校生活を送れるようにしております。また、保健室には生理用品や緊急時の替えの下着、それから、標準服等も準備しております。緊急時の困難にも対処できるようにしております。更に、養護教諭や女性教諭に相談しづらい児童・生徒につきましても、スクールカウンセラーと相談する機会を設定するなど、学校として関係機関と連携しながら対応してまいりたいと、そのように考えております。以上でございます。

9番（栄 ヤスエ君） ありがとうございます。先日、実際に学校現場を訪れまして、市内の小学校、うちの奄美小学校ですね、と、名瀬小学校のほうを訪ねまして、トイレ事情とかですね、視察をしまし

て、また、実際に保健室の養護教諭の方からも、また、学校の現状をお聞きすることがありました。先ほど、教育長がおっしゃったとおりの内容でございましたけども、やはり、そういったところで女性の教諭がいないところとかはもう本当に困るのではないかというふうに思い、なかなか声を上げられないってことも実際聞かせていただきましたけども、小学校と中学校では少し、段階的、年齢的に違うとは思いますが、しっかりとまた、そういった女性教諭をしっかりと、気がきがですね、男性の教諭であっても、ちゃんと気がきができるような形でですね、今後、そういった配慮もお願いしたいと思います。そういったストレスがないようにということで、今回はしっかりとトイレに、その生理用品があるっていうのを当たり前にするということで、提案をさせていただいているところでございますので、是非、お願いしたいと思います。学校現場から、例えば、トイレの生理の用品を配置するとして、しっかりと、提案を、どのような形で提示をするのかとか、そういったものも提案をしてほしいってことで言われましたので、やっぱり、トイレの形状によってもその置く場所だったりとか、吊るすところとかも変わってくると思います。施設に関しても各学校のトイレの形状の違いもあると思いますので、壁に吊り下げるですとか、箱に置いて箱の中に入れてそこに置くとか、棚があるところにはそこに置くとか、そういった工夫もですね、実際、提案をしていただきまして、是非、配置のほうを進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次の質問でございますけれども、コロナ禍において、全国的に女性や若者の自殺者数とか、また、DVの相談も増加をしているというふうに聞いております。これもまた、声が上げにくい市民にとって、窓口に来れなくても、LINEですとかSNSなど、気軽に相談できるツールも必要と考えますけれども、先ほどの議員の答弁の中で、婦人相談の件数が204件ってことでしたね。で、また、内64件が子育てに関するものというふうな数も出てまいりました。4番、5番、一緒に質問させていただきます。4番の若い世代に合ったツールでの相談支援について伺います。そして、また、5番の本市における相談支援の現状について、改めて伺いたいと思います。

福祉事務所長（永田孝一君） それでは、お答えいたします。本市における若い世代の方たちからの相談業務ということで、DVですとか虐待、養育支援等の相談を受ける相談員としまして、福祉政策課に婦人相談員と家庭相談員、それぞれ1名ずつ、それから、健康増進課の中に子育て世代包括支援センターというのがありまして、助産師と保健師を配置しているということで、相談用の手段として、公用のスマートフォンをそれぞれ1台ずつ配備しております。で、議員のおっしゃるLINEとかでの相談というお話なんですが、一度相談を受けた方が、基本的には面接とか電話でするんですけども、継続した支援が必要だというような場合と、本人の了解が得られた場合、そのときはLINEを使った対応もしているというところです。議員がおっしゃるとおり、その気軽さですとか、対面で上手く話せないことも文章なら伝えやすいとかいうメリットもあって、よく活用されているという認識でございます。ただ、最初ですね、相談のしやすさというところでなんですけども、初期段階の相談は、本人の言葉だけではなくて、表情や仕草などの情報収集も必要であるという認識でありますので、対面での相談が不可欠であると思っております。したがって、初回の相談については、LINEだけでは伝わらない部分もあることと、一定の信頼関係も必要ではないかと考えておりますので、当初の段階ではスマートフォンの利用はしておりません。LINEの活用については、お互いの信頼関係が構築された継続ケースのみ使用しているというのが現状でございます。ただ、相談のしやすい体制づくりというのは、議員のおっしゃるとおり必要だと思っております。相談内容を問わず、どんな悩みでも気軽に相談できるよう周知するとともに、来所が困難な場合は訪問を行うとかいう方法も、市民に寄り添った対応を心掛けたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、相談件数等についてでございます。婦人相談員、家庭相談員の相談の中身、先ほど、申し上げたとおり、204件でございます。DV関係は12件、延べ件数です。実人数として8名ありました。令和元年度に一昨年は13件ですので、コロナの中で増えたと全国的には言われておりますが、奄

美市の場合には横ばい状態ではないかと思われます。年代別の数字もございます。４０代がやっぱり、一番相談が多いということで、２９パーセント、次に、３０代が２５パーセントとなっております。相談の中身は、経済的なことについての相談が４６パーセント、離婚に関する相談が２０パーセント。３番目に相談の多かった年代は６５歳から７５歳の間、相談の中身は離婚問題が３９パーセント、経済的なことに関するものが３６パーセントとなっております。具体的なかんでは、コロナ禍が影響したことによることだと思われそうですが、コロナの影響で店を閉めて、ずっと家に夫婦でいる時間が増えてから、暴言、暴力を振るわれそうになったという相談もあったようでございます。しかしながら、本市における相談内容で最も多いのは、生活困窮関係の経済的な部分が多いのではないかと考えておりますが、これからも相談者の状況確認や関係機関との連携等により、相談内容に沿った支援を実施していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

９番（栄 ヤスエ君） 詳細にわたる答弁、本当にありがとうございました。奄美市の現状がしっかりと分かることができました。確かに市民にしっかりと寄り添いながらですね、アウトリーチも本当に必要だと思っておりますので、見つけ出すことも大事だと思いますので、是非、お願いしたいと思います。本市においても、生理の貧困をはじめとする女性の負担軽減に対して、誰一人取り残さない社会を実現するためにも、積極的な取組を要望いたします。また、生理の貧困にとどまらず、表面化しにくい女性特有の課題というの、先ほど詳細もありましたけれども、あると思いますので、しっかりとそういった実態もですね、把握に努めていただきまして、寄り添う支援体制を構築していただきたいというふうに要望いたします。

次の質問でございすけれども、防災について質問させていただきます。国は近年、激甚化する自然災害では、高齢者や障害者などの災害弱者が逃げ遅れ、犠牲になるケースがあるため、事前に一人ひとりの避難方法を決めておく、個別計画策定を義務化をいたしました。避難行動要支援者を個別計画では、要支援者ごとの避難方法や、また、避難先、手助けをする人などを明記したものです。対象者全員の計画を策定済みの市町村は、全国でまだ１割程度にとどまるということで、内閣府におきましては、この改正法等を並行いたしまして、作成経費を支援する新たな地方交付税を措置しております。今後、５年程度でハザードマップ上で危険な地域に住む介護が必要な高齢者など、推計２５０万人の計画策定を優先するとしております。作成が円滑に進みますように、要支援者の状況を把握している福祉専門職などの連携強化も図るとしてありますけれども、一つ目の質問ですが、改正災害対策基本法が５月２０日に改正されまして、災害時に支援が必要な高齢者や障害者、また、災害弱者ごとの個別計画の策定が義務になったが、本市の現状について伺いたいと思います。

市長（朝山 毅君） 私のほうで栄議員に御答弁させていただきます。議員お尋ねの個別計画につきましては、災害時に支援が必要な高齢者等の避難行動、要支援者一人ひとりに避難場所、情報伝達方法や避難を支援する避難支援者などを定めた個別の避難支援計画がございます。作成方法につきましては、市町村が作成している避難行動要支援者名簿に登録された要支援者が同意をすれば、自治会や民生委員、福祉関係機関等に名簿が提供され、市町村や自治会などは要支援者と協議をして、支援計画を作成いたします。要支援者の同意、地域の高齢化による人材不足に加え、対象者も多く、避難支援者の確保など課題も多いことから、全国的にも、策定済み自治体は令和元年の３月末現在で、全国で１２．１パーセントと、策定率は低い状況にございす。県内自治体の策定状況につきましても、すべて策定済みが１９パーセント、一部策定済みが４９パーセント、未策定３３パーセントとなっております。本市においては、一部策定済みの状況下にございす。本市の策定状況につきましては、昨年度、自主防災組織、２組織や、福祉関係機関などとも連携をして、一部地域の策定を行っているところでございす。しかしながら、今後も出前講座や各種訓練を通して、地域防災意識の醸成や人材育成を図るとともに、自主防災組織、福祉関係機関とも連携した、個別計画の策定、支援、周知を進めてまいりたいと存じますの

で、どうか御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

9 番（栄 ヤスエ君） 分かりました。本市としては一部ということで、まだまだ進みが足りないってことで課題が見えてまいりましたので、しっかりとまた、この自主防災組織のあるところ、また、ないところも本当に、市内では、笠利や住用もほとんどあるんですけど、やっぱり、市内でないところもありますので、その課題をどうやってクリアするかってところが、本当に課題だと思いますので、そういったところは帳簿別にとか、いろいろ、防災会もつくっているところもありますので、そういったところともしっかりと協議をしながら、やはり、この要援護者の皆様が、本当に一人も犠牲にならないように、しっかりと信用できるですね、個別計画をつくっていただきたいというふうに要望いたします。よろしく願いいたします。

次の質問ですけれども、自治体が発令する避難情報が、避難指示ということで一本化されました。広域避難の円滑化もこのことによりまして図られるとされております。改正法においては、自治体が発令する避難情報について、避難勧告を廃止、避難指示に一本化。本来、避難を始めるべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れる事例が起きているため、従来の勧告の段階から避難指示を行い、情報を分かりやすくしているということです。また、災害が発生する恐れがある段階で、国の災害対策本部を設置できるようにすることによりまして、政府から都道府県知事や交通事業者に、避難先や移送手段の確保のための指示が出せるようになったということで、これで広域避難などの円滑化を図るとしております。昨年9月の台風10号におきましては、避難勧告の発令が早く、雨風がまだ弱い中での避難ができたと考えております。日頃は避難所への避難をされない市民の方々も、危機感を持ちながら多くの市民が避難所への避難をされたことと記憶しております。また、市民の中には、コロナ禍での避難所への避難を躊躇され、自宅にとどまる人もおられたと考えております。今後、また、今、6月、7月、8月、9月と、台風シーズンも近くなっています。千葉県南房総市におきましては、飲食店などの混雑状況を提供している株式会社バカンというところがございますけども、あそこと協定を結びまして、災害時に開設した避難所の混み具合を、スマートフォンなどでも誰もが確認できるサービスを開始しているというふうに聞いております。コロナ禍の災害時に必要な分散避難も期待を、このことによりまして期待ができます。で、この南房総市のサービスは、株式会社バカンが専用サイトのリアルタイム空き情報配信プラットフォームってことで、これ、無料、無償で提供されているそうなんですけども、このサイトの地図上に市内34か所の避難所を示しまして、災害時に避難所が開設されますと4段階で混み具合を表示がされるということで、一つ目が空き状況、空いているということ、二つ目がやや混雑で50パーセント、三つ目が混雑70パーセント、四つ目がもう満室であるっていう、この4段階で混み具合を表示できるということになっております。地図と混雑状況の情報を合わせて表示することにより、利用者がスマホやパソコンを使って一目で分かることがサービスの特徴であると。家から近い避難所が混雑してる場合であっても、すぐに別の避難所を探せるっていうことと、また、徒歩で数十分かけて避難所に向かい、また、満室でたらい回しにされる可能性も、ほぼなくなるというふうにしております。そこで、質問でございますが、本市における災害時の避難所の混み具合をスマートフォンなどで確認ができる、専用サイトの導入ができないかということで伺いたいと思います。

総務部長（三原裕樹君） お答えいたします。議員御紹介の専用サイトにつきましては、スマートフォンやパソコンなどのインターネット端末から利用することができ、避難者が混雑状況を事前に確認をして避難できるなど、感染症対策にも有効なシステムであります。現在、県内では日置市、鹿児島市、薩摩川内市、始良市、長島町の5市町が導入をしているという状況でございます。これまで本市の避難所の開設情報につきましては、ホームページやエリアメール、各種マスコミを通じて広報しており、昨年度新型コロナ禍の中、多くの方が避難をされた台風10号では、避難所の開設情報や満員で受け入れのできない避難所を、随時ホームページ等で広報をしておりました。しかしながら、詳細な混雑状況までは

周知できておらず、避難所の感染症対策の課題として、協議をしてきたところでございます。専用サイトの導入につきましては、同課題に有効な手段であり、現在、本市独自の専用サイトのテストモデル、これを立ち上げておまして、今、現在、関係各課と協議をしながら、より良いサイトの構築に向けて取り組んでいる最中でございます。いずれにいたしましても、市民の皆様が使いやすく、分かりやすい専用サイトを目指し、安心して避難できるよう関係各課と協力をしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

9 番（栄 ヤスエ君） ありがとうございます。今、テストモデルもされていらっしゃる、使っていらっしゃるということで、しっかりとまた、各市町村ですね、5市町村、県のほうで、鹿児島県の中では取り入れてるということで。この避難所だけではなくてですね、このバカンはですね、いろんな交通網ですとか、いろんなところの情報の混み具合とかの、ほかの別のサイトも、サイトっていうか、あるようですので、そういったことも鑑みながらですね、この避難所だけではなくて、ほかの使い方もあると思いますので、しっかりと研究していただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次の質問に入ります。本市の災害時における避難所開設は、主に職員が、先ほどありましたチャットボットを使いながら、避難所の情報を使いながら、チャットボットじゃなくてL o G oチャットですね、L o G oチャットで、災害があったときには市の職員にそれぞれ連絡がいて、市の職員が避難所の管理者から鍵を開けてもらって、職員が避難者の把握など、運営をしていると認識をしております。愛知県の豊橋市におきましては、避難所開設をスムーズにするために、初動ボックスというものを全指定避難所のほうに配備しておまして、防災訓練を行う中で、避難所を開設する際に、最初に何をすればいいのかわからないというふうな、たぶん先に、職員が行って、その住民の中心者の方、区長さんとか自治会とか、学校の関係者だとかないと考えられますけれども、そういったときに今、現状では、訓練がされているところは良いんですけども、最初、避難所に行ったときに何をすれば良いのかわからないというのが現状だと思いますが、そういった住民の意見が多かったっていうところがきっかけとなりまして、作成をしたということなんですけど、発災後の混乱時に誰が来ても避難所開設を行えることを重視いたしまして、初動に必要なものを一つのボックスにまとめたということで、中でも運営委員が安心して開設作業を進められるように、必要な手順を分かりやすくサポートするのが、避難所開設アクションカードっていうのがありまして、避難所運営マニュアルですとか、また、新型コロナウイルス感染症に配慮したガイドラインをもとに、鍵の入手の仕方ですとか、鍵の安全確認、そして、3か所の受付設置、事前ですとか総合、体調不良者のための受付、専門用受付、また、4番目に居住スペースの仕分けですね、段ボールのとか、仕分けですとか、ソーシャルディスタンスの確保をするとか、また、簡易トイレの設置をどこにするかなどなど、詳細にわたって実施方法や危険かどうかの判断基準など、写真でしっかりと作っていただいて、写真とか図面を活用して、分かりやすく表示をしているというふうになっております。そのカードの順番どおりに、最初に行った人が、次は何をすれば良いっていう、こう、めくっていけば、次に何をすれば良いのか、また、一目で分かるようになっていると。発災時のパニックを防止するとともに、安全に避難所を開設するまでの、このシナリオの役割をそのボックスがしているというふうに聞いております。で、質問になりますけれども、この災害時の避難所開設を迅速にかつ円滑に行うための、本市の指定避難所に、この初動活動ボックスというものをですね、設置はできないかということで、伺いたいと思います。

総務部長（三原裕樹君） 議員から御案内のありました愛知県豊橋市の事例につきましては、我々も確認をさせていただきました。先ほどございましたが、本市では災害対策本部とのまず、連絡要員ということもございまして、市職員が避難所開設を行っており、必要な名簿など、資機材についても職員がその都度持ち込んで、現在、対応をしているところでございます。避難所開設にあたりましては、いち早い

情報の収集を行いながら、早めの避難所開設に努めているところでございます。また、避難所開設後には、関係部署と情報共有を図るため意見交換を行い、課題の洗い出しなど、より良い避難所運営に向けての取組もその都度進めております。議員御提案の初動ボックスの設置などにつきましては、有効な手段の一つと考えておりますものの、本市の指定避難所の管理者がそれぞれ異なる状況にございます。そういったことから、管理者との連絡調整など、課題もございます。そのようなことから、避難所開設や運営について、自主防災組織の充実や各種訓練を通して、市、自治会、地域住民一体となった取組を進めている最中でございますので、これらの取組と併せて検討させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

9 番（栄 ヤスエ君） ありがとうございます。しっかりとまた、こういったこともですね、誰が行ってもできるような形にするっていうことも大事だと思いますので、しっかりとまた、管理者等も含めてですね、検討課題にさせていただきまして、是非、進めていただきたいというふうに思っております。

次の質問に入りますけれども、避難所の運営マニュアル作成の現状ということで、前も質問させていただきましたが、これもまた、住民主体で運営マニュアルは作成するものと考えておりますけれども、実際こう、奄美市において、その運営マニュアルができていているところがあるかどうか、また、確認の現状を伺いたいと思います。

総務部長（三原裕樹君） マニュアルにつきましては、避難所開設における初動体制の確立や開設時の迅速な行動指針、避難所内のレイアウトなど、平時と発災後の2パターンに分け、状況の違いに応じた展開を分かりやすく説明する資料として、平成30年5月に策定をいたしております。昨今の災害でも、大規模災害時の長期にわたる避難所運営においては、避難者の支え合いの精神と、避難者、地域、市が相互に協力・連携をし、運営することが必要不可欠でございます。本市のマニュアルにつきましても、大規模災害時を想定し、避難者、地域住民が円滑に避難所運営に加わることができるように、項目ごとにリスト化をし、避難所の管理運営について理解をし、活動しやすいものとなっておりますものの、状況に応じた運営も必要となってきますことから、チェックリスト化をいたしまして、分かりやすい工夫なども行ってまいりました。いずれにいたしましても、災害時における避難所運営につきましては、行政、住民など、相互の理解と協力が重要でございますので、あらゆる機会を通じて周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

9 番（栄 ヤスエ君） 御答弁ありがとうございます。なかなか進みができないということでしたけれども、しっかりとまた、こういったこともですね、今、コロナ禍でもありますし、また、今、男女共同参画のほうで、内閣府のほうで、女性の視点に立った避難所運営のマニュアルといったことも今、進められ、第5次の男女共同参画の基本の中で計画で出ておりますので、そういったことも、しっかりとまた、いろんな角度で入れていただきまして、住民とまた、行政の職員と共同でできるような形で、マニュアル作成もお願いしたいと思います。先日、市内の小俣自治会の老人クラブに行きましたら、台風シーズンに入る前に、全員の、老人クラブの全員ののための30人分の防災バッグってことで、いろんな備品が入ったものを準備をされておりました。バッグの中には、個人で必要なものも準備して入れますということでおっしゃってまして、やはり、そういった自助の、これはちょっと、自助・共助・公助の自助のほうですけども、そういった災害を前にですね、市民レベルでこういった、自分たちの身は自分たちで守るという形で、いろんな防災バッグとかの準備も進めている自治会等もありましたので、日頃の準備と備えをですね、しっかりと意識していただいて、自助・共助・公助ということで、互助もありますけれども、しっかりと、市民と連携をしながらですね、防災の取組を今後とも、奄美市としてもお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、最後の質問になりますが、教育行政について伺いたいと思います。令和元年10月17日に、

文部科学省より公表されました、平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査によりますと、全国の国公立小・中学校における不登校児童生徒数は、16万4,528人と、平成25年度調査から6年連続で増加をしているとしています。鹿児島県におきましては、令和元年度の不登校児童生徒は小学校で466人、中学校で1,511人、高校で726人、合計で2,703人。その中で、不登校の2,703人の中で、フリースクールなど民間の施設へ通う児童生徒が、小学校で68人、中学校で337人となっております。そこで質問です。本市における不登校児童生徒の現状について、過去3年間の数字をお示してください。よろしくお願いいたします。

教育長（村田達治君） 議員の御質問にお答えいたします。本市における不登校児童生徒数は、平成30年度については、小学校6名、中学校16名の、合計22名。それから、令和元年度につきましては、小学校5名、中学校15名の、合計20名。令和2年度については、小学校5名、中学校10名、合計15名となっております。過去3年間の傾向といたしましては、年々減少傾向にあると言えると思います。以上でございます。

9番（栄 ヤスエ君） 本市においては年々減少にあるということで、今、御答弁がございました。本市の不登校児童生徒の居場所の現状ということで、不登校、学校に来れないことですね、市役所内に設置しております適応指導教室と、本市の委託事業での学習支援の場所が、市内に2か所あるというふうに認識しております。そこが居場所ということで確保しているということは認識しておりますけれども、次の質問ですけれども、そのような場所にも行けない児童・生徒の把握というのは、教育委員会としてはどのように把握されているのか伺いたいと思います。

教育長（村田達治君） お答えいたします。学校とか、それから、適応教室などに行くことができない児童生徒につきましては、学校とスクールソーシャルワーカーと連携を図りながら、家庭訪問等を行って児童・生徒の把握に努めているところでございます。また、学校におきましては、登校できなくなった児童生徒の気持ちに寄り添いながら、保健室等の別室登校や、適応指導教室、児童生徒が休養できる場を選択肢として進めているところでありまして、社会的自立に向けた支援をしているところでございます。以上でございます。

9番（栄 ヤスエ君） 現状としましては、ソーシャルワーカー等を含めて、学校の先生と家庭訪問という形で把握をしているというふうに認識をいたしました。ありがとうございます。平成28年12月7日に、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律というものが成立をいたしまして、平成29年3月には基本方針も策定をされまして、これによって不登校児童生徒への多様で適切な教育機会の確保の、重要であるということから、文部科学省が、令和2年度は、不登校児童生徒に対する支援推進事業を新規に予算を付けて取組を始めております。この問題を取り上げましたのは、文教厚生委員会の所管事務調査で、前になりますけれども、東京のフリースクールで何十年もされてらっしゃいます、東京のシューレというところのフリースクールを視察をさせていただきまして、その視察のきっかけになったのは、やはり、本市で活動されている、子育てに悩む親の会ということで、団体がありまして、その集まりに参加させていただきまして、学校へ行けないお子さんと保護者の現状というものを聞かせていただきました。その中でやはり、今の学校は、学校に来ることが、来るんだということで、学校に来ることが最後の手段というかですね、なっているんですけども、本当にこう、多様な学びの場や居場所の必要性ってことを感じたから、視察に行かせてもらいまして、令和元年10月25日に文部科学省の通知によりまして、不登校児童生徒への支援の在り方についてが出されております。不登校児童生徒への支援について、学校に登校するという学校への復帰を前提にするのではなくて、社会的に自立することを目指す必要があること、それに伴い、民間施設での支援を指導要録上の出

席扱いと判断する際の要件について、新たな考えが示されております。本市においても、個々の児童生徒の状況におきまして、やはり、社会的自立ということで、そういったものに向けて、居場所を提供する必要があるのではないかと、重要であるのではないかというふうに考えまして、質問させていただきます。質問3で、不登校児童生徒支援の在り方について、どのように捉えているのか伺います。また、フリースクール等、民間施設をどのように捉えているか、2つ合わせて伺いたいと思います。

教育長（村田達治君） 議員の御質問にお答えいたします。先ほど御案内のとおり、令和元年10月21日に、文部科学省から不登校児童生徒への支援の在り方についての通知がございました。不登校児童生徒の多様な状況に対応したきめ細かな支援を行うために、教育委員会、学校と民間の団体等とが連携しまして、相互に協力・補完し合うことが重要であるとそのように捉えております。また、平成29年3月28日に文部科学省から、不登校児童生徒による学校以外の場での学習等に対する支援の充実について、という通知がございました。不登校児童生徒が通う場に応じた支援を充実させるために、民間の団体等との連携・協力の取組などにより、その活動の充実が図られることが重要であると、そのように記載をされております。今後、不登校児童生徒への対応といたしまして、当然のことではございますけれども、学校職員を中心として、スクールソーシャルワーカーあるいはスクールカウンセラーの活用はもちろんのことではございますけれども、外部団体とも連携を強化いたしまして、子どもたちの社会的自立を実現できるよう、取り組む必要があると認識しているところでございます。また、フリースクール等、民間施設につきましては、現在、利用はございませんが、今後、活用がなされる際には、市教委及び学校と民間施設において、十分な連携・協力関係が保たれることが重要だと考えております。また、民間施設利用に伴う出席の扱いにつきましては、文部科学省から出されております、義務教育段階の不登校児童生徒が学校以外の公的機関や民間施設において相談・指導を受ける場合の指導要録上の出欠の取扱いについて、という通知文における、出席扱い等の要件を踏まえながら、協議を図る必要があると考えているところでございます。以上でございます。

9番（栄 ヤスエ君） 御答弁ありがとうございます。また、フリースクール、子どもたちの幸せというかですね、そういったのが本当、子どもを中心に考えるということが大事だと思いますので、本当にこう、なかなか子どもさんで学校に行けない子どもたちもたくさんいらっしゃるというふうに聞いておりますので、しっかりと寄り添った支援というんですかね、そういった民間団体とも今後ですね、協議をしっかりとさせていただきながら、両方とも、子どもたちにとってどうなのかっていうところを考えながらですね、市教委のほうも動いていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後の質問になりますが、通学路点検の現状について伺います。奄美小学校の通学路点検が7か所にわたり終了しておりますけれども、久里町の市道にはゾーン30の標示がありますけれども、石橋町側にはないということで、ちょっと見通しの悪いところもございますので、その奄美小学校区の点検後、危険箇所の解消として迅速な対応が必要ではないかと思いますが、石橋町のムラタ薬局と篠原商店の前の市道に、ゾーン30の標示ができないかということでお伺いしたいと思います。

教育部長（徳永恵三君） それでは、議員の御質問にお答えします。先の点検などを含め、学校側からの内容についての要望は特になかったことから、今現在、見合わせております。今後におきましても、まず、学校において交通安全の指導の徹底を図ってまいります。自動車を運転される市民の皆様におかれましても、通学路等や狭い道等において、十分に気を付けて運転されますよう、お願いしたいと考えております。

9番（栄 ヤスエ君） ありがとうございます。その地域におきましては、地域の保護者と児童が手作りで作成した、飛び出し坊やっていうものを設置しまして、危険箇所をお知らせしているところもありま

すので、また、よろしく願いいたします。以上です。

議長（与 勝広君） 以上で公明党、栄ヤスエ君の一般質問を終結いたします。

これにて、本日の日程は終了いたしました。

明日午前9時30分本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後3時46分）

第 2 回 定 例 会
令和 3 年 6 月 18 日
(第 4 日 目)

6月18日(4日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	正 野 卓 矢 君	2 番	弓 削 洋 平 君
3 番	永 田 清 裕 君	4 番	奥 晃 郎 君
5 番	荒 田 幸 司 君	6 番	崎 田 信 正 君
8 番	橋 口 耕 太 郎 君	9 番	栄 ヤ ス エ 君
10 番	大 迫 勝 史 君	12 番	林 山 克 巳 君
13 番	西 公 郎 君	14 番	関 誠 之 君
15 番	奥 輝 人 君	16 番	川 口 幸 義 君
17 番	伊 東 隆 吉 君	18 番	元 野 景 一 君
19 番	与 勝 広 君	20 番	竹 山 耕 平 君
22 番	多 田 義 一 君		

○ 欠席議員は、次のとおりである。

11 番 松 山 さ お り 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	東 美 佐 夫 君
教 育 長	村 田 達 治 君	住用総合支所事務 所 長	弓 削 洋 一 君
笠利総合支所事務 所 長	濱 田 洋 一 郎 君	総 務 部 長	三 原 裕 樹 君
プロジェクト推進 課 長	當 田 栄 仁 君	市 民 部 長	石 神 康 郎 君
環 境 対 策 課 長	大 山 茂 雄 君	市 民 福 祉 課 長	山 下 克 蔵 君
保 健 福 祉 部 長	山 下 能 久 君	福 祉 事 務 所 長	永 田 孝 一 君
福 祉 政 策 課 長	寿 山 一 昭 君	健 康 増 進 課 長	徳 永 明 子 君
いきいき健康課長	喜 納 祐 司 君	商 工 観 光 情 報 部 長	平 田 宏 尚 君
商 工 政 策 課 長	畠 山 正 明 君	農 林 水 産 部 長	竹 元 康 晴 君
農 林 水 産 課 長 (笠 利)	坂 元 久 幸 君	教 育 部 長	徳 永 恵 三 君
教 育 総 務 課 長	重 信 竜 昇 君	学 校 教 育 課 長	末 吉 正 承 君
ス ポ ー ツ 推 進 課 長	田 中 巖 君		

6月18日(4日目)

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	島	袋	修 君	議 会 事 務 局 次 長 兼 調 査 係 長 事 務 取 扱	池 田	忠 徳 君
主 幹 兼 議 事 係 長	押	川	治 君	議 事 係 主 査	堀	健 太 郎 君

議長（与 勝広君） おはようございます。ただいまの出席議員は19人であります。会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の議事日程は一般質問であります。

○

議長（与 勝広君） 日程に入ります。日程第1 一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますように質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう、時間配分をよろしくをお願いいたします。更に、当局におかれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔・明瞭に行われますように、あらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、自民党奄美 竹山耕平君の発言を許可いたします。

20番（竹山耕平君） 市民の皆様、議場の皆様、おはようございます。自民党奄美の竹山耕平でございます。一般質問に入ります前に、朝山毅市長に対して、勇退されるという、大変重い御決断をされました。心から感謝と敬意を表します。この間の様々な御功績につきましては、川口幸義先輩がほぼ述べられましたので、申しませんが、災害対応、3庁舎建設、3地区の地域に寄り添った振興計画、中心市街地の再開発、奄振交付金の創設など、数々の、そして、様々な局難を乗り越えた、その御功績は正しく奄美の歴史の1ページを築き上げられました。正に、奄美市の市長は奄美のリーダーという存在を意味することを示してくれたと感じています。11月までの残された任期、改めて御尽力をいただきたいと思います。

それでは、一般質問に入ります。まず、はじめに、笠利・住用地域の保育施設のあり方について進捗をお伺いいたします。関議員の質問答弁により、ある程度理解をいたしています。笠利・住用とも残されている検討課題はどのように進められているのでしょうか。お答えください。関連いたしますので、②の導入時期についても併せてお伺いをいたします。笠利については、認定こども園についてのその中身や維持管理・施設設備、また、今後のスケジュール等がお示しできるのであれば、お願いいたします。また、これまでも質問している用安保育所の件についても進展があれば御答弁ください。住用については、前回の質問では多くは触れませんでした。土地問題についても順調に進む旨の答弁でしたので、その前提で頑張っていたいただきたいということを申し上げましたが、関議員の答弁により、用地取得ということでございました。その用地ということは、これまでのこの現地、今まで進められていた土地のことでよいのか。それならば、その事業再開に向けた導入時期はいつ頃なのかスケジュール等がお示しできるようであれば、お願いをします。また、市保育所につきましては、現在、休園していると思いますが、この再開の見込み、目安というものがあるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

次の質問より、発言席にて行います。

笠利総合支所事務所長（濱田洋一郎君） おはようございます。保育施設のことについてお尋ねがありましたので、まず、笠利の状況についてお答えさせていただきます。令和2年度に笠利地区保育施設等あり方検討委員会からの報告を受けました。本年度はその報告を受けまして、保育施設の再編整備、子育て支援の拡充、保育従事者の確保、そして、児童増加に向けた取組、それから、赤木名幼稚園と赤木名保育所を統合して新設する認定こども園の整備等について、関係部局と協議・調整を図りながらですね、保護者や地域住民の理解を得ながら、基本方針を策定をしていこうと考えているところでございます。この基本方針の策定にあたりましては、各課題に関しまして、市全体の横断的な取組が必要でございますので、今年度に入り、関係部局で構成されるプロジェクトチームや、ワーキンググループを立ち

上げまして、すでに複数回会議を開いているところです。議員お尋ねになりました、新設する認定こども園につきましては、建設候補地の選定や規模、その機能等を協議して基本方針に盛り込んでいきますけど、具体的な建設年度や供用開始時期につきましては、基本方針が策定された後の建設に係る基本構想、実施計画、実施設計など、建設に向けたスケジュールを進めていく中で、決まっていくものと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。なお、議員御指摘の用安保育所につきましては、現在集落の御理解をいただきまして、公民館を利用させていただいて、保育を実施しております。給湯器の設置や温水シャワーの設備、大型空調機の借上げなど、保育環境の整備を図っております。用安保育所の今後の運営や施設のあり方につきましては、基本方針を策定していく中で検討してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

住用総合支所事務所長（弓削洋一君） おはようございます。次に、住用地区の現状についてお答えいたします。住用地区における保育施設の整備につきましては、現在も建設予定地の用地取得に向け、関係機関と協議を進めておりますが、様々な手続きが必要となることから、時間を要してるところでございます。議員御指摘のとおり、現在の保育環境や今後の児童数を考慮いたしますと、一刻も早く用地取得を行い、新たな保育施設の整備に向け、取り組んでまいらなければならないと考えているところでございます。なお、整備計画につきましては、繰り返しになりますが、今後も関係機関との協議を踏まえながら進めてまいりますので、御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。それと、議員御質問の用地取得にはどんな手続きの時間を要するかってことで、1番目に、手続きにつきましては、建設予定地の境界確定や廃川告示等で一定の時間を要する見込みでございます。2番目に、開園までの具体的なスケジュールにつきましては、繰り返しとなりますが、関係機関と協議を踏まえながら、進めていくこととなりますので、御理解をいただきたいと思います。3つ目に、市保育所の再開につきましては、今後の児童の状況等を踏まえ、検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。以上です。

20番（竹山耕平君） 分かりました。笠利につきましては、こども園につきましては、令和3年度に基本方針、そして、基本構想まで令和3年度中に進むということでしょうか。お願いします。

笠利総合支所事務所長（濱田洋一郎君） スケジュールはですね、9月までには素案をまず作りまして、その上で住民説明会であるとか、保護者の方への説明会を行う予定にしております。ですから、令和3年度には基本方針までということになります。基本構想になると、令和4年度から基本構想を具体的につくっていくというスケジュールになります。以上です。

20番（竹山耕平君） 分かりました。できましたら、早めですね、先ほども申し上げましたが、子どもたちが、そして、保護者の皆様、そして、地域にとってもその保育所がある・ないも大事だと思いますので、是非前倒し前倒しで進められるような努力をしていただきたいなというふうには思います。そして、一刻も早く新しい保育施設で子どもたちが楽しく学んで遊ぶ、そういったことができるような状況をつくらせていただいて、更には、子育て世帯を呼び寄せる、呼び込むような、そういう施策につながってほしいなというふうに思います。そして、用安保育所につきましてはですね、やはり、僕はこれまでも一刻も早く建て替えを、やはり、あるはずの保育所がない、なくなってしまったところを重視して、やはり、そういったところは優先順位を上げてほしいというふうな話はしておりましたが、今、所長のほうからですね、地域の皆さんの御協力、そして、御理解を得て、その施設のそういったところを少し改修しながら、そういう園児がですね、使えるような、その施設設備を整えて、そういう環境を整えていってると、そして、今は、無難って言うんですかね、適したって言うんですかね、最適ではないとは思いますが、適した、そういう環境に整っているということであると思いますので、是非

そういう地域の皆様が御理解を得て、行いを進んでいるのであれば、それ以上は申し上げませんが、やはり、ない施設は、やはり、あった施設がなくなってしまったというところ、そして、前回は申し上げましたが、用安というところは新たな、いろんな観光施設、そして、移住者がかなり増加傾向であるということが一目瞭然だというふうに思いますので、そういった地域の特性を見極めながら、是非今後も協議して、検討していただきたいというふうに思います。そして、あの住用のほうはですね、この土地問題については用地取得に関係機関との協議ということであるんですが、今のところで協議がどの程度の期間で完了は進むのかどうかという目安というものは示されていないのでしょうか。

住用総合支所事務所長（弓削洋一君） お答えいたします。一応、用地取得の場合は国の所有する堤ですけど、廃川告示まで約1年近くかかるそうです。それと、その後、いろいろ地籍調査をいれて境界確定を行うのにちょっと時間を要するってことを伺っております。

20番（竹山耕平君） 分かりました。結構かなり時間が少しちょっとかかるのかなというふうに今、お聞きしてそういうふうに感じました。でしたらですね、私のまた、いろいろな考えの中では、やはり先ほどから申し上げますとおり、将来の子どもたちはもちろん大切であります、やはり、今の子どもたちのこともですね、やはり、一刻も早くそういう保育環境の整備を一刻も早く進めてもらいたいというところから、もし場所があればですね、場所があれば、その当地が最適であるのか、まだその土地をまた、別な場所に変えて進めるほうが早く、そういう一刻も早くそういう保育施設の整備が進むということであれば、そのようなことも検討していく必要があるのかなというふうに思いますので、是非よろしくお願ひしたいと思います。1の件は、分かりました。よろしくお願ひします。

次に、永田墓地の進捗具合についてお伺いをいたします。まずは、現況、計画、進捗についてお聞かせください。

市民部長（石神康郎君） おはようございます。それでは、現況についてお答えいたします。永田墓地の現況につきましては、新墓地の総区画数が1,996区画で内訳は使用中の墓地が1,278区画、返還済み区画が266区画、区画は返還済みでございますが、墓石等が未撤去の区画が55区画、無縁区画が226区画、道路等の対象外が92区画、現在も調査中が79区画となっております。墓地台帳調査進捗率といたしましては96.04パーセントとなっておりますが、今後も調査中の区画につきましては、順次着手してまいりたいと考えているところでございます。

20番（竹山耕平君） 分かりました。今、進捗率が96パーセント強ということでございますので、これは計画どおりなのか、もう計画を前倒ししているような状態なのか、お願ひします。

市民部長（石神康郎君） お答えします。当初、できるだけ100パーセントに近づけるということでございます。まだ、先ほども繰り返しますが、調査中の区画につきましては、順次着手をしていて、なるべく100パーセント達成できるように進めてまいりたいというふうに考えております。よろしくお願ひします。

20番（竹山耕平君） 分かりました。まずは、その調査ですね、そして、後はいろんな、今、その無縁墓地とかいろんな箇所もありますし、丸田南里さんのほうのですね、あそこの公園の調査はもう完全に済んでるんでしたっけ。

市民部長（石神康郎君） お答えします。旧墓地の利用等につきましてはですね、昨年度、奄美市有永田墓地利用計画というものをしております。委員の皆様にも参加していただいて、その中で旧墓地の利

用につきましては、平成23年に奄美市教育委員会が調査に入っております。現状有姿を維持することが歴史史的価値を損なわない最善の方法であり、同地区内の観音寺跡も今後の調査対象であるとの所見を示しております。また、市内の民間空き区画も十分な現状も考慮いたしますと、今回の利用計画対象外として現状を維持することとします。なお、将来の史跡公園化も視野に入れながら、市民共有の歴史文化遺産として幅広く活用する必要があるというようなことを賜っておりますので、そういうことに従いながら、今後事業を進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

20番（竹山耕平君） ということは、歴史史料価値ということで、今のままの状態を保つのか、また、少し手を加えて、やはりあの皆さんがそういった足を運んで、そういう見せるようなそういう場所を作っていくとか、そういったところを考えてるというふうにちょっと聞こえたんですけど、そのあたりなんかあるんですか。

市民部長（石神康郎君） お答えいたします。今後、世界自然遺産等も登録されるということになれば、歴史的遺産というふうにも考えております。そういうことも含めながら、先ほども申し上げましたとおり、将来の史跡公園化も視野に入れながら、必要であれば計画をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

20番（竹山耕平君） 分かりました。歴史的遺産ということを進めていきたいということでございますので、是非価値のあるものはですね、是非進めていただきたいと思います。

次にですね、この水道位置及びそのあり方等について伺いをいたします。現在の水道位置は市所有の位置にのみ点在していると思います。この公園全体の広さの割にはやはり少なすぎると、この水道がですね、利用者の方々から特に山の上のほうを利用されているの方々からもですね、多く相談を受けているところです。今後の墓地のあり方としても、もっと広範囲を視野に入れて、進めていくことが望ましいと思われしますが、どうでしょうか。

市民部長（石神康郎君） それでは、お答えいたします。水道位置及びそのあり方等についてお答えいたします。奄美市有墓地には、上水道3か所、6蛇口、河川水の引込水道7か所、14蛇口を設置しております。議員御案内のとおり、水道の増設につきましては、先ほどもお答えいたしました。令和2年度に行われました奄美市有永田墓地利用計画審議委員会の中で、水道の利用箇所の増設といった御要望もいただいているところでございます。今後は、奄美市有永田墓地利用計画に沿って、利用者の御意見等を伺いながら、計画を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

20番（竹山耕平君） 審議委員会のほうからもですね、その要望が出ているということで安心しました。今の、すみません、確認だけ。今の水道という水は山の上からの水だけでしたかね。

市民部長（石神康郎君） お答えいたします。上水道、市の水道のほうは3か所6蛇口、議員がおっしゃられた河川水の引込水道のほうは7か所14蛇口となっております。

20番（竹山耕平君） すみません。先ほど聞きましたね。申し訳ないです。ということは、今後、もし、拡げるということであれば、この水道、上水含めて、そういう、やはり、ちょっと大きな計画を、水道計画とかそういったものを立てないといけなくなるということによろしいですか。

市民部長（石神康郎君） お答えいたします。その永田墓地のほうにつきましては、その水道の設置箇所と設置個数、そういうものが大体どれぐらいになるのかというものをまず、確認をしないといけないだ

ろうというふうに考えておりますので、その後、当然予算を伴うものでございますから、関係部署とも連携を図りながら進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

20番（竹山耕平君） 分かりました。是非御検討をいただきたいと思います。

次に、将来的な共同納骨堂の設置について伺いをいたします。この私個人的にはですね、やはり、あの将来的な、やはり、今のあの社会情勢、そして、家族構成などなど含めてですね、いろんな要素を含めて、やはり、あの十分に必要だなというふうに考えられますが、新聞等報道でもありましたが、現在のところは必要ないというふうに考えているということでございましたけど、この市の元々の見解として、認識として、どのようなことがあるのか。

市民部長（石神康郎君） それでは、お答えいたします。先ほど申し上げましたが、令和2年度に奄美市有永田墓地利用計画審議会を設置いたしまして、3回の会合を重ね、同年12月23日に奄美市永田墓地利用計画として報告をいただいております。この中で、市営納骨堂の必要性につきましては、民間納骨堂の需要が増えており、その収容可能数の十分である状況を考慮いたしますと、当面は建設の必要性は低いといった御意見をいただいているところでございます。なお、将来的に無縁仏及び行旅死亡人等についての納骨堂を検討する必要があると考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

20番（竹山耕平君） 分かりました。是非今後も御検討いただきたいと、そして、また、社会情勢がいろいろと変わっていく中で、また、その都度検討を進めて、重ねていつてほしいなというふうに思います。よろしくお願いします。

それでは、次にですね、令和2年度このスポーツ合宿の推移ということでお聞きをいたしたいと思います。このコロナ禍の中ですね、あまり報道はもうされませんでしたけど、この令和2年度も多数のこの奄美ファンを含めた方々がこのスポーツ合宿に訪れてくれております。この令和2年度スポーツ合宿の推移、そして、その中でこのコロナ対策ということは先日の同僚議員にも質問にも少し触れておりましたが、また、まだこのような状況でありますけど、また、令和3年度の計画がお示しできるようであれば、お願いをしたいと思います。

教育部長（徳永恵三君） それでは、令和2年度における、スポーツ合宿の実績についてお答えいたします。まず、来島チーム数は70チーム、来島者数は744人、監督・コーチ・選手を含みます宿泊延べ人数は8,033人となっております。新型コロナ感染対策につきましては、来島前に奄美大島5市町村による奄美大島コロナ警戒レベルについて説明、また、その際の感染症対策について了承していただいた上で、コロナ禍における島旅のしおりや合宿時の新型コロナ感染対策のお願い、また、体調管理チェックシートの作成などの対策を実施しているところでございます。合宿チームにおかれましても、コロナ禍の中、温暖な気候である奄美での合宿受入を大変喜んでいただいております。本市での合宿チームが国内主要大会で優勝するなど、大きな成果を上げたチームも多く、当局といたしましても、大変喜ばしいと感じているところでございます。

次に、今年度の計画についてでございますが、私ども、スポーツアイランド協会と会員との連携を更に深め、官民連携で受入態勢の充実を図るとともに、各種大会における誘致活動と併せ、交流人口の拡大、本市における社会体育の振興をとおした地域活性化につながるよう、取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

20番（竹山耕平君） 令和2年度は、この70チーム、744名、そして、延べ人数、延べ宿泊数は8,033人と、大変コロナ禍の中においては、大変ありがたいことであろうというふうに思います。そして、また、このコロナ対策におきましても、やはり、ちゃんと奄美の現状をしっかりと理解をして

いただいて、その上でこの健康チェックシートなどなど、日々のその努力もしていただいたということで、安全・安心なこのスポーツ合宿が進んでいったということであろうと思います。それではですね、この市として、何かしらこのコロナ対策とかですね、毎日の合宿において、何か、何て言うんですかね、いつもとは違うと申しますか、そういった何か取組はあったのでしょうか。

教育部長（徳永恵三君） 先ほども答弁させていただいたんですけど、体調管理チェックシートの作成などは市独自の14項目のチェック項目があるんですけど、そういう、これは共通した社会体育施設に使用していただく市民の方々等含めて、併せて体調の管理チェックシートとか、また、周知文書としての合宿時の新型コロナ対策のお願いなどをさせていただいております。以上です。

20番（竹山耕平君） そういう努力を重ねてですね、やはり、あの特に報道とか、いろんな形ですね、その合宿があったから何かが起きたということも全くありませんでしたので、是非ですね、素晴らしい両者の取組だというふうに思います。そして、両者がしっかりと理解して、努力してくれたおかげで、このスポーツアイランド構想を持つ奄美大島含めてですね、是非そのような取組をですね、この奄美大島全体でまた、共有して、また、進めていってほしいなと。令和3年度の、その、さっき数がありましたかね。

教育部長（徳永恵三君） 今現在、2チームで延べ人数は187人となっております。以上です。

20番（竹山耕平君） 分かりました。是非今後もワクチン含めてですね、進んでいく中で、まだ、いろんな社会情勢が変わる中、まだ、そういう体調チェック含めてですね、また、よろしくお願ひしたいなというふうに思います。そのスポーツアイランドの構想をですね、また推進していってほしいなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

それではですね、次に、この第7弾の緊急事業が開始されたばかりではありますが、また、多くの同僚議員からも出ましたように、このコロナ禍における、今夏、この夏をですね、乗り切るための経済対策については是非朝山市長におかれましては、この第8弾の緊急経済対策の導入に向けて早急な検討をお願いしたいと思います。このことにつきましては、第7弾の飲食業をはじめとする支援策をさることながら、ワクチン接種の希望も見えてきていることなども考慮しながら、そして、安全・安心も担保しながら、この夏を奄美が全体となってこの押し上げていくことも大事であろうというふうに思いますので、この御見解をよろしくお願ひします。

市長（朝山 毅君） おはようございます。竹山議員のお話のとおり、大島郡内とりわけ奄美大島の各市町村において、夏の祭りがほとんど中止というふうなことが公表されております。本市においても、同様の形を取らざるを得ない現下にあるというふうなことを考えているところであります。そこで、去る5月28日に開催いただきました、市議会議員の全員協議会において営業時短要請協力店舗支援緊急事業ですか、ということで、総額1億3,750万円の事業所支援に特化したコロナ感染症緊急対策事業を説明させていただきました。これが第7弾ということでございます。当該事業につきましては、議員が今、お話にありましたとおり、時短要請協力店舗への取引で営業を受けた関連事業者、タクシー事業者など、本市独自に支援することや、世界自然遺産登録を見据えたレンタカー事業者の感染防止対策に支援することで、事業継続を後押ししていこうと制度設計させていただいたところでございます。御質問の追加の経済対策につきましては、第7弾が今、動き出したばかりでございますので、まずは、当該事業に全力を尽くしていきたいと考えております。しかしながら、一方で今後も事業継続に資する施策の必要性が生ずることが想定されます。その際には、感染症ワクチン接種状況、また、期待される世界自然遺産登録の観光状況、市民活動の状況など、社会情勢の状況等を注視しながら、感染防止対策と併

せて、経済対策をしっかりとやっていきたいというふうに考えておりますので、まずは、まず、7弾をしっかりと見つめながら、次のことも想定内の事案として考えてまいりたいと思っておりますので、どうか御理解を賜りたいと存じます。

20番（竹山耕平君） ありがとうございます。今、市長からありましたように、まず、第7弾をということであります。それは、当然のことです。しかし、最後のほうにありましたように、やはり経済対策は状況を見ながら打っていかなければいけないということは認識していると、そして、それは、また、その想定内の内にあるということでありましたので、是非ですね、やはり、あの、今、ありましたようにこの様々な産業含めて今、この第7弾まで含めてそういった、その都度その都度適所に打っていると思います。後は、やはり、あの先ほど私が申し上げましたように、朝山市長におかれましてはですね、是非やはり、あの、勇退ということもありまして、是非最後の大きな市民への恩返しの意味も含めてですね、是非この経済対策を大きく打ち上げてほしいという思いから質問をさせていただきました。是非御検討をよろしくお願ひしたいというふうに思います。そして、また、市民の皆様全体にですね、また、最後あの広がるようなそういう経済対策を是非御検討いただきたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

次に、教育行政についてお伺いをいたします。まずは、村田新教育長御就任、誠におめでとうございます。これからも子どもたちはじめ、この教育行政に対して導いていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。要田前教育長の子どもたちや教職員の皆様に対してのこの熱意については、議員としても、また、一保護者の立場としても大変に尊敬する場面が多くございました。要田教育長に対し、この場をお借りしまして、改めて感謝を申し上げます。そのようなことを踏まえて、改めてこの奄美市の教育情勢への御認識、そして、課題、また、抱負等についてもお伺いをしたいと思います。よろしくお願ひします。

教育長（村田達治君） おはようございます。それでは、本市の教育行政について私の考えを申し上げたいと思いますが、今、先ほど議員からもありましたけれど、7年間の長きに渡りまして本市教育行政を牽引してくださった前要田教育長に対しましては、深い敬意と、それから労いの思いをまず、捧げたいなと私も考えているところでございます。その上で、本市の教育行政につきましては、基本目標、地域の中で教え、学ぶ教育、文化のまちづくりのもと、基本方針といたしまして、地域に根差した、ふるさと教育、奄美の子どもたちを光に、ということをしっかり踏まえまして、学校教育の充実、生涯学習の推進、それから、文化財の保護と活用、また、スポーツ・レクリエーション活動の振興につきまして、積極的に展開してまいりたいというふうに考えております。また、ICTを取り巻く環境の変化、進展が著しいこれからの社会におきまして、私は一人ひとりの子どもたちのみならず、市民の皆様が地域の中で豊かに学びながら、夢と希望を持って生きることができるよう、教育行政の施策を充実させることが大切だろうというふうに考えております。今、申し上げました、ICTを活用した学びの充実という視点では、特に、学校教育におきましては、学力の定着と向上が課題だと考えております。本年度からタブレットも導入されましたので、その活用を図りながら、主体的で対話的な、深い学びを実現させていきたいと考えております。もちろん、車の両輪の1つということでは、生徒指導の充実、命を大切にする教育の充実、いう視点も大切な課題だというふうに考えております。更に、自分が生まれ育った奄美に誇りを持てる子どもたちの育成を図るために、地域におけるふるさと学習を積極的に推進してまいります。現在、コロナ禍にありまして、子どもたちは学校生活において不自由さを感じていることとします。大変な思いで毎日学校生活を送っているのではないかとというふうに想像しておりますけれども、また、そのような実態も把握しておりますけれども、活動に制限のかかったスポーツ少年団や部活動もでございます。このような状況下で児童生徒が我慢をし、そして、それに耐えて一生懸命頑張っている姿に大変心が打たれます。今後とも、学校におかれましては、コロナ禍における児童生徒の心身の健康に十

分に気を配りながら、しっかりと学びを保障してまいりますので、議員の皆様の一層の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

20番（竹山耕平君） 村田新教育長、ありがとうございました。また、私の子どももですね、村田校長にですね、大変お世話になりました。あの優しい笑顔の中にですね、言う時はビシッとと言う、この厳しさを備え持つ、その姿を見てきましたので、是非そういう姿で是非先ほども、1番最初にも申し上げましたが、この教育行政を導いていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。また、先ほどの中にもありましたように、このコロナ禍の中において、この学びの保障をですね、しっかりと担保していくというか、しっかりとやっていきたいというふうなこともありましたので、頑張りたいと思います。よろしくお願いします。

次にですね、このコロナ禍における、各学校への予防策への取組にかかる予算確保とその必要な消耗品などの充実についてお聞かせください。

教育部長（徳永恵三君） それでは、議員の御質問にお答えいたします。まず、新型コロナ感染予防対策の取組について、市内各学校には文部科学省の指針である学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに基づき対策を講じるよう指導しております。学校では、検温の実施や手洗い、手指消毒、マスク着用、咳エチケット、換気、感染拡大リスクの高い3つの密を避けるなどの基本的な感染症対策を徹底に行っております。そのほか、校内施設の定期的な消毒、オンラインでの全校朝会や集会活動等の実施、また、保護者に対し、安心・安全メールを使った定期的なコロナ対策への協力依頼等、学校も工夫しながら、感染症予防対策を進めているところでございます。

次に、学校における、新型コロナ感染症予防対策のための予算についてお答えいたします。まず、令和2年度の実績といたしまして、マスクやアルコール消毒液、エコタオル、非接触型体温計、他フェイスシールドなどの感染予防対策、消耗品購入等、大型扇風機等などの備品購入に学校保健特別対策事業費補助金並びに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、学校配当支出分を含めまして、約565万円を支出しており、予防対策についてはしっかり行っていると考えております。

次に、令和3年度の予防対策予算といたしまして、学校での感染予防対策用品購入に充てるため、1,150万円を令和2年度から繰越計上しております。これにつきましては、5月中に各学校へ配当額を提示しており、学校が必要とする予防対策物品等について申請をまとめ、執行予定です。引き続き、学校における新型コロナ感染症予防対策を十分に行ってまいりたいと考えております。以上です。

20番（竹山耕平君） ありがとうございます。今、お話をお聞きしますと、しっかりと予防策に対してのそういう取組と、そして、また、各学校のこの予算の確保がしっかりできているというふうな認識をしましたので、是非また、足らなくなればですね、また、しっかりと要望して、各学校への配分を是非お願いしたいなというふうに思います。また、今のお話を聞きますと、そういった取組と先ほど教育長が言った、子どもたちが我慢したり、マスクし、窮屈な学校生活を送ったり、そして、また、この先生方がですね、この子どもたちを守るためにそういう衛生面、そして、環境面に対して徹底指導をしたり、そういったことをしてるおかげで、やはり、子どもたち、また、学校の中でですね、やはり、あのクラスターというか、そういう発生が抑えられていると言ったらおかしいのかもしれませんが、そういったことが発生してないというふうにつながっているというふうに感じておりますので、是非よろしくお願いしたいというふうに思います。

次にですね、各学校との自然遺産を見据えた、また、見込みとしてこの登録地の認識とこの理解に対する環境教育が熱心に取り組まれていることは、新聞報道を見たりですね、理解をしています。そこで、これまでも申し上げているんですが、金作原をはじめですね、この各学校、この現地のその学校の近くのそういった環境教育を取り組んでいるというのは分かります。しかし、金作原をはじめ、この現

地の散策など取り入れた、この教育の実施をですね、各学校は例えば金作原、また、その世界自然遺産候補地となる、そういう場所に足を踏み入れたことがあるというふうなことを是非経験していただきたいという思いからお伺いをしたいと思いますが、どうでしょうか。

教育部長（徳永恵三君） それでは、議員の御質問にお答えいたします。先日、世界自然遺産登録の勧告を受けたことを大変喜ばしく思っております。現在、本市の多くの学校で総合的な学習の時間や社会科の時間で奄美大島の自然や文化、歴史について博物館の専門員や環境センター、大学の講師などを招へいし、学習を進めているところでございます。ただ、現在、登録予定地である金作原などに行って、原体験、直接体験をしている学校はございません。しかしながら、今後、この世界自然遺産登録を踏まえて、金作原などの登録地を目的地とする学習を検討したいという学校もございました。市といたしましても、世界に誇る自然を直に感じることは、非常に大切なことだと考えております。今後、世界自然遺産登録の方向性もあることからこれまで以上に奄美の自然、文化、歴史など、博物館等と連携しながら、原体験、直接体験をする学習が増えるように取り組んでいきたいと考えております。併せて、関係機関が行う、原体験、直接体験の事業に積極的に参加し、奄美の自然や文化を現地で学んでほしいと考えております。以上です。

20番（竹山耕平君） 是非ですね、子どもたちに、そういった場所に必ずというか、足を踏み入れたことがある、足を運んだことがある、そして、また、触れたことが、あ、触れてはいけないですね。体験したことがあるということを是非子どもたちに経験させていただきたいなど、よく以前も申し上げたんですけど、東京の方々には東京タワーに登ったことがないと、そして、また、京都の人が言ってましたけど、京都の人たちは金閣寺・銀閣寺は知ってるけど、行ったことがないということが、また、奄美の子どもたちがこの教育の中でやはり、そういった場所に学校の教育で行ったことがあるということを是非実現してほしいなというふうなことを思います。よろしく願いいたします。その時は、学校配分の予算から計上するのではなく、そういった部分はしっかりと財政課のほうにしっかりと予算の配分をですね、お願いいたします。

それではですね、次に、通学路の安全点検とこの改善についてお示しをお願いしたいと思います。そして、また、このこれまでも申し上げてきてるホームページでの通学路へのこの改善点、通学路というページがあるんですね。そういったものがまた、改善の必要があると思います。この他の自治体の例を見て、もっと分かりやすく親切な方法で閲覧することができないのかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

教育部長（徳永恵三君） 議員にお答えいたします。奄美市では通学路の安全確保に向けた関係機関の連携及び継続的な対策を進めていくため、奄美市通学路交通安全プログラム策定し、そのプログラムに基づき、通学路安全推進会議の開催、合同点検及び対策の検討実施を行っております。本年度も6月1日・2日と、2日間かけて合同点検が実施されました。推進会委員は、奄美警察署交通課をはじめ、行政、地域団体など10の関係機関のメンバーで構成されております。歩道整備や防護柵設置のようなハード面の対策から交通安全指導といったソフト面の対策等、専門的な観点から協議し、通学路の安全確保のため、危機管理の改善に向けて取り組んでおります。先ほど、議員からホームページの関係がございましたので、その内容にちょっと答弁させていただきます。合同点検などによるホームページ等に掲載することで、より広く市民の皆様へ周知喚起につながると考えております。また、学校においても今回導入したICT機器を活用しながら、危険箇所等について、子どもたちと一緒に確認することができ、他自治体の事例などを参考にしながら、より簡潔で明確に場所を示すことで事故防止につなげていきたいと考えておりますので、今後、そのホームページの表し方については工夫をこらして、対応していきたいと考えております。以上です。

20番（竹山耕平君） 分かりました。そのホームページのほうもですね、いろいろと部長ともですね、また、いろいろとこれまでも話し合いをしてしっかりと見ていただいておりますので、是非今後もですね、このホームページのあり方、そして、学校すべてがホームページを持っていますので、そういったところうまく今、おっしゃったICTを活用したいろいろな様々な方法で是非改善というか、うまく活用してほしいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それではですね、この合同安全点検の時間帯、実施している時間帯についてお願いします。

教育部長（徳永恵三君） 平成の30年ぐらいには1度安全点検をちょうど生徒・児童が通学する時間帯で行った事例はございます。また、今後におきましては、登下校の時間帯における危険箇所については、スクールガードリーダーと連携を図りながら、職員やPTA等による登下校指導を元に、通学時間帯の交通状況などを把握してまいりたいと考えております。以上です。

20番（竹山耕平君） 分かりました。今、ありましたようにですね、やはり、お昼の時間とか夏休みだとかそういった時間帯にそういったことをやってもですね、意味はあるんですけど、もっと意味があるようにするためにはやはり、子どもたちの目線に立った、やはり、よくテレビで通学中に車が列に突っ込んだとか、そういったことも、やはり、その通勤途中だとか、車のですね、そういったことがやはり、関係してきますので、やはり、子どもたちが通学している時間帯にやはり、あの点検を行ったほうがより実のある改善につながると思いますので、是非お願いしたいと思います。

次に、あの学校施設のバリアフリー化についてお伺いをします。このバリアフリー法の改正により、学校施設の計画をお示し願います。この緊急時の避難場所としてもですね、利用されている観点からもお願いをしたいと思います。そして、また、このバリアフリー化の加速化に向けて御見解をお願いしたいと思います。

教育部長（徳永恵三君） 議員御承知のとおり、学校施設は多くの児童生徒が1日の大半を過ごす学習生活の場であり、安全を十分に確保することはもちろん、快適で豊かな空間として整備することが必要とされております。また、地域住民にとっても最も身近な公共施設であり、地域の防災拠点施設としての役割を果たすことが求められております。本市では、市内小・中学校の22校が避難所として指定されており、災害時には地域の高齢者や障がい者等も含め、不特定多数の方々の利用が想定されることから学校施設が避難所としての役割を十分に果たしていくためにもバリアフリー化を含め、避難所としての防災機能を一層強化していく必要性を認識しているところでございます。本市といたしましては、学校施設における、長寿命化計画を令和3年度から20年間の計画で作成いたしておりますので、バリアフリー化の推進も踏まえ、既存施設の長寿命化改修や営繕時には段階的に見直しを行うことといたしております。また、緊急性の高い要配慮児童生徒及び教職員が在籍する学校等につきましても、施設を利用する上で障壁となるものを除くための方策等について十分に検討し、必要に応じて整備を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

20番（竹山耕平君） 分かりました。最近新しく建てられた校舎として、金久中学校がエレベーターが設置されてですね、それもバリアフリーの1つだと思いますが、後はですね、このハード面も含めて、何と言うんですかね。段差が多かったりですね、やはり、そういう学校も結構多いんですよね。なので、そういったところも含めてやっぱり、あのバリアフリーというよりも、ユニバーサルデザインの観点から、視点からですね、是非誰もが使いやすい、利用しやすい、利用できるような施設を目指すということを念頭に置いて、令和3年から20年間でいうことでございますが、そういったことで是非計画を立ててほしいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

次にですね、このGIGAスクール構想についてお伺いをしますが、さっきあの弓削議員の質問でもうすべてと申しますか、おおよそ理解を僕のこの質問の内容からもしました。今回の質問におきましては、この①の現況ということの中からこの全校へ配布された、子どもたちはまずは、触れさせることというふうに答弁がございました。その中で、例えば万が一ですね、故障、そして、画面を割ったとか、そして、壊してしまった場合、各種そういった点の、各種保証、そして、維持管理がどうなっているのかについてお伺いをしたいと思います。そして、また、その点を含めてですね、保護者の皆さん、その点についてこれまで、そして、これからどのような説明がなされてきたのか、そして、していくのか、ということをお示し願いたいと思います。

教育部長（徳永恵三君） それでは、お答えいたします。タブレット端末につきましては、まず、学校備品となります。現在、破損等の保険につきましてはいくつかのメニューを検討させていただいておる状況です。従いまして、市負担、または、保護者負担対応につきましても、現在、まだ未定となっております。保護者への周知につきましては、現在、保護者へのタブレット端末の扱いについての、保護者へのリーフレット作成を行っております。内容につきましては、まず、奄美市のGIGAスクールの目指す目標、ゴールですね、内容については自分なりに考え、自分なりの答えが出せる児童生徒の育成というのを奄美市の目指すゴールと設定しております。また、身に付けてほしい内容だとか、GIGAスクール構想のステップ、また、その取扱いについてのルール等を内容に示しておりますので、その中で保険適用についてもお示しできたらと考えております。以上です。

20番（竹山耕平君） 今、ちなみに学校備品ではあると、ですけど、聞くと1年生から6年間持つとまた、新しい1年生にそのタブレットがバトンタッチするわけですよね。ということは、何年利用されるんですかね。

教育部長（徳永恵三君） お答えいたします。タブレットの耐久性は取扱いにもよると思うんですけど、5、6年程度と考えております。また、今後の方向性につきましては、保護者が購入することなども今後想定されることから、今後の状況での判断されるかと思っております。以上です。

20番（竹山耕平君） 分かりました。5、6年ということでありますので、それ以上もたせるのかどうかは分かりません。各学校に任せるのか、ある学校に聞くと、少し、やはり、何台かは不具合が出てるというふうにも聞いてます。そのタッチパネルなんですけど、動きが悪いというふうにも聞いています。ですけど、今、我慢して使ってるというふうにも聞いています。今、ありましたようにこの市負担分と保護者負担分のまだこれが決定してないと。しかし、授業はもう子どもたちには渡してるわけですよね。触れさせてるわけですよね。この保険適用のメニューもまだ決まってないんですかね。

教育部長（徳永恵三君） 今、市の教育委員会のほうに2台ほど不具合があって届出はしてる状況なんですけど、まだ保険のメニューについてはまだ判断はしておりません。市教委としても早めに対応させていただきたいと思ってます。やはり、今、学校のほうで使用はしてるんですけど、それは持ち帰りという状況になった時はやっぱり、保険はセットでなければ取扱いは大変だと思いますので、その付近は御理解いただきたいと思います。

20番（竹山耕平君） 一保護者の立場からは御理解できないのかなというふうに思います。もう授業は始まってますので、何でしたっけ。あの、先生が各学校に1人配置されてると。GIGAリーダーが配置されてると。そういった学校は聞くとどんどんどんどん結構先へ進んでいるらしいですよ。なので、そういった状況が学校では現場では進んでるんですね。片や、保証とか保険だとか、後は、ルールだと

か、また、例えば割ったら市負担分と、要は学校備品なのでガラスと一緒にということで考えれば、不意に割ったり、また、間違っ、その割り方によっては自分たちの携帯と同じで、気付かない内に割れてしまったんだっていうんだったら、例えば無償。だけど、自分で落として割った場合は有償なんですよ。そういった有償ということは、親、保護者負担になるわけですよ。そういったところが、やはり、あのルール作りをですね、早急に決めていかないと、もう学校任せになっているんで、持ち帰り学習、この宿題をですね、言われる学校も多分増えますよ。なので、その辺早くというか、早急にもう決定しておかないと、そこはちょっと後からいきなり、これはあれで子どものせいで割ったんで保護者負担ですよと、って言うっていきなり言われると、なんで、って、これは国の方針で決まったんでしょというふうになると思うんですよ。勝手に渡されて、負担がこっちになるとちょっと、お願いしますね、その辺。

それでは、最後のほうにいきます。この緊急経済対策のですね、緊急対策事業の第4弾のほうにちょっと、昨年度の取組で実績、思い出作り、この実施状況、この成果、時間がないので端的にお願いします。

教育部長（徳永恵三君） それでは、「卒業の思い出づくり」応募事業の実施についてお答えいたします。実績としましては、市内小・中学校の内、計31校から申請がございました。奄美市内の小学校18校に約235万円、中学校9校に約152万円、定時制高校含む4校に約194万円を助成したところでございます。各学校では、遠足やスポーツ大会、黒糖作り、壁画制作、記念品制作、泥染め体験、親子で歩こう会など、それぞれの学校の魅力を活かした卒業の思い出作りに活用していただきました。新型コロナ感染症対策を取りながらの実施ではございましたが、各学校職員からはこれまでにない、とても良い体験型のお別れ遠足ができた、また、保護者からは子どもたちの笑顔が見られ、後日、記念制作を見て感動した、更に、児童生徒から初めての泥染めや黒糖作りなどを体験し、島がもっと好きになったなどの声が届いており、実施に当たり、卒業の思い出作りに貢献できたのではないかと考えております。以上です。

20番（竹山耕平君） 再質問を用意してんですけど、もうちょっと時間がないので、要望だけで終わらしたいと思います。またですね、また、今年度につきましてもこのようなコロナ禍の状況が続いております。今年度、子どもたちのためにですね、是非早めにこの少し事業をですね、今、部長がおっしゃった成果があるということであればお願いしたいと思います。

議長（与 勝広君） 以上で、自民党奄美 竹山耕平君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前10時31分）

○

議長（与 勝広君） 再開いたします。（午前10時45分）

引き続き、一般質問を行います。

自由民主党 奥 輝人君の発言を許可いたします。

15番（奥 輝人君） 議場の皆さん、市民の皆さん、そして、笠利総合支所正面玄関入口モニター前で御覧の皆さん、きゅうやうがみしょうらん。おはようございます。自民党会派の奥 輝人です。R3年6月議会一般質問、あらかじめ通告してます一般質問を行います。その前に、少々所見を述べたいと思います。まず、新年度より新たに新部課長に就任されました職員の皆さん。それに、新教育長に就任しました、村田教育長。誠におめでとうございます。これまで、培ってきたその能力を遺憾なく発揮されて、奄美市の更なる発展に頑張っていただきたいと思います。

さて、初日の一般質問で朝山市長の今期限りでの勇退表明がありました。奄美市長で3期12年、合

併前の旧笠利町で町長 3 期 11 年余り、そして、合併直後の副市長歴任など、合わせて約 25 年余りの長きに亘る政治活動となりました。責任感や信頼感を持ち合わせ、そして、人情溢れる優しい人柄は市民の皆さんからは、親近感と安心感を持たれ、本当に記憶に残る、そして、記録に残る市長となりました。奄美市が誕生し、早いもので丸 15 年。その間において、各種の施策や各種の事業を推進し、市政の発展に尽力し、また、幾多の困難や試練、災害など、数多くある中で、いつも冷静沈着に物事を考え、事業を進めていく姿に感銘を受け、印象の深さを感じる市民も多いかと思います。また、奄美市の土台作りに、そして、根幹作りに、邁進していただき、安定したまちづくりに寄与していただいたことに感謝をしたいと思います。まだ任期は本年の 11 月 30 日まででありますので、最後のラストスパートで頑張りたいと思います。

さて、5 月の 9 日に奄美・沖縄の世界自然遺産の登録の勧告があり、7 月頃には決定される見通しで、長年の夢が叶い、群島民に歓喜が沸いたところでありました。これで新型コロナウイルスが収束し、明けた頃には島外からの観光客や視察団など、奄美、徳之島、そして、沖縄島、双方共々に注目度も高まり、更なる活性化が出てくるものと思われます。その期待感を感じながら、奄美の持続的発展に群島民一体となって取り組んでいかなければならない、これからが真の始まりです。頑張っていきたい。

それでは、一般質問に入ります。1、新型コロナへの対応について。(1) 今後の対応について。①ファイザー社ワクチンの入荷と接種の加速化について伺います。奄美市において、ファイザー社ワクチンの接種が 3 月の 22 日から集団接種会場、奄美文化センターや医療機関において、まずは、医療従事者関係者から始まっています。そして、5 月の 3 日からは、市民向けの第 1 弾として高齢者にワクチンの接種が始まっています。感染防止対策や予約人数の徹底などマニュアルに沿った接種が進んでいて、市民向けの第 1 弾については第 1 回目の接種が済み、第 2 回目の接種は 5 月 24 日から 6 月 13 日までとなっている。これ 5 月末現在のことであります。第 1 弾の第 1 回目の接種の実績や現状などについては、日々の地元紙で詳細にきめ細やかに詳しく掲載されており、市民への接種への浸透性も向上していると思います。さて、市民向け第 2 弾において 6 月の 14 日から接種が始まり、7 月 25 日までとなっています。市民向け第 2 弾の接種予定人数は約 9,600 人です。第 1 弾では、奄美市で約 3,012 人接種している。1 回目について。第 2 弾では、その約 3 倍の数であります。現在、日本においてワクチンの承認が新規に 2 社承認され、米国のモデルナ社ワクチンと英国のアストラゼネカ社ワクチンであります。日本政府は東京や大阪方面、そして、神戸市等で大規模接種会場を設けてモデルナワクチンを高齢者向けに接種しています。このように、新規の 2 社が出てきてワクチンの量が増加しているところでもあります。しかしながら、いまだにおいて日本はワクチンの接種率が他国と比較して低い状況であります。ワクチンの有効性や安全性が確認され、ワクチンの量も増加傾向にあり、高齢者を含む一般の方への早急な接種が待たれているのであります。この奄美市においてもワクチンへの期待が高い状況であります。さて、このような状況の中、ファイザー社ワクチンについて、奄美市への入荷の量を増加させて一般市民への接種を加速化できないのか伺います。後の質問からは発言席で行います。どうぞよろしくお願いいたします。

市長（朝山 毅君） それでは、奥議員にお答えいたします。奥議員の過分なるエールに今、気恥ずかしい思いをいたしておりますが、残された期間、恥ずかしいことがないように一生懸命、誠実に努めてまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。それでは、ファイザー社ワクチンについて概略を申し述べさせていただきます。本市における新型コロナワクチンの接種状況につきましては、郡医師会や関係機関の協力のもと、3 月 22 日から医療従事者を対象にした接種を開始いたしております。その後、4 月 19 日から奄美文化センターを奄美ワクチンセンターとして開設し、医療従事者に対する集団接種を開始いたしました。また、5 月 3 日からは高齢者を対象にした集団接種を開始し、現在に至っております。ワクチンの割当につきましては、国が都道府県ごとに割り当て、都道府県は管内市町村に

割当を行うこととしており、また、ワクチンの割当量につきましては、市町村の人口や接種実施医療機関などの接種可能量等を考慮することといたしております。このような中、国では高齢者へのワクチン接種を7月末までに終えることを目標とし、ワクチンの割当を6月末までに配分する計画の通知が届いております。御質問の一般市民への接種の加速化につきましては、現在のところ、一般市民に対する国からのワクチン割当量が示されていない状況でございますが、国の動向を見据え、郡医師会や関係機関とも密に連携を図りながら、希望する市民が1日でも早くワクチン接種ができるよう、準備を進めてまいりたいと存じますので、どうか皆様方の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

15番（奥 輝人君） 市長、ありがとうございました。全国においてですけど、今、やっぱり、報道やらニュース等を見ますとですね、やはり、全国でも大規模集団接種、そして、職域接種などでこの接種が本当に加速化、今、されております。本当は大規模接種のほうでもですね、やっぱり、予約を取りながら、やっぱり受けたい人もそのまま高齢者の方でありますけどモデルナワクチンを使いながらですね、やっぱり、推進しているところでもあります。現在は、本当、職域接種が今週から始まりですね、やはり、大企業、そして、大学生などを含めた1,000人以上のそういった職場などにおいては、やっぱりこうやってモデルナワクチンをやっぱり、使用しながらの加速化が進んでいるところでもあります。本当日々混沌と状況が変わっていて、本当このワクチン量が増加している中においてですね、この奄美市がまだまだ低調なのが、本当気がかりでありますので、今の市長の答弁でありましたようにですね、本当②のになるんですけど、各自治体の配分量については市長のほうで今、答弁がありました。その配分方法などについてこの奄美本島内においてはですね、本当、大和村のほうは、ほとんどもう18歳以上がもうワクチン接種をしているという状況でありますので、この奄美市の今後の配分されている量など、今後の目標などがあればちょっとお願いしたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） ワクチンの割当量につきましては、先ほどもお答えいたしましたが、市町村の人口や接種実施医療機関などの接種可能量などを考慮するとしており、2週間ごとにワクチンの必要量をシステムをとおして要望し、配分が示されるようになっております。入荷時期につきましては、これまで配分された実績と配分見込を含めてお答えいたします。月ごとの実績では、3月に2箱、4月に4箱、5月に19箱、6月は見込を含めまして15箱の合計40箱となります。入荷予定のワクチンにつきましては、すべてファイザー社のワクチンであり、1箱は195パイアルとなっております。内訳といたしましては、医療従事者用が7箱、高齢者用が33箱となっており、本市の高齢者人口約13,700人分は確保されている状況でございます。以上でございます。

15番（奥 輝人君） よく分かりました。それではですね、③の余剰ワクチンの取扱いについて、この奄美市の状況をちょっと聞きたいと思います。市民向けの第2弾の高齢者向け接種人数は9,600人ということ想定していました。そういうことで今、予約をしていたら、同僚議員からの答弁でもあったように約まだ78パーセントだから約8割方がもう待ってるけど、後、2割方がまだ待ってないという、そういった余剰ワクチンは本当自分のところに来てるんですけど、55歳から64歳までの接種券が配られていて、基礎疾患がある方はそこに対応するということでありました。そういった余剰ワクチンの件には分かりますけども、この中においてそのワクチンの予約する中でキャンセルとかがやっぱり、出てきているのか。そして、このキャンセルが出た時の対応が今のこの第2弾、55歳から64歳までの方にキャンセルの分をまわすということになっていきますけど、更に、そういったキャンセル等が出た時に、そういった55歳から64歳までの接種券が配布されている方々は、やっぱり、接種を可能にできないのか。そこらあたりまでちょっと聞きたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） 余剰となったワクチンの取扱いとキャンセルになった場合についてお答え

いたします。余剰となったワクチンの取扱いにつきましては、国が示す接種順位で高齢者の次になります基礎疾患を有する者について6月22日から予約受付を開始する予定としております。

次に、キャンセルが出た場合の対応につきましては、奄美ワクチンセンターにて従事しております市の職員に対し、接種しております。同センターはワクチン接種に関わる診療所として開設しており、ここで業務をする医療従事者として接種をしてるところでございます。貴重なワクチンを破棄することがないように取り組んでるところでございます。また、今後につきましては優先すべき職種の検討も行いながら効率的にワクチン接種を進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

15番（奥 輝人君） よく分かりました。本当高齢者の方と今回の9,600名分が本当にこうやって完全に埋まってですね、それでワクチンが利用できたら本当いいのかなという思いがしております。その後についてはですね、本当第3弾としてこの奄美だよりもありますように、7月26日から8月の29日が第3で、第4弾が9月の6日から10月の17日までという、こういう報告がありますので、それ以前にですね、やはり、全国的にこうやって加速化されていますので、何らかの対策は取りながらですね、やっぱり、接種を希望する方は早め早めにこうやって推進できるような体制作りですね。そこからあたりをもう一度、また、考え直しながらですね、進めてもらいたいと思います。

それではですね、次に、④の集団接種場所と個別接種場所の見通しについてであります。集団接種場所としては、今、奄美文化センターを貸し切って業務を遂行している状況であります。前回の3月の質問ではですね、8月までを見込んでいたことではありましたが、その後の見通しについても変わらないのか、それとどのようになっていくのか、それとまた、個別接種会場についてですけど、各地区の医療機関との調整等はどのようなものであるのか。また、住用地区や笠利地区への医療機関との調整はどのようなになっているのかを伺いたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） それでは、お答えいたします。奄美文化センターにおける、集団接種会場につきましては、議員御案内のとおり、8月末といたしておりましたが、郡医師会や関係機関との協議の中で市民全体の接種につきましては、集団接種会場にて一定の接種を行い、その後に各医療機関での個別接種につなげた方が医療機関における通常診療なども考慮した場合、スムーズな接種になるとの合意に至っております。そのことから、本市の集団接種による接種計画につきましては、第4弾の10月までを予定しており、個別接種の開始時期につきましては、現在、調整を行っているところでございます。住用地区や笠利地区を含めた個別接種につきましても、国から示される配分計画や取扱いの異なるワクチンの配分状況を踏まえ、また、郡医師会との協議を重ねながら進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

15番（奥 輝人君） よく分かりました。本当市民の皆さんが早く接種したいという希望がありますので、そこらあたりを汲み取りながらですね、やっぱり、ワクチンがなければ前に進めませんので、ワクチンの配分量とか決まってると言いましたので、本当ワクチンが入り次第、時間的にも早め早めにですね、市民の皆さんに行き届けられるように頑張っていただきたいと思います。

次にですね、(2)の「自分が感染するかも」への意識についてであります。①市民の関心度及び浸透性について伺いたいと思います。新型コロナの発生からもう1年と半年を迎える今日この頃であります。奄美市において、すでに一昨日現在でですね、127名の感染者が出ていると思います。特に、新年度においてはですね、クラスターや感染経路の分からない感染者も出ています。島別の警戒レベルも最大級の5でありました。今は、4になっていますけども、危機的状況下でありました。5月の月ですね。さて、他人事でもない、まさか自分が感染するかも、について市民の関心度や浸透性について当局としてはどのように感じているのかを伺いたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） 議員御案内のとおり、本市における、新型コロナの感染の状況につきましては、昨年4月からの累計で127名となっております。令和3年度4月に入ってから感染者数は99人で、約8割近くを占めているところでございます。また、4月29日には本市内の飲食店におけるクラスター認定があり、このクラスター感染者数は53人となっております。更には、奄美大島での感染者の増加を受け、感染者の島外搬送も行われております。市では、対策本部会議を開催し、公共施設の閉館措置や行事の延期・中止の対応をするとともに、防災行政無線、コミュニティFM、市のホームページなどを活用し、市民の皆様に対し、感染者の状況報告に併せ、感染防止対策の協力や誹謗中傷などを行わないよう、周知に努めております。御質問の市民の関心度や浸透性につきましては、本市でのクラスター発生もあり、身近に新型コロナの脅威が迫っていることを感じられる市民の方が多くおられたものと考えております。

15番（奥 輝人君） 分かりました。本当クラスターが発生して、そしてその後の警戒レベルが5になった時のその状況を見ますと、やはり、市民の皆さんも他人事ではないなという、やっぱり、危機感と恐怖心が、衝撃が走ったものと私も思います。やはり、初日の日に多田議員のこういった写真が出てましたけれど、屋仁川通りのですね、やはり、警戒心、怖いから町には出たくないとか、人との接触を避けたいとか、そういったものがやっぱり、随所に現れていたのが5月の月かなと思います。笠利地区においてもですね、やはり、店舗ですね、時短要請があった2週間については、やっぱりそれを対応して貼り紙を出してですね、やっぱり、店は8時までは酒はOK、9時以降は閉めますとか、後、休業しますとか、そういったお店も笠利地区のほうでは見受けられました。そういった店の感染症対策なども市の職員と県の職員などもこうやって随時見回りをしながらですね、そういう状況を見たところであります。やはり、クラスターが出て53名というそういったものが出れば、やっぱり、心配する。やっぱり、自分の親にもどこにも行くなよとか、子どもにも行くなよとか、そういったことがやっぱり、横につながり、縦につながり、やっぱり、それが浸透したものと思っております。そこらあたりもやっぱり、報道とかニュース等での、やっぱり、そういったきめ細かなこうやったPRがですね、やっぱり、功を奏したものと思っております。今のところ、3日間くらいは奄美のほうでは感染者も出ていない状況でありますので、そこらあたりがやっぱり、功を奏してるのかなと私は思っております。そういう状況の中でですね、②の若者ですね。若年層の浸透性についてでありますけど、本当先ほど私が申し上げたようにですね、今の若者のほうもやっぱり、こういう状況の中では、やっぱり3密を避けたいとか、一緒に酒を飲みに行くことは避けようとか、居酒屋に行くのもちょっと遠慮しようとか、そういうのもあちこちで聞かれております。どこで飲むかってなれば、本当は路上とか道端で飲んだり、庭先で飲んだりというのも若者の今の大勢であるかと思えます。そういった中においてですね、やはり、若者への浸透性について本当今後もそうであると思えますけど、どのように浸透させていくのか。本当新聞やらニュースとかテレビなどを見れば本当は分かりますけど、やっぱり、そういったニュース番組などを観る機会が少ない若者たちにおいてもやっぱり、更なるやっぱり、強化をしながらですね、こうやって感染対策の意識を高めていかなきゃいけないと思っておりますので、そこらあたり若者についての御見解を聞きたいと思えます。

保健福祉部長（山下能久君） それでは、お答えいたします。本市における、年代別の感染者数につきましては、これまで累計127名の内、30代が最も多く、47人。次に、20代の16人。次に、40代、60代が15名となっております。20代・30代での合計は63人で約50パーセントと半数を占めております。この若い世代は言うまでもなく、行動範囲が広く、感染の拡がり懸念される年代であり、本市内におきましても、若い世代の感染者が職場や家庭内で二次感染を引き起こした事例も確認されております。また、これまで若い世代の方は発症する割合が少ないとされておりましたが、県内でも拡がりを見せている変異株につきましては、感染力が強く、年齢を問わず、重症化リスクが高いこと

や、無症状から有症状への急変などの特徴がございます。このようなことから若い世代に対する感染防止対策の周知につきましては、大変重要であり、ホームページや事業所関係団体に対しまして、あらゆる機会をとらえて周知してまいりたいと存じます。以上でございます。

15番（奥 輝人君） 分かりました。やはり、若者の感染対策させるための意識ですよね。その意識の向上には今言った取組をしていただきたいと思います。

それではですね、もう③の感染した場合の危機感について伺いたいと思います。自分が、本人が感染した場合において、周りにどのような異変や迷惑等が起きるのか。そして、どのようなことになるのか。ここらあたりが理解されていなかったのが実情だと思います。今回の5月からはそこらあたりが徐々に理解されてきてると思いますけど、以前まではこれは本当都会だけの考え、東京や大阪とか大都市で発生するから、それはあんまり関係ないのかなというのがこの奄美の若者、島の考えであったような感じを受けていますので、5月になってから若干意識が変わったと思っております。そういった場合にですね、まず、感染した場合ですね、感染した場合は保健所からの指示に従うことになります。また、症状の程度において宿泊施設や自宅での療養生活。または、医療機関への入院生活となっていく。これは、本人が感染した場合だけであります。しかしながらですね、本人が感染した場合にはその他には、今度は濃厚接触者、感染者の確認など、その中には例えば家族があり、そして、友人あり、職場あり、いろいろな業種がありますので、その追跡調査などが講じられていて、周りの方にもやっぱり、迷惑をかけていくということがあります。そこらあたりの本当の危機感についてですけど、どのように、今は、奄美市のほうは感染者がさっき言ったように4日間くらいゼロでありますけど、今後のことも考えてですね、やっぱりこの危機感について周知ですね、周知についてどのようにしていくのかをまず聞きたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） 感染した場合の周囲に及ぼす影響等についてお答えいたします。まず、感染者が発生した場合、その後における、疫学調査を含む対応等について御説明いたします。はじめに、PCR検査にて陽性が判明した場合は、検査機関から管轄保健所へ報告がいきます。この時点で指定感染症病院でございます県立大島病院と保健所が協議し、感染者の症状などを踏まえて入院か宿泊療養施設への入所かの選択がなされます。この後、保健所では感染拡大防止を図るため、当該感染者の感染源やこの感染者からの感染の可能性があります濃厚接触者の聞き取り調査を行います。この調査で判明しました濃厚接触者につきましては、PCR検査の対象となることから保健所から連絡がいき、予定日に検査を行うことと検査前におきまして、他の人との接触を制限する指導がなされます。また、この濃厚接触者の検査が陰性となりまして、2週間の健康観察期間が設定され、自宅待機となります。併せて感染者が発生した自宅及び職場においては、消毒が行われます。感染者はなりたくて感染者になったわけではなく、被害者でございます。しかしながら、本人が感染し、入院や宿泊療養施設に入所することや、ご自身の職場の方に濃厚接触者が確認されますと、仮に陰性でもその方まで2週間の自宅待機となり、その職場に大きな影響を及ぼすこととなります。更には、そのことを思い悩む感染された方も多くいるのではないかと考えております。このような状況になることも市民の方には御理解いただき、まずは、御自身が感染しないよう、基本的な感染防止対策の徹底についてすべての市民、事業所に対しまして周知をしてまいりたいと存じます。

15番（奥 輝人君） よく分かりました。本当私事でありますけど、本当1年と半年以上はですね、島外から出ておりません。本当やっぱり、感染リスクが高いところには行きたくないということで、やっぱり、ステイ島ですね、ステイ節田のほうに今、いますけれど、本当ステイ島中になっています。やはり、そこがやっぱり若者たちについてはですね、やっぱり、ストレスなどが溜まりながらですね、やっぱり、何かをしたいとか、島外に出たいとか、旅行に行きたいとか、そういう気持ちがやっぱり現れて

くるのも実情かなと思っております。やはり、自分が感染しないためにはですね、やっぱり、我慢も必要かなということはあるので、その我慢、後、辛抱強さですね。そこあたりも身に付けてもらえたら、この感染リスクにも対応できると思いますので、そこらあたり周知していただきたいと思います。

それではですね、(3)にいきたいと思います。今度、感染後ですね、療養・治療等について伺いたいです。①の宿泊施設や自宅待機の生活様式についてであります。無症状者や軽症者等に認定された場合、宿泊療養施設への療養となります。最低でも10日間の隔離となっています。その時の生活様式について、どのような1日を過ごしていくのかを伺いたいです。

保健福祉部長（山下能久君） 議員御案内のとおり、新型コロナ感染者となった方の内、無症状者や軽症者につきましては、宿泊療養施設への入所となります。この宿泊療養施設は、市内に1か所設置されており、郡医師会と県において、施設運営がなされております。また、宿泊所を貸し切った施設でございまして、感染者が入室する部屋については、風呂、トイレ、テレビ、寝具等が設置されてるところでございまして、入所時には部屋鍵とパルスオキシメーターが配布され、入所となります。外出はできず、隔離生活となりますが、健康観察は看護師により、電話にて1日3回行われます。この健康観察では、体温などの体調の報告となりますが、体調に変化があった場合には、入院措置等、速やかに対応されていると伺っております。食事につきましても1日3回提供されており、御自身の電話使用は自由となっております。感染者の中でも無症状や軽症者ではございますが、最短でも10日間の入所となり、電話連絡は可能でも、限られたスペースで生活し、家族などの身近な人に会えない日々が続くことは精神的な影響が大きいと考えているところでございます。

15番（奥 輝人君） よく分かりました。本当もう10日間は隔離されるということで、今のような生活様式が続くということも、やっぱり、これも、やはりストレスになりますので、やっぱり、そういう方が出ないようにですね、療養生活、感染リスクにやっぱり、対応していかなければいけないのかなと思います。本当に無症状者というのは、本当症状も出てない、症状が分からない人が無症状者。軽症者はやっぱり、何らかの症状が出ているということであります。味覚の障害とか、臭覚の障害とか、そういったのがあった場合は、やっぱり、軽症者ということで採用されて、こういった療養施設のほうに入所されるということも聞いておりますので、そういった症状等があられた場合はですね、こういう生活様式が待てるということになりますので、そこあたりもやっぱり、市民の皆さんにもやっぱり、浸透させていただきたいなと思います。

それとですね、次に、②の医療機関への入院についてであります。これはですね、中等症の患者や重症者の患者に当てはまりますけれども、まず、どのような症状になり、どのような治療となるのか。そして、入院はどのくらいの期間となっていくのかをちょっと聞きたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） それでは、お答えいたします。新型コロナの感染者の症状につきましては、頻度の高い症状は、発熱、咳、倦怠感、呼吸困難とされており、下痢、味覚障害、嗅覚障害も報告されております。新型コロナの重症度につきましては、呼吸の状態に基づいて判断され、軽症、中等症1、中等症2、重症の4つの区分となっております。この中で、中等症1は呼吸困難、肺炎所見の状態とされております。中等症2では、呼吸不全のため、酸素投与が必要な状態となり、抗ウイルス薬であるレムデシビルや、ステロイド剤の投与など、薬物療法が行われます。重症になりますと、重症肺炎として人工呼吸器管理が必要な状態となりますので、気管内挿管後、酸素を送りながら呼吸の管理を行い、必要によってはECMO、体外式人工肺と呼ばれてますが、使われる場合もありますが、使用できる医療機関については、限られていると伺っております。入院期間につきましては、症状によって異なりますが、最短で10日。発熱や呼吸苦がなく、酸素も不要になった状態で退院となります。以上でございます。

15番（奥 輝人君） 分かりました。本当、中等症や重症者の患者というのは、やっぱり、大変だなという。誰でも今、この奄美のほうではこういった方が感染したという、重症者の患者とかは実際にいるんですか。そこを聞かせてください。

保健福祉部長（山下能久君） 重症者の患者につきましては、この件につきましては、県のほうから市町村のほうに報告が来ないということになっておりますので、こちらのほうでは把握できないということになります。以上でございます。

15番（奥 輝人君） 分かりました。本当、重症者患者にやっぱり、ならないようにですね、やっぱり、しなければいけないのが本当怖い病気であるかと思います。この重症者になった今までの芸能人などでは、志村けんさんとか、やっぱり、岡江久美子さんとかが去年でもう亡くなっていますので、その重症者リスクの中では、そういった方々いますので、本当奄美、この鹿児島県から本当出ないのが本当でありますけど、鹿児島県では何名か、数名出ているという情報は聞いていますが、奄美市から出ているのかはまだ把握できてないというのがちょっと気がかりなんですけど、そういった方が出ないように願いたいと思います。本当中等症と、自分たちは重症者を2つを区別していますけど、中等症っていうのはやっぱり、37.5度以上のやっぱり、体温があり、そして、いろんな倦怠感とか持ってる人などが中等症ということでありましたけれど、その中等症の状態ですね、聞くところによりますと、やっぱり短距離走とかマラソンで走った後のあの呼吸困難ですよ。あの状態になるのがやっぱり、中等症とか重症者の状態だと聞いております。やっぱり、走った後の息切れした後のその状態になるのがこういう中等症とか重症者の患者の様子だと聞きました。本当このやっぱり、死亡とかそういったものにもつながっていきますので、やはり、このコロナの脅威ですね。そこらあたりも皆さんやっぱり、気を付けながら、やっぱり浸透させてもらいたいなと思います。そこらあたりも本当新聞やらニュース等でも結構出ていますので、本当そこらあたりも注視しながらですね、市民の皆さんにも広報してもらえたらなと思います。

次にですね、③のですね、退院後についてでありますけど、退院時の目安についてですけど、どのようなのか。宿泊施設は分かりましたけれど、中等症やら重症者の患者の皆さんの目安ですね。それと、退院後の人体の影響等についてまでちょっと聞きたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） まず、退院基準についてお答えいたします。退院につきましては、症状が見られた軽症以上の方は発症日から10日間経過し、解熱剤を使わずに解熱しており、呼吸器症状も軽減した状態から72時間経過した場合に退院となり、若しくは、症状が良くなってから24時間後にPCR検査、または、抗原検査で24時間以上の間隔で2回の陰性確認ができた場合に退院となります。感染していても、無症状者の場合は、基本的に検体採取日から10日間経過した後、退院となります。若しくは、検体採取日から6日間経過後、PCR検査、または、抗原検査で24時間以上の間隔で2回の陰性確認ができた場合に退院となります。次に、退院後の人体への影響と症状についてお答えいたします。退院後につきましては、人に感染させる状態ではないため、御自身の体調に問題がなければ仕事や学校に復帰することは可能となります。しかしながら、新型コロナに感染した方の内、ほとんどの方は回復後、通常健康状態に戻る一方で、退院後数週間から数か月も様々な症状が続く方がおります。新型コロナの後遺症といたしまして、頻度が高い症状には、倦怠感、息苦しさ、胸の痛みや違和感、咳、味覚・嗅覚障害や、脱毛など様々な症状が後遺症として報告されており、すぐに元通りの体調には戻らないことも多いため、退院後には無理をしないようにすることが大切になります。また、退院に際しての指導として、退院後4週間の注意事項が記載されたパンフレットが作成されており、手洗い等の対策の徹底や、健康状態の確認などの説明を受けて退院となっております。以上でございます。

15番（奥 輝人君） よく分かりました。本当退院してもですね、やっぱり、こうした後遺症が出るといことが今、報告されていますので、退院した後にですね、更に、また、病院に行ったり、また、通院などそういった形もとられていると思いますけど、そこあたりどうですかね。通院とかもあるんでしょうかね。

保健福祉部長（山下能久君） 退院後につきましては、4週間の健康状態の確認をしてくださいという指導がありまして、4週間の内にまた、症状とかが出ましたら、受診相談センターに連絡するか、かかりつけ医に相談されて、また、通常の、通常といいますか、受診をしていただくという形になります。以上でございます。

15番（奥 輝人君） よく分かりました。今まで感染した人の実話なんですけど、これ本当テレビで、何々のコロナの重症者患者の証言ということで聞いてちょっとまとめた文章がありますので、ちょっと皆さんにお知らせしたいと思います。本当にですね、新型コロナウイルスに感染した方のコロナは決して他人事ではないという証言を紹介したいと思います。この方はですね、感染して初めてコロナの恐怖を感じたと証言しています。この女性は30代半ばの方で、まさかの自分が感染するとは思っていませんでした。1年間余り私は何もなかったし、大勢の方が外出しているから、きっと私は大丈夫という安心感を持っていたと。しかし、それが突然に安心感からまさかの自分事に異変が訪れたとのことであります。感染リスクへの危機感がなくなっていた頃だと言っております。感染して倦怠感や体のだるさ、料理への不信感など症状が見られて、そして、自分だけの問題ではなく、周りの方々への迷惑をおかけする劣等感などにも悩まされていたということでもあります。感染して初めて自分だけではなく、大切な家族や知人をコロナで失うかもという恐怖心も味わっておられます。そして、今、本人が言えることはですね、コロナは決して他人事ででない、自分は感染しない、自分は大丈夫という根拠のない思い込みを持たないで、人間誰でも感染する危険性があることを知ってほしいという強いメッセージを発していました。これ本当にテレビのほうで私観て、本当こういうこと起きてるんだなということで自分も本当納得したところであります。これはですね、感染した方のごく一部の証言であります。その他にもですね、この方以外の方にもそういった恐怖心とかいろんな体験談などがありましたけれど、そこらあたりはちょっと割愛したいと思います。本当にですね、新型コロナウイルスはですね、目に見えない敵でありますので、市民一人ひとりが感染対策をしっかりとですね、取り組んでいただきたいと強く思うところであります。是非感染リスクが下がるようにですね、本当収束するのが1番でありますので、収束化に向けてですね、奄美市民一体となって取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

次にですね、2番目の水産業の振興に移りたいと思います。私もですね、一般質問、本当コロナコロナの関係で第1次産業関係が本当一般質問できていなかったんですけど、今回水産業のほうだけちょっと取り上げたいと思います。（1）奄美市水産業生産向上対策事業の新規要望についてであります。漁業者の経費や資材等の負担軽減を要望する案件であります。漁家においてですね、船舶の導入や資機材など、作業倉庫など、事業導入機器を導入するにはですね、3名以上のやっぱり組合設立が必須事項であります。しかしながら、近年はこういった3名以上の生産組合とか組合設立が本当困難な状況であります。仲間がいないとか、そういった漁家が、周りに存在しないとか、そういうことあります。漁家の収入源についてはですね、定置網での漁に一本釣り漁、酸素ポンプを使用する素潜り漁や、近年ではですね、観光客への瀬渡し漁など、そして、もずく漁などがこの奄美のほうでは一般的であるかと思えます。さて、水産業のですね、維持・発展にはですね、漁協、行政などですね、支援事業など多少の対策などは講じられているものの、まだまだ物足りなさを感じ、予算も低いような現状であるかと思えます。水産業を経営していくのに資材等の購入など、支援等についてこの奄美市水産業生産向上対策事業

の新規事業の導入ですね。それを要望したいと思いますが、見解を伺いたいと思います。

農林水産部長（竹元康晴君） おはようございます。それでは、奥議員のほうにお答えさせていただきま
す。水産業の新規要望についてでございますが、国・県の補助事業を活用する場合の導入要件といたし
まして、3名以上での組合設立が対象となるのは、現在、本市で実施しております水産関係では輸送コ
スト支援事業が該当いたしております。これは、個人事業者が漁業協同組合を通さずに補助事業を受け
るため、生産組合を設立し、補助事業の申請を行っております。また、漁船や漁具などの購入事業につ
きましては、漁業協同組合を通じて、国・県のリース事業を活用し、導入した実績があることから、事
業内容により、補助の対象となる場合もございますので、県や漁協と補助事業の導入が可能か、個別に
協議してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。また、議員御案内のとおり、
野菜、果樹、畜産などの農家には様々な支援があると認識しているところでございます。漁具や資材購
入の支援について、奄美漁協内の一部の自治体では支援を行っていることは承知しており、水産業生産
向上対策として引き続き検討したいと考えているところでございます。

15番（奥 輝人君） よく分かりました。本当水産業も第1次産業でありますので、本当農業・水産業
も同じ部類ということで、やはり、予算が低いのかなという思いがしていますので、その中でですね、
やっぱり、今、部長が言われた、野菜やら畜産とかにおいては、奄美市単独でですね、やっぱり、そう
いったこの生産対策事業を計上しているところであります。その中においては、個人でとれると。そし
て、仲間がいなくても自分が要望する、そういった資材などが個人で一応受付して、購入できるという
ことが最大のメリットでありますので、そこらあたりも農家の皆さんはよく周知していてですね、それ
を活用して、やっぱり、規模拡大とかまた、生産資材の軽減とかにもつながっていきますので、水産業
も同じだと思っております。部長のほうからちょっと言われましたけれど、やっぱり、個人で導入で
きるものは個人で導入させるのがやっぱり、漁家もやっぱり、喜ばれると思います。畜産の中ではです
ね、もう前にも話ありますが、畜産のクラスター事業というのがありましてですね、これも個人で導
入できるようになっております。今まではこのクラスター事業がない時などは、やっぱり、3名以上の
やっぱり、生産組合をつくらなければ大型機械などの導入はできませんよという、そういった肩書があ
りましたけれど、最近になってですね、本当国のほうも方向が転換されて、やっぱり、農業、第1次産
業への力を入れるということで、これ平成29年頃からだったかな。クラスター事業も始まったとい
うのもありますので、やっぱり、水産事業関係でもですね、やっぱり、そういったクラスター事業等が本
当あればですね、更に、この漁家の意識とか士気も高まっていくものと思われまいますので、そこらあたり
もまた、国と協議しながら県と協議しながらですね、取り組んでもらいたいと思います。今、部長から
も話があったんですけど、水産業の中ではこの水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業というのがあり
まして、これは一応リース事業ということで、奄美漁協の中の生産者であれば、正組合員であればです
ね、リース事業に該当されるということでこういう事業もありました。そういう事業も活用している漁
家も奄美市の中には数名いると聞いておりますので、そこらあたりも参考にしながらですね、リース事
業等もありますので、うちいうことをしながらですね、漁家の皆さんに普及を進めてもらいたいと思
います。本当今、漁家が求めている、その生産資材とかについてもですね、いろいろありましてですね、
本当船舶とかですね、船舶っていうのは船ですよ。そして、後、船外機。船外機にしても、90馬力
やら30馬力、まあ馬力数が違いますけど、60万円とか140万円とかそういった高額なものの船外
機とか、後、酸素ポンプやら、後、網とかですね。後、巻き取り機とか魚探機とか定置網とかそうい
った種類の資材がありますので、そこらあたりもですね、やっぱり、漁家の皆さんと協議の場を持って、
こういったものが漁家は欲しいとか、毎年こういったものが消費されてなくなりますので、これをどう
にか半額補助でもとか、そういった要望があると思いますので、そういった漁家のメンバーなどと意見
交換をしながらですね、この事業が推進できるように頑張りたいと思います。

次にですね、(2)の効果についてであります。今、言われたことが本当効果になるかと思いますが、本当新規事業が導入となればですね、魅力化が生まれて、そして、水産業の活性化へとつながっていくと思います。既存の漁家や新規の漁家など、更なる規模拡大などにもつながり、また、明るい展望が開けてくると思いますので、効果について、これについては効果最大限に活かしていくためにですね、どのように取り組んでいくのか、また、感じているのかを部長の言葉で聞きたいと思います。

農林水産部長（竹元康晴君） 次に、効果についてお答えいたします。生産資材や設備等の新規導入助成により、既存漁業者の経営拡大や新規漁業者の育成など、新たな担い手の確保が図られ、生産組合の生産力強化となることが考えられるところでございます。また、鮮魚等の共同出荷による生産供給が安定することで関東や沖縄などへの販路拡大により、漁業者の所得向上や地域の活性化につながるのではないかと期待しているところであります。いずれにいたしましても、新規の事業支援につきましては、漁協で使用する機材などの生産設備や流通資材の支援なども含めまして、検討課題と考えておりますので、御理解をお願いいたします。以上です。

15番（奥 輝人君） よく分かりました。部長、第一次産業、これからもしっかりと取り組んでいただきたいと思います。また、その漁家の皆さんの要望に応えられるような成果が出るようにですね、頑張ってくださいと思います。最後になりますけれど、この奄美市の水産業生産向上対策事業についてはですね、本当要望していきたくて考えております。この奄美はですね、本当外海離島であり、周りを海に囲まれですね、豊富な漁場を抱えていて、水産物の水揚げなど、本当好条件な環境が整っていると私は思っております。しかしながらですね、夏場の台風接近や冬場の季節風などの到来などにより、漁に出ることもままならぬ状況などもありますので、自然災害との隣り合わせも漁業経営の1つの危惧となっていると思っております。収益や所得額が低いのがそこあたりが原因かなと思っております。そこあたりをやっぱり、改善していくためにもですね、漁家の皆さんの既存の漁家、新規の漁家が育成されるためには、この事業を導入しながら、また、新しい新規事業など導入を取り組みながらですね、漁業の振興に頑張ってもらいたいと思います。私のほうも漁家の皆さんの意見を聞きながらですね、要望があれば要望に応えられるようなそういった施策をまた、市のほうにこうやってつないでいきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。以上で私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（与 勝広君） 以上で、自由民主党 奥 輝人君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前11時41分）



議長（与 勝広君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き、一般質問を行います。

公明党 橋口耕太郎君の発言を許可いたします。なお、橋口耕太郎君から一般質問中の資料投影のため、書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

8番（橋口耕太郎君） 市民の皆様、議場の皆様、そして、インターネット中継を御覧の皆様、こんにちは。本定例会一般質問最後の登壇、トリを務めます。昭和44年酉年生まれの公明党 橋口耕太郎でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。質問に入る前に、少々所見を述べたいと思います。まず、一般質問初日に勇退を表明されました、朝山市長。熟慮を重ねた上での御決断だと思います。これまでの御尽力に対し、敬意と感謝を申し上げます。後進に道を譲るまで残された任期、約5か月間ですが、引き続きよろしくお願ひいたします。

さて、私の議席から当局側を見渡し、また、各部・各課を訪ねますと3月定例会とは大分顔触れが違

い、とても新鮮な感じがいたします。4月1日の人事異動で新たな体制で臨まれている当局の部課長の皆様、そして、職員の皆様、更に、初の消防女性職員含む、ルーキー職員28名の皆様、今後ともどうかよろしくお願いいたします。また、6月3日に就任されました、村田教育長、御就任おめでとうございます。今後とも教育行政のリーダーとして牽引していただきたいと思います。

さて、6月14日からワクチン接種の第2クールがスタートしております。後ほど、質問で確認させていただきますが、ここで少し私たち公明党がこのワクチン接種に関し、政府をリードしてきたという自負がありますので、アピールをさせていただきます。昨年5月28日各党に先駆けまして、公明党はワクチンと治療薬の開発・実用化に特化したプロジェクトチームを設置しました。7月16日国会質問でワクチン確保の予算措置を政府に要請、そこで政府が初めて予備費の活用も含め、検討すると表明。そして、政府は7月31日米国ファイザー社と基本合意、8月18日英国アストラゼネカ社と基本合意するという流れをつくりました。8月18日にはワクチン調達の国際枠組み、COVAXファシリティの日本参加を政府に提言をしました。9月10日、ワクチン接種は国費で行うべきと提言。9月15日、日本政府は先進国でいち早くCOVAXファシリティへの参加を表明。10月29日、米国モデルナ社と契約締結。12月2日、希望者全員への無料接種へ向け、接種の実施自治体を区市町村とし、費用は国が負担することなどを盛り込んだ、改正予防接種法が成立。今年の1月28日、ワクチン接種無料体制などが盛り込まれた、2020年度第3次補正予算が成立。2月14日、ファイザー社製ワクチンを国内承認。そして2月17日、国内の接種が開始し、現在に至っております。このように、公明党は要所要所でタイムリーに政府に働きかけ、汗を流してきました。これができたのは、国会議員、地方議員約3,000名を要するネットワークの賜物だと思います。これからもしっかりと取り組んでまいります。ここで、残念ですが、他党に対し、苦言を呈させていただきます。日本共産党と立憲民主党は、海外ワクチン承認の話が出てきた時に、国会審議でブレーキをかけるような質問を連発していたのを皆様お忘れではないでしょうか。また、ワクチン接種に必要な経費を計上した、2020年度補正予算に日本共産党は第2次補正予算、第3次補正予算の両方に反対、立憲民主党は第3次補正予算に反対しています。ワクチンが接種できなくても良かったのでしょうか。甚だ疑問を感じます。今、国難とも言ふべき時に各党会派を越えて成立に協力すべきであつたのではありませんか、と投げかけたいと思います。最後に、6月9日、途上国のワクチン接種を推進する国際組織などに資金を拠出している慈善団体、ビルアンドメリンダゲイツ財団を設立したビル・ゲイツ氏は、途上国へのワクチン供給へ向けた支援を強く後押しした公明党の山口那津男代表に感謝状を寄せました。ゲイツ氏は、6月2日夜にオンラインで開催されたCOVAXワクチンサミットで日本政府が主導的な役割を果たす上で、貴代表のリーダーシップの下、貴党が極めて重要な役割を担っていただきましたこと、心より御礼申し上げますと、謝意を表明しました。このように公明党は、国内・国外に対し、積極的に動き、ワクチン接種を主導してまいりました。これからもこの姿勢を変えることなく、1日も早くコロナ禍が収束することを願い、一般質問に入ります。

質問の1、世界自然遺産登録について伺います。（1）7月に正式決定の見込だが、まだまだ市民の意識、気運の醸成が追い付いていないと考えます。今後の行政としての取組はいかがかという質問です。令和元年9月定例会で同様の質問を行っています。その際は、世界自然遺産推進共同体の件や、エコツアーガイド連絡協議会主催の子ども向け金作原エコツアーのこと、また、自治会や民間事業者の団体への出前講座、大島支庁の主催する、事業者向け研修会等々、答弁されております。いよいよ7月に正式に世界自然遺産登録が決定することになりますが、行政として今後どのような取組を考えていますか、伺います。同僚議員の質問で概ね理解できましたが、改めて伺いたいと思います。以下の発言からは発言席にて行います。

総務部長（三原裕樹君） それでは、お答えいたします。まず、記念行事及び関連イベントからお答えをいたします。議員からもご案内がございました、7月に開催されます、世界遺産委員会における登録審

議の模様を大型スクリーンで視聴する、パブリックビューイングを本庁舎2階の中央待合スペースで鹿児島県及び5市町村共催で開催をする予定としております。登録が正式決定される瞬間を多くの市民の皆様と共有したいと考えてるところでございますが、コロナ禍ということもあり、実施内容の詳細につきましては、現在、鹿児島県と慎重に調整を続けております。そして、秋頃にはこちらも鹿児島県及び5市町村の共催で世界自然遺産登録記念式典の開催を予定しており、関係機関代表者や世界自然遺産登録に御尽力された皆様方と登録の喜びを分かち合うとともに、次世代に亘って遺産価値を守っていく責任の重さを再認識する場になるものというふうに考えております。また、年度内には5市町村で構成をする奄美大島自然保護協議会の主催する記念イベントを検討しており、こちらは登録の喜びの輪を大きく広げるとともに、環境保全及び環境文化の学びの場としたい考えでございます。また、世界遺産ツアーという点で申し上げますと、当然コロナ禍の状況を見極めながらというふうにはなりますけれども、ふるさと納税の返礼品としても検討を進めているところでもございまして、先ほど申し上げた記念イベントへの来島ツアーなども可能性として検討しているところでございます。併せまして、市民向けの広報活動につきましては、現在、主要道路や施設において、順次のぼり旗を設置をしており、登録後には奄美大島5市町村の庁舎、本市におきましては名瀬・住用・笠利、各庁舎において、新たに懸垂幕を設置する予定でございます。それから、広報紙やホームページ等におきましても、特集記事の再掲載なども行いながら、気運醸成を図ってまいりたいというふうに考えております。その他、6月に子ども向けオンラインワークシステム、昨日も少し答弁をいたしました、NHK「ターヴィンが奄美大島に来了！」これを開催するとともに、出前講座やシンポジウムなどをおして、奄美大島の自然環境の価値と自然遺産の意義について、市民の皆様に理解を深めていただく取組を検討しております。また、パブリックビューイングを実施する前後の期間におきまして、奄美博物館の監修による世界自然遺産特別展示、これを本庁舎2階の市民行政情報コーナーにて開催するほか、奄美博物館におきましても、登録後も継続的に記念展示等を開催をしてみたいです。世界自然遺産登録は、多くの関係者による長年の取組が評価されたことでもあります。世界の宝を守り続ける長い取組のスタートでもございます。登録を契機として、市民の皆様の御理解と御意識が高まり、真に豊かな地域づくりにつなげていけるよう取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

8番（橋口耕太郎君） 分かりました。部長がおっしゃいました、ここからがスタートというお言葉がありましたけれど、世界自然遺産登録がゴールではなくて、スタートという話をよく聞きます。先人から受け継いだ自然を後世に守り継いでいくということが今、生きている私たちの使命でありまして、そういう意味で様々なイベントなどでまず、機運を醸成してしっかり守っていくことを進めていくことが大切なことだと思います。本来であればですね、コロナ禍でなければ、もしかしたら、朝山市長が世界自然委員会の現場に行って、現場で喜びを感じるということも可能性としてはあったのかもしれませんが、今回オンラインでの世界自然遺産委員会ということですので、市民とともに、パブリックビューイングですけど、それもコロナ禍に配慮しながらということではあると思いますが、やっていただきたいと思います。以前も、私ここで市長に突然質問をして話をさせていただいたように、世界自然遺産委員会を開催して、登録が決定したら、国連国際公用語6か国語で全世界にそれがリリースされるというところで、黙っていてもですね、恐らくテレビとか雑誌、新聞社、そういったところが取材依頼がですね、これから奄美市のほうにも本島内の各市町村にもですね、届いてきて、徐々にそういった、奄美が、こちらがお金を出さなくても宣伝をしてくれることがこれから増えてくるのではないかなというふうに思っています。私が、これも前話したかも知れませんが、中学校の家庭教育学級で講師をされていた、常田さんがですね、の話で印象に残っているのが、奄美の自然のすばらしさは人里と近いということでした。IUCNからの要請の中にですね、ロードキルの問題がありましたけれども、人里と近いからですね、ロードキルも起きるのではないかなというふうに思います。近いところにすばらしい自然が残っているということ事態がすばらしいというお話でした。普通、世界自然遺産と言

いますと、なかなか行きにくい場所に、1日2日かけて行ってやっと希少な植物を見る、希少な動物を見る、ということが一般的なんですけど、奄美大島、徳之島、それから、沖縄島北部、西表島というのは人里に近い、すぐそういう環境があるというところがすばらしいというお話でした。そこがすごく印象に残ってまして、私自身もまだまだ勉強不足ですね、どういった植物がいる、どういった動物がいるっていうのはすべて把握しているわけではありませんけども、そういったすばらしい自然、動植物がいる地域に住んでいること自体すごいことなんだなということを市民お一人ひとりがですね、自覚をして、そして、また、保護につながっていけるようにこれから様々な行政がされる企画やイベントもあるでしょうし、民間を取り込んでする場合もあるでしょう。そういったことを利用しながら、意識の底上げと言いますか、機運の醸成と言いますか、そういったことができていくことを願っております。

それでは、次の質問に入っていきます。2番、コロナワクチン接種事業についてであります。(1) 6月14日から第2弾の接種がスタートしましたが、これまでをとおして予約状況、接種会場での状況、接種後の副反応などについて、良かった点、悪かった点、改善すべき点などがあればお示しをいただきたいと思います。併せて今後のスケジュールについて伺います。これも、これまでの同僚議員が様々質問されておりますので、ある程度理解をしておりますが、私が聞きたかったのは現場の生の声ですね。どういったことがあったのか、なかったのか。あったらどういうふうな対応をしたのか。そういったところを聞きたいと思ったのでお願いいたします。まず、予約状況に関してお願いいたします。

保健福祉部長（山下能久君） それでは、お答えいたします。第1弾の予約に際しましては、電話がつながりにくく、また、予約枠が1日で埋まってしまったことを受けまして、第2弾におきましては、電話の台数を30台に増設し、対応いたしました。それでも、予約開始日の午前中は電話がつながりにくい状況があり、市民の皆様には大変御心配をおかけしました。WEB予約につきましても説明が不十分な点もあり、電話にて多くの問い合わせがございました。電話申込においては、接種券番号が分かりにくく、探せない、耳が聞こえづらいなど、1件の予約を取るのに時間を要するケースもございました。また、健康増進課窓口においては、耳が聞こえづらい方やスマホの操作が難しい方の予約を手伝ったケースも多くございました。このようなことを受けまして、接種券につきましては接種券番号を大きく表示して分かりやすくなるように改善いたしております。また、高齢者の予約方法につきましては、約半数近くがWEB予約でございましたので、今後の予約は益々WEB予約が増えてくると予想をしております。より丁寧な説明に心がけ、予約しやすい環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、接種会場につきましては、動線の工夫などを行いながら、日々改善しており、大きな混乱は生じておりません。現在、接種人数が増えたことに伴い、会場を広く使うレイアウトに変更し、感染防止対策に留意しながら進めているところでございます。副反応につきましては、先日の弓削議員の答弁の中で3件と報告いたしましたが、それから1件増えまして、これまで4件の救急搬送を行っております。救急対応の事前準備といたしましては、消防や医師会と連携して、事例を想定してのシミュレーションを行ったことにより、スムーズに対応できたと確認しております。今後も救急の事態に備え、しっかりと態勢を整えてまいります。接種のスケジュールにつきましては、現在、第2弾といたしまして、1日の接種人数を増やして、接種を行っております。希望する高齢者すべての方が接種できるよう、予約を受け付けておりましたが、予約枠に余裕ができたため、50歳から64歳の方の内、基礎疾患がある方について予約を開始することといたしました。また、現在、集団接種と並行して、介護施設等の入所者及び施設従事者、訪問診療を受けている方、医療機関に入院している高齢者についての接種を行っております。第3弾以降は今回予約を受け付ける50歳から64歳の方の内、基礎疾患のある方の予約状況を踏まえまして、接種順位を検討しながら迅速に進めてまいりたいと存じます。予約の状況についてでございますが、これは、6月13日現在になります。1回目接種された方3,029名と、第2弾での予約7,728名、合わせまして10,757人ということで高齢者13,700人に対しまして、78.5パーセントの予約状況となっております。以上でございます。

8 番（橋口耕太郎君） 分かりました。私もですね、予約に関しましては、5月25日第2弾が始まった時に、ちょっとお手伝いをしまして、電話で5件、WEBで5件手伝いをさせていただきました。電話はですね、午前中だったんですけども、なかなかやっぱりつながりませんでした。30台に増やしたとは言え、やっぱり、約1万人の方が集中して電話をするわけですから、当然つながりにくいだろうなと思って諦めかけてた時につながって、それで5人の方を一気にそこで予約をすることができました。WEBはですね、24時間対応するということで、このWEBホームページからインターネット予約の手順書を出して、やったらスムーズにできたんですけども、メールアドレスが1つしかない場合は、1人しか予約できませんよというのが先に先行してて、アドレスを入れなくてもできるっていうことが分からない方、多田議員の質問でもありましたけども、多くいてですね、これをよく読まれてなかったのかなという気はするんですけど、ただ、これ結構な量あるんですよね。手順書が。結構な量があって、これを最後まで一生懸命読んでやられる方っていうのは、なかなか少なかったのかなという気がいたします。それから、電話の時にですね、隣で大きな声を出している方がいたんですよ。私が電話で予約をしている最中に隣の人ですかね。大きな声でしゃべってたんですね。大きな声じゃないと向こうが聞こえないような感じで。だから聞いたんです、そういう声はなかったのかという、実際に受付をした時にですね、さっき、部長が1件登録するのに時間がかかったケースもあったのではないのかなと思って、そういった御苦勞をちょっと聞きたかったところでした。それから、接種会場ですけど、接種会場、私も見に行きまして、広々と受付から予診票を出して、そして、接種して休んでいくという流れできちんと整然とやられてたので、安心はしましたが、私がちょっと介護の仕事も携わってるんですけど、その利用者の方がですね、車椅子で自走される方だったんですよ。トイレに行きたくなって、トイレを使いたいということで、看護師さんから御案内されたのが、あそこの奄美文化センターはホールに入って、1番奥に、要するに坂道を上って行って1番奥に身体障害者用のトイレがあるんですね。その方、その坂道を見てですね、諦めて介助を頼んだというところがあって、奄美文化センターが約30年ですかね、30年ぐらい前ですかね、できてから。当時は、平坦なところに多目的トイレを置くという発想がなかったんですかね。もう非常に距離もあるし、あれは自走はちょっと、多分自走する人は普通の若い車椅子の方でも結構厳しいのかなというイメージがありましたので、それはちょっと私の今回の経験談をお伝えをしたいと思います。それから、この通告を出したのが6月2日で、今日は18日ですから、その間にもどんどんどんどん情報が更新をされて、いろんな打ち出しがですね、恐らく担当課には国・県から山ほど来て、さばくのが大変じゃないかなと思うぐらいだと思うんですけど、そこらへんの御苦勞について部長、何かありますか。情報のさばき方と言うか。

保健福祉部長（山下能久君） 議員御案内のとおり、新型コロナウイルス対策につきましては、その対策からワクチンの情報が毎日多くメールで届いているところでございます。ワクチン接種推進室では、集団接種の接種を行いながら、このような情報も振り分けて対応してるところでございます。

8 番（橋口耕太郎君） 恐らく大変だと思います。県・国、特に国でしょうけど、私たちの公明党でも5月15日に全国オンライン会議っていうのを開きまして、そこで高齢者を7月末までに終わらせなさいという緊急の指示が厚労省から流れて、奄美群島では、1村1町が8月になるというふうに報告をして、そういったところに、なんで8月になるのかっていうのを調べなさいという、調査依頼が来たので、担当にお電話をして、確認をさせていただいたら、宇検村はですね、もともとじっくり個別接種をして9月末までに終了すると計画を出してて、当初はそれで良かったんですね。それが、もう7月末にしなさいというふういきなり来たもんですから、ちょっと恨み節的な。もう分かりましたと、やりますということで報告をしましたということでした。龍郷町にしても、瀬戸内町にしても、多少の不安はあるけれども、終わらせるということで、改めて7月末でできますということで報告を返したところだ

ったんですけど、とにかく、指示が変わったり、いきなり情報が変わったりしてくところが多いと思いますので、そこらへんはまた、御苦労があると思いますけど、引き続き対応していただきたいと思います。それから、ワクチンのこれからの分配についてですけど、同僚議員の質問からもありましたが、先ほど、冒頭、COVAXファシリティの話をしましたけれども、ファイザー社とかモデルナ社とか、ああいったところはばんばん作ってるんですけども、世界的に見て、死亡者数、感染者数が多いところにどうしても配分をしていくという国際的な流れになっているみたいで、日本はそういうところと比べると比較的少ないということで、配分量が減ってくるというお話を聞いております。ですから、恐らく、そういったところで今後の配分量というのはまだ不透明だと思いますけど、このワクチン接種の御案内のこのイメージでこれからも進めていくという、確実にワクチンが来ればの話ですけど、確認ですけど、よろしいですかね、それで。

保健福祉部長（山下能久君） ワクチンの接種につきましては、第1弾が5月3日から6月13日まで実施しております。第2弾が6月14日から7月25日まで、第3弾が7月26日から8月29日まで、第4弾を9月6日から10月17日までとして、計画をしているところでございます。また、議員御案内のとおり、ワクチンの配分状況によって若干変わる可能性もございますが、これまでと同様、医師会と連携を図りながらスムーズな接種、また、希望する市民の方がすべて受けられるように実施して、対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

8番（橋口耕太郎君） 分かりました。先ほど、ありましたように6月22日からですかね。50歳から64歳までの基礎疾患を有する方ということで、先週末ぐらいに50歳以上の方に対しては基礎疾患がある、ないに関わらず、お送りしてると思います。私のところにも土曜日ですかね、届いておりました。私は基礎疾患は肥満ぐらいなので受けることはできないと思うんですけど、これ笑うところなんですけど。まだ、基礎疾患があるか、ないかという判断をですね、恐らくちょっと電話では、例えばですよ、糖尿ではないのに糖尿ですとか言って、そういった何て言うんですかね、確認の方法とかも結構難しい部分があるのではないかなと個人的に思ってますけど、そこら辺のマニュアルというか対応についてはお答えできますか。

保健福祉部長（山下能久君） 基礎疾患につきましては、10数種類の疾患が示されております、議員のほうからでもございましたが、BMIが30以上の方が対象となっております。その確認につきましては、医師の問診の中で基礎疾患ということで確認するような流れで進めさせていただきたいと考えております。

8番（橋口耕太郎君） 分かりました。これからまた、走りながら考えるじゃないですけど、様々なことを決めていきながら進めていっていただきたいというように思います。また、報道でしたかね、予診票の書き方がよく分からないというところで奄美の薬剤師さんから県の薬剤師会に声を上げて、うちも手伝いますよと、薬剤師さんのほうでかかりつけ薬剤師のところに行けば、予診票の書き方を教えてもらえるような形を県がとって、それを奄美モデルと呼ばれてるそうなんですけど、そういったところで奄美市の薬剤師の皆さんもですね、協力的な動きをしてるっていうのを聞いていて、何か嬉しくなったところもあります。とにかく、接種をしている人が増えれば増えるほど集団免疫が上がって、お子さんとか接種できないわけですから、接種できない方も守ることになりますので、どんどん進めていっていただきたいと思いますが、最終的に、先ほど78.5パーセントとおっしゃいましたけど、希望する方ですので、恐らく100パーセントにはならないと思うんですね。大体どれぐらいの割合かと思込んでますか。分かりますか。

保健福祉部長（山下能久君） 接種の目標値なんですけど、議員のほうからも御案内がありましたとおり、集団免疫、これにつきましては、60パーセントから70パーセント以上の方が免疫を持つと感染者が出てても他の人に感染しにくくなることで、感染症が流行しなくなり、間接的に免疫を持たない人も感染から守られるということでございます。本市といたしましては、最低でも70パーセント以上の接種率を目指して取り組んでいきたいと考えているところでございます。

8番（橋口耕太郎君） 分かりました。最終的に70パーセントを目指してですね、この事業を進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。質問3、若者の孤独・孤立対策について伺いをいたします。

（1）高校を中退、あるいは、高校卒業後に就職をしたが、1年も経たずに帰省をして、就職に就けずにいる若者が本市にもいると聞いております。年齢が16歳から19歳のそのような若者の把握と、その若者に対する何らかの支援はできないか、伺いたいと思います。まず、そういった若者の把握というのはできていますでしょうか。

福祉事務所長（永田孝一君） それでは、議員御質問の高校を中退、若しくは、卒業後に職に就けずにいるなどの16歳から19歳の若者についてでございますが、御質問の中身の内容に基づくような調査自体は本市としては、まだしたことがございませんので、正確な数字は全く把握ができてないというところなんです。それから、保護課の生活支援のほうで引きこもり支援をしておりますが、約50名近くの方がその対象なんですけども、その中でも10代の方はいっしょにいなかったというところでこの途中、就職後に島に帰られて来た若者については把握ができてないという現状でございます。

8番（橋口耕太郎君） なかなか現状を把握するのは難しいということですね。中学校の時に、不登校気味で高校では一旦入学をしましたが、ついていけずに辞めたり、また、あるいは、高校卒業後に本土に就職をして、また、あるいは、島内の企業に就職をしましたが、何らかの理由で退職をして、その後、就職をできずにいる若者が一定数いると聞いております。行き場がなく、引きこもりは市内、奄美市ではちょっと今、10代は生活支援のほうでは押さえてないみたいですけど、引きこもったり、本人も保護者も悩んでいる方が一定数いると聞いておりますが、これは今後はそういった調査とかは考えていないのでしょうか。

福祉事務所長（永田孝一君） お答えいたします。質問の10代に限定した、引きこもり等の調査というのは今のところ予定はございません。ただ、引きこもり自体の調査というところは、関わってる生活保護であったり、困窮であったり、地域包括支援センターであったり、障害者の係であったり、それらの情報から今、把握してるものですので、総数のアウトリーチをかけたような調査はまだできていないというのが現状です。ただ、今、御質問にあった、子どもたちに1番必要とするのは、議員もおっしゃいましたが、居場所とそれから、気軽に相談できるという態勢だと思っております。その1つとして、このような悩みを抱える若者をサポートする機関として、あまみ若者サポートステーション、通称サポステという言い方をしますが、あります。確認をしたところ、サポステのほうにですね、10代の若者の就労相談5件ほど受けてるということでした。就労支援、職業体験等を行っており、年々相談件数も増加しているということでございました。市としての対応というところでございますが、生活困窮者自立支援相談窓口での相談の受付、それから、家庭相談員の相談と日々の業務の中で連携を取りながら、引きこもり状態の方がいらしたらサポートしていくという態勢でございます。これからも制度の狭間で困窮する世帯に対しても継続した支援が届けられるような連携、協力体制を整えて、重層的な支援ができるように取り組んでいきたいと思っております。以上です。

8 番（橋口耕太郎君） サポステも私伺ったことがありますけど、その時も一定数そういう相談がありますというお話を聞きました。そういう窓口があるということを知らない方もいらっしゃると思いますので、私もPRをしていきたいと思いますが、とにかく、中学校ぐらいまでは義務教育ですので、学校の先生とかも関わりが深いと思うんですけど、高校になるとどうしても義務教育ではずれますし、本人がどうしても辞めると言った場合は、本人の意思を尊重するところが大きいと思いますので、私が出身の大島高校に確認しましたら、大島高校は大体が通信制の高校に入り直したり、大学試験を受けるための資格を取ったりすることで、動いてますという報告を聞きました。とにかく、何と言うんですか。高校中退、若しくは、18歳ぐらいで仕事を辞めて帰って来られたというところの子どもたちが一定数いるというふうに聞いてますので、民間でも相談とか支援ができるような団体の設立の動きがあるようですので、そういったことも踏まえて市としましてはですね、サポートしていただければなというふうに思います。

次に（2）です。大人に代わって、家族の病気や介護の世話をする中・高生、いわゆるヤングケアラーが国の調査でおよそ20人に1人いるという結果が出たようです。本市にもそのような中・高生がいるか、現状を同じように伺いたいと思います。

福祉事務所長（永田孝一君） それでは、お答えいたします。ヤングケアラーという、最近よく耳にするお言葉だと思いますが、本来大人が担うと想定されている、家事や家族の世話を日常的に子どもが行っているという状態という解釈でございます。このことにつきましても、福祉事務所のほうでヤングケアラーについての正式な調査、実質、実態把握ということは実施をしておりませんので、正確な人数は分からないというところでございますが、ただ、3月に教育委員会のほうで各学校に確認をしたという情報が入っております。その中で、1件。この世帯はヤングケアラーじゃないかというのが上がってきたということを聞いております。それから、併せまして、福祉政策課の方で行っております支援が必要な世帯への取組をしております要保護児童対策協議会というのがございます。要対協という言い方をしますが、この中ですでにもう終結した事例もあるんですが、3件ほどヤングケアラーの状態家庭全体の問題があるんですけども、状態だったということを聞いております。以上です。

8 番（橋口耕太郎君） 分かりました。教育委員会のほうで1件該当するのではないかと案件と、要対協で3件ほど確認されたということですね。今回、なぜこのような質問をしたかと言いますと、コロナ禍で最近若者の孤独・孤立が全国的に問題となっておりまして、政府が4月6日に子ども若者育成支援推進大綱に具体策を盛り込んだという新聞記事を見たからであります。ここでちょっと画像をお願いしてよろしいですか。今回の大綱のポイントということで5点ほど挙げられております。1つ目が自殺対策を最重要課題に位置付けたと。2つ目が担当大臣による孤独・孤立対策の強化。それから、3番目がSNS相談窓口の増員など体制の拡充。それから、子どもがSOS発信しやすい教育の実現。そして、最後に、子ども・若者インデックスの新設ということです。これちょっとこの下の文章の中にあるんですけど、少し見にくいんですが、2行目に2020年の小・中・高生の自殺者は、比較可能な1980年以降で最多の499人となったためと書いてあります。画像ありがとうございました。今回のその大綱は、新聞によりますと、教育や福祉、保健、医療などの分野別政策を子ども・若者の育成という視点から横断的に取りまとめたものと。2010年度に最初につくられまして、15年度に改訂、そして、続く第3次が今回、期間は概ね5年を設定したものとなったということです。今回の大綱は、コロナ禍で深刻化する、孤独・孤立対策を柱に掲げたのが大きな特徴ですと。大綱では、まず、子どもや若者を取り巻く社会の状況として、コロナ禍や激甚災害、児童虐待、性被害などを挙げ、いつ、どこにいても、生命 safety の危機に直面しうると指摘、とりわけ、自殺や引きこもりなど様々な社会問題に共通する背景として、孤独や孤立があると強調したとありました。先ほどの所長の答弁でいきますと、これ子どもだけに限らないというふうに最近思ってます、どの世代でも孤独・孤立というのがあってで

すね、これは、今回は一応この大綱は、子ども・若者支援ということになってますけど、全世代でこのコロナ禍でですね、尚更のこと、孤独・孤立という問題が起きているのではないかなと個人的には思っております。先ほどの大綱でですね、子ども・若者インデックスという言葉がありましたけれども、これは、新たな指標を若者の視点でつくっていくと。若者の意識の変化や自殺者数、不登校者数といった、統計調査を活かして現状の把握につなげていくのが、子ども・若者インデックスというものを新設するということです。本市はですね、大都市圏に比べるとそういう数というか、そういった方の数はさほど多くはないと思うんですけども、奄美市には、まだ、結構ですね、結の精神とか隣近所のお付き合いとか、他者、他人がですね、介入しているケースもあると思っています。しかしですね、もし、そういう孤独や孤立で悩んでいる若者が1人でもいれば、できることをやっていくという、そんな姿勢であってほしいなと思って今回の質問を行いました。よろしくお願いいたします。

じゃあ、次の質問に移ります。質問の4番、教育行政について伺います。（1）GIGAスクールで本年度からタブレット端末を使用した本格運用が始まっています。現場の児童・生徒の反応、教職員の反応はいかがか、ということですが、これも同僚議員から同じような質問が出て、答弁が重複するかもしれないですが、私が聞きたかったのは先ほどもコロナワクチンでもありましたが、生の声ですね。どういった声があったのかというのを実例を交えて教えていただければなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

教育部長（徳永恵三君） それでは、議員の御質問にお答えいたします。子どもたちもタブレットの使用を心待ちにしていたようで、喜んで活用していると聞き及んでおります。具体的には、写真を撮影して教職員や他の子どもたちに送ったり、音声入力を使ったりするなど、子どもたち自ら使い方を研究して、意欲的に使いこなしているとのこと。教職員に関してですが、自分の考えや学習記録を保存することなどができるので、表現力の高まりや学習意欲の向上といった効果が見られるとのこと。一方で、子どもたちはタイピングに慣れておらず、字を打ち込むのに時間がかかるなど、操作等に慣れずに戸惑う様子も見受けられます。また、教職員も試行錯誤しながら新しい授業の形を模索している点もございます。本市では、各教員が目標となる段階ごとのステップを設定し、誰1人取り残さず、すべての教職員のスキルアップを目指していきたいと考えているところでございます。以上です。

8番（橋口耕太郎君） 恐らく、子どもたちのほうがですね、タブレットに慣れるのは早いと思います。でも、1年生から6年生までですので、当然差はあるし、その子どもたち一人ひとりでもですね、触ったことがある子どももいれば、そうでない子どももいたりしたでしょうし、そういった部分でいろんな差があつてのスタートだったと思います。これまでの答弁でですね、教職員の中にGIGAリーダーというのを置いて、そういったことを進めていくということですけど、恐らく、35歳ぐらいから45歳ぐらいの方がGIGAリーダーに、教員としてのスキルもそれなりにについている方で情報端末に詳しい方となると、大体35から45ぐらいの間の方が、恐らく、学校のGIGAリーダーになるのではないかなというふうに推察するんですけど、その方にですね、過剰な負担がですねかかるのを、少し私はちょっと心配しているところです。1人だと大変なので、やっぱり、GIGAリーダーというのは複数いて、例えば、お休みした時とか、そういった時にも対応できるような、そういう配慮を是非ともお願いしたいなというふうに思っています。もう1つ心配しているのが、先ほど竹山議員も保険のことを話しておりましたけれども、総数が恐らく約4,000台というふうに聞いてます。4,000台って言ったすごい数ですね。その4,000台のメンテナンスというのも結構大変なんじゃないかなというふうに思うんですよ。先ほど、不具合がある端末も出てきたという話もありましたけども、メンテナンスに関しても恐らくこれからちょっと大変になってくるんじゃないかなというふうに思いますので、そこら辺の手当もですね、しっかりしていただきたいというのが私の要望の1つです。非常に考えもしないことが出てくる可能性もあると思うんですよ。そういったところも是非ケアしていただき

たいと思います。それと、ちょっと前になりますけど、朝日中学校にですね、ちょっと視察に行った時に、教職員のシステムですね、教職員が使うシステム、2通り何かあるそうですけど、それをちょっと見させていただいた時に、大分こう進んでるなという。朝日中学校は多分先行していろんなことを試された中学校だというふうに聞いてますけど、先生方も例えば通知表ですね、ああいったところ。後、出席・欠席の管理、そういったところもその教務端末で全部把握ができるようになったというふうに聞いてます。それは、すごくいいことで、ただ、それを使いこなせるかどうかという問題も一方であると思いますので、そういった全体を含めてですね、子どもたちのその端末のことと、後、教職員のそのシステムの活用方法ですね、そういったところを是非これからまた、取り組んでいっていただきたいと思います。5月31日の奄美新聞にですね、教職員向けの研修を20年度に2回、今年度は学校主催も合わせて10回以上開く予定とありました。また、記事の最後には、文科省によると、端末は文具の1つの認識。保護者の受け取り方は様々な上、自治体や学校によって、進捗は異なると。取り入れ、先進校の事例やICT技術者の指導を受けながら、有効に活用されることを願いたいと。何より子どもたちの資質・能力を最大限に引き出すツールとしての可能性に期待が膨らむ、と締めくくっておりました。正に、そのとおりだと思います。よーいどんでスタートしたわけですが、やはり、上手く活用するには、一定の時間が必要だと思いますし、今年度の研修などをおして、好事例をですね、先行事例、良い事例をどんどん共有して、子どもたちに還元できるよう指導していただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、次の質問の(2)高校学力選抜試験の結果が県教育委員会から公表されました。目安点未満(18点)の状況は前年より改善されたようですが、県平均と比べるとまだまだ乖離が大きいようです。この現状について見解をお示しいただきたいと思います。資料投影をお願いいたします。少し見にくくて大変申し訳ないんですけども、上と下に上下に赤い線が入っていると思いますが、あれが大島学区の上のほうが今年度の令和3年度の結果です。受験者総数が611人で、国語のポイントが3.8パーセント、社会が10.8パーセント、数学が15.7パーセント、理科が14.2パーセント、英語が6.4パーセントとなっております。下が県平均なんですけども、国語が2.1パーセント、社会が5.6パーセント、数学が7.3パーセント、理科が7.4パーセント、英語が3.8パーセントというふうになっております。やっぱり、県平均と比べるとですね、国語、英語は頑張ってるほうだと思いますけど、社会、数学、理科については、大体倍ぐらいの開きがあるというところなんです。ちなみに、下の段の赤線はですね、平成30年度、4年前なんですけども、の結果です。大島学区、受験者総数が712人で、国語が4.1パーセント、社会9.8パーセント、数学22.2パーセント、理科12.6パーセント、英語20.1パーセント。県平均が国語1.8パーセント、社会5.1パーセント、数学11.9パーセント、理科5.2パーセント、英語10.7パーセントと。令和3年度と比較するとですね、英語が令和3年度が6.4パーセント、平成30年度20.1パーセントですから、すごく改善をされております。それから、数学。令和3年度が15.7パーセント、平成30年度が22.2パーセントですね。その2科目はすごく改善されてるなというふうに思います。平均点とか難易度によって、若干前後するんでしょうけども、大分改善されているなという気がします。ちょっと驚いたのがですね、受験者総数が県全体で令和3年度、今年度が8,798人、平成30年度が9,810人。1,012名少なくなってるんですね。4年前とすると。それがちょっと調べてみて驚いたところだったんです。大島学区に至っては、101名減っています。少子化で高校生も年々少なくなっている影響と、私学に行く子どもたちもいるのかなという気もしますが、これを踏まえてですね、同様の質問を平成30年の9月の定例会に取り上げておったので、今、平成30年度と比較をしたんですけど、その際の、前教育長の答弁では、地区ごとの数値は示されているが、市町村の数値は示されていないと。ただ、受験生の半数以上を奄美市の生徒が占めているので、重く受け止めていると答弁をされております。また、中学校ごとに成績はきちんと分析され、学校長にお手元に届くとも答弁されております。最近、中学校がですね、徐々に学習の成果が現れてきているというふうに伺っていますけれども、これ

から、少しずつでも改善されていくという理解でよろしいかどうか見解をお示してください。

教育長（村田達治君） それでは、議員の御質問にお答えしたいというふうに思います。今、先ほど議員からも詳しく目安点の達成状況については、説明をいただいたところでございますけども、私のほうでは、各教科18点の目安点、5教科で合計90点になりますが、その全体の達成状況について、若干補足をさせていただきます。まず、この目安点の状況を述べますと、平成30年度の5教科総得点の目安点以下の割合、これが県全体が4.5パーセント。つまり、これは低ければ低いほど良いわけですね。この目安点以下の状況ですから。それに対しまして、大島地区は、11.0パーセントと倍以上の開きがありました。その差は6.5パーセントでございました。それが令和3年度を比較いたしますと、県全体では3.3パーセント、大島地区は7.2パーセントと、3.9パーセントに差が狭まっております。以前に比べて大きく改善されている状況にあると言えます。この数値につきましては、大島地区全体のものでありますので、先ほど議員からも御説明いただきましたが、奄美市の状況がそのまま現れているものではございません。しかしながら、本市の受験生の多さから考えますと、本市の学力向上の取組が一端が現れてるものと捉えてもいいのではないかと、そのように考えております。実際に、令和3年1月に行われた、鹿児島学習定着度調査におきましては、これまで課題でありました、中学校の学力が非常に高まり、中学1年生・2年生ともに県平均を4教科で上回る結果が出ております。今後は、この改善の状況を安定して継続していくことで、学力が向上したと言えるというふうに思います。このことは、教育委員会及び本市の学校に課せられた大きな課題と考えております。今後も学力向上の取組を継続して行っていく所存でございます。以上でございます。

8番（橋口耕太郎君） 分かりました。全体の点数でいくと、改善されているというふうに見られるということですね。分かりました。我々の頃には、公立高校の2次募集というのはなくて、例えば大島高校を不合格だったら、もう1回受け直すか、他校に私立に行くかという選択肢しかなかったんですけど、今は、大島高校不合格だったら、奄美高校、あるいは、大島北高校というふうに通学ができる制度になってますよね。これまだ結構知らない人多いんですよ。我々の世代はそんななかったもので、その点で大島北高は大分生徒さんが行くということもあるんですよ。私たちの時は、点数は個人的には多分知らされなかったと思うんですけど、今は、中学生が受験時に自分の得点を知りたいかという申請をすると、学校側があなたは何点でしたよということを教えてくれますよね。そういった制度は今ではなかったんですけど、我々の時はなかったと思うんですけど、そういうのを利用しながら自分がどれだけの点数を取ったのか、自己採点しか昔はなかったわけですから、それが正確に分かる、今、制度があるというふうにも聞いてます。とにかく、先ほど教育長もおっしゃいましたように、奄美市の1つの指標としてですね、捉えていただいて、学力向上に役立てていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最後5番です。高校医療費の無償化についてお伺いをいたします。（1）今年度から朝山市長の英断で高校生の医療費の無償化が始まりましたが、市のホームページの更新も遅くて、まだまだ周知不足だと考えております。本事業に関するクレーム等の有無と現在の周知状況についてお伺いをいたします。

市長（朝山 毅君） 橋口議員の最後の質問で最後に私のほうで答弁させていただきます。今、議員がお話がありました、高校生の医療費の無償化について、大変ホームページ等で周知をすることが遅くなったということで御迷惑をかけたということとをまず、この場を借りて申し訳なく思うところでございます。周知方法については、奄美市だより、市民便利帳、市のホームページ、また、あまみエフエム等で市民の皆様へ広報したところでございます。しかしながら、制度についてまだ御存知でない保護者の方がいらっしゃるということでございます。対象となる児童の皆さんが早急に登録できるよう、より丁寧に御

案内したいと考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。なお、この子ども医療費の無償化につきましては、これまで対象となる子どもについて、未就学児童のみであったものを平成２８年度に小学校卒業まで、また、平成３０年度に中学校卒業までと拡充し、議会の皆さんの御協力もいただき、今年４月１日より、高校を卒業する児童生徒まで保護者の所得に関係なく、拡充してまいりました。今後も子育て世帯の医療費の負担軽減と子どもの疾病の早期発見と健康保持を図るとともに、市民の皆様の御理解と御協力を賜りながら、子育て環境づくりに努めてまいりたいと存じますので、どうか御理解と御協力よろしくをお願いいたします。

８番（橋口耕太郎君） 市長、御答弁ありがとうございました。本当に良いことはですね、速やかに周知をして、そして、理解を深めてもらうような努力が必要かと思います。我々公明党も何度か訴えておりましたし、タイムリーにですね、情報を提供することが大切だと思います。新聞とか広報紙とかホームページとか、見られない方もやっぱり、おられますので、どうやったら行き渡るかということを考えていただいて、これからまた、新たな施策をする時には、対応していただきたいというふうに思います。以上で私、橋口耕太郎の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（与 勝広君） 以上で公明党 橋口耕太郎君の一般質問を終結いたします。

これにて、本日の日程は終了いたしました。

６月２２日午前９時３０分本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後２時３０分）

第 2 回 定 例 会
令和 3 年 6 月 22 日
(第 5 日 目)

6月22日(5日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	正 野 卓 矢 君	2 番	弓 削 洋 平 君
3 番	永 田 清 裕 君	4 番	奥 晃 郎 君
5 番	荒 田 幸 司 君	6 番	崎 田 信 正 君
8 番	橋 口 耕 太 郎 君	9 番	栄 ヤ ス エ 君
10 番	大 迫 勝 史 君	11 番	松 山 さ お り 君
12 番	林 山 克 巳 君	13 番	西 公 郎 君
14 番	関 誠 之 君	15 番	奥 輝 人 君
16 番	川 口 幸 義 君	17 番	伊 東 隆 吉 君
18 番	元 野 景 一 君	19 番	与 勝 広 君
20 番	竹 山 耕 平 君	22 番	多 田 義 一 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	東 美 佐 夫 君
教 育 長	村 田 達 治 君	住用総合支所事務 所 長	弓 削 洋 一 君
笠利総合支所事務 所 長	濱 田 洋 一 郎 君	総 務 部 長	三 原 裕 樹 君
総 務 課 長	向 井 渉 君	財 政 課 長	永 田 公 洋 君
市 民 部 長	石 神 康 郎 君	市民協働推進課長	佐 野 早 苗 君
保 健 福 祉 部 長	山 下 能 久 君	福 祉 事 務 所 長	永 田 孝 一 君
商工観光情報部長	平 田 宏 尚 君	紬 観 光 課 長	川 畑 博 行 君
農 林 水 産 部 長	竹 元 康 晴 君	建 設 部 長	保 浦 正 博 君
上 下 水 道 部 長	里 嘉 郎 君	教 育 部 長	徳 永 恵 三 君
教 育 総 務 課 長	重 信 竜 昇 君	学 校 教 育 課 長	末 吉 正 承 君
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	井 上 裕 之 君	笠利地域総務課長	正 本 英 紀 君

6月22日(5日目)

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	島	袋	修 君	議 会 事 務 局 次 長 兼 調 査 係 長 事 務 取 扱	池 田	忠 徳 君
主 幹 兼 議 事 係 長	押	川	治 君	議 事 係 主 査	堀	健 太 郎 君

議長（与 勝広君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人であります。

会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

日程に入ります。本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第2号のとおりであります。

○

議長（与 勝広君） 日程第1，議案第37号 令和3年度奄美市一般会計補正予算（第2号）についてから，議案第47号 財産の取得についてまでの11件を一括して議題といたします。

ただいま議題といたしました議案11件に対する質疑に入ります。

通告がありましたので，立憲民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

14番（関 誠之君） 市民の皆さん，議場の皆さん，おはようございます。私は立憲民主党 関 誠之でございます。

さっそく議案第37号 令和3年度奄美市一般会計補正予算（第2号）について，質疑をいたします。

まず，歳入の9ページ，20款1項1目1節繰越金841万7,000円について。前年度の剰余金の841万7,000円の積算根拠と形式収支，実質収支，単年度収支，実質単年度収支について，令和2年度決算見込みでよろしいので，数値がお分かりであればお答えいただきたいと思います。

二つ目は歳出，11ページ，2款1項8目安全・安心対策費，14節工事請負費1,943万6,000円の詳細な説明と，17節機械器具費755万円の内容について，お答えください。この国庫事業の交付申請，交付決定等の予定期日があれば，お示しをいただきたいと思います。

二つ目は，FM中継局の施設整備がなされるようでありますけれども，場所はどこで，用地取得は伴わないのか，お伺いをいたします。

3点目は11ページ，2款1項14目地方創生費，8節旅費733万円，費用弁償，会計任用職員の内容について，お答えをいただきたいと思います。

四つ目は11ページ，2款1項17目新型コロナウイルス感染症緊急対策事業費，9,734万円の概要について，お答えをいただきたいと思います。補助金が7,574万円，奨励金，助成金が2,160万円となっております。もう一つは，財源は全額を財政調整基金9,734万円で充当していますけれども，あともってコロナ交付金3次配分等で財源振替を予定しての予算措置なのかをお答えください。

次に，補正2号後の財政調整基金の現在額をお示しをいただきたいと思います。

五つ目は15ページ，7款1項4目日本場大島紬振興，10節需要費1,200万円は修繕（施設，建物等）となっておりますけれども，需用費で計上した理由は何であるのか，お答えをいただきたいと思います。

六つ目は17ページ，10款1項2目学校教育振興費，1節報酬13万4,000円の内容についてお答えいただきたいと思います。

七つ目は18ページ，10款1項2目学校教育振興費，12節委託料650万円，GIGAスクールサポーター配置促進業務，それに13節システム使用料21万円の説明をお願いいたします。

八つ目は18ページ，10款6項2目学校給食運営費，1節報酬471万8,000円，会計年度任用職員，給食調理員と明記がありますがけれども，内容及びなぜ6月補正での予算計上となったのか，お答えいただきたいと思います。

以上であります。よろしく願いいたします。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

財政課長（永田公洋君） おはようございます。財政課に関する質問にお答えをいたします。

まず、1の1の1の前年度、令和2年度の決算でございますが、現在、決算の作業中でありますので、見込額として申し上げます。まず、一般会計総額の歳入から歳出を差し引いた形式収支額は12億7,361万3,000円。この形式収支額から翌年度への繰越し財源3億2,190万4,000円を差し引いた実質収支額は9億5,170万9,000円の見込みでございます。また、この実質収支額と令和元年度を比較いたしました単年度収支額は3億1,116万7,000円の黒字を見込んでおります。更に、この単年度収支額に財政調整基金の積立額を加え、取崩額を除いた実質単年度収支額は2億1,768万5,000円の赤字を見込んでおります。このような中で、前年度剰余繰越金につきましては、先ほど申し上げました実質収支額9億5,170万9,000円の約半分の4億8,000万円を基金へ積立し、残りの4億7,170万9,000円を剰余繰越金として見込んでおります。そのうちの2億円は当初予算に計上しておりますので、今回は補正予算の財源といたしまして、841万7,000円を追加計上したものであります。

次に、1の4の①新型コロナ対策事業の財源9,734万円でございますが、議員の御案内のとおり、今回は全額を財政調整基金からの繰入としておりますが、今後のコロナ交付金第3次配分の交付決定後において、組替を予定いたしております。

次に、1の4の②今回の補正予算第2号後の財政調整基金の現在高でございますが、30億6,947万2,000円を見込んでいますところでございます。以上です。

笠利地域総務課長（正本英紀君） おはようございます。私のほうからは1の（2）、1の（2）の①、②についてお答えをいたします。

まずはじめに、事業の概要について説明をいたします。本市は災害時の放送に関する協定に基づき、緊急時の防災行政無線の放送や緊急情報、災害情報を地域コミュニティFMを活用し地域へ発信しております。この情報発信は地域防災・減災において重要な役割を担っております。しかしながら、笠利地区におきましては、FMラジオ難聴地域が多く存在するため、難聴地域の解消対策として、笠利地区中継局の整備費用2,035万6,000円を補正予算に計上しているものでございます。財源につきましては、総務省の無線システム普及支援事業補助金、民放ラジオ難聴解消支援事業と過疎対策事業債を活用するものでございます。無線システム普及支援事業補助金の補助率につきましては、工事請負費1,943万6,000円の3分の2で、1,295万6,000円となっております。過疎対策事業債につきましては、事務費を含めて740万円となっております。工事請負費1,943万6,000円の詳細につきましては、敷地面積6㎡で、主に中継局FMアンテナとアンテナを設置するコンクリート柱、FM送信機、フェンスなどを整備する予定となっております。機械器具費75万5,000円につきましては、災害時の情報強化のため、災害時等に使用するための発電機、大型扇風機等を購入する費用を計上しております。

次に、国庫補助事業の内容につきましては、令和3年4月9日に交付申請を行い、令和3年5月12日に交付決定の通知を受けております。事業の完了は令和3年度内を予定しております。

次に、FM中継局の整備予定場所につきましては、太陽が丘運動公園近くの淀山の山頂付近で、笠利地区の集落が所有する土地の一部を借用したいと考えており、用地取得について計画はございません。以上です。

舩観光課長（川畑博行君） おはようございます。舩観光課に関する質問にお答えいたします。

最初に、質問番号1の（3）、旅費73万3,000円の内容についてお答えをいたします。今回、計上いたしました旅費は、現在、配置しております国際交流員が任期満了にて交代することにより、出身地に帰国するための旅費と、新たに派遣される国際交流員の出国から奄美市に到着するための旅費、来日直後の2週間の東京におけるオリエンテーション中の宿泊費及び中間研修、翻訳等講座参加のための旅費を計上しております。

続いて、質問番号5番の需用費の予算計上についてお答えいたします。議員御承知のとおり、現在、奄美市産業支援センターにおいて、ICT及びフリーランス等産業支援拠点施設整備事業を進めております。同整備を進める中で、屋根の経年劣化による雨漏りが確認され、工事を安全に工程どおり進めるには、屋根全体の塗膜防水による修繕が早急に必要と判断いたしました。また、施工中の工事と連動して急ぎ進める必要もあったことから、地方自治法第216条により、工事請負ではなく修繕費で対応することといたしました。以上です。

市民協働推進課長（佐野早苗君） おはようございます。それでは、質問番号1の4、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業についてお答えいたします。市内の自治会、町内会等においては、国内での新型コロナウイルス感染者の急増や大型連休後の本市における感染者の増加及びクラスターの発生等により、総会の中止や集会施設の使用が禁止されるなど、自治会活動の制限が続いている状況でございます。また、このことにより、自治会等の運営にも支障が生じ始めている現状を踏まえ、安全で安心して自治会活動ができる環境整備の支援策が必要と判断し、今回、自治会等へ助成を行おうとするものでございます。まず、集会施設コロナ感染防止対策支援事業補助金7,574万円につきましては、自治会等の地域活動の拠点となる施設で、自治会等が管理、または、主に使用する集会施設において、換気機能、または、空気清浄機能付き空調機器や換気扇の設置、トイレの洋式化など、換気及び飛沫飛散防止対策に係る経費として100万円を上限に補助金を交付するものでございます。次に、地域活動支援事業助成金2,160万円につきましては、市内の全自治会等を対象に、消毒液や除菌剤の噴霧器、マスク、アクリル板などの感染防止対策に係る経費に対して基礎額10万円、世帯数に応じての上乗せ額として20万円を限度に、最大で30万円を助成しようとするものでございます。以上でございます。

学校教育課長（末吉正承君） おはようございます。学校教育課に関する御質問にお答えいたします。

まずは、1の6、学校教育振興費1節報酬13万4,000円の内訳について、お答えいたします。これは、新たに市教育委員会に設置する生徒指導審議委員会の委員の報酬でございます。平成27年11月におきました奄美市立中学校生徒の死亡事案に関する第三者調査委員会の調査報告書を受けて、再発防止対策検討委員会の中で再発防止策として生徒指導ハンドブックを策定したところでございます。生徒指導審議委員会とは、第三者調査委員会調査報告書及び生徒指導ハンドブックの活用状況や、市教委が実施する生徒指導に係る取組や対応策等を審議していただき、本市の小・中学校の生徒指導の充実を図るために設置するものでございます。報酬の内訳につきましては、同委員会の委員長は1万2,600円。同委員のうち、学識経験を有する者、弁護士、公認心理師につきましては、1万100円。その他の委員につきましては、3,900円とし、年3回分の報酬額を計上しております。

次に、1の(7)の学校教育振興費12節委託料650万円のGIGAスクールサポーター配置促進事業、13節システム使用料21万円の説明をいたします。GIGAスクールサポーター配置促進事業とは、国の補助事業であり、GIGAスクール構想を推進するに当たって、初期的な段階において、市教委に対しまして、技術面や活用面においてアドバイスをしていただき、学校現場での活用を促進するための事業でございます。また、13節のシステム使用料の21万円につきましては、チャットボットを使って、学校からの問い合わせに対応するためのシステム使用料として計上しております。このチャットボットとは、GIGAスクール構想を進めるに当たって、学校からの問い合わせに対しまして、WEB上でAIが回答するもので、24時間、いつでも迅速かつ効率的に対応できるようにするものでございます。以上でございます。

学校給食センター所長（井上裕之君） おはようございます。学校給食センターに関する1の8の御質問について、お答えいたします。10款6項2目学校給食運営費1節報酬47万1,000円の内容についてお答えいたします。給食調理員、技師職員2名の退職により、会計年度任用職員、給食調理員2

名の補充のため、336万4,000円と、今年度から障がい者雇用として4時間の短時間勤務2名分135万4,000円を合わせて471万8,000円を増額計上いたしております、6月補正での予算計上となった理由については、令和3年度の予算要求の段階では、会計年度任用職員、給食調理員の人数は確定しておらず、令和2年度と同数の29名の要求を行っております。その後、1月に定数が確定したために、6月補正での予算計上となっております。以上です。

議長（与 勝広君） 答弁漏れはありませんね、はい。

14番（関 誠之君） はい、ありがとうございました。

歳入の件については、経年的に見ますと、実質単年度収支が3年間連続赤字になっているということで、先ほど、財政課長からも説明がありましたけれども、要するに預金の取り崩しが、結果、予算を組んだけれども、預金の取り崩しをしないと決算ができなかった、決算したらマイナスだったというようなことだろうと思いますので、要は年度の予算をある意味超えて使ってしまったということが3年間、なされているということで、この、今年も、今、2億1,768万5,000円ですか、のマイナスの実質単年度収支が出てきたということで、これがいいとか悪いとかでなくてですね、ただ、減少面ではそういうふうになっていると。確かにこの単年度収支、また、この実質収支において、しっかりと数値が出ておりますので、そういう意味からは、この単年度収支は2年連続ぐらい赤字になって、3年連続になると少しまずいのかなという面も出てきますけれども、要するに前年貯めた剰余金が次の年にはちゃんと市民サービスのために使われているよということですから、単年度収支の赤については、その、心配することはないんですけれども、ですから私がお聞きしましたのは、財政調整基金がどれほどですかというのはそういう意味で、ちょっと、令和3年の3月31日現在で35億5,984万2,000円残ってございましたけれども、今のこの予算後は30億6,900万円ですから、約5億円ぐらい消えるようになるということ。それでも、まだ30億円残っているということですから、予算の10パーセント、まだ残っているんだと。しかし、今、コロナ禍で大変なときですから、財政の財源としてはここにしっかりとありますので、思い切ってですね、市民のためになるようにお使いをいただきたいなというふうに思います。1番は、そういうふうなことで質問させていただきましたんで、よろしくお願いします。

再質の（2）でありますけれども、これは恐らくFMの中継局ということで、今、ありましたけれども、このような中継局が何か所あるのか。その所在地について教えていただきたい。今度のは淀山と、今、いうことで、笠利の所有の土地だということですが、そういったことを含めてですね、所在地について教えていただきたいと。

二つ目は、FM中継局は民間ラジオ局とどのようなこの賃貸契約、いわゆる市の財産でありますから、しっかりとした賃貸契約がなされているというふうに思っておりますが、その辺についての説明をいただきたいと。

三つ目は、このFM中継基地の公有財産登録、先、ありました淀山、そこに建てるわけですから、この淀山が公有財産の登録をされておれば、それはそれでいいんでしょうけれども、この建った中継局のですね、財産ができるわけですから、そういったものを含めて、先ほど言った既存の中継局、そういったものがちゃんと公有財産の登録がなされているかということについて、お聞きをいたしたいと思います。

三つ目は、国際交流員ということでありましたけれども、国際交流員の、非常に奄美のほうもいろんなクルーズ船が入ったりしてですね、国際的になってはきておりますけれども、非常に、その国際交流員としていろんな方面で頑張っていることは承知をしております。しかしながら、この国際交流員の職務、その成果というのが、なかなか私たちには見えづらいものがありますので、その辺について、特にですね、職務としては地域の民間国際交流団体の事業活動に対する助言及び参画ということもあります。

ので、その辺を中心に、成果をお示しをいただきたいというふうに思います。

4 番目は、先ほどありましたとおり、自治会とか公民館のようでありますけれども、その対象施設は何か所で、今の、公募の方法、また、どのように採択をしていくのかについてお答えをいただきたいと思います。その公募の時期と、交付決定の時期がいつ頃になるのか、併せてお伺いをいたします。

5 番目はですね、1, 200 万を需用費で組んでありましたので、私の経験でもこんな大きな金を需用費で組むということはあまりないことでありまして、そういうことで、先ほど聞きますと、どうも私から見ると工事費に組んで、しっかりとやるべきではないかなというふうに思いますが、その辺に対する見解があればお聞かせいただきたいというふうに思います。

6 番目の生徒指導委員会の委員について。議案の40号で、報酬及び、先ほど提起がありましたけれども、報酬及び費用弁償の項目で、委員長、弁護士、公認心理師、大学教授及びそれに準ずる委員、それ以外の委員と提案をされています。これは、報酬の決め方ですね、がありますけれども、具体的にこの生徒指導委員会の委員は何名ぐらいを予定をして、どのような方法で任命をしてですね、いつ頃それが開催をされるのかについてお伺いをいたします。

七つ目の学校ICTを支援する、委託業務を締結できるような人材をどのような方法で募集、採用するか、非常に、全ての学校ですから、各自治体ですから、そういった人材が確実に採用、公募できるのかなという疑問がありまして、質問いたしますけれども、人材をどのような方法で募集、採用するのかということ。

二つ目は、GIGAスクールサポーターの定数があるのか。あれば、奄美市の定数は何名になるのか。また、皆さんがおっしゃっておられた支援員、いわゆる授業支援や日常メンテナンス等を行うICT支援員が4校に1人の地方財政措置がなされるというふうに伺っておりますけれども、奄美市での取組はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

八つ目であります。先ほど障がい者の雇用ということで、大変いいことでありますから、しっかりやっていただきたいというふうに思いますけれども、教育委員会での障がい者の法定雇用率、現在、何パーセントになったのか。先のですね、2021年の1月20日、水曜日の奄美新聞によりますと、教育委員会が4人、不足をしているということで出ましたけれども、それから、2021年の3月に、また、法定雇用率、変わっておりますので、その辺も含めてですね、現在の法定、今回の雇用により障がい者の法定雇用率は何パーセントになったのかというのが一つ。

二つ目は、奄美市の令和3年3月に障害者法定雇用率が地方公共団体では2.5パーセントから2.6パーセントに引き上げになりましたけれども、奄美市の法定雇用率がお分かりになりましたら、お答えをいただきたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（与 勝広君） はい、答弁を求めます。

財政課長（永田公洋君） それでは、決算の見込み額についての御質問がございましたので、ちょっと補足を含めまして、説明をさせていただきたいと思います。先ほど、議員から御案内ありました実質単年度収支額、これは、御案内のとおり、財政調整基金の取崩額が大きく影響いたします。令和2年度の見込みで申し上げますと、5億3,100万円ほど財政調整基金を取り崩すこととしておりまして、そのうちのコロナ対策予算として約8割、4億1,600万円ほどの執行でございますので、御理解を賜りたいと存じます。以上です。

総務課長（向井 渉君） それでは、FM中継局が何か所あるのか。その所在地についてお答えいたします。笠利1局、住用2局の3局となっております。所在地については、笠利が須野地区、住用が山間地区と見里地区となっております。

続きまして、ラジオ局とどのような賃借契約になっているか、答弁いたします。これまでの中継局の契約については、市有物品貸与契約を放送事業者と締結し、物品を貸与しております。主な契約内容については、管理義務、使用制限の定めのほか、貸与を受ける事業者に対し、維持管理費、物品の補填、廃棄及び改変に係る費用の負担、貸付料については無料とする旨の内容でございます。

続きまして、公有財産登録についてでございます。これまでの中継局と同じように市の財産、工作物として適正に登録を行いたいと考えております。

最後です、奄美市の障がい者の法定雇用率について答弁いたします。障害に関係なく、誰もが職業を通じた社会参加のできる共生社会実現のため、障がい者の雇用促進は重要なことと考えており、奄美市も平成24年度から障がい者を対象とした職員採用試験を実施しているところでございます。議員御質問の障がい者の法定雇用率につきましては、令和2年度におきまして2.72パーセントとなっております。このことから、昨年度時点における国の基準である2.5パーセントを満たしているところでございます。なお、令和3年度の障がい者の法定雇用率につきましては、6月1日が調査基準日となっているため、現在、調査をしているところでございまして、今のところ数値については分からない状況でありますので、御理解いただくようお願い申し上げます。以上です。

議長（与 勝広君） はい、答弁、ほかに。

総観光課長（川畑博行君） それでは、総観光課に関する質問について、2件、続けて回答させていただきます。

まず最初に、質問番号（3）の国際交流員の職務とその成果に関して、説明させていただきます。国際交流員につきましては、平成30年8月から任用を開始し、観光案内板やパンフレット等の英訳、WEBサイトやソーシャルネットワークでの情報発信、クルーズ船観光案内所での観光案内業務、移住相談、外国からの問い合わせなど、多岐にわたって対応しております。また、最近では、奄美群島地域通訳案内士のモニターツアーに参加し、説明の仕方や表現方法を助言するなど積極的にかかわり、人材育成、外国人の受入の態勢強化にも取り組んでおります。任用開始からこれまで申し上げました業務を実施し、外国人対応や、対応受入やその整備、情報発信の強化が図られております。

続きまして、質問番号（5）、工事請負費について組むべきではなかったかという御質問でしたが、先ほど答弁でお答えしましたように、地方自治法216条において、その歳出について、その目的に従い区分しなければならないという項目がございます。それを、地方自治法質疑応答集等で内容を確認した結果、運用方法においては各々の自治体において、実情を勘案し決めても差し支えないというところの解釈がございます。今回は、雨漏りを確認し、それをそのままにしておいたのではスムーズな対応ができないということもあり、スピード感をもって対応することを念頭に、修繕費として予算計上したところでございます。以上です。

市民協働推進課長（佐野早苗君） それでは、質問番号4、まず、集会施設コロナ感染防止対策事業の対象施設は、自治会等の地域活動の拠点となる施設で、名瀬地区43施設、住用地区10施設、笠利地区28施設、計81施設が対象でございます。公募の方法につきましては、市のホームページに掲載するほか、対象となる自治会等へ説明会を実施したいと考えております。また、採択につきましては、奄美市補助金等交付規則に基づき、申請書を提出していただき、感染防止対策に係る経費と認められるものを採択していきます。

続きまして、公募の時期につきましては、この予算が成立したのち、早急に事業の説明会を実施し、助成等の申請を受け付けたいと考えております。また、交付決定につきましても、随時、その内容を審査し、速やかに交付決定したいと考えております。以上でございます。

学校教育課長（末吉正承君） 議員の御質問、生徒指導審議委員会の人数等についてお答えします。議案第40号にあります報酬等条例の一部改正に関する項目、生徒指導審議委員会の委員につきましては、具体的には大学教授等の学識経験者、弁護士、公認心理師、人権擁護委員、市PTA連絡協議会会長、市生徒指導連絡協議会会長等の6名の方に委員を依頼する予定でございます。委員につきましては、幅広く助言をいただけるよう、関係機関に図りながら依頼してまいりたいと考えております。また、開催につきましては、8月までには開催したいというふうに考えているところでございます。

続きまして、学校ICTを支援する委託業者の人材ということで御質問が、まず、ありましたので、お答えいたします。今回の6月補正で計上していますのはGIGAスクールサポーターの配置促進事業でございます。GIGAスクールサポーターについては、地元のICT関連企業などの中から、特にICT技術に知見を有している人材と考えているところでございます。市教委におけるGIGAスクール構想を進めるに当たって、技術面や活用面において、専門的な知識、技術からサポートをお願いしたいと考えております。特に市教委としましては、初期段階におけるiPad等の基本的な使い方、ロイロノートの使い方などの操作マニュアル作り、学校からの問い合わせの対応、研修内容の提案や実施等の業務を考えているところでありまして、地元のICT関連企業の方に幅広く募集をしていきたいと考えているところでございます。

次に、GIGAスクールサポーターの定数等につきましてでございますけれども、サポーターの定数につきましては、国の指針においても制限等はございませんので、iPadの基本的な使い方、ロイロノートの使い方などの操作マニュアル作り、学校からの問い合わせの対応、研修内容の提案、実施等の業務に対応できる人数として4名程度を考えているところでございます。

次に、ICT支援員についての御質問がありました。ICT支援員につきましては、議員のお示しのとおり、ICT支援員の配置は学校において日常的な教員のICT活用の支援を行うものでございます。今後、ICT支援員の導入につきましては、GIGAスクールサポーターや学校からの意見を基に、本市の課題を明確にした上で検討してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

教育総務課長（重信竜昇君） おはようございます。それでは、私の方からは、障がい者雇用に関して、教育委員会全体のことになりますので、お答えをさせていただきます。御質問の教育委員会における法定雇用率は令和3年3月1日に制度改正があり、2.4パーセントから2.5パーセントへ改められております。令和3年度の教育委員会の障がい者雇用率につきましては、7月中旬に鹿児島労働局へ報告のため、現在、調査中でございますが、2名の障がい者雇用により、現在、現時点でを概算で申し上げますと、職員及び会計年度任用職員の雇用率は2.47パーセントと若干ではございますが下回っているところでございますが、昨年度、鹿児島労働局へ提出いたしました計画に沿って配置させていただいているところでございます。教育委員会といたしましても、障がい者雇用の促進は奄美市にとっても重要なことと認識いたしておりますので、7月中旬までには新たな計画を作成させていただきたいと考えているところでございます。以上でございます。

14番（関 誠之君） はい、ありがとうございました。財政については、もう先ほど申し上げましたので、しっかりとやっていただければありがたいと思います。

あとですね、FMの中継局、契約について若干説明がありましたけれども、賃貸料について無料ということで、当然、災害の関係の放送なり情報を伝えるわけですから、市のやるべきことをしっかりと、また、このFMのほうにもやっていただくように、連携をしてですね、しっかりこれを有効に使っていただきたいなというふうに思っております。

国際交流については、先ほど申し上げました地元の方々との交流についてですね、少し頑張っていたきたいと思いますが、その辺についての見解があれば、再度、お聞かせをいただきたいと思います。

あと、先ほど出ておりました、例の大島紬の関係の施設について1, 200万円ということで、需用費、現場もちょっと見させていただきましたが、屋根の漏れと言いますか、雨漏りだということで、そこまでは分かりませんでした、1, 200万円ということはですね、幾ら緊急を要したといっても、しっかりとこれは工事費で組んでですね、調査なり設計なり、そして、施工の管理なり、そういうものやっつけていかないとけないというふうに思っております。先ほど課長は説明いただきましたが、修繕料として捉える場合はですね、一般的に小規模でかつ使用価値、効用の減少を防ぎ、いわゆる維持管理、現状復旧を目的とするものであるとも言えますよと。大きな、その大きさがちょっと定かではありませんが、修繕料、これはやはり工事費に組むべきだという解釈なんですよ。そして、後段言われました運用について、各々の地方公共団体において実情を勘案して自主的に決めて差し支えないというのは、基本的に地方自治法でいえば、随意契約は130万円以下でありますから、すくなくとも1件について130万円以下であれば、ある意味需用費でもいいのかなと私は思いますけれども、この辺のところはどこの課が所管するのか分かりませんが、考え方として、こういったものがまかり通っていけば、もう工事はいいと、いちいち設計をせんないかん、調査もせんないかん、それからあとの検査もしなきゃいけない、大変もうめんどいから、修繕費でみんなやろうかというふうになると困りますので、この件については少し見解があれば、しっかりとした見解を聞かせていただきたいというふうに思います。最後ですので、是非、そういったことについてお答えをいただきたいなというふうに思っております。

それと、GIGAスクールの関係であります、何か機械的にすばらしいタブレットが来たら学力が上がるというような思い込みが私にもありますけれども、そうでなくて、タブレットというのはやはり一つのツール、道具として学習をスムーズに生かせるというものであります。そういった意味で、個別、最適な学びと共同的な学び。これは中教審の答申にちょっと見させていきましたけれども、の充実というふうに書いてあります。個別学習の最適化でできる子とできない子が生まれ、自己責任としては駄目ですよと。そしてまた、子供同士、あるいは子供と先生の共同的な学び、対話的な学びを重視する必要があるというふうに謳われておりますが、このことについて、教育委員会として、今言った、このGIGAスクールの一番の目玉と言いますか、これを利用してどのような学校になっていただきたい、生徒になっていただきたいというふうに思うのか、その辺の見解を、最後にお聞かせをさせていただきたいと思います。

これで、私の質疑は終わりますけれども、よろしく答弁をお願いいたします。

紬観光課長（川畑博行君） ありがとうございます。それでは、国際交流員の、まず最初に地元との交流つていうところの部分に関して、お答えしたいと思います。実際に国際交流員の活躍している場面というのが、目にする機会がすごく少ないところではございますが、観光物産連盟等を通して、地域の方との距離を短くして、直接、その方から英語翻訳の内容の依頼を受けて、一緒に対応するとか、より親密な関係で地域との交流も重ねているところでございます。

二つ目に、修繕費のことです。議員がおっしゃるように、確かに修繕費で組めば簡潔に済むではないかという考え方をする場合もあるかもしれませんが、そういうことではなく、しっかり建設費に関して、今後は対応してまいりたいと考えております。今回の対応に関しては、どうしても雨漏りをしている状況で工事を進めることができないということで、スピード感つていうところを優先して対応していきましました。ですが、今後、同様の工事等が行えるときには、きちんと担当課と協議しながら、どの項目で対応していくかというのを進めていきたいと思っておりますので、御理解よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

学校教育課長（末吉正承君） それでは、関議員のGIGA構想について、本市の考えについて御答弁いたします。まずは、学習指導要領にもありますように、学校では主体的、対話的で深い学びというの

が、今後、実現しなければなりません。今後、i P a dが入りましたので、本市では奄美市のG I G Aロードマップと、2021というものを策定しまして、自分で考え、自分なりの答えが出せる児童・生徒の育成ということで、大きな目標を掲げまして、先生方と取り組んでまいりたいというふうに考えているところです。特に大きな目玉につきましては、やはり共同的な学びを実現していくということでございますので、特に学校の現場においてはロイロノートというものをですね、使いながら、しっかりと子供の考えを生かしながら、そして、授業に取り入れていくということを、まず、第一に考えていきたいというふうに考えております。その中で、いろいろな課題が出てきますでしょうから、個別、最適なですね、学びのあり方を、先生方と一緒に研究してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（与 勝広君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第39号、議案第46号、議案第47号及び議案第37号 令和3年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中の関係事項について4件は、これを総務企画委員会へ。

議案第38号、議案第40号から議案第43号まで、議案第45号及び議案第37号 令和3年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中、関係事項についての7件は、これを文教厚生委員会に。

議案第44号及び議案第37号 令和3年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中、関係事項についての2件は、これを産業建設委員会に、それぞれ付託いたします。

○

議長（与 勝広君） 次に、継続審査及び本定例会において受理いたしました請願、陳情は、お手元に配付してあります文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたので、御報告いたします。

お諮りいたします。

各常任委員会審査及び報告書整理のため、明日23日から30日までを休会したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、明日23日から30日まで休会とすることに決定いたしました。

7月1日、午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午前10時21分）

第 2 回 定 例 会
令和 3 年 7 月 1 日
(第 6 日 目)

7月1日(6日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	正 野 卓 矢 君	2 番	弓 削 洋 平 君
3 番	永 田 清 裕 君	4 番	奥 晃 郎 君
5 番	荒 田 幸 司 君	6 番	崎 田 信 正 君
8 番	橋 口 耕 太 郎 君	9 番	栄 ヤ ス エ 君
10 番	大 迫 勝 史 君	11 番	松 山 さ お り 君
12 番	林 山 克 巳 君	13 番	西 公 郎 君
14 番	関 誠 之 君	15 番	奥 輝 人 君
16 番	川 口 幸 義 君	17 番	伊 東 隆 吉 君
18 番	元 野 景 一 君	19 番	与 勝 広 君
20 番	竹 山 耕 平 君	22 番	多 田 義 一 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	東 美 佐 夫 君
教 育 長	村 田 達 治 君	住用総合支所事務 所 長	弓 削 洋 一 君
笠利総合支所事務 所 長	濱 田 洋 一 郎 君	総 務 部 長	三 原 裕 樹 君
総 務 課 長	向 井 渉 君	市 民 部 長	石 神 康 郎 君
保 健 福 祉 部 長	山 下 能 久 君	福 祉 事 務 所 長	永 田 孝 一 君
商 工 観 光 情 報 部 長	平 田 宏 尚 君	農 林 水 産 部 長	竹 元 康 晴 君
建 設 部 長	保 浦 正 博 君	上 下 水 道 部 長	里 嘉 郎 君
教 育 部 長	徳 永 恵 三 君		

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	島 袋 修 君	議 会 事 務 局 次 長 兼 調 査 係 長 事 務 取 扱	池 田 忠 徳 君
主 幹 兼 議 事 係 長	押 川 治 君	議 事 係 主 査	堀 健 太 郎 君

議長（与 勝広君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人であります。

会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の会議は、お手元に配付してあります議事日程第3号のとおりであります。

○

議長（与 勝広君） 日程に入ります。日程第1、議案第37号 令和3年度奄美市一般会計補正予算（第2号）についてから、議案第47号 財産の取得についてまでの11件を一括して議題といたします。

ただいまの議案に関する各委員長の審査報告を求めます。

最初に、文教厚生委員長の審査報告を求めます。

文教厚生委員長（竹山耕平君） おはようございます。御報告申し上げます。文教厚生委員会は6月23日の1日間開会し、当委員会に付託されました議案第37号から議案第38号及び議案第40号から議案第43号並びに議案第45号の7件について、慎重かつ丁寧に審査いたしました。

7件の議案につきましては、お手元に配付してあります文教厚生委員会審査報告書のとおり、全て全会一致で可決すべきものと決しました。

以下、主な審査内容について御報告申し上げます。

はじめに、議案第37号 令和3年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中、3款民生費及び4款衛生費について補足説明があり、その主なものは会計年度任用職員の人件費に伴うものであります。

特に質疑はございませんでした。

次に、10款教育費について補足説明があり、その主なものは、10款1項2目報酬13万4,000円と旅費61万8,000円は生徒指導審議委員会に係る経費でございます。委託料650万円は、GIGAスクールサポーターを配置し、学校へのタブレット活用の研修等のサポート体制の構築を行うものであります。

委員より、教育委員会内における障がい者雇用率が目標を下回っていることへの質疑に対して、民間事業所においては罰則規定は設けられている場合もあるが、行政においては罰則規定は設けられていないが、公表されるということになるということです。目標に達していない場合には計画を立て、計画に沿って採用を検討していくことになるということです。目標に達していない場合には計画を立て、計画に沿って採用を検討していくことになるということです。

また、調理員定数40名に対し、現在、正規職員は再任用職員6名を含む9名。会計年度任用職員31名と障がい者雇用2名となっている。正規職員が少なく、負担が大きいのではとの質疑に対し、会計年度職員を育てる形の方で検討していくということです。

GIGAスクールサポーター配置業務に数名の委員から質疑がございました。内容については、端末使用のマニュアルやルール作成、教職員に対する研修、ヘルプデスクなどといったサポート内容を検討しているとのこと。委託先につきましては、奄美市内のICT関連企業を考えている。幅広く募る予定であるということでございます。

ほかにも質疑がございましたが、この際、省略いたします。

次に、議案第40号 令和3年度奄美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第45号 奄美市任期付き市費負担教職員の採用、給与及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2件の議案審査を行いました。

委員より、条例改正に伴い、対象となる教職員の数についての質疑に対して、定数等の基準日は4月6日で、児童数と学級数が確定し、教職員の配置も決定する。現在、2名の職員が配置されており、県費職員との格差をなくすことを目的とした改正であるということでございます。

ほかにも質疑がございましたが、この際、省略いたします。

次に、議案第38号 令和3年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）について、審査を行いました。

補足説明の主なものは、1款1項1目委託料300万円及び工事請負費4,000万円。笠利ふれ愛の郷敷地内にあり、老朽化で現在未活用の診療所医師住宅を改修し、新型コロナウイルスに係る感染予防の発熱外来施設として整備。また、深夜にかかる診療もあり、医師の宿泊施設が必要となることから、整備するものであります。

委員より、起債財源等のあり方について質疑があり、元の施設が笠利医師住宅として昭和55年に建設された。そのため、診療所の起債等についての財源は、財政運営の中で有利な辺地債を採用しているということです。

ほかにも質疑がありましたが、この際、省略をいたします。

次に、議案第41号 令和3年度奄美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第42号 奄美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、2件の議案審査を行いました。

特に質疑はございませんでした。

次に、議案第43号 奄美市指定居宅介護施設支援事業等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、審査を行いました。

主なものは、条例中に虐待の防止と規定を設けること及び業務継続計画の策定が追加されたものでございます。

質疑がございましたが、この際、省略をいたします。

以上で、文教厚生委員会の審査報告を終わります。

なお、御質疑等がございましたら、他の委員の協力を得てお答えいたします。よろしくお願いいたします。

議長（与 勝広君） 次に、産業建設委員長の審査報告を求めます。

産業建設委員長（橋口耕太郎君） おはようございます。御報告申し上げます。産業建設委員会は6月24日の1日間開会し、慎重かつ丁寧に審査をいたしました。審査結果については、皆様のお手元に配付してあります議案2件について、審査報告書のとおり、全て原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、主な質疑について御報告申し上げます。

はじめに、議案第37号 令和3年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中、関係事項について当局より補足説明があり、以下、主な質疑について御報告いたします。

まず、当局より、各課に跨り共通して計上している予算について。6款から7款において、会計年度任用職員の配置に伴い、各費目において報酬、職員手当、共済費、旅費など、必要経費の増減を計上。

また、紬観光課が所管する関係予算のうち、主なものについて、2款1項14目地方創生推進費8節旅費73万3,000円は、国際交流員事業における新旧交流員の旅費で、退任の交流員の任期が終了し、新たに着任する交流員派遣見込みが整ったことにより計上するもの。

7款1項商工費4日本場奄美大島紬振興費10節需用費1,200万円については、産業支援センターの屋上屋根防水修繕改修の費用を計上するものとすること。この歳入については、22款1項2目過疎対策事業債7節地場産業振興施設整備事業債となっている。市債1,230万円との事業費の差額は、事務費とすること。

この説明に関し、委員より特段の質疑はありませんでした。

次に、8款土木費、11款災害復旧費を審査し、当局の補足説明ののち、委員より、災害復旧費の中

の13節の土木機械借上料について、4月の大雨との説明だが、場所はどこかの質疑があり、また、この4月の集中豪雨によって堆積した土砂を除去するのは、全てこの予算の中に含まれているかとの確認の質疑があり、当局より、名瀬の本茶線2か所、朝戸和瀬線で1か所、河川で朝戸川、住用の水川となっている。笠利においては、赤木名土盛線の土砂除去、佐仁16号線の側溝土砂除去、東部線の路面清掃、平4号線の側溝土砂除去、赤木名3号線の側溝土砂除去。河川において、大滝川の土砂除去、中里川の土砂除去となっているとのこと。また、本補正で4月豪雨の土砂除去の費用は全て含まれているとのこと。

委員より、笠利町の会計年度任用職員、伐採作業員について、何名採用され、伐採されるエリアはこの区域を指すのかとの質疑があり、当局より、伐採作業についての増員分は2名、合計7名で笠利の市道と観光の伐採業務に充てている。エリアについては市道で6路線、観光施設は3か所を実施しているとのこと。

また、委員より、7名体制だということだが、班ごとなのか、7名一緒にやるのか、個別にやるのか、その指導などについて質疑があり、当局より、3名と4名の2班体制で実施しているとのこと。

委員より、市道山羊島線の当局の速やかな対応について、住民から感謝の声が届いているとの報告がありました。

そのほかにも若干の質疑がありましたが、この際、省略をいたします。

次に、議案第44号 奄美市ワークスタイルラボ条例の制定について、当局より資料配付ののち、補足説明のあと、委員より、本条例の施設と笠利のICTプラザとの関連について、また、ワークスタイルラボを英語表記の条例にしたことについて質疑があり、当局より、ICTプラザかさりについては、情報通信産業のインキュベート施設で運用している。今回のワークスタイルラボにおけるサテライトオフィスは、情報通信産業以外の全産業を対象としている。また、ICTプラザかサりの入居期間は5年と長期で、一方、サテライトオフィス部分6か月間、短期間の入居期間とし、その間、入場者等の連携や奄美市内への各種情報の収集などにより、奄美進出を目指している企業への短期間の支援ということで位置付けている。また、2点目の条例の英語表記については、施設の正式名称が奄美市Work Style Lab（ワークスタイルラボ）という英語表記を使ったことに伴って、今回、条例も併せて英語表記としたとのこと。

また、委員より、この施設のコミュニティマネージャーが決定しているのか。また、雇用契約はどうなっているかとの質疑があり、当局より、コミュニティマネージャーについては、3月に令和3年度のフリーランス支援事業の一環としてコミュニティマネージャーの募集をした。審査、選定の結果は、株式会社シーまにコミュニティマネージャー機能を委託することになり、現在、施設はないが、株式会社シーまにおいて窓口の相談やサポートを行っているとのこと。

委員より、本施設の総事業費について質疑があり、当局より、財源は奄振交付金を活用し、事業概要に記載している6,921万9,000円は改修工事にかかる工事費用の委託契約額となっている。その他の全体事業費としては1億1,600万円程度が総事業費で、その中に、工事、改修工事以外にも、ホームページを作成する経費、備品を購入する経費、産業支援センター全体の空調設備改修工事なども含まれているとのこと。

委員より、本施設の完成予定、申し込みの状況、指定管理などについて質疑があり、当局より、ワークスタイルラボの完成は6月22日をもって完成、7月7日に開所式を予定している。入居については、これから募集を始める予定。また、7月7日にオープンし8月4日までは無料の開放期間を設け、その中で新たな働き方を検討していただいたり、市としても周知の期間を設けて、徹底していきたいと考えている。指定管理については、令和4年度までは市の直営で施設の管理は行っていきたいと考えているとのこと。

委員より、令和4年度まで市の直営ということだが、創業支援について、創業資金面も含めた基本的な、あるいは今後の計画について質疑があり、当局より、創業支援については、奄美市、奄美群島振興

開発基金、あまみ商工会、奄美大島商工会議所4団体において、創業支援センター窓口を設置し、来年度まで国から認められた創業支援計画を計画に沿った形で事業展開している。その中で、令和5年度以降、計画延長を考えている。内容としては、財務や経営、販路拡大、人材育成といったセミナーを9回開き、そのセミナーを全部受講して創業した場合、法人税の優遇措置、金利の優遇、そして、借り入れの要件緩和、そういうものが特典としてある。また、昨年度から奄美市でも創業支援金を準備し、実際に創業した方に対し、個人で20万円、会社で30万円の初期設備投資の支援も行っている。現状、コロナ禍で厳しい状況であるが、昨年度から創業塾の受講生や出店支援に応募する方々が例年以上に増えてきているという現状もある。そういった方々を、今後も伴走的に支援していきたいと考えている。令和4年度以降、奄振事業なども活用しながら、創業後まで支援できるような、そういう取組を検討していきたいと考えているとのこと。

委員より、定住促進の奄振事業の活用や、ある程度の保障がないと前に進まないところがある。是非、そういう新しい仕組みをつくって創業者を出すこと。全員が上手くいけばいいが、そうはいかない可能性が高い。その中から、2割でも3割でも創業者として継続してもらうことで、法人税や所得税が入ってくれば、将来的に市のプラスになると思うので、創業支援を広い目で支えることを考えていただきたいとの要望がありました。

そのほかにも若干の質疑がありましたが、この際、省略いたします。

以上で、産業建設委員会の報告を終わりますが、御質問がありましたら、他の委員の協力を得てお答えいたします。よろしくお願いいたします。

議長（与 勝広君） 次に、総務企画委員長の審査報告を求めます。

総務企画委員長（川口幸義君） おはようございます。総務企画委員会は去る6月25日、付託されました4件の案件について、全て丁寧に審査いたしました。

それでは、総務企画委員会に付託されました議案第37号、議案第39号、議案第46号及び議案47号の議案4件につきましては、お手元に配付してあります総務企画委員会審査報告書のとおり、全て原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、その審査の結果について御報告いたします。

議案第37号 令和3年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中、関係事項について及び議案第39号 令和3年度奄美市交通災害共済特別会計補正予算（第1号）は、一括して審査を行い、採決は分割して行いました。

当局から、議案第37号 令和3年度奄美市一般会計補正予算（第2号）及び議案第39号 令和3年度奄美市交通災害特別会計補正予算（第1号）について、2款1項8目安全安心対策費14節工事請負費の1,943万6,000円については、災害時の情報提供を強化するため、コミュニティFM難聴地域を解消し、地域防災の環境整備を図るため、笠利地区にFM中継局を整備するものであり、17節備品購入費の75万5,000円については、災害時に必要となる発電機や大型扇風機等の備品購入費となっている。2款1項17目新型コロナウイルス感染対策事業18節負担金、補助金及び交付金9,734万円のうち、事業費に伴う7,574万円について、集会施設コロナ感染防止対策事業補助金である。コロナ禍において、自治会、町内会、集落会が地域活動に安心して取り組める環境の整備を推進するため、活動の拠点となる集会施設の空調設備等の設置により、換気対策、トイレの洋式化による飛沫飛散防止対策など、感染防止に要する費用に対して、自治会等へ補助金を支給するものと説明がありました。更に、奨励金、助成金2,160万円、地域自治会活動事業助成金である。感染防止対策に要する費用及び地域活動支援することで、自治会などの活力を取り戻していただくため、全自治会などを対象に助成金を支給するとの説明がありました。

委員から、FM中継局について、難聴地域をカバーできるのかの質疑があり、当局から、笠利地区に

は、現在、1塔、鉄塔が建っており、現在のカバー率は26パーセント程度となっている。今回、整備したのちのカバー率は90パーセント程度を予定しているとの答弁がありました。

委員から、奄美市ではかに難聴地域があるかとの質疑があり、当局より、ホームページによると今日現在、奄美市全体の難聴、可能エリアというのは80パーセントから90パーセント近くという、ことであるなどの答弁がありました。

委員から、集会施設コロナ感染対策空調、トイレ補助金が100パーセントじゃないかとの質疑があり、当局より、現在のところ、10分の10、100パーセント補助を考えていると、従って、100万円までは出るとの答弁がありました。

委員から、市内の自治会、町内会が管理する施設全てが手を挙げたとしても、賄える額なのか質疑があり、当局より、施設としては名瀬地区の集会施設が33、市営住宅が10、住用施設が10施設、笠利地区が28施設、合計81施設を対象として予算計上しているなどの答弁がありました。

当局より、名瀬地区、住用地区については一律100万円を想定しています。笠利地区につきましては、要望を伺い、要望の額を今回、計上しているなどの答弁がありました。

当局より、自治会活動助成金について、自治会、109自治会対象としている、答弁がありました。

そのほかにも、委員から質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

よって、議案第37号 令和3年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中、関係事項については、これを原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号 令和3年度奄美市交通災害特別会計補正予算（第1号）については、これを原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号 辺地に係る公共施設の総合整備計画の策定について。当局より、議案第46号 辺地に係る公共施設の総合整備計画の策定について説明があり、令和2年度に名瀬辺地、住用辺地、笠利辺地における総合整備計画期間が終了したことを受け、継続して辺地債を適用するためには、新たに5か年の総合整備計画の策定が必要であることから、辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置などに関する法律第3条1項の規定により、議会の議決を求めるものとしたとの補足説明がありました。

これに関して、委員から特段の質疑はありませんでした。

議案第46号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号 財産の取得について、当局から、議案第47号 財産の取得について、奄美市消防団住用方面隊第3小隊山間・戸玉集落を管轄に消防ポンプ自動車を購入配備する。現在、奄美市消防団住用方面隊第3小隊、配備されている消防ポンプ自動車は平成13年11月に導入され、配備から20年となる車両で、経年劣化を含めて老朽化しており、車両更新の時期に達している。消防団車両については、概ね20年で更新を計画している。今回、更新、切り替えを予定しております車両については、最新モデルの消防ポンプ自動車などとなっており、車両本体はオートマチック車で、駆動方式は現在の車両と同様に4WDとなっており、乗車人員は1名増の6名にて運用でき、火災や対応だけではなく、各種自然災害などにも運用可能な車両となっている。入札状況については、先月28日、住用総合支所3会議室にて行い、指名業者4社のうち1社が辞退、3社による指名競争入札の結果、消費税込み2,280万円で株式会社鹿児島消防防災が落札。納期は来年2月4日を予定。なお、予算措置額は2,300万円である。車両導入後は効率的な取り扱いに訓練などを実施し、住民の安心・安全の確保に向け、その責務を果たすべく努力、図ってまいりたいと思う、などの補足説明がありました。

これに関しては、委員からの特段の質疑はありませんでした。

よって、議案第47号 財産の取得について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務企画委員会に付託されました議案の審査報告を終わります。

なお、御質問がございましたら、他の委員の協力を得てお答えいたしたいと思います。よろしくお願

いします。

議長（与 勝広君） これから、各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、採決を行います。

議案第37号から議案第47号までの11件を一括して採決いたします。

この議案11件に関する各委員長の報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。

この議案11件は、各委員長報告のとおり、決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第37号から議案第47号までの11件は、いずれも原案のとおり可決されました。

○

議長（与 勝広君） 日程第2、請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための2022年度政府予算に係る意見書採決の請願について及び請願第1号 病児の難病治療で抗がん剤治療等による特別な理由で抗体価が低下・消失した場合のワクチン再接種費用助成制度を求める請願についての2件を議題といたします。

ただいまの請願2件に関する文教厚生委員長の審査報告を求めます。

文教厚生委員長（竹山耕平君） 当委員会に付託されました請願第2号につきましては、お手元に配付いたしました審査報告書のとおり採択すべきものと決しております。

以下、主な審査内容について御報告申し上げます。

請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための2022年度政府予算に係る意見書採決の請願。請願者は奄美市名瀬浦上町にお住まいの鹿児島県教職員組合奄美地区支部奄美地区協議会議長の富さつきさんであります。請願事項は、1、計画的な教職員定数改善を推進すること。2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元することです。

委員より、国において教職員定数の充実に向けて、義務標準法を改正し、通級指導、外国人指導、児童・生徒等の指導、工夫、改善、加配について、平成29年度から10年間、基礎定数化を段階的に進めていること。また、義務教育制度の根幹となる国庫負担制度を堅持する方針の下、国から地方への税源の移譲がなされており、国庫負担割合を2分の1に復元することは実現困難であること。また、県内の状況においても不採択や取り下げなどの現状があるという意見がございました。

慎重、丁寧に審査をした結果、賛成多数により採択すべきものと決しております。なお、本会議場で採択と決した際には、後刻、文教厚生委員長名で意見書の提出をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、当委員会に付託されました請願第1号につきましては、お手元に配付いたしました審査

報告書のとおり、採択すべきものと決しております。

以下、主な審査内容について御報告申し上げます。

請願第1号 病児の難病治療で抗がん剤治療等による特別な理由で抗体価が低下・消失した場合のワクチン再接種費用助成制度を求める請願。請願者は奄美市名瀬鳩浜町にお住まいの萩原雄一さんです。請願事項は抗がん剤治療等による特別な理由で抗体価の低下・消失した場合のワクチン再接種費用助成制度の早期創設を求めることであります。

委員より、全国各自治体で助成制度の取組が広がっています。平成30年度には89自治体だったものが、令和3年5月現在、479自治体、都道府県に至っては9府県と広がりを見せていること。今後は県とも連携をとりながら進める必要があるという意見がございました。

慎重、丁寧に審査を行った結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり、全会一致により採択すべきものと決しております。よろしくお願いします。

以上で、2件の審査報告を終わりますが、御質問等がございましたら、他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

議長（与 勝広君） これから、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、この2件について、採決を行います。

採決は、これを分割して行います。

最初に、請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1の復元を図るための2022年度政府予算に係る意見書採択の請願についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択すべきものであります。

お諮りいたします。

この採決は、起立表決に代わり、電子表決により行います。

本件は、これを採択することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対とする諸君は反対のボタンを押してください。

（電子表決）

押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

押し忘れなしと認めます。

電子表決を終了いたします。

賛成多数であります。

よって、請願第2号は、採択することに決定いたしました。

次に、請願第1号 病児の難病治療で抗がん剤治療等による特別な理由で抗体価が低下・消失した場合のワクチン再接種費用助成制度を求める請願についてを採決いたします。

本件に関する委員長の報告は、採択すべきものであります。

お諮りいたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、請願第1号については、採択することに決定いたしました。

○

議長（与 勝広君） 日程第3，陳情第4号 米軍機の奄美市上空での低空飛行禁止を求める陳情及び陳情第2号 奄美市議会から駐屯地外訓練等の市民広報を求める陳情についての2件を議題といたします。

ただいまの陳情に関する総務企画委員長の審査報告を求めます。

総務企画委員長（川口幸義君） それでは、報告いたします。

総務企画委員会に付託されました陳情第4号及び陳情第2号につきまして、審査の結果について御報告いたします。

総務企画委員会に付託されました陳情4号 米軍の奄美市上空での低空飛行禁止を求める陳情、その結果は、お手元に配付してあります総務企画委員会審査報告書のとおり、採択すべきものと決しました。

以下、その審査内容について御報告いたします。

陳情第4号の陳情者は奄美市名瀬和光町の戦争のための自衛隊配備に反対する奄美ネット代表城村典文さんです。陳情事項は、奄美市議会から米軍機による低空飛行禁止を求めることであります。

委員から、主な意見として、夜間に飛ぶ事例も多くありますので、これはやはり市議会としてしっかりと抗議するという賛成意見と、委員より、我々が地方自治、いろんな流れの中で、やっぱり県にあげる、そして、国にあげ、そういうような形が陳情の常とう手段だというふうに、地方議会としての一員としてはそう考える。米軍へいきなりというのはいかがなもんか。米軍に出す方法論として、少し考えさせる必要があるという意見もありました。

この陳情につきましては、採決の結果、賛成多数であり、お手元に配付してあります審査報告書のとおり、採択すべきものと決しました。

次に、陳情第2号 奄美市議会から駐屯地外訓練などの市民広報を求める陳情の審査の結果、お手元に配付してあります総務企画委員会審査報告書のとおり、採択すべきものと決しました。

以下、その審査内容について、御報告いたします。

陳情第2号の陳情者は、奄美市名瀬和光町の戦争のための自衛隊配備に反対する奄美ネット代表城村典文さんです。陳情事項は奄美駐屯地での訓練、行事などは市民向けに事前報告をすることです。

この陳情につきましては、採決の結果、全会一致であり、お手元に配付してあります審査報告書のとおり、採択すべきものと決しました。

以上をもちまして、総務企画委員会に付託されました陳情の審査内容の報告を終わります。

なお、質問がございましたら、他の委員の協力を得てお答えいたします。

議長（与 勝広君） はい、これから、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

１７番（伊東隆吉君） 自由民主党会派の伊東隆吉です。陳情第４号に対し、反対の立場で討論をいたしたいと思います。

陳情第４号 米軍機の奄美市上空での低空飛行禁止を求める陳情案件の陳情事項第１の奄美市議会から米軍機による低空飛行禁止を米軍へ求めること、これに対して反対の立場で討論いたします。米軍は２０１２年、平成２４年１０月に沖縄県普天間基地飛行場に米軍の新型輸送機MV２２、いわゆるオスプレイを配備した。以来、米軍による飛行訓練が開始され、奄美本島への低空飛行訓練の実施が頻繁に行われておことは、市民みんな、議会の皆様も含めて、御承知のことと思います。また、これには指定されたパープルルート外である奄美市街地においても、低空飛行が目撃されるなど、市民の不安、事故への懸念は当然のことと理解をいたすところであります。本市議会は、平成３０年３月、第１回定例会において、このような状況に鑑み、国においては、オスプレイの安全性や事故原因、更に、飛行訓練による周辺住民への影響などについて、責任をもって関係地方公共団体に対し、詳細に説明するとともに、奄美で、奄美大島上空の飛行などの中止を含めた対応を強く要望する、この旨の意見書を、私も、全会一致で決議し、国へ提出していることも御承知だと思います。また、日米地位協定の見直しを求める意見書は、令和２年、昨年第２回定例会にておいて決議し、国へ協定の見直しに取り組まれるよう強く要望する。また、この旨も提出しました。行政当局においても、平成３０年の７月、朝山 毅奄美市長をはじめ、奄美本島５市町村首長連名で、在日米軍機オスプレイによる奄美空港への緊急着陸及び奄美大島上空における低空飛行に係る対応について、九州防衛局長へ要請書を提出しております。今回の陳情の趣旨に関しましては、私なりに十二分に理解はいたしております。個人的な見解ですが、現在、我が国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約が締結され、日米安全保障条約、いわゆる日米同盟であります。この条約に基づき、日米地位協定は締結されております。このような日米間の現況において、今回の陳情案件の陳情事項を、奄美市議会から直接米軍へ求めること、これに関しましては、地方議会としていかなるものかと考えざるを得ません。私は、この案件は国の専管事項であるものと考えます。よって、陳情第４号に対して反対の意を示すと同時に、新たに、奄美市議会として国へ意見書の提出を求めて、反対討論といたします。議員の皆様、御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（与 勝広君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、この２件について、採決を行います。

採決は、これを分割して行います。

お諮りいたします。

陳情第４号 米軍機の奄美市上空での低空飛行禁止を求める陳情に対する委員長の報告は、採択すべきものであります。

お諮りいたします。

この採決は、起立表決に代わり、電子表決により行います。

この際、念のため申し上げます。

本案を可とする諸君は賛成のボタンを、否とする諸君は反対のボタンを押してください。なお、出席議員が投票機の賛成のボタンと反対のボタンのいずれも押していないときは、会議規則第７３条第５項の規定により、その議員は投票機の反対のボタンを押したものとみなします。

（電子表決）

電子ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

はい、押し忘れなしと認めます。

電子表決を終了いたします。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、陳情第4号 米軍機の奄美市上空での低空飛行禁止を求める陳情は、採択することに決定いたしました。

次に、陳情第2号 奄美市議会から駐屯地外訓練等の市民広を求める陳情についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、陳情第2号については、採択することに決定をいたしました。

暫時休憩いたします。（午前10時25分）

○

議長（与 勝広君） 再開いたします（午前10時40分）

3番（永田清裕君） 国に対し、意見書を提出することを望み、動議を提出いたします。

議長（与 勝広君） ただいま永田君から意見書提出の動議が提出されました。所定の賛成者がありますので、動議は成立いたします。

お諮りいたします。

この際、本動議を日程に追加し、議題とすることに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

この際、本動議を日程に追加し、議題とすることに決しました。

それでは、暫時休憩いたします。（午前10時43分）

○

議長（与 勝広君） 再開いたします（午前10時48分）

さきほど永田清裕君から意見書提出の動議が提出されましたので、提出者に説明を求めます。

3番（永田清裕君） 無所属 自民党籍の永田清裕でございます。意見書を拝読し、提案理由といたします。

米軍機の奄美市上空での低飛行訓練に関する意見書。米軍機の国内における低空飛行訓練については、平成11年の日米合意に基づき、その安全性を最大限確保すると同時に、低空飛行訓練が日本の地元住民に与える影響を最小限にすることとされている。鹿児島県によると、本県に寄せられている航空機による低空飛行等の目撃情報件数は平成28年度以降、増加傾向にあり、平成30年度及び令和元年度は、その大半が米軍機の可能性のあるものでありました。近年においては、オスプレイ等が市街地上空を低空飛行する目撃情報が増加している。当該機等が上空通過をする際は、爆音とともに木造造りの家屋が揺れるという報告が多く寄せられており、市民に強い懸念と不安を抱かせていることから、誠に遺憾であると思います。こうした低空飛行は、騒音被害のみならず、万一墜落した場合には住民を巻き込む大惨事につながりかねないものであり、かかる自体の発生が憂慮されるところであります。本市においては、航空機の低空飛行等について、住民などからの目撃情報を県を通じ、九州防衛局等に照会し、米軍機の可能性があるなどの回答があった場合には、九州防衛局に対して住民の安心・安全の確保

等について、米軍側に申し入れるよう要請しており、更に市議会においては、オスプレイの飛行について、周辺住民への影響等の説明、奄美大島上空の飛行等の中止を含めた対応を要望する旨の意見書を提出しているところであります。また、県市長会においては、国に対し、訓練飛行時の設定された空域の厳守、安全の最大限の配慮やその他の飛行時の航空法と国内法の順守等を米軍へ要請するとともに、関係情報を提供するよう要望しており、全国知事会においても、国に対し、騒音測定器を増やすなど必要な実態調査を行うとともに、訓練ルート等の事前情報提供を行うこと。人口密集地域等の飛行回避や深夜等、住民への影響が大きい時間帯を避けるなど、地域住民の不安を払拭するよう、十分な配慮を行うことなどを要請しているところであります。よって、このような状況等を踏まえ、市民の安全・安心を確保する観点から、次の措置を講じられるよう、国に強く要望するところであります。

1、飛行訓練など、基地の外における米軍の演習、訓練については、必要最小限とし、市街地や住宅地での飛行訓練を行うことを極力避けるよう、米国に強く要請すること。また、訓練ルートや訓練が行われる時期について、速やかかつ詳細な事前情報提供を行うなど、奄美市民の不安を払拭するよう、十分な配慮を行うこと。

2、米軍機の低空飛行訓練を実施する際に、安全性を最大限確保することなど、日米合同委員会の合意事項の順守を徹底するよう、米国に要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

以上でございますが、どうぞ皆様方の御賛同をよろしくお願いいたします。以上です。

議長（与 勝広君） 暫時休憩いたします。

11時10分に再開いたします。（午前10時53分）

_____ ○ _____

議長（与 勝広君） 再開いたします。（午前11時10分）

ただいま提出されました米軍機の奄美市上空での低空飛行訓練に関する意見書に対しまして、これから、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

なお、本案は委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

6番（崎田信正君） おはようございます。日本共産党の崎田信正です。米軍機の奄美市上空での低空飛行訓練に関する意見書の提出についてということで、動議が出されて、今、議論しているところですが、突然のことで、すぐすぐいろんな文面を作っているわけじゃありませんが、陳情の件についてですね、陳情じゃない、意見書ですね、飛行訓練など基地の外における米軍機の演習、訓練については必要最小限とし、市街地や住宅地での飛行訓練を行うことを極力避けるようという文言になっておりますけれども、私たちの、私たちというか、市会議員、日本共産党の市議団の立場は、極力じゃなくて、この奄美上空、密集地を飛ぶなというのが、私たちの思い、趣旨でございます。米軍機の低空飛行訓練を実施する際に、安全性は最大限確保することなど、日米合同委員会のと、云々とありますけれども、安全性は最大限、確保するのはもとよりですけれども、一番の確保というのは、上を通らないことが一番の

安全性を確保することになって、これまでもずっと防衛省にも言っているように、なんのためにここを飛んでいるのか、一切説明がないんですね。ですから、この人口密集地の上空で飛行する意味、意図、それも一切知らされないまま、低空で飛んでいるということと、実際に騒音などもある、というような状況ですから、私たちは米軍機の奄美上空での飛行を一切禁止するように求めたいと思いますけれども、緊急動議では、これが全会一致になるという状況になれば、我々はこの件について、今、この時点では反対はしないと。だけれども、いずれ、やはりこれから先の状況を見てですね、やっぱり米軍機の飛行そのものを禁止すべきだということになればですね、また、改めて、次の議会でも提案していきたいというふうに思って、意見だけを述べておきたいと思います。

議長（与 勝広君） ほかに討論、ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

この採決は、起立表決に代わり、電子表決により行います。

準備のため、しばらくお待ちください。

準備ができたようですので。この際、念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成のボタンを、否とする諸君は反対のボタンを押してください。なお、出席議員が投票機の賛成のボタンと反対のボタンのいずれも押していないときは、会議規則第73条第5項の規定により、その議員は投票機の反対のボタンを押したものとみなします。

（電子表決）

ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

押し忘れなしと認めます。

電子表決を終了いたします。

賛成、全会一致であります。

よって、意見書、米軍機の奄美市上空での低空飛行訓練に関する意見書の提出については、採択するものと決しました。

○

議長（与 勝広君） 日程第4に移ります。日程第4、議案第49号から議案第51号までの固定資産評価審査委員会委員の選任についての3件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。それでは、ただいま上程されました議案第49号から議案第51号までの固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本市の固定資産評価審査委員会委員の任期が令和3年7月7日をもって満了となりますことから、引き続き、塩崎博成氏、浦口一弘氏及び浜崎幸樹氏をそれぞれ選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

何とぞ御同意くださいますよう、お願い申し上げます。

議長（与 勝広君） これから、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本案は、委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これから、採決をいたします。

採決は、これを1件ごとに行います。

まず、議案第49号 奄美市固定資産評価審査委員会委員の選任について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第49号は、これに同意することに決定いたしました。

次に、議案第50号 奄美市固定資産評価審査委員会委員の選任について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に同意することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第50号は、これに同意することに決定いたしました。

次に、議案第51号 奄美市固定資産評価審査委員会委員の選任について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第51号は、これに同意することに決定いたしました。

○

議長（与 勝広君） 日程第5，発議第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための2022年度政府予算に係る意見書採択の請願についての意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略いたします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これにて、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略いたします。

これから、本案について採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、発議第2号について、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の提出先につきましては、議長に一任願います。

○

議長（与 勝広君） 日程第6，発議第3号 陸上自衛隊奄美駐屯地の駐屯地外での訓練や行事等に対し，市民向け事前広報を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を省略したいと思いますが，これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，提案理由の説明を省略いたします。

これから，本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これにて，質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は，討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，本案は討論を省略いたします。

これから，本案について採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は，原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，発議3号については，原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の提出先につきましては，議長に一任願います。

○

議長（与 勝広君） 日程第7，発議第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

14番（関 誠之君） 議場の皆さん，市民の皆さん，おはようございます。私は立憲民主党の関 誠之でございます。地方財政充実・強化を求める意見書について，提案理由を御説明いたします。

新型コロナウイルスの出現により，今，地方自治体は新たに多くの行政需要が発生しています。ワクチン接種の体制の構築，防疫体制の強化，新しい生活様式への変化を余儀なくされた市民の日常生活から発生する問題など，あらゆる課題に即時の対応が求められています。それと同時に，医療，介護など社会保障への対応，子ども子育て支援策の充実，地域交通の維持，確保など，少子高齢化の進展とともに

に従来からの行政サービスに対する需要もこれまでどおり高まりつつあります。しかし、現実に公的サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場の実態にある中、近年、多発している大規模災害、また、デジタルガバメント化への対応も迫られております。こうした地方財政財源対応について、政府はいわゆる骨太方針2018に基づき、2021年度の地方財政計画までは2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保してまいりました。しかし、新型コロナウイルスへの対応により、巨額の財政出動が行われる中、2022年度以降の地方財源が十分に確保できるのか、大きな不安が残されております。このため、2022年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、コロナ禍による新たな行政需要なども配慮しながら、把握しながら、歳入歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、政府に意見書事項の実現を求め、地方財政充実・強化を求める提案といたします。

議員各位の御賛同をよろしくお願いを申し上げ、終わります。よろしくお願いいたします。

議長（与 勝広君） これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これにて、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託及び討論を省略いたします。

これから、本案について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、発議4号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の提出先につきましては、議長に一任願います。

○

議長（与 勝広君） 日程第8、発議第5号 奄美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提出者に、提案理由の説明を求めます。

17番（伊東隆吉君） お疲れ様です。議会運営委員長の伊東です。ただいま上程されました発議第5号 奄美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、説明申し上げます。

全国的な地方議会議員の成り手不足が問題となる中、奄美市議会においても様々な人材の参画を促進することが求められます。その対応策の一つとして、議員活動と家庭生活の両立、支援などの環境づくりが考えられます。このような中、現在の会議規則において、本会議及び委員会の欠席事由に関する規定の中の「事故のため」という表記を、「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、その他のやむを得ない事由のため」と例示、明文化するとともに、出産に伴う産前、産後の欠席期間の範囲を明文化するよう改正するものでございます。また、デジタル化政策の一環として、行政手続きの見直しが求められる中、押印廃止の検討も進められております。そこで、これまで請願者に対し記名、押印を

求めておりましたが、押印に変えて、署名のみにより請願の提出を可能とする規定に改正するものであります。なお、全国市議会議長会からも、これらの改正が推奨されているところでございます。今回の改正は、現在の社会情勢を鑑みても必要なものと考えますので、本発議の趣旨を御理解の上、可決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（与 勝広君） これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これにて、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託及び討論を省略いたします。

これから、本案について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、発議第5号については、原案のとおり可決されました。

○

議長（与 勝広君） 日程第9、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長及び産業建設委員長から、お手元に配付してあります文書表のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、これを閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって、令和3年第2回奄美市議会定例会を閉会いたします。（午前11時31分）

○

以上、本会議の次第を記載し、相違なかったことを認め、ここに署名する。

奄美市議会議長 与 勝広

奄美市議会議員 永田 清裕

奄美市議会議員 大迫 勝史

奄美市議会議員 元野 景一

(別 紙)

文教厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条及び第141条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件 名	審査の結果
(1)	議案第37号	令和3年度奄美市一般会計補正予算(第2号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第38号	令和3年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきもの
(3)	議案第40号	奄美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(4)	議案第41号	奄美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(5)	議案第42号	奄美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(6)	議案第43号	奄美市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(7)	議案第45号	奄美市任期付市費負担教職員の採用、給与及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(8)	請願第2号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の請願について	採択すべきもの
(9)	請願第1号	病児の難病治療で抗がん剤治療等による特別な理由で抗体価が低下・消失した場合のワクチン再接種費用助成制度を求める請願	採択すべきもの

令和3年7月1日

文教厚生委員長 竹山 耕平

奄美市議会議長 与 勝広 殿

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第37号	令和3年度奄美市一般会計補正予算（第2号）について	原案可決すべきもの
(2)	議案第44号	奄美市 WorkStyle Lab 条例の制定について	原案可決すべきもの

令和3年7月1日

産業建設委員長 橋口 耕太郎

奄美市議会議長 与 勝広 殿

総務企画委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条及び第141条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第37号	令和3年度奄美市一般会計補正予算(第2号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第39号	令和3年度奄美市交通災害共済特別会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきもの
(3)	議案第46号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決すべきもの
(4)	議案第47号	財産の取得について	原案可決すべきもの
(5)	陳情第4号	米軍機の奄美市上空での低空飛行禁止を求める陳情	採択すべきもの
(6)	陳情第2号	奄美市議会から「駐屯地外・訓練等の市民広報」を求める陳情	採択すべきもの

令和3年7月1日

総務企画委員長 川口 幸義

奄美市議会議長 与 勝広 殿

令和3年7月1日

奄美市議会議長 与 勝広 殿

議会運営委員長 伊東 隆吉
産業建設委員長 橋口 耕太郎

閉会中の継続審査の申出について

議会運営委員会及び産業建設委員会は、下記案件について、なお検討を要するため、閉会中も継続審査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定によって申し出ます。

記

○ 議会運営委員会

- 1 議会運営に関する事項について
- 2 議長の諮問する事項について

○ 産業建設委員会

- 1 陳情第3号 奄美市住用町市湾の沿岸に堆積している土砂の撤去に関する陳情
- 2 委員会の所管事務に関する調査について

参 考 資 料
（ 意 見 書 等 ）

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるため
の、2022 年度政府予算に係る意見書

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。特に小学校においては、新学習指導要領の移行期間中であり、外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮する状況となっています。ゆたかな学びの実現のためには教職員定数改善などの施策が最重要課題です。また、明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのためにも教職員定数改善が欠かせません。

また、離島・山間部の多い鹿児島県においては 2 学年の子どもが一つの学級で学ぶ複式学級が多く、単式学級で学ぶ子どもたちと比較したとき、憲法が保障する教育の機会均等が保障されているとは言えません。子どもの教育の機会均等と学びの保障の観点から、複式学級の解消は極めて重要な課題です。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられました。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。こうした観点から、2022 年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、強く求めます。

記

- 1 計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を 2 分の 1 に復元すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 3 年 7 月 1 日

奄 美 市 議 会

陸上自衛隊奄美駐屯地の駐屯地外での訓練や行事等に対し市民向け事前 広報を求める意見書

2019年に配備された陸上自衛隊奄美駐屯地では、連日、島民の命と暮らしを守るために、厳しい訓練が実施されていることと思います。

自衛隊の奄美駐屯地外における訓練に関しては、昨年1月27日龍郷町荒場地区（秋名、嘉渡、円、安木屋場）の公道で、小中学生の登校時刻に小銃を携帯した100名の隊員による行軍が行われており、また、龍郷町の長雲林道や奄美市の本茶林道において集団徒歩訓練を行っています。さらに6月には、大熊漁港にて水路侵入訓練、8月には搭乗体験飛行として朝仁新町上空を自衛隊ヘリが旋回しており、今年に入っても1月15日に有良林道での行軍訓練、1月30日に搭乗体験が行われており、奄美駐屯地外での活動が多いと感じるところです。

これらの活動については、訓練終了後に初めて知ることが多く、市民向けの事前広報がないことは、市民に対し大きな不安を与えることとなっております。

市民が安心・安全な生活を送ることができるよう、下記の事項を行っていただくことを強く要望いたします。

記

1. 奄美駐屯地外での訓練・行事等を行う際は、事前に市民向けの広報を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和3年7月1日

奄 美 市 議 会

地方財政の充実・強化を求める意見書

新型コロナウイルスの出現により、いま地方自治体には新たに多くの行政需要が発生しています。ワクチン接種体制の構築、防疫体制の強化、「新しい生活様式」への変化を余儀なくされた市民の日常生活から発生する問題など、あらゆる課題に即時の対応が求められています。それと同時に、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、少子・高齢化の進展とともに、従来からの行政サービスに対する需要も、これまで以上に高まりつつあります。しかし、現実には公的サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、近年多発している大規模災害、またデジタル・ガバメント化への対応も迫られています。

こうした地方の財源対応について、政府はいわゆる「骨太方針 2018」に基づき、2021 年度の地方財政計画までは、2018 年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保してきました。しかし、新型コロナウイルスへの対応により巨額の財政出動が行われるなか、2022 年度以降の地方財源が十分に確保できるのか、大きな不安が残されています。

このため、2022 年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、政府に以下の事項の実現を求めます。

記

1. 社会保障、防災、環境、地域交通、人口減少、デジタル化対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。
2. とりわけ新型コロナウイルス対策として、ワクチン接種体制の構築、感染症対応業務を含めた、より全体的な保健所体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業、また地域経済の活性化まで踏まえた、十分な財源措置をはかること。
3. 子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることか

ら、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充をはかること。また、人材を確保するための自治体の取り組みを支える財政措置を講じること。

4. デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化については、自治体の実情を踏まえるとともに、目標時期の延長や一定のカスタマイズを可能とするなど、より柔軟に対応すること。また、地域経済を活性化させるためにも、デジタルシステムの標準化による大手企業の寡占を防止すること、また地域での人材育成をはかるなど、地域デジタル社会推進費の有効活用も含めて対応すること。
5. 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている 1 兆円について、引き続き同規模の財源確保をはかること。
6. 2020 年度から始まった会計年度任用職員制度について、今後も当該職員の処遇改善が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどして、さらなる財政需要を十分に満たすこと。また、処遇改善額が明確となるよう配慮すること。
7. 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。
8. 森林環境譲与税の譲与基準については、より林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。
9. 地域間の財源偏在性の是正にむけては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。また、コロナ禍において固定資産税の軽減措置等が行われたことはやむを得ないものの、各種税制の廃止、減税を検討する際には、地方 6 団体などを通じて、自治体の意見や財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかる

こと。

10. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。
11. 地方交付税の法定率を引き上げるなど、引き続き、臨時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取り組むこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 3 年 7 月 1 日

奄 美 市 議 会

米軍機の奄美市上空での低空飛行訓練に関する意見書

米軍機の国内における低空飛行訓練については、平成１１年の日米合意に基づき、その安全性を最大限確保すると同時に、低空飛行訓練が日本の地元住民に与える影響を最小限にすることとされている。

鹿児島県によると、本県に寄せられている航空機による低空飛行等の目撃情報件数は、平成２８年度以降、増加傾向にあり、平成３０年度及び令和元年度はその大半が米軍機の可能性のあるものであった。

近年においては、オスプレイ等が市街地上空を低空飛行する目撃情報が増加している。当該機等が上空通過する際は、爆音とともに木造家屋が揺れるという報告が多く寄せられており、市民に強い懸念と不安を抱かせていることから、誠に遺憾である。

こうした低空飛行は、騒音被害のみならず、万一、墜落した場合には、住民を巻き込む大惨事につながりかねないものであり、かかる事態の発生が憂慮されるところである。

本市においては、航空機の低空飛行等について、住民等からの目撃情報を県を通じ九州防衛局等に照会し、「米軍機の可能性がある」などの回答があった場合には、九州防衛局に対して、住民の安心・安全の確保等について、米軍側に申し入れるよう要請しており、さらに市議会においては、オスプレイの飛行について、周辺住民への影響等の説明、奄美大島上空の飛行等の中止を含めた対応を要望する旨の意見書を提出している。

また、県市長会においては、国に対し、訓練飛行時の設定された空域の厳守、安全の最大限の配慮やその他の飛行時の航空法等国内法の順守等を米軍へ要請するとともに、関係情報を提供するよう要望しており、全国知事会においても、国に対し、騒音測定器を増やすなど必要な実態調査を行うとともに、訓練ルート等の事前情報提供を行うこと、人口密集地域等の飛行回避や、深夜等住民への影響が大きい時間帯を避けるなど、地域住民の不安を払拭するよう十分な配慮を

行うこと等を要請している。

よって、このような状況等を踏まえ、市民の安全・安心を確保する観点から、次の措置を講じられるよう国に強く要望する。

記

- 1 飛行訓練など基地の外における米軍の演習・訓練については、必要最小限とし、市街地や住宅地での飛行訓練を行うことを極力避けるよう米国に強く要請すること、また、訓練ルートや訓練が行われる時期について速やかかつ詳細な事前情報提供を必ず行うなど、奄美市民の不安を払拭するよう、十分な配慮を行うこと。
- 2 米軍機の低空飛行訓練を実施する際に安全性を最大限確保することなど日米合同委員会の合意事項の遵守を徹底するよう米国に要請すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 3 年 7 月 1 日

奄 美 市 議 会